

2026年度 福岡県

# 中小企業施策活用 ガイドブック

GUIDE BOOK



検索が便利な  
WEBサイト



(公財)福岡県中小企業振興センター

2026年度

# 福岡県中小企業 施策活用ガイドブック

## 本書の利用にあたって

### [使い方]

- 本書は、中小企業の皆様が中小企業施策を活用する際の手引書として、福岡県の施策を中心に概要を紹介したものです。
- 巻頭の「目次」や「施策一覧」では、利用者のニーズにあわせて活用できる施策を探ることができます。
- 国等の施策概要は、中小企業庁の下記ホームページでご確認ください。  
〔中小企業庁ホームページ〕

[https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g\\_book/2025/index.html](https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/2025/index.html)



### [注意点]

- 掲載されている内容は、各施策の概要ですので、実際の施策活用にあたっては、各施策の「お問い合わせ先」までご確認ください。
- 掲載されている内容が変更される場合もありますので、ご注意ください。
- 本書は、2026年5月現在で編集しています。

### [中小企業の定義]

- 中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」です。また、小規模企業・零細企業とは、同条第5項の規定に基づく「小規模企業者」です。具体的には、おおむね下記に該当する企業を指します。

業種	中小企業者		うち小規模企業者
	資本金	常時雇用する従業員	常時雇用する従業員
(1) 製造業・建設業・運輸業 その他の業種 【(2)～(4)を除く】	3億円以下	300人以下	20人以下
(2) 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
(3) サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
(4) 小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※上記に掲げた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。例えば、法人税法における中小企業軽減税率の適用範囲は、資本金1億円以下の企業です。

## Contents [目次]

## 1 各種経営相談・専門家派遣

利用者ニーズ	事業名等	ページ
売上拡大に係る支援など経営相談を受けたい	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点）	1・2
経営に関する問題の解決のため相談にのってほしい	中小企業・小規模事業者経営支援事業	3
早期経営改善に取り組みたい	中小企業経営改善支援体制強化事業	4
経営に関する課題解決のため専門家を派遣してほしい	経営改善サポートデスク（専門家派遣）	5
自社の強みや課題を明らかにして、経営改善を行いたい	小規模事業者等改善提案事業	6
経営改善に取り組みたい	中小企業経営改善・金融サポート会議（通称：ふくおかさサポート会議）＜経営支援＞	7
事業再生のために経営を見直したい	福岡県中小企業活性化協議会	8
人手不足、コスト削減、デジタル化推進 品質向上等の経営課題を解決したい	中小企業の稼ぐ力強化支援事業	9
生産性を向上させたい、人手不足等の経営課題を解決したい	福岡県よろず支援拠点 生産性向上支援センター	10
下請取引上の問題について、相談し解決を図っていききたい	取引かけこみ寺事業	11
特許や商標などを事業に活用したい	知的財産権の取得・活用支援	12
価格交渉や価格転嫁について相談したい	価格転嫁相談窓口	13
様々な労働問題について相談したい	労働相談・あっせんの実施	14
省エネルギーの取組について相談したい	福岡県省エネルギー相談事業（脱炭素社会推進費（中小企業支援））	15
廃棄物を減量したい	3Rの達人派遣事業（ごみ減量化促進対策事業）	16
食品ロスを削減したい	食品ロス削減マイスター派遣事業（食品ロス削減推進事業）	16
再生可能エネルギーの導入検討に際し、専門家からの助言がほしい	再生可能エネルギー導入支援アドバイザー派遣制度	17
脱炭素経営を導入したい	中小企業脱炭素経営推進事業（福岡県脱炭素経営はじめの一步。応援プログラム）	18

## 2 金融

利用者ニーズ	事業名等	ページ
事業資金等を借り入れたい	中小企業振興資金融資制度（制度融資）	19・20
共同で事業に取り組む場合の支援措置を知りたい	高度化事業（高度化資金助成費）	21
環境保全や公害防止の取組に対して融資を受けたい	環境保全や公害防止の推進を図る融資事業（エコふくローン）	22
エネルギー関連設備の導入に必要な資金を借り入れたい	エネルギー対策特別融資制度	23

## 3 創業・ベンチャー

利用者ニーズ	事業名等	ページ
ビジネスプランコンテストを活用して 起業アイデアを具体化させたい	福岡よかところビジネスプランコンテスト（ふるさと創業促進事業）	24
起業に必要な資金の補助を受けたい	福岡よかところ起業支援金	25
資金調達や海外展開等に関する助言など、総合的支援を受けたい	「グローバルコネクト福岡」における支援事業	26
資金調達や販路拡大のため ビジネスパートナーと知り合いたい	ピッチイベント「F★Pitch」	27
新商品や新サービスを開発するための伴走支援を受けたい	アトツギ・サッシンベンチャー伴走支援プログラム	28
女性の起業に関して相談したい	女性の起業サポート「Bloom 福岡」	29

利用者ニーズ	事業名等	ページ
県内のインキュベーション施設を知りたい	県が関係するインキュベーション施設	30

## 4 販路拡大

利用者ニーズ	事業名等	ページ
新商品開発や販路開拓の取組に対する財政支援を受けたい	小規模事業者の賃上げに向けた稼ぐ力強化支援補助金	31
新しい取引先を開拓したい、経営に関する相談をしたい	取引あっせん相談事業	32
インターネットでビジネスの活性化を図りたい	フコオカビジネスマッチングサイト・よかもん市場・MOTTO FUKUOKA	33
地域の農林水産物を活用した商品の開発・改良や販路の拡大に取り組みたい	ふくおかフードビジネスマッチング事業	34
自動車分野の取引の開拓、拡大をしたい	商談会等による取引機会の提供、アドバイザー等によるマッチング支援（北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進事業）	35・36
IT 関連分野で事業展開したい	IT 関連企業（未来 IT 産業振興事業）のビジネス拡大	37
エネルギー分野で事業展開したい	「エコテクノ 2026 ～エネルギー先端技術展～」の開催	38
リサイクル製品（建設資材）の認定を受けたい	リサイクル製品認定制度（リサイクル製品活用促進事業）	39
リサイクル製品（生活関連用品）の認定を受けたい	県産リサイクル製品認定制度（県産ふくくる製品認定事業）	40
航空機を利用して貨物を早く輸送したい	北九州空港を利用した貨物輸送に係る各種助成制度	41

## 5 新事業展開

利用者ニーズ	事業名等	ページ
新たな事業活動への取組に対して支援を受けたい	経営革新支援事業	42～44
海外ビジネスを行いたい、海外へ進出したい	海外ビジネス展開の支援	45・46
地域の農林水産物を活用した6次産業化を発展させたい	ふくおか6次産業化・農商工連携サポートセンター事業	47
消費者を惹きつける個性的で魅力ある商品の開発・販路を開拓したい	デザインを活用した商品等の開発・販路開拓支援（デザイン振興事業費）	48
宇宙ビジネスで事業展開したい	宇宙ビジネス振興事業	49
AI デバイス分野で事業展開したい	AI デバイス開発・取引拡大推進事業	50
SDGs の達成に取り組む事業者とつながりビジネスを発展・拡大したい	SDGs 推進支援事業	51

## 6 設備導入・企業立地

利用者ニーズ	事業名等	ページ
設備投資に対する税制等の支援を受けたい	グリーンアジア国際戦略総合特区	52
設備投資に対する財政支援を受けたい	グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進補助金（グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進事業）	53
設備投資に対する税制等の支援を受けたい	地域経済牽引事業	54
リサイクル施設の整備に対して支援を受けたい	先導的リサイクル支援事業（リサイクル施設整備費補助事業）	55
自動車分野の設備移設・新設や試作・開発に対する財政的支援を受けたい	設備移設・新設や試作・開発に対する支援（北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進事業）	56
工場等の立地のための財政的支援を受けたい	企業立地促進交付金（戦略的企業立地促進事業）	57・58

利用者ニーズ	事業名等	ページ
本社機能を移転・拡充するための財政的支援を受けたい	(1)企業立地促進交付金（戦略的企業立地促進事業） (2)県税の軽減措置	59・60
工場等の用地に関する情報を入手したい	工場等の用地に関する相談受付	61
再生可能エネルギー・コージェネレーションを導入したい	分散型エネルギーの普及促進	62
太陽光発電設備等を導入したい	太陽光発電設備等共同購入推進事業	63
太陽光発電・省エネ設備・蓄電池を導入するための資金について補助を受けたい	中小企業脱炭素化緊急支援費	64

## 7 技術

利用者ニーズ	事業名等	ページ
技術相談、共同研究等の技術的支援を受けたい	県工業技術センターによる技術開発の支援	65
研究開発に対する総合的な支援を受けたい	研究開発基盤施設による支援	66
介護現場のDX化に取り組みたい	福岡県介護DX支援センター	67
社員の技術力を向上させるための人材育成をしたい	ものづくり生産性向上中核人材育成事業	68
ものづくりに関する技術支援、人材育成に対して支援を受けたい	福岡県ものづくり中小企業推進会議（ものづくり基盤強化事業費）	69
建設技術研修を受講したい	研修事業	70
自社のデジタル化を推進したい	中小企業デジタル化支援事業	71
グリーンデバイス・半導体分野で事業展開したい	福岡県グリーンデバイス開発生産拠点推進事業	72
バイオ関連の研究開発を行いたい	バイオスタートアップ等に対する研究開発費支援事業（福岡バイオ産業創出事業）	73
医療福祉機器分野で事業展開したい	医療福祉機器関連産業振興事業	74
水素関連分野で事業活動を展開したい	水素グリーン成長戦略推進事業	75
有機光エレクトロニクス分野で事業展開したい	有機光エレクトロニクス実用化開発センター	76
風力発電関連分野で事業展開したい	風力発電産業集積促進事業	77
リサイクルに関する研究開発に対して支援を受けたい	福岡県リサイクル総合研究事業化センター研究開発支援事業	78
プラスチック代替製品の開発を行いたい	先進的プラスチック代替製品開発支援事業	79
電子・電気機器の電磁ノイズを測定したい	ADOX 福岡 EMCサイト	80

## 8 事業承継・安定化

利用者ニーズ	事業名等	ページ
事業承継（親族承継・第三者承継など）をしたい	福岡県事業承継・引継ぎ支援センター	81
後継者となる人材を見つけたい	福岡県後継者人材バンク	82
事業を円滑に引き継ぐための取組を実行したい	事業承継に向けた中小企業収益力強化補助金	83
事業を円滑に引き継ぎたい	中小企業のM&Aによる事業承継支援補助金	84
小規模企業の経営者が利用できる退職金制度を知りたい	小規模企業共済制度	85
従業員に確実に退職金を支給したい	中小企業退職金共済制度（略称：中退共制度）	86
取引先の倒産による自社の連鎖倒産を防止したい	経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）	87
価格交渉を行いたい	価格交渉に役立つツール	88

## 9 雇用・人材

利用者ニーズ	事業名等	ページ
雇用に関する助成金について知りたい	福岡労働局で取扱う各種助成金制度	89～91
高齢者の雇用環境等を整備したい	65歳超雇用推進助成金	92・93
障がいのある方の雇用助成制度等について知りたい	「障害者雇用納付金制度」に基づく各種助成金等	94・95
高齢者の継続雇用等について相談したい	高齢者雇用に関する事業主への支援	96
人材を確保・育成したい、人材を定着させたい	福岡県中小企業雇用環境改善支援センター事業	97

利用者ニーズ	事業名等	ページ
人材を確保したい	福岡県若者就職支援センター事業	98
人材を確保したい	(1) 障害者就業・生活支援センター (2) 障がい者雇用開拓事業 (3) 福岡県障がい者テレワークオフィス (4) 障がい者が働きやすい職場改善事業	99
人材を確保したい	福岡県中高年就職支援センター事業	100
経験豊かな即戦力人材を確保したい 中高年従業員に元気で長く働いてもらいたい	福岡県生涯現役チャレンジセンター（定年退職後などの高齢者の人材紹介、セミナーの開催）	101
人材を確保したい	シルバー人材センター及び高齢者能力活用センター	102
●シルバー人材センター一覧		103
人材を確保したい	ママと女性の就業支援センター	104
女性人材を確保したい	未来の働く女性のキャリア形成支援事業	105
女性が活躍しやすい職場にしたい	女性の活躍推進に取り組む企業への支援	106
女性が活躍しやすい職場にしたい	女性特有の健康課題に取り組む企業への支援	107
女性人材を育成したい	女性活躍のための企業人材育成事業（WOMEN'S BUSINESS CAMP） 働く女性のキャリア形成支援事業	108
人材を確保したい	外国人材受入企業等支援事業	109
外国人技能実習生を受け入れたい	外国人材受入企業支援補助金	110
人材を確保したい	福岡県建設産業雇用促進プロジェクト	111
新たな事業展開をするための即戦力人材を確保したい	福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点事業	112
副業・兼業人材を活用したい	福岡県副業・兼業人材活用促進事業費補助金	113
奨学金返還支援による人材確保に取り組みたい	奨学金返還助成による中小企業人材確保支援事業補助金	114
人材を確保したい	働き方改革実行企業（よかばい・かえるばい企業）登録制度	115
若者の採用・育成を支援してほしい	ユースエール認定企業	116
人材を確保したい、人材を定着させたい	東京圏等からの移住・就業支援事業	117
従業員を職業訓練に参加させたい	在職者の方を対象にした受託生訓練のご案内	118
職業訓練について、知事の認定を受けたい	職業訓練の認定（職業訓練振興対策）	119
技能の水準を認定してほしい	技能検定試験の実施	120
社内検定を認定してほしい	福岡県技能評価認定制度	121
優秀な技能をもった社員を表彰してもらいたい	優秀技能者の表彰（技能振興推進事業）	122
半導体に関する人材育成を行いたい	福岡半導体リスクリリングセンター	123
脱炭素に関する人材を育成したい	福岡県企業向け脱炭素・節電講座等の開催 脱炭素社会推進費（中小企業支援）	124
●県内ハローワーク（公共職業安定所）等の所在地・電話番号一覧		125
●勤労者福祉施設（会議室やホール等）		126

## 10 労働環境

利用者ニーズ	事業名等	ページ
従業員の健康づくりを推進したい	ふくおか健康づくり県民運動事業	127
従業員をがんから守りたい	福岡県働く世代をがんから守るがん対策サポート事業（がん検診受診率向上対策事業）	128
従業員のがんの治療・介護と仕事の両立を支援したい	福岡県がんの治療・介護と仕事の両立支援事業	129
従業員の飲酒運転を防止したい	飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣事業・飲酒運転撲滅宣言企業登録事業	130
従業員に向けて、消費者教育をしたい	消費者教育に関する研修講師の派遣、研修教材の貸出	131
犯罪被害に遭った従業員への配慮について相談したい	犯罪被害者総合相談事業	132

利用者ニーズ	事業名等	ページ
セクシュアル・ハラスメント等の性暴力対策について相談したい	性暴力対策アドバイザー派遣事業・性暴力被害者支援事業・性暴力加害者対策事業	133
人権・同和問題に係る研修を実施したい	同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師あっせん事業	134
LGBTQの方が働きやすい職場づくりのために	性の多様性に関する理解促進事業	135・136
男性従業員の育児と仕事の両立を支援したい	福岡県よかパパ育休応援事業	137

## 11 地場産業・商店街

利用者ニーズ	事業名等	ページ
商店街を元気にしたい	地域商品券による地域経済活性化支援事業	138
商店街を元気にしたい	がんばる商店街若手人材育成支援事業	139
商店街を元気にしたい	がんばる商店街応援事業	140
移動スーパーに取り組みたい	移動スーパー参入促進費	141
自転車による観光（サイクルツーリズム）に取り組みたい	サイクルスタンド整備等補助金	142
宿泊施設のコスト削減、売上向上等の経営課題を解決したい	宿泊事業者生産性向上支援事業	143
観光施設のユニバーサルデザイン化に取り組みたい	ユニバーサルツーリズム推進事業	144
観光施設等に「福岡の伝統工芸品」を取り入れたい	伝統工芸魅力発信事業	145

## 12 消防保安

利用者ニーズ	事業名等	ページ
砂利を採取したい	砂利採取に関する県知事等への登録、許可等の手続き	146
岩石を採取したい	採石に関する県知事等への登録、認可等の手続き	147
高圧ガスを取り扱いたい	高圧ガスに関する県知事等への許可、届出等の手続きや基準遵守義務	148
電気工事業を営みたい	電気工事業に関する県知事等への登録、届出等の手続きや基準遵守義務	149
火薬類を取り扱いたい	火薬類に関する県知事等への許可、届出等の手続きや基準遵守義務	150
計量器関係事業や計量器を使用して取引・証明を行いたい	届出・登録義務、検定・検査義務	151

## 13 商工会議所・商工会・中小企業団体中央会

利用者ニーズ	事業名等	ページ
お近くの商工会議所・商工会をご利用下さい	商工会議所・商工会の所在地図	152
商工会議所・商工会共通の事業	経営改善普及事業	153・154
担当地域別商工会議所・商工会一覧		155
販売先を拡げたい（販路拡大）	福岡・久留米商工会議所が実施する各種商談会	156
賠償責任の補償に入りたい	ビジネス総合保険制度	157
人材を確保したい	福岡ビジネスヒーローズ	158
人材を育てたい・資格を取らせたい	福商実務研修講座	159
人材を育てたい・資格を取らせたい	商工会議所の検定試験	160
商工会連合会の主な事業		161
中小企業団体中央会の事業		162・163

## 資料

福岡県中小企業振興条例について	164・165
福岡県中小企業振興基本計画について	166～168

地域中小企業支援協議会について	169・170
福岡県の宣言・参加登録事業	171～176

## お問い合わせ先一覧

1 福岡県商工部	177
2 (公財) 福岡県中小企業振興センター	178
3 九州経済産業局	178
4 中小企業庁	178
5 (独) 中小企業基盤整備機構	179
6 政府系金融機関	179
7 商工会議所	179
8 商工会	180・181
9 福岡県中小企業団体中央会	181
10 主要商工団体	182～184

# 売上拡大に係る支援など経営相談を受けたい

## 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点)

WEB・SNS活用による売上拡大、借入・人事などに関する経営改善、補助金申請相談を何回でも無料でいたします。

### 対象者

福岡県において事業を行っている中小企業・小規模事業者、創業を希望する方

### 内容

様々な分野の55名の相談員が経営に関するあらゆる相談に応じます。また、相談員が講師となって約400種類の少人数セミナーを行います。(ご利用は無料です。)

#### 【相談事例】

##### 創業相談

- ・創業計画の作り方、個人創業、会社設立の手続き
- ・女性相談員による女性起業相談 他

##### 売上拡大

- ・新商品・新サービス開発支援
- ・SNS、インターネット活用
- ・店舗、接客方法の改善
- ・デザイン、キャッチコピー等のアドバイス 他

##### 経営改善

- ・財務改善アドバイス
- ・人事・労務に関するアドバイス 他
- ・事業計画、資金繰り表作成サポート

##### 補助金

- ・国及び県の補助金・助成金・給付金 他

##### 合同相談会

- ・福岡県弁護士会合同相談会(毎月第1・3水曜日)
- ・売上拡大・賃上げワンストップサービス福岡(毎月第2木曜日)

#### ■相談会場・相談日・相談時間

【会 場】福岡県中小企業振興センター(福岡市博多区吉塚本町9-15 6階)

【相談日】月曜～日曜(土日・祝日も開催) ※年末年始を除く

【相談時間】①9:30～10:30 ②10:45～11:45 ③13:00～14:00 ④14:15～15:15 ⑤15:30～16:30

【相談方法】対面もしくはオンライン

様々な実績のあるコンサルタントや現役経営者が相談にのります！

■ 県内各地よるず経営相談窓口

※芦屋・岡垣・遠賀3商工会分は水巻町商工会の端末で対応

県内60市町村の内、60市町村に連携相談窓口  
 県内60市町村の内、56市町村にTV電話相談窓口

テレビ電話有り 74拠点

テレビ電話無し 8拠点

計 82拠点

Ⓢ 常設拠点 平日（月～金）毎日

本部では土日祝も相談・セミナー開催



■ 合同相談会

【福岡県弁護士会合同相談会】

(毎月第1・3水曜日)

相談方法：オンラインのみ

活用方法

相談やセミナーは事前予約が必要です。  
 下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

福岡県よろず支援拠点（(公財)福岡県中小企業振興センター内)

TEL : 092-622-7809 <https://yoro-zu-fukuoka.go.jp>

受付時間 9:00～16:00



- 各種経営相談・専門家派遣
- 金融
- ベンチャー・創業
- 販路拡大
- 新事業展開
- 設備導入・企業立地
- 技術
- 事業承継・安定化
- 雇用・人材
- 労働環境
- 地場産業・店舗・街
- 消防保安
- 商工会議所・団体・中小企業
- 資料
- お問い合わせ先一覧

# 経営に関する問題の解決のため 相談にのってほしい

## 中小企業・小規模事業者経営支援事業

経営上の様々な問題は、お近くの商工会議所・商工会へご相談ください。経験豊富な経営指導員が問題解決のお手伝いをします。

### 対象者

- ・ 中小企業者
- ・ 小規模事業者（常時使用する従業員数が20人〔商業・サービス業は5人〕以下の事業者）

### 内容

#### 各種相談窓口があります

企業経営や、国、県、市町村の支援策に関する知識を持つ経営指導員がアドバイスを行います。

- 経営・財務の分析、指導
- 金融・信用保証の相談、受付
- 税務、経理、労務などの相談、指導
- 技術の改善、知的財産、商取引などの相談対応
- 小規模事業者持続化補助金等各種補助金の申請支援

**お気軽に商工会議所・商工会をご利用ください。**

その他に

- 新規創業、経営革新、事業継続力強化、新事業展開、事業承継
- 商談会出展・ビジネスマッチングなどの販路開拓支援
- IT・ICT活用による生産性向上支援
- 年末調整や決算、申告手続などの記帳指導
- 小規模企業共済・経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）の申込受付
- 各種経営セミナー・講演会を開催

### 活用方法

下記にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

**最寄りの商工会議所・商工会**（巻末「お問い合わせ先一覧」参照）

**福岡県商工会議所連合会**（巻末「お問い合わせ先一覧」参照）

**福岡県商工会連合会**（巻末「お問い合わせ先一覧」参照）

# 早期経営改善に取り組みたい

## 中小企業経営改善支援体制強化事業

経営改善サポートデスクを開設し、早期の経営改善に取り組む中小企業に対し、アドバイザーによる簡易経営診断を実施するとともに、必要に応じて専門家派遣を行い経営改善計画策定や販路拡大・新商品開発を支援します。

### 対象者

経営の改善、向上に取り組む意欲のある県内中小企業者等

### 事業内容

#### (1) 簡易経営診断の実施

- ・自社の現状把握と課題を明確化するため、経営改善支援アドバイザーが簡易経営診断を実施し、必要に応じて企業の課題に応じた専門家の派遣、その他最適な支援メニューの提案を行います。

#### (2) 専門家派遣による経営改善計画策定や販路拡大・新商品開発の支援

- ・簡易経営診断の実施後、必要に応じて中小企業診断士、税理士等の専門家を派遣し、経営改善計画策定や販路拡大・新商品開発をサポートします（詳細はP5をご参照ください）。

#### (3) 緊急経済対策資金（経営改善促進特別融資）による資金繰り支援

- ・経営改善計画を策定した中小企業は、県制度融資「緊急経済対策資金（経営改善促進特別融資）」に申込可能です（融資条件等はP19-20をご参照ください）。

### 費用

- ・簡易経営診断の実施：無料
- ・専門家派遣による経営改善計画策定等支援：無料

### お問い合わせ先

(公財)福岡県中小企業振興センター 経営力再構築課(経営改善サポートデスク)

TEL: 092-622-5432 FAX: 092-624-3300 E-mail: keieikaizen@joho-fukuoka.or.jp

<https://www.joho-fukuoka.or.jp/souki-kaizen/index.html>



# 経営に関する課題解決のため 専門家を派遣してほしい

## 経営改善サポートデスク(専門家派遣)

中小企業振興センターに登録されている専門家の中から、課題に応じた専門家を派遣し、課題解決を支援します。

### 対象者

- ・県内に事務所又は事業所を有し、創業や経営改善・経営改革を目指すことにより、経営の改善・向上を図ろうとする中小企業・小規模事業者及び個人
- ※詳細な要件は下記の「お問い合わせ先」にあるHPをご確認ください。

### 内容

#### (1) 支援内容

- ・事業計画策定 ・販路拡大、販売促進支援 ・DX推進支援
- ・HACCP、ISOなどマネジメントシステムの導入 ・5Sや見える化など製造現場改善 など

#### (2) 派遣する専門家

中小企業診断士、税理士、技術士、社会保険労務士ほか  
法律、会計、生産・技術、経営戦略、マーケティング、人事労務、マネジメントシステム、IT、デザイン等各分野に精通した専門家が登録されています。

#### (3) 派遣回数

- ・1テーマあたり10回まで ※1回あたり3時間以上

#### (4) 費用

無料

#### (5) 派遣の流れ

派遣申請書提出 → ヒアリング → 専門家とのマッチング → 派遣決定 →  
専門家派遣 → 報告(アンケート)

### 活用方法

利用を希望する方は、(公財)福岡県中小企業振興センターにお問い合わせください。  
「専門家派遣申請書」等の様式は、下記ホームページからダウンロードできます。

### お問い合わせ先

(公財)福岡県中小企業振興センター 経営力再構築課(経営改善サポートデスク)

TEL: 092-622-5432 FAX: 092-624-3300 E-mail: keieikaizen@joho-fukuoka.or.jp

<https://www.joho-fukuoka.or.jp/souki-kaizen/index.html>



# 自社の強みや課題を明らかにして、 経営改善を行いたい

## 小規模事業者等改善提案事業

十分なポテンシャルを有する小規模企業等が、その地域の中核企業へと成長するための支援として財務面だけではなく、その企業の強み弱み等の定性面も含め可視化した提案書を作成し、必要に応じ専門家派遣事業につなげます。

### 対象者

- ・斬新なアイデアや経営資源等を有しているが効果的な活用ができていない福岡県内の小規模事業者等で金融機関や商工会・商工会議所等の支援機関から推薦を受けられる方

### 内容

#### (1) 改善提案書の発行

- ・決算書だけでは把握することが難しい事業の実態について、当センター職員（中小企業診断士）が現地ヒアリングを行います。
- ・事業の稼ぐ力と事業を支える力を分析し、経営課題を明らかにするとともに、課題解決に向けて提案書を発行します。

#### (2) 改善提案書の内容

- ・事業性を客観的に分析し企業の実態を明らかにします。
- ・分析した事業性から、売上不足や収益力不足の原因を探り、その改善策を提案します。
- ・改善策を実行した場合の収益シミュレーションも示します。

#### (3) 改善提案書発行費用

- ・16,500円（税込み）

### 活用方法

- ・詳細については、下記へお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

(公財) 福岡県中小企業振興センター 企画調整課

TEL : 092-260-6014 E-mail : kaizen@joho-fukuoka.or.jp

<https://kaizenteian-fukuoka.jimdofree.com>



# 経営改善に取り組みたい

## 中小企業経営改善・金融サポート会議(通称:ふくおかサポート会議) 〈経営支援〉

経営改善に積極的に取り組む中小企業に対し、参加金融機関、専門家が相互に連携した経営支援を行うことにより中小企業の経営強化を図ります。

### 対象者

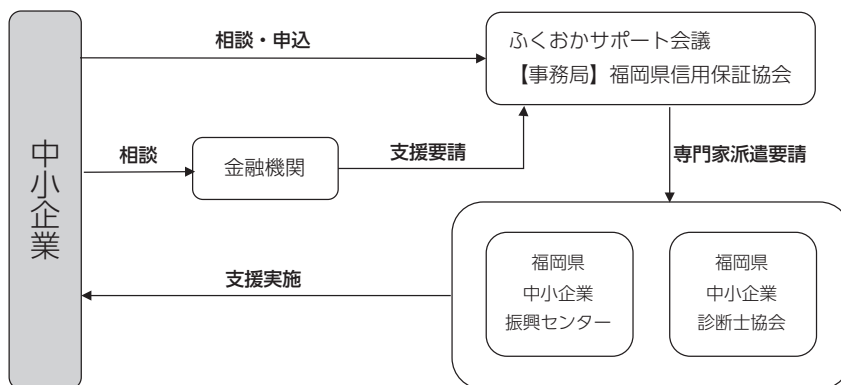
#### 以下の要件を満たす県内の中小企業者

- ・ 経営者が経営改善に強い意欲を持っていること
- ・ サポート会議の趣旨を理解し、運営に協力できること
- ・ メイン金融機関の支援が見込めること

### 内容

#### (1) 中小企業診断士、税理士等の専門家派遣による経営課題に対する助言や経営改善計画の策定、 実現支援

- ・ 各種経営課題に対して、専門家が解決に向けたアドバイスを行います。
- ・ 経営改善計画の策定、実行について専門家がアドバイスするため、計画の実効性が高まります。



#### (2) 複数の金融機関との意見調整による資金繰り支援

- ・ 関係金融機関が一堂に会するため、各々の金融機関に相談に出向く手間が省けます。

### 活用方法

サポート会議事務局または取引されている金融機関にご相談ください。

#### お問い合わせ先

ふくおかサポート会議事務局：福岡県信用保証協会 企業支援部 企業支援課  
TEL：092-415-2604 FAX：092-415-2618 <https://www.fukuoka-cgc.or.jp>  
取引されている金融機関



# 事業再生のために経営を見直したい

## 福岡県中小企業活性化協議会

ご相談の遅れで、改善策が見つからず、法的手続きに向かうなど、残念なケースが増えています。  
※早期のご相談※が事業の改善・継続の大きな要素となっています。

### 中小企業活性化協議会とは

中小企業活性化協議会とは、地域の中小企業に元気と活力を取り戻してもらうため、中小企業の経営改善・事業再生に向けた取り組みを支援する「国の公的機関」（経済産業省委託事業）です。「産業競争力強化法」に基づき、47都道府県に設置されており、福岡県では、福岡商工会議所が受託・運営しています。

### 協議会（専門家による金融・財務・事業改善）の相談・計画策定支援

福岡県中小企業活性化協議会には、経験豊富な事業再生支援の専門家（金融機関経験者、弁護士、会計士、診断士等）が常駐し、事業者のフェーズ（収益力改善フェーズ・事業再生フェーズ・再チャレンジフェーズ）に応じたきめ細やかな支援を措置するとともに、収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援します。



### 中小企業活性化協議会の支援の基本3原則

#### 1. 中立的立場の第三者機関

活性化協議会は債務者企業の代理人ではなく、また金融機関側にも立たない「公平・公正・中立」の立場で、中小企業の経営改善・再生を支援いたします。

#### 2. 守秘義務を厳守

ご相談者の企業名や相談内容などは、外部に漏れることは一切ありませんので、安心して何でもご相談いただけます。

#### 3. 事業の見直しを支援

問題を抱えている中小企業に対して、事業・財務の両面について課題解決に向けたアドバイスをを行い、事業の改善を支援いたします。

### ご相談の対象となる企業、事業者

福岡県内に何らかの事業拠点を有する中小企業・個人事業者であればどなたでもご相談いただけます。（但し、法令・公序良俗に反する場合を除く）

### 活用方法

事業再生は、早期に適切な手を打つことが重要です。経営の先行きに不安を感じたら、中小企業活性化協議会までお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守しますので安心してご利用ください。なお、再生計画策定の支援にあたっては、実費の一部をご負担いただく場合があります。詳しくは下記の機関までご相談ください。

#### お問い合わせ先

#### 福岡県中小企業活性化協議会

福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号（福岡商工会議所9階）

TEL：092-441-1221 <https://fukuoka-kyogikai.go.jp>



# 人手不足、コスト削減、デジタル化推進、 品質向上等の経営課題を解決したい

## 中小企業の稼ぐ力強化支援事業

福岡県中小企業DX推進センター(令和8年度中に、福岡県中小企業“稼ぐ力”応援センターに改組)の専門家が企業の現場を診断した後、段階に応じた生産性向上・DXの取組を支援します。

### 対象者

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者並びに中小企業等協同組合法第3条に規定する組合のうち、福岡県内に本社又は主たる事業所を有するもの。県外の施設をのぞく。

### 内容

#### ① 支援内容

中小企業診断士等が企業の現場に出向き、企業診断を行った上で、課題を明確化します。その結果を踏まえ、経験豊富なアドバイザーが現場の実態に合わせてデジタル技術を活用した業務プロセスの改善・変革やビジネスモデルの変革に向けた取組を支援します。5S等を通じた生産性向上支援や自動車関連企業への支援などを、より多くの企業に対して進められるよう、関係機関と連携し、支援体制を強化します。

#### ② 費用

無料(回数制限なし)

#### 【センターによる支援事例】

支援企業：食品卸通販企業

申込動機：通販事業の本格化に向け、業務の流れを構築したい。

支援内容：受発注や発送などの作業工程を分析し、見える化と改善を支援

支援結果：バラバラに処理していた受注・配送・出荷・会計システムを統合し、受注から支払まで一括処理することで従来比10倍の処理を実現

経営者の声：現状を数値化し、見える化することで改善の効果が良かつかめた。

※他にも多数の支援事例があります。詳細はセンターHP(下記URL)をご参照ください。

#### お問い合わせ先

・福岡県中小企業DX推進センター(改組後は、福岡県中小企業“稼ぐ力”応援センター)

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル5階

TEL：092-292-8890 FAX：092-292-8688

<https://www.f-seisanseikojo.jp/> ※支援事例掲載しています

・福岡県商工部中小企業振興局中小企業技術振興課 技術支援係

TEL：092-643-3433 FAX：092-643-3436



# 生産性を向上させたい、 人手不足等の経営課題を解決したい

## 福岡県よろず支援拠点 生産性向上支援センター

人手不足などの課題に直面する中小企業・小規模事業者を対象とした、「生産性向上支援サポーター」(以下、「サポーター」)が現場を訪問する伴走支援を通じて、省力化、工程改善、デジタル化等による生産性向上の実現を目指します。

### 対象者

福岡県内において、飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業、運輸業、建設業、製造業、その他サービス業を営む中小企業・小規模事業者

※上記8業種以外の中小企業・小規模事業者の方の支援も対応可能です。お気軽にご相談ください。



### 内容

- 生産性向上に関する知識・経験豊富な「プロ」がサポーターとして、人手不足等のお悩みを解決するための「今の現場に合った」方法を一緒に考えます。
- サポーターが、無料で何度でも現場へ訪問し、徹底した支援を行います。
- よろず支援拠点 ワンストップ相談窓口とも密に連携し、両組織で中小企業・小規模事業者の皆さまに必要な支援を提供します。
- 当センターの支援を受けることで、国の省力化投資補助金（一般型）の採択審査において加点が受けられます（予定）。

### お問い合わせ先

#### 福岡県よろず支援拠点 生産性向上支援センター

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル5階  
(福岡県中小企業“稼ぐ力”応援センター内)

TEL : 092-622-5930 <https://seisansei.yorozu-fukuoka.go.jp>



# 取引上の問題について、相談し解決を図っていきたい

## 取引かけこみ寺事業

「取引かけこみ寺」では中小企業の皆様からの企業間取引に関する様々な悩みや相談ごとに親身に対応し、適切な助言や迅速な解決策を提示して、適正な取引のための支援を行います。

### 対象者

取引上の悩みを抱える県内中小企業者・個人事業者・フリーランスの皆様  
※取引のあっせん、経営、技術、金融等いわゆる経営相談は対象外です。

### 内容

相談無料 ・ 秘密厳守

#### (1) 各種相談の対応

中小企業の皆様からの取引に関する様々な相談に、中小企業の企業間取引問題に関する専門家等が親身にお話を伺い、適切な助言等を行います。

相談は「取引に関する紛争相談」であれば、まずは何でもお伺いします。また商工会議所、商工会、福岡県中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構、労働基準監督署、市民相談所、消費者センター、福岡県知財総合支援窓口等と連携して、相談に応じています。

相談内容の秘密厳守に関しましては、万全を期しておりますので、安心してご相談ください。相談は無料です。必要に応じて相談者の近くの**弁護士に無料で相談を行う事ができます**。

#### (2) 無料弁護士出張相談会の開催

振興センターでは、「取引かけこみ寺」の登録弁護士が相談会場に赴き、中小企業者及び個人事業者の皆様からの「企業間取引に関する相談・紛争」に対し、適切な助言・アドバイスを行う「企業間取引に関する無料弁護士出張相談会」を県内6会場で行います。

日程・会場については当振興センター（取引かけこみ寺）へご確認ください。

#### (3) 裁判外紛争解決手続（ADR）を行っています

中小企業の皆様が抱える取引に係る紛争を迅速・簡便に解決するため、全都道府県に配置した調停人（弁護士）が相談者の身近なところで調停手続（ADR）を行っています。

##### 〈ADRのメリット〉

- ①紛争当事者間の和解の調停を行います。
- ②裁判と異なり非公開で行われるため、当事者以外には秘密が守られます。
- ③当事者が合意すれば、自由に調停場所、時間等を決めることができます。
- ④短期間で調停手続が進められます（一般的には調停を開始してから約3ヶ月程度で終了します）。
- ⑤調停手続の費用は無料です。

#### (4) 価格交渉サポート

取引先との価格交渉を行う際の手がかりについて、助言します。価格交渉力アップを支援します。

### 相談事例

- ・支払日を過ぎても代金を支払ってくれない。
  - ・原材料が高騰しているのに単価引き上げに応じてくれない。
  - ・発注元から棚卸し作業を手伝うよう要請された。
  - ・お客さんからキャンセルされたので部品が必要なくなったと言って返品された。
  - ・長年取引をしていた発注元から突然取引を停止させられた。
  - ・追加工事代金がもらえない。
  - ・一方的に代金の値引き（減額）を要求され、応じなければ、取引を停止すると言われた。
- 相談は「**企業間取引に関する相談・紛争**」であれば、どのような内容でも可能です。中小企業の方からの原材料・エネルギーコスト増に関する相談や消費税の転嫁等に係る取引上の相談をお受けしております。
- 過重債務問題（債務返済・会社整理等）**に関する相談があった場合、債務問題専門の弁護士を紹介できます。

### 活用方法

取引かけこみ寺（(公財) 全国中小企業振興機関協会）<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>  
詳細は、下記までお問い合わせください。



#### お問い合わせ先

※まずは電話でご気軽に相談下さい。相談することで、気持ちが楽になり前向きになりました。との声多くあります。

(公財) 福岡県中小企業振興センター 経営支援部 取引支援室 情報取引推進課内 (取引かけこみ寺)

フリーダイヤル：0120-418-618

TEL: 092-260-6017 FAX: 092-624-3300 <https://www.joho-fukuoka.or.jp>



# 特許や商標などを事業に活用したい

## 知的財産権の取得・活用支援

知的財産情報の調査や検索から出願や活用に関する指導、相談が無料で受けられます。  
また、技術ニーズに応じた開放特許の紹介や実施許諾契約のサポートなども受けられます。

### 対象者

特許や商標などを取得・活用しようとする中小企業、個人事業主、創業予定の方等

### 内容

#### (1) 特許等の取得・活用支援

知財窓口相談担当者により、知財の取得から活用までの指導が受けられます。専門的な課題に対しては、弁理士や弁護士等が無料で相談に応じます。

#### (2) 知財活動支援

中小企業者の現状に応じて、知的財産の啓発・保護・活用、知的財産戦略などトータルで支援します。

#### (3) セミナーの開催

特許などの知的財産に関する実務者育成のセミナーが受講できます。

#### (4) 外国出願への支援

外国への出願に要する経費の1/2以内で補助が受けられます。(公募事業)

### 活用方法

(公財)福岡県中小企業振興センター、(公財)北九州産業学術推進機構及び(株)久留米ビジネスプラザに設置された知的財産支援センターにて支援が受けられます。詳しくは、下記にお問い合わせください。(下記の各所に開設されている「INPIT福岡県知財総合支援窓口」は(公財)福岡県中小企業振興センター、(公財)北九州産業学術推進機構及び(株)久留米ビジネスプラザが(株)東京リーガルマインドと共同で、INPITから事業受託、運営するものです。)

### お問い合わせ先

#### ・福岡県知的財産支援センター（(公財)福岡県中小企業振興センター内）

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル6階

TEL：092-622-0035

<https://www.joho-fukuoka.or.jp/intellectual/>



#### ・北九州知的財産支援センター（(公財)北九州産業学術推進機構内）

〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2-1 北九州テクノセンタービル1階

TEL：093-873-1432

<https://www.ktc.ksrp.or.jp/kipc/>



#### ・久留米知的財産支援センター（(株)久留米ビジネスプラザ内）

〒839-0801 久留米市宮ノ陣4-29-11 久留米ビジネスプラザビル内

TEL：0942-31-3104

<https://www.kurumbp.jp/>



#### ・(株)東京リーガルマインド福岡支社

〒810-0001 福岡市中央区天神4-4-11 天神ショッパーズ福岡8F

TEL：092-401-0761

# 価格交渉や価格転嫁について相談したい

## 価格転嫁相談窓口

県では、中小企業の価格転嫁に関する悩みごとに適切かつ迅速に対応できるよう、専門の相談窓口を開設しました。この相談窓口では、価格交渉や価格転嫁について「何から手をつければ良いのかわからない」、「価格交渉に自信がない」といった悩みを抱える事業者に対し、専門の相談員が課題解決のための具体的なアドバイスを行います。費用は無料です。ぜひお気軽にご相談ください。

### 受付時間

月曜日から金曜日 午前9時から午後5時（国民の休日及び12月29日から1月3日を除く）

### 相談方法

電話、対面（予約制）

### 費用

無料

### 対象者

価格交渉や価格転嫁に取り組みたいと考えている県内中小企業等

### 実施主体

（公財）福岡県中小企業振興センター

### 電話番号

092-402-3761（専用ダイヤル）

### お問い合わせ先

（公財）福岡県中小企業振興センター 経営支援部 取引支援室 情報取引推進課内（価格転嫁相談窓口）

TEL:092-402-3761

FAX:092-624-3300

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kakakutenka-madoguti.html>



# 様々な労働問題について相談したい

## 労働相談・あっせんの実施

福岡県労働者支援事務所は、労使関係の相談窓口として、公平・公正な立場で法令・判例等に基づいたアドバイスをを行っています。

労働相談・あっせんは簡易・迅速・秘密厳守、もちろん無料です。

### 対象者

事業主及び労働者

### 内容

- 労働法（労働基準法、労働契約法、男女雇用機会均等法など）の基本的解説
- 各種の労働問題（就業規則、賃金、労働契約等）に関する労働相談
- 労使間での自主的な解決が困難な場合は、労働者と使用者の間に立って意見の調整を図る「あっせん」（※）を実施  
※専門的知見に基づく判断を要する事案などについては、「労働委員会委員によるあっせん」を行います。

### 活用方法

県内4か所の労働者支援事務所（下記お問い合わせ先のとおり）で、8:30～17:15（祝日及び12月29日～1月3日を除く月～金）に受け付けています。

- 夜間電話相談（当番事務所が対応）  
毎週水曜日（祝日の場合は翌日）17:15～20:00
- ふくおか電子申請サービスによる相談受付  
ふくおか電子申請サービスでの相談受付後、回答は電話等により行います。

### お問い合わせ先

#### 各労働者支援事務所

福岡	TEL：092-735-6149	福岡電子申請サービスによる相談受付	<a href="https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=vzOnMkvF">https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=vzOnMkvF</a>
北九州	TEL：093-967-3945	福岡電子申請サービスによる相談受付	<a href="https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=YdfpMUWN">https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=YdfpMUWN</a>
筑後	TEL：0942-30-1034	福岡電子申請サービスによる相談受付	<a href="https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=EiJe6Bmw">https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=EiJe6Bmw</a>
筑豊	TEL：0948-22-1149	福岡電子申請サービスによる相談受付	<a href="https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=eZ4tikYa">https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=eZ4tikYa</a>

# 省エネルギーの取組について相談したい

## 福岡県省エネルギー相談事業 (脱炭素社会推進費(中小企業支援))

省エネルギー・節電に関する相談窓口を開設しています。  
必要に応じて専門家を現地に派遣します。

### 対象者

県内に事業所を有する企業・団体

### 内容

省エネルギーや節電を検討している企業等からの相談窓口を開設しています。  
必要に応じて専門家を現地に派遣し、設備の運用状況やエネルギーの使用状況等を確認・分析の上、運用方法の改善や設備更新・導入、その効果等について、中立的に助言・提案します。活用可能な助成制度等支援施策の情報提供も行います。  
※ご利用は無料です。

### 活用方法

- 相談申込書を窓口を送付ください。(電話・メールによる相談にも応じています)  
【窓 口】 一般財団法人九州環境管理協会  
TEL : 092-674-2360 FAX : 092-674-2361 E-mail : fccca@keea.or.jp  
【申込書】 福岡県ホームページからダウンロードできます。  
URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syouenesodan.html>  
↓
- 窓口から相談者に受付確認の連絡をします。
- 現地相談(専門家派遣)の必要がある場合、その日程等を調整します。  
↓
- 専門家による現地相談を行います。(2~3時間程度)
- 運用面・投資面での対策の要点をその場で助言します。  
↓
- 後日、改めて運用改善や設備投資についての回答書を交付します。(2~3週間後)  
↓
- 一旦の相談・回答後も、新たなあるいは関連する相談に随時対応します。
- 必要に応じて専門家を再度派遣します。

#### 〈エコ事業所応援事業のご紹介〉

福岡県では、省エネや省資源に取り組む「エコ事業所」を募集しています。

【エコ事業所のメリット】事業所のPR、競争入札参加資格審査での加点、低金利融資 等  
詳しくは、「ふくおかエコライフ応援サイト」をご覧ください。

<https://www.ecofukuoka.jp/>



#### お問い合わせ先

##### 福岡県環境部 脱炭素社会推進課 地域脱炭素推進係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL : 092-643-3356 FAX : 092-643-3849 E-mail : [chikyu@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:chikyu@pref.fukuoka.lg.jp)

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syouenesodan.html>



## 廃棄物を減量したい

### 3Rの達人派遣事業(ごみ減量化促進対策事業)

廃棄物の減量を目的として、企業等が行う学習会や研修等に講師を派遣しています。廃棄物の減量により、社会貢献する企業としてのイメージアップやごみ処理に要する経費の削減へ繋がっていくことも期待できます。

#### 対象者

企業、事業者、各種団体、学校等

#### 内容

知識や経験を有し、率先して3Rに取り組む人材を「3Rの達人」として登録し、各種団体・企業等が実施するごみ減量に関する学習会、研修等に講師として派遣しています。講師への謝金及び旅費は福岡県で負担します。

対象となる研修等は、主に一般廃棄物（事業系を含む）の削減を目的として、15名以上の参加が見込めるものです。対象人数が15名未満の場合は御相談ください。

#### 活用方法

登録されている講師や申請様式など、詳しくは下記HPをご覧ください。

#### お問い合わせ先

福岡県環境部循環型社会推進課 企画係

TEL : 092-643-3371 E-mail : recycle@pref.fukuoka.lg.jp

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tatsujin.html>



## 食品ロスを削減したい

### 食品ロス削減マスター派遣事業(食品ロス削減推進事業)

食品ロスの削減を目的として、企業等で開催される学習会や研修等に講師を派遣しています。企業等が行うフードバンク・フードドライブ活動や従業員の方が家庭でできる食品ロス削減の取組について学ぶことができます。

#### 対象者

企業、事業者、各種団体、学校等

#### 内容

食品ロス削減に関して、専門的・実践的な内容を教えることができる人材を「食品ロス削減マスター」として登録し、各種団体・企業等が実施する食品ロス削減に関する学習会、研修等に講師として派遣しています。講師への謝金及び旅費は福岡県で負担します。

対象となる研修等は、食品ロス削減に関する知識や実践活動を普及する目的として開催されるものです。（概ね10名以上の参加を見込むもの）

#### 活用方法

申請様式や申し込み後の流れなど、詳しくは下記HPをご覧ください。

#### お問い合わせ先

福岡県環境部循環型社会推進課 リサイクル係

TEL : 092-643-3372 E-mail : recycle@pref.fukuoka.lg.jp

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/meister-haken.html>



# 再生可能エネルギーの導入検討に際し、 専門家からの助言がほしい

## 再生可能エネルギー導入支援アドバイザー派遣制度

再生可能エネルギーの導入等を検討している企業等に専門的知見を有するアドバイザーを派遣し、課題の解決を支援します。

### 対象者

以下の事業を検討している県内に事業所を有する民間企業、市町村、自治会、NPO法人等

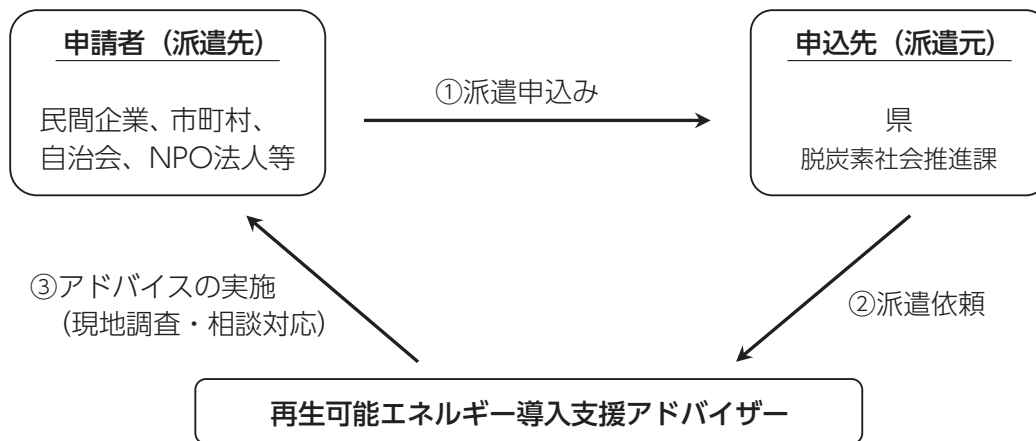
- ・再生可能エネルギー設備の導入検討（県内への設備導入に限る）
- ・導入した設備の適切な安全対策やメンテナンスの確認

### 対象分野

- ①太陽光発電
- ②小水力発電
- ③風力発電
- ④バイオマス発電
- ⑤地中熱利用
- ⑥蓄電池

### 内容

- (1) 派遣するアドバイザー  
専門的知見を有する学識経験者、コンサルタント企業等
- (2) 派遣回数  
1案件につき原則年2回以内
- (3) 費用  
無料（派遣にかかる謝金、旅費を県が全額補助）
- (4) 派遣の流れ



### 活用方法

利用を希望する方は、県脱炭素社会推進課に「派遣申請書」を提出してください。申請書様式は、下記ホームページからダウンロードできます。

#### お問い合わせ先

福岡県環境部 脱炭素社会推進課

TEL : 092-643-3228 E-mail : zerocarbon@pref.fukuoka.lg.jp

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/saieneadobaiza-haken.html>



# 脱炭素経営を導入したい

## 中小企業脱炭素経営推進事業(福岡県脱炭素経営はじめての一步。応援プログラム)

温室効果ガス排出量の算定や削減目標の設定、省エネ・再エネ設備導入計画(脱炭素経営計画)の策定を支援します。

### 対象者

県内に事業所を有する中小企業

### 内容

#### (1) 温室効果ガス排出量の算定支援

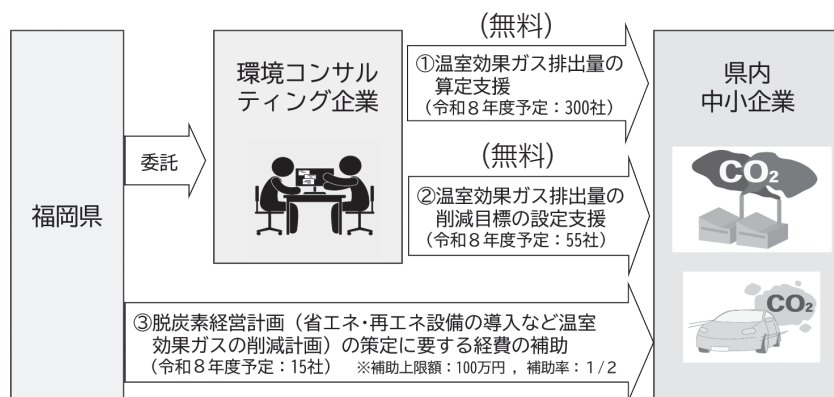
- ・県内中小企業(300社)を対象に、温室効果ガス排出量の算定を支援します。

#### (2) 温室効果ガス排出量の削減目標の設定支援

- ・県内中小企業(55社)を対象に、国際認証(SBT認定)に準拠した温室効果ガス排出量の削減目標の設定を支援します。

#### (3) 脱炭素経営計画の策定支援

- ・県内中小企業(15社)\*を対象に、脱炭素経営計画\*の策定に要する費用を補助します。  
※省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入など、温室効果ガスの削減計画(投資対効果や温室効果ガス削減効果を考慮)  
※エコ事業所への登録が必要です



### 活用方法

詳しくは下記までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

#### 福岡県環境部 脱炭素社会推進課 地域脱炭素推進係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL: 092-643-3356 E-mail: chikyu@pref.fukuoka.lg.jp

#### 業務委託先

#### e-dash株式会社 パートナーサクセス部

success@e-dash.io 03-4405-6320



エコ事業所への登録はこちら

# 事業資金等を借りたい

## 中小企業振興資金融資制度(制度融資)

中小企業の皆様が必要とされる事業資金等を融資します。

◇中小企業振興資金(注) NPO 法人も、原則対象に含まれますが、一部対象外となることがあります。 **令和8年度福岡県**

区分	制度名	融資対象	用途	限度額
経営の支援	1 緊急経済対策資金	①セーフティネット保証認定者 ②知事指定災害の被災者 ③知事指定倒産等事業者の債権者 ④原材料価格等の高騰等の影響で経営の安定に支障が生じている者 ⑤危機関連保証認定者 ⑥事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)制度の申込人資格要件に該当する者	運転資金 設備資金 (設備は融資対象 ①(災害のみ)、 ②、⑤~⑦、 ⑧(一部を除く)、 ⑨の場合のみ)	1億円以内 (⑤は①~④、⑥~⑩とは別枠) (⑥は①~⑤、⑧~⑩とは別枠)
	経営改善促進特別融資	⑦経営力強化保証制度の申込人資格要件に該当する者		1億円以内 (①~⑤、⑧~⑩とは別枠)
	事業承継支援	⑧経営承継円滑化法に基づき、知事の認定を受けた者 ⑨3年以内に事業承継を予定する又は事業承継後3年未満の法人であって、一定の財務要件を満たす者 ※⑧の認定を受けた者が事業承継後の会社の場合、代表者個人を含む ※NPO法人の場合、⑧は対象外		1億円以内 (①~⑦、⑩とは別枠)
	米国税対策特別融資	⑩米国の関税措置による影響で経営の安定に支障が生じている者		3,000万円以内 (①~⑨とは別枠)
事業の開始	2 新規創業資金	新規創業する個人又は会社(創業後1年未満の者を含む) ※NPO法人の場合、一部対象外	運転資金 設備資金	3,500万円以内 (3成長支援資金と合算)
	女性・若年・シニア創業者	女性又は35歳未満若しくは55歳以上の者が代表者である法人又は個人 ※NPO法人の場合、一部対象外		
	支援創業者	認定特定創業支援等事業による支援を受けた者 ※NPO法人は対象外		
事業の成長	3 成長支援資金	創業若しくは法人を設立した日から1年を経過し5年を経過していない者 ※NPO法人の場合、一部対象外	運転資金 設備資金	3,500万円以内 (2新規創業資金と合算)
経営革新等	4 経営革新支援資金	①新分野進出、新商品の開発を図る者 ②中小企業等経営強化法に基づき、知事の承認を得た者 ③地域中小企業支援協議会において重点支援を受ける者 ※NPO法人の場合、②は対象外	運転資金 設備資金	1億円以内
生産性向上	5 DX・生産性向上支援資金	①生産性向上に取り組む者 ②中小企業稼ぐ力応援センターの支援を受け、DX等に取り組む者	運転資金 設備資金	1億円以内
通常の事業に資金が必要な方	6 小規模事業者振興資金	従業員20人(商業・サービス業は5人(注9))以下の小規模企業者	運転資金 設備資金	運転資金5,000万円以内 設備資金8,000万円以内
	小口零細企業保証	①従業員20人(商業・サービス業は5人(注9))以下の小規模企業者 ②当該申込を含め保証協会の保証付き融資残高が2,000万円以下の者 ※NPO法人は対象外		2,000万円以内
	7 長期経営安定資金	①県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等	運転資金 設備資金	1億円以内 (②、③とは別枠)
	経営者保証非提供	②県内に事業所を有し、次のいずれかに該当する者 i) 直近の決算において債務超過ではないこと ii) 直近2期の決算において減価償却前経常利益が赤字ではないこと		8,000万円以内 (①、③とは別枠)
プロパー協調支援	③県内に事業所を有し、次のいずれかに該当する者 i) 申込金融機関から本資金による融資の実行と同時に、融資額の1割以上のプロパー融資を受けること ii) 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定及び計画の実行を行うこと	運転資金 設備資金	1億円以内 (①、②とは別枠)	
8 短期運転資金	県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等	運転資金	3,000万円以内	

- (注1) 責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合、1.75%以内(長期経営安定資金は1.85%以内)となる場合があります。(3 新規創業資金を除く)  
 会計参与を設置している会社または、担保の提供がある場合は、それぞれ0.1%の割引を行うことがあります。
- (注2) 法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過ではない(純資産の額がゼロ以上である)こと、又は②申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字ではないこと(いずれかに該当し、保証人の保証を提供しないことを希望する者は、所定の保証料に0.25%(2つの財務要件を満たした場合)、又は0.45%(2つの財務要件のいずれか一つを満たした場合、又は直近2期分の決算書が無い場合)を上乗せすることにより、経営者保証の提供を不要とできる場合があります。
- (注3) 法人の場合、取扱金融機関が信用保証の付かない融資について経営者保証を不要としている等の要件に該当する場合は、保証人が不要となる場合があります。
- (注4) 所定保証料0.8%(経営者保証免除対応を適用する場合は1.0%)から、0.4%(経営者保証免除対応を適用する場合は0.6%)を国が補助することにより減免されます。なお、条件変更に係る保証料については、国の補助の対象になりません。
- (注5) ⑧のうち経営承継円滑化法第12条第1項第1号に該当する方又は⑨に該当する方で事業承継・引継ぎ支援センター等の確認を受けた場合の保証料率は0.20~0.87%、それ以外の場合は0.45~1.62%となります。
- (注6) 一部資金を借換する場合は、1.76%以内(創業後で決算到来前の方は1.01%以内)となる場合があります。
- (注7) NPO法人で法人設立後2年以上経過し5年を経過していない者については、0.45%となる場合があります。
- (注8) 所定保証料から、0.05%を国が補助することにより減免されます。なお、条件変更に係る保証料については、国の補助の対象になりません。
- (注9) 宿泊業・旅行業及び娯楽業の場合は20人以下。

## 中小企業融資制度一覧表

(令和8年4月1日現在)

融 資 条 件				申 込 場 所	指 定 金 融 機 関
年 率	期 間	保証料率 (注1、2)	担 保・保証人 (注3)		
①～⑤：1.30% ⑥：1.40%	①～⑤：10年以内 (据置2年以内) ⑥：10年以内 (据置3年以内)	①～⑤：0.45% ～1.62% ⑥：0.40% (注4)	担 保：必要に応じて徵求 保証人：原則として、法人 は代表者のみ 個人は不要 (⑧は別途定めによる) (⑨は保証人不要)	商工会議所 商工会 指定金融機関  (組合関係) 中小企業団体中央会	(銀行) 福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・佐 賀・十八親和・肥後・熊本・宮 崎・西京・佐賀共栄・伊予・広 島・大分・豊和・商工中金 指定信用金庫、指定信用組合
1.40%	⑦：運転5年以内設備 7年以内 ※保証付融資の借換 は10年以内(据 置1年以内)	⑦：0.15%～ 1.17%			
1.70%以内	10年以内 (据置2年以内)	0.45%～1.62% (注5)			
1.60%	10年以内 (据置2年以内)	0.45%～1.62%			
1.60%	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内、ス タートアップ創出促 進保証適用時は据置 1年以内)	0% ※スタートアップ 創出促進保証適 用時は+0.2% (注6)	担 保：不要 保証人：原則として、法人 は代表者のみ 個人は不要 (スタートアップ創出促進 保証適用時は保証人不要)	商工会議所 商工会 指定金融機関	(銀行) 福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・佐 賀・十八親和・肥後・熊本・宮 崎・西京・佐賀共栄・伊予・広 島・大分・豊和・商工中金 指定信用金庫、指定信用組合
1.50%					
1.60%	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内、ス タートアップ創出促 進保証適用時は据置 1年以内)	0% (創業後2年未満) 0.5% (創業後2年以上5年未満) ※スタートアップ 創出促進保証適 用時は+0.2% (注6、7)	担 保：必要に応じて徵求 保証人：原則として、法人 は代表者のみ 個人は不要	商工会議所 商工会 指定金融機関	(銀行) 福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・佐 賀・十八親和・肥後・熊本・宮 崎・西京・佐賀共栄・伊予・広 島・大分・豊和・商工中金 指定信用金庫、指定信用組合
1.70%	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内)	0.45%～1.62%			
1.60%	10年以内 (据置2年以内)	①：0.45%～ 1.62% ②：0.225%～ 0.95%	担 保：必要に応じて徵求 保証人：原則として、法人 は代表者のみ 個人は不要	商工会議所 商工会 指定金融機関	(銀行) 福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・佐 賀・十八親和・商工中金 指定信用金庫、指定信用組合
1.70%	10年以内 (据置2年以内)	0.45%～1.62%  0.50%～1.75%			
5年以内：1.80% 5年超：2.10% (設備5年超：1.90%)	10年以内 (据置2年以内) (経営者保証非提供 は据置1年以内) (プロパー協調支援 は据置：運転1年以 内 設備3年以内)	0.45%～1.77%	担 保：必要に応じて徵求 保証人：原則として、法人 は代表者のみ 個人は不要 (経営者保証非提供型は保 証人不要)	商工会議所 商工会 指定金融機関 (組合関係) 中小企業団体中央会	(銀行) 福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・佐 賀・十八親和・商工中金 指定信用金庫、指定信用組合
		0.65%～2.30% (注8)			
		i) 0.30%～1.27% ii) 0.34%～1.43% (注11)			
1.70%	1年以内	0.45%～1.67%			

(注10) 担保を供する事が借入者にとって有利であり、かつ借入者が任意に供する場合は、担保を設定する事ができます。

(注11) 所定保証料率から、i) については1/3相当、ii) については1/4相当を国が補填することにより減免されます。なお、条件変更に係る保証料については、国の補助の対象になりません。

内容が更新される場合もありますので、最新の情報は、以下の県ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

福岡県商工部中小企業振興局中小企業経営支援課金融係

TEL：092-643-3424 FAX：092-643-3427

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r8yuushiseidoannai.html>



# 共同で事業に取り組む場合の支援措置を知りたい

## 高度化事業(高度化資金助成費)

中小企業者が共同で工場団地やショッピングセンターを建設する場合に、県がアドバイスをを行いながら、中小企業基盤整備機構と一体となって事業資金の融資を行います。

### 対象者

- 事業協同組合などを設立して、共同で経営基盤の強化などに取り組む中小企業者
- 地域の中小企業者を支援するために施設整備などを行う第三セクターや商工会等

### 内容及び活用方法

こんなとき高度化事業をご活用いただけます(参考事例)。

#### 工場・卸団地や パティオ商業集積も形成する ～集団化事業～

- 事業用地の拡張や騒音・公害問題解消のために、集団で移転します。
- 魅力ある商業空間を目指して、店舗を集団化し、パティオを囲んだ商業集積を形成します。

#### 商店街全体を整備する ～集積区域整備事業～

- 商店街全体の集客力や販売力の向上を図るために、同じ区域内で、各店舗の増改築等を行います。

#### 共同工場やショッピング センターを建設する ～施設集約化事業～

- 採算性、生産力の向上等を図るため、共同工場をつくり事業統合を進めます。
- ショッピングセンターをつくり集客力や販売力の向上を図ります。

#### 共同で利用する 施設をつくる ～共同施設事業～

- 商店街などの集客力を高めるため、アーケードや共同駐車場を設置します。
- 共同物流センターや共同加工場などの施設を整備し、事業の効率化や取引先の拡大を図ります。

#### 共同で新型の設備を 導入する ～設備リース事業～

- 最新鋭の設備を導入するために、組合が共同で購入し各組合員にリースします。

#### 第三セクター等が行う 地域振興のための事業 ～地域産業創造基盤整備事業～ ～商店街整備等支援事業～

- 第三セクターなどが運営する起業化支援センターや技術開発センターをつくるものです。

※リニューアル事業 過去に高度化資金の貸付を受けた組合等が、施設の老朽化の解消、経営環境の変化への対応のために、施設の新築、増改築など再整備を行う場合にもご活用いただけます。

### 診断の実施

事業資金の貸付にあたっては、事前に事業計画等について県が専門家を活用して診断・助言を行います。

**貸付条件** ※詳細については下記までお問い合わせ下さい。

- 貸付対象：土地、建物、構築物、設備(いずれも資産計上されるもの)
- 貸付利率：1.35%(特別な法律の認定に基づく事業計画、災害復旧に係る貸付等の場合は、無利子になる場合あり)
- 貸付割合：原則として貸付対象事業費の80%まで
- 貸付期間：20年以内(うち据置期間3年以内)
- 担保・保証：知事が適当と認める金融機関保証、担保または連帯保証人を徴求

### お問い合わせ先

福岡県商工部中小企業振興局中小企業経営支援課管理指導係

TEL：092-643-3423 E-mail：chukei@pref.fukuoka.lg.jp

最寄りの福岡県中小企業団体中央会(巻末「お問い合わせ先一覧」参照)

# 環境保全や公害防止の 取組に対して融資を受けたい

## 環境保全や公害防止の推進を図る融資事業(エコふくローン)

県民の快適な環境の確保に寄与するため、中小企業者等に対して、環境保全施設等の整備や事業の用に供する次世代自動車の購入等に必要な資金を融資します。

※エコふくローン：「環境保全施設等整備資金融資」の愛称

### 対象者

中小企業者又は中小企業団体（県内に工場又は事業所を有し、かつ現に事業を営み、県の事業税を滞納していない方）

### 内容

#### (1) 融資対象

- 事業の用に供する次世代自動車（HV・EV等）の購入（新車に限る）・ディーゼル自動車（バス・トラック）の廃車に伴う最新規制適合車への買替え（新車に限る）
- 吹付けアスベスト等の飛散の未然防止措置
- 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭又は産業廃棄物による公害の防止施設
- 公害による移転の場合に必要な用地及び建物（公害防止施設の設置、改造により公害を除去し難い場合で、特に必要性が認められる場合に限る）
- 地下水汚染の原因を除去し、適正に処理するための工事費
- 特定フロン等の回収装置
- ノンフロン製品の購入（導入費を含む）
- 廃棄物の資源化・再生利用施設
- バイオマスプラスチックを原料とする製品の製造施設
- ISO 14001 認証取得経費
- PCB廃棄物の処理（運搬、買替え費用を含む）
- 土壌汚染対策のための土壌調査及び土壌汚染除去等の措置

(2) 融資限度額 1企業 4,000万円以内（千円単位）

(3) 融資利率 年1.1%（令和8年4月現在）

(4) 返済期間

10年以内（融資額が1,000万円未満の場合は7年以内）で1年以内の据置が可能

(5) 返済方法

元金均等月賦償還（千円単位）

(6) 信用保証料（詳細は、福岡県信用保証協会へお問い合わせください。）

- 福岡県信用保証協会の審査が必要となります。
- 信用保証料率は、0.25%から1.9%の範囲の料率が適用されます。

※事業者選択型経営者保証非提供制度利用の場合、上乘せがある場合があります。  
詳細は福岡県信用保証協会へお問い合わせください。

(7) 保証人及び担保

- 連帯保証人は、原則として、法人は代表者のみ、個人は不要
- 担保は、必要に応じ徴求

お問い合わせ先

福岡県環境部循環型社会推進課 リサイクル係

TEL：092-643-3372 E-mail：recycle@pref.fukuoka.lg.jp

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kankyoyu-yushi.html>



# エネルギー関連設備の導入に 必要な資金を借りたい

## エネルギー対策特別融資制度

省エネ対策、再エネ設備等の導入に取り組もうとする中小企業者を対象に、必要な資金を融資します。

### 対象者

県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者

### 内容

#### (1) 融資対象設備等（県内の事業所に設置する場合に限る）

- 省エネルギー設備（エネルギー効率の高い先端製造設備を含む）
- 再生可能エネルギー設備（売電目的の発電設備を含む）
- コージェネレーション、エネルギーマネジメントシステム、蓄電池
- 建築物の省エネ改修（建築物全体で10%以上の省エネ効果を有するものに限る）
- その他上記設備等と同等以上の効果を有すると知事が認めるもの

#### (2) 融資限度額 再生可能エネルギー設備：2億円以内

その他の設備等：1億円以内

#### (3) 融資期間 再生可能エネルギー設備：15年以内（据置期間2年以内）

その他の設備等：10年以内（据置期間2年以内）

#### (4) 融資利率 年1.1%（融資期間が10年超～15年以内の場合は1.3%）

#### (5) 保証料率 0.13%～1.56%

#### (6) 担保 必要に応じ徴求

#### (7) 保証人 原則として、法人は代表者のみ、個人は不要

### 活用方法

融資制度を希望される方は、下記に記載している取扱金融機関にお申込みください。

福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行、佐賀銀行、北九州銀行、十八親和銀行、熊本銀行、佐賀共栄銀行、西京銀行、豊和銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、福岡信用金庫、福岡ひびき信用金庫、大牟田柳川信用金庫、筑後信用金庫、飯塚信用金庫、田川信用金庫、大川信用金庫、遠賀信用金庫、福岡県信用組合、横浜幸銀信用組合、商工組合中央金庫

### お問い合わせ先

#### 福岡県環境部 脱炭素社会推進課

TEL：092-643-3148 FAX：092-643-3791 E-mail：zerocarbon@pref.fukuoka.lg.jp

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/youushi01.html>



# ビジネスプランコンテストを活用して 起業アイデアを具体化させたい

## 福岡よかところビジネスプランコンテスト(ふるさと創業促進事業)

地域の強みを活かした、また地域課題を解決する新しいビジネスの創出を支援します。

### 対象者

福岡県内で創業を予定する方

### 内容

#### (1) 情報提供

- 県内市町村の創業支援施策、地域資源等ととりまとめた創業支援プログラムによる情報提供を行います。

#### (2) ビジネスプランコンテスト

- コンテスト応募者に対し、地域中小企業支援協議会構成機関（県、市町村、商工会議所・商工会、地域金融機関等）や専門家がビジネスプランのブラッシュアップを行います。
- 書面審査の後、プレゼンテーション審査を行い、優秀なビジネスプランを表彰し、賞金等を授与します。

#### (3) 創業支援

- 応募者に対し、地域中小企業支援協議会構成機関（県、市町村、商工会議所・商工会、地域金融機関等）が創業支援を行います。
- 福岡よかところ起業支援金（上限200万円・補助率1／2）の申請資格が得られるなど、様々な追加支援もあります。

### 活用方法

応募要領については、福岡よかところビジネスプランコンテストのホームページに掲載しています。詳しくは下記までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

##### 福岡県商工部スタートアップ推進課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL：092-643-3591 FAX：092-643-3226

<https://fukuoka-yokatoko.biz/>

<https://www.facebook.com/yokatoko.bizcon>



# 起業に必要な資金の補助を受けたい

## 福岡よかところ起業支援金

福岡県内において地域課題の解決を目的として新たに起業する方等に対して、起業支援金の交付及び事業の立ち上げ等に関する伴走支援を実施します。

### 対象者

- 福岡県内において地域課題の解決を目的として新たに社会的事業を福岡県内で起業する者及び Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業する者

### 内容

#### (1) 要件

- ①～③のいずれかに該当する方
  - ①福岡県が実施する「福岡よかところビジネスプランコンテスト」において、二次審査に参加した方
  - ②令和3年度以降の県内市町村が実施するビジネスプランコンテスト参加者
  - ③令和3年度以降のフクオカベンチャーマーケット登壇者
- (新たに起業する場合)  
令和8年4月1日から補助事業期間完了日までに福岡県内において、起業（個人事業の開業届出又は法人等設立）し、その代表者となる者であること 等
- (事業承継又は第二創業する場合)  
令和8年4月1日から補助事業期間完了日までに福岡県内において、事業承継又は第二創業する個人事業・法人等の代表者となる者であること 等
- 福岡県内に居住している方又は事業期間完了日までに居住する予定である方

(2) 補助対象：新たな起業または事業承継、第二創業に要する経費

(3) 補助金額：上限200万円/件

(4) 採択件数：5件程度

(5) 補助率：1/2

(6) 対象経費：人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、委託・外注費、マーケティング調査費、広報費 等

### 活用方法

詳しくは下記までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

(公財) 福岡県中小企業振興センター 経営力再構築課

TEL : 092-402-3762 FAX : 092-624-3300 E-mail : kigyo@joho-fukuoka.or.jp

<https://www.joho-fukuoka.or.jp/yokatoko/index.html>



# 資金調達や海外展開等に関する助言など 総合的支援を受けたい

## 「グローバルコネクト福岡」における支援事業

県のスタートアップ支援拠点「グローバルコネクト福岡」において、スタートアップ、ベンチャー及び挑戦意欲の高い中小企業の資金調達、ビジネスマッチング、海外展開等を総合的にサポートします。

### 対象者

- 資金調達や事業計画、販路拡大、海外展開等に係る個別の助言など、支援を希望するスタートアップや中小企業

### 内容

#### (1) 資金調達・マッチング支援

- スタートアップやベンチャー、中小企業の資金調達や販路拡大等を支援するためのビジネスマッチングイベント「F★Pitch（エフピッチ）」を毎月開催します。（原則、第3木曜日）
- ビジネスプランの策定やピッチ手法を学べる「めざせ！F★Pitchセミナー」を開催します。
- スタートアップ等の資金調達や協業先とのマッチングなどについて個別に支援します。

#### (2) 海外展開支援

- 海外における販路拡大や拠点開設等に必要な知識や、国や地域の市場トレンドを学べる「海外展開オンラインセミナー」を開催します。
- 海外に販路を持つバイヤーを招へいした商談会や輸出支援事業者とのマッチングイベントを開催します。
- 国内外約50名の海外展開支援アドバイザーが個別に支援します。

#### (3) 人材マッチング支援

- 「福岡県CXOバンク」を活用し、財務やマーケティングなどの高度経営人材のマッチングを支援します。

### 活用方法

各種申込み方法等、「グローバルコネクト福岡」HPに掲載しています。  
詳しくは下記までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

#### グローバルコネクト福岡

〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目11-1 ONE FUKUOKA BLDG.7階 CIC Fukuoka内  
TEL：092-401-2029  
<https://gcfukuoka.com>



# 資金調達や販路拡大のため ビジネスパートナーと知り合いたい

## ピッチイベント「F★Pitch」

国内外のベンチャーキャピタルや、事業会社とのマッチングの場を提供し、企業の資金調達、販路拡大等を支援します。

### 対象者

スタートアップ、ベンチャー及び挑戦意欲の高い中小企業であればどなたでも参加できます。

### 内容

スタートアップ・ベンチャー・中小企業と、ベンチャーキャピタルなどの投資家、企業とのビジネスマッチング等を支援します。

- 参加方法：会場又はオンライン
- 会場：ワン・フクオカ・ビルディング6階「スカイロビー」  
(福岡市中央区天神1-11-1)
- 開催日：原則、第3木曜日
- 参加費：無料

### 活用方法

F★Pitchは、グローバルコネクト福岡が事務局となって登壇企業の受付を行っております。  
詳しくは、下記までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

#### グローバルコネクト福岡

〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目11-1 ONE FUKUOKA BLDG.7階 CIC Fukuoka内  
TEL：092-401-2029  
<https://gcfukuoka.com>



# 新商品や新サービスを開発するための 伴走支援を受けたい

## アトツギ・サッシンベンチャー伴走支援プログラム

アトツギ・サッシンベンチャーの新商品や新サービス開発を伴走支援します。

### 対象者

- アトツギベンチャー＝若手後継者（アトツギ）が家業の経営資源を活用して新事業に挑戦する中小企業のこと
- サッシンベンチャー＝第二創業など新分野に挑戦する中小企業のこと
- プログラムごとに対象者が異なります。詳しくは下記までお問い合わせください。

### 内容

#### (1) ベースプログラム

- 新規事業への意欲はあるものの、具体化していないアトツギ・サッシンベンチャー向けコース。プログラムを通して事業アイデアの具体化を伴走支援します。

#### (2) ジャンププログラム

- 新商品・新サービスの開発を目指すアトツギ・サッシンベンチャー向けコース。プログラムを通じて、個社の新商品・新サービス開発を伴走支援します。開発した新商品は「Makuake」\*やポップアップストアへ出展、開発した新サービスはピッチイベントで発表することにより、売上増加や販路拡大につながります。  
※(株) マクアケが運営するクラウドファンディングサービス

#### (3) イベントの開催

- 先輩アトツギ・サッシンベンチャーによる講演や人脈形成のための交流会、アトツギ・サッシンフェスを開催します。

### 活用方法

各種申込方法等、「アトツギ・サッシンポータルサイト」に掲載しています。  
詳しくは下記までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

福岡県商工部スタートアップ推進課  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7  
TEL：092-643-3591 FAX：092-643-3226  
<https://atotsugi-sassin-portal.com/>



# 女性の起業に関して相談したい

## 女性の起業サポート「Bloom福岡」

女性起業家を狙ったセクハラや詐欺の実態調査、関係者とともに対応策を考えるオープンセッションを開催するとともに、女性の起業サポート「Bloom福岡」において、起業を目指す女性のステージに応じたセミナーや伴走支援等を実施します。

### 対象者・内容

- (1) セクハラ・詐欺から守る！女性起業家を応援  
女性起業家を狙ったセクハラや詐欺の実態調査、関係者とともに対応策を考えるオープンセッションを実施します。
- (2) 起業で輝く女性支援
  - ①女性が起業できるまでをサポート「福岡ウーマンBizスタートガイド」
    - 対象者  
県内での起業を目指す女性、創業から間もない女性
    - 内容
      - ・公式LINEによる起業に関するお役立ち情報の配信
      - ・オンラインの無料相談（予約制：月～金曜日9時00分～16時00分）
      - ・起業を目指す女性のステージに応じたセミナーや伴走支援の実施
  - ②起業した女性の交流の場「福岡ウィメンズBizネットワーク」
    - 対象者  
本気で起業したい女性や創業から概ね5年以内の女性  
（雇用を創出する予定があり、5年以内に年商1,000～5,000万円以上を目標とする等の方）
    - 内容
      - ・先輩起業家との勉強会や交流会 等

### 活用方法

- ・「Bloom福岡」では、公式LINEを通じて、起業に関する情報発信や無料相談の予約受付を行っています。起業に興味がある女性の皆さんは、まずはLINE友だちの追加をしてください。
- ・詳細については、「Bloom福岡」ホームページをご覧ください。  
【URL】 <https://bloom-fukuoka.jp/>



### お問い合わせ先

人材育成・活躍推進部女性活躍推進課人材育成係

TEL : 092-643-3342 <https://joseikatsuyakuoentai.pref.fukuoka.jp/>



# 県内のインキュベーション施設を知りたい

## 県が関係するインキュベーション施設

福岡県ではインキュベーション施設を整備しています。

### 福岡地域

施設名(所在地)	区画数	面積/月額	問合せ先(Tel) / ホームページ
産業技術イノベーションセンター (福岡システムLSI総合開発センター内)	54	17㎡~206㎡ 20,800円~843,800円	(公財)福岡県産業・科学技術振興財団 企画管理部 企業支援グループ (092-832-7151) <a href="https://lsi.ist.or.jp/incubation/">https://lsi.ist.or.jp/incubation/</a>
福岡超集積半導体ソリューションセンター	29	20㎡~54㎡ 60,000円~258,000円	(公財)福岡県産業・科学技術振興財団 福岡超集積半導体ソリューションセンター管理グループ (092-331-8510) <a href="https://jiss.ist.or.jp">https://jiss.ist.or.jp</a>
福岡県未来ITセンター	15	21㎡~57㎡ 45,276円~119,784円	(公財)福岡県産業・科学技術振興財団 福岡県未来ITセンター (092-710-4799) <a href="https://frac.jp">https://frac.jp</a>
福岡県中小企業振興センター	17	28㎡~85㎡ 76,200円~280,000円	(公財)福岡県中小企業振興センター 総務地域経済部 (092-622-6230) <a href="http://www.joho-fukuoka.or.jp">http://www.joho-fukuoka.or.jp</a>

### 筑後地域

施設名(所在地)	区画数	面積/月額	問合せ先(Tel) / ホームページ
久留米リサーチ・パーク (研究開発棟)	33	62㎡~76㎡ 172,900円~212,000円	(株)久留米リサーチ・パーク 研究開発部 (0942-37-6114) <a href="https://www.kurume-rp.co.jp/">https://www.kurume-rp.co.jp/</a>
福岡バイオインキュベーションセンター	17	50㎡~59㎡ 175,000円~206,300円	(株)久留米リサーチ・パーク バイオ事業部 (0942-37-6124) <a href="https://www.kurume-rp.co.jp/">https://www.kurume-rp.co.jp/</a>
福岡バイオファクトリー	15	100㎡ 315,000円	(株)久留米リサーチ・パーク バイオ事業部 (0942-37-6124) <a href="https://www.kurume-rp.co.jp/">https://www.kurume-rp.co.jp/</a>
福岡バイオイノベーションセンター	12	49㎡~113㎡ 184,785円~431,329円	(株)久留米リサーチ・パーク バイオ事業部 (0942-37-6124) <a href="https://www.kurume-rp.co.jp/">https://www.kurume-rp.co.jp/</a>
久留米ビジネスプラザ	8	17㎡~19㎡ 23,200円~25,800円	(株)久留米ビジネスプラザ (0942-31-3104) <a href="https://www.kurumebp.jp/">https://www.kurumebp.jp/</a>

### 筑豊地域

施設名(所在地)	区画数	面積/月額	問合せ先(Tel) / ホームページ
飯塚研究開発センター	40	10㎡~61㎡ 16,364円~120,337円	(公財)飯塚研究開発機構 総務課 (0948-21-1150) <a href="http://www.cird.or.jp/">http://www.cird.or.jp/</a>
福岡ソフトウェアセンター	16	47㎡~100㎡ 102,400円~220,100円	(株)福岡ソフトウェアセンター 総務課 (0948-21-1281) <a href="http://www.fsc-go.co.jp/">http://www.fsc-go.co.jp/</a>

※上記月額は、共益費込(税抜)で表示しています。また、空室状況は各施設にお問い合わせください。

各種経営相談・  
専門家派遣

金融

ベンチャー・  
創業

販路拡大

新事業展開

設備導入  
企業立地

技術

事業承継・  
安定化

雇用・人材

労働環境

地場産業・  
商店街

消防保安

商工会議所  
・  
商工  
団体  
中央  
会  
・  
中小  
企業

資料

お問い合わせ先  
一覧

# 新商品開発や販路開拓の取組に対する 財政支援を受けたい

## 小規模事業者の賃上げに向けた稼ぐ力強化支援補助金

国の小規模事業者持続化補助金（一般型・通常枠）に県費の上乗せ補助を行い、小規模事業者の新商品開発や販路開拓の取組を支援し、稼ぐ力を強化することで、持続的な賃上げを促進します。

### 対象者

国の小規模事業者持続化補助金（一般型・通常枠）における第18回公募、第19回公募のうち、いずれかに採択され、額の確定を受けた小規模事業者

※国補助金の額の確定後、令和9年1月末までの申請が必要です。

### 内容

#### (1) 補助対象経費

広報費、ウェブサイト関連費、展示会出展費 等

#### (2) 補助率

1/12（国の補助率2/3と合わせ、補助率3/4に嵩上げ）

#### (3) 補助上限

通常枠	県： 62,500円（国： 500,000円）
インボイス特例適用事業者	県： 125,000円（国： 1,000,000円）
賃金引上げ特例適用事業者	県： 250,000円（国： 2,000,000円）
上記特例をともに満たす事業者	県： 312,500円（国： 2,500,000円）

### 活用方法

申請書類や提出方法等の詳細は、補助金事務局ホームページをご覧ください。

〈補助金事務局ホームページ（商工会議所地域で事業を営んでいる皆さま）〉

<https://www.fukunet.or.jp/keieisodan/earning-power-subsidy/>

〈補助金事務局ホームページ（商工会地域で事業を営んでいる皆さま）〉

<https://shokokai.ne.jp/category0/775/>

国の小規模事業者持続化補助金については、以下のホームページをご覧ください。

〈商工会議所地域で事業を営んでいる皆さま〉

<https://r6.jizokukahojokin.info/#gsc.tab=0>

〈商工会地域で事業を営んでいる皆さま〉

[https://www.jizokukanb.com/jizokuka\\_r6h/shinsei.html#kobo](https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/shinsei.html#kobo)



### お問い合わせ先

福岡県商工会議所連合会（商工会議所地域で事業を営んでいる皆さま）

TEL：092-441-1146

福岡県商工会連合会（商工会地域で事業を営んでいる皆さま）

TEL：092-622-7708

# 新しい取引先を開拓したい、 経営に関する相談をしたい

## 取引あっせん相談事業

取引先の開拓を支援するために、取引のあっせんを行っています。また、中小企業の方からの様々な相談に応じています。

### 対象者

新たな取引先を開拓したい中小企業者、経営上の課題を抱える中小企業の方など

### 内容

#### (1) 取引あっせん事業

県内受注企業からの受注申し出については、加工内容、加工技術、保有設備等の条件に適合した県内・外の発注企業の紹介・あっせんを行っています。

発注案件の申し出については、適合する県内の受注企業を紹介・あっせんしています。また、あっせんの一環として各種展示会への出展支援や商談会も行っています。

#### (2) フクオカビジネスマッチングサイト (<https://www.f-dennou.jp/>) [P33参照]

インターネットを利用し、福岡県内の受注・発注企業情報（加工・製造可能な製品、保有設備等）を閲覧できるほか、希望条件に応じた最適企業を検索することができます。

#### (3) 相談事業

各地域における産業や親企業の発注条件に適合した新規取引先の開拓、販路の拡大、他部門への進出等の中小企業者が抱える課題について、相談をすることができます。

### 活用方法

#### (1) 取引あっせん

- ①発注又は受注案件や、展示会・商談会については、以下のお問い合わせ先へ連絡して下さい。
- ②（公財）福岡県中小企業振興センターから受発注情報等を提供し、取引先を紹介しています。

#### (2) フクオカビジネスマッチングサイト

- ①フクオカビジネスマッチングサイトを利用した企業情報の閲覧・検索は、登録企業だけでなく、どなたでも、（公財）福岡県中小企業振興センターホームページのフクオカビジネスマッチングサイトから、利用できます。
- ②フクオカビジネスマッチングサイトに登録を希望する企業は、（公財）福岡県中小企業振興センターに登録申込みをしてください。
- ③掲載情報は、登録企業専用ID/PWDにて、登録企業自ら更新する事ができます。

#### (3) 相談事業

取引に関する課題を抱える中小企業の方は、（公財）福岡県中小企業振興センターにご相談ください。

### お問い合わせ先

（公財）福岡県中小企業振興センター経営支援部 取引支援室 情報取引推進課

TEL：092-622-6680 FAX：092-624-3300 E-mail：entry@joho-fukuoka.or.jp

<https://www.joho-fukuoka.or.jp>



# インターネットでビジネスの活性化を図りたい

## フクオカビジネスマッチングサイト・よかもん市場・MOTTO FUKUOKA

福岡県内の中小企業の取引拡大及び販売促進のため、ITを活用した商取引を支援します。

### (1) フクオカビジネスマッチングサイト (<https://www.f-dennou.jp/>)



#### 対象者

福岡県内の中小企業者のうち、企業間取引を行う主に製造業の企業

#### 内容

インターネットを利用し、福岡県内の受注・全国の発注企業情報（加工・製造可能な製品、保有設備等）を閲覧できるほか、希望条件に応じた最適企業を検索することができます。

また、受発注案件を当サイトに登録することにより、インターネットを活用した企業間取引を促進することができます。

#### 活用方法

- ①フクオカビジネスマッチングサイトに登録された企業情報の閲覧・検索は、登録企業だけでなく、どなたでも利用できます。
  - ②フクオカビジネスマッチングサイトに企業情報の登録を希望する企業は、サイト上から登録申込みができます。
- フクオカビジネスマッチングサイト登録後は、ログインして自社の企業情報更新ができます。

### (2) よかもん市場 (<https://www.yokamon.jp>) MOTTO FUKUOKA (<https://fukuoka-yokamon.com>)



よかもん市場



MOTTO  
FUKUOKA

#### 対象者

九州各県の中小企業者

#### 内容

「よかもん市場」は、(公財)福岡県中小企業振興センターが運営する、福岡を中心とする地場企業のためのインターネット通販サイトです。

また、「よかもん市場」の姉妹サイトとして、地域・商品の情報を発信し、販促につなげる「MOTTO FUKUOKA」を運営しています。

#### 活用方法

- 「よかもん市場」に出店を希望される企業は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。
- ※令和8年度は、「ふくおかフードビジネス支援事業」として、対象となる企業については一定条件のもと新規出店費用の免除を実施します。

#### お問い合わせ先

(公財)福岡県中小企業振興センター 経営支援部 取引支援室 情報取引推進課

TEL : 092-622-6680 FAX : 092-624-3300

E-mail : (フクオカビジネスマッチングサイト) torihiki-ol@joho-fukuoka.or.jp

E-mail : (よかもん市場) yokamon@joho-fukuoka.or.jp <https://www.joho-fukuoka.or.jp>



# 地域の農林水産物を活用した商品の開発・改良や販路の拡大に取り組みたい

## ふくおかフードビジネスマッチング事業

福岡県産農林水産物を活用した食品等の販路拡大を目指す事業者を支援します。

### 対象者

- 福岡県産農林水産物を使用した商品の製造、販売を行う県内の事業者

### 内容

#### (1) 農商工連携アドバイザー派遣

- 福岡県産農林水産物を活用した商品の開発、改良に取り組む事業者に対し、商品開発、販路開拓等の専門家である農商工連携アドバイザーが、訪問支援を行います。

#### (2) セミナー

- 商品開発から販路開拓、売上拡大まで、各段階での課題解決に資するセミナーを実施します。

#### (3) モニター調査会・バイヤー求評会

- 開発した商品をブラッシュアップし、商品力を向上させる機会を提供する、モニター調査会・バイヤー求評会を実施します。

#### (4) 商談会・販売会

- バイヤーを招聘した商談会や消費者に向けた販売会を開催します。

#### (5) 情報発信

- ホームページ及びメルマガによる情報発信を行っています。

### 活用方法

福岡県産農林水産物を使用した商品の開発、販路拡大にお悩みの方は、お気軽にご相談ください。日程等はホームページをご覧ください。

### お問い合わせ先

(公財) 福岡県中小企業振興センター 企画調整課

TEL: 092-622-7575 FAX: 092-624-3300 E-mail: fukuoka.6jika@joho-fukuoka.or.jp

<https://fukuoka-fbm.jimdofree.com/>



# 自動車分野の取引の開拓、拡大をしたい

## 商談会等による取引機会の提供、アドバイザー等によるマッチング支援 (北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進事業)

自動車メーカー等との商談会の開催や現調化推進アドバイザー・CASEプロモーターによるマッチング支援等により、県内企業の自動車分野の取引の開拓・拡大や次世代自動車分野への参入を支援します。

### 対象者

- 自動車分野の取引の開拓・拡大を目指す県内企業

### 内容

#### (1) 先進モビリティ産業総合支援センターによる支援

先進モビリティ産業に関して、県内企業が電動化に限らず、生産性向上や人材確保等の多様な課題に対応するための相談センターを設置し、専門家等からの技術的助言・指導、及び工業技術センター等と連携した製品開発等を支援します。

また、電動車の分解部品の常設展示や研究・分析等を目的とした県内企業への貸出を行うとともに、九州各県・財団が主催するセミナー等のイベントの場を活用し、当センターとの共催による「CASE対応セミナー」を開催します。

#### (2) 商談会

自動車メーカーや大手部品メーカー本社等に出向き、自動車関連企業が求める技術や生産ニーズに対して、県内企業が持つ新技術や新工法をアピールする展示商談会を開催します。

#### (3) アドバイザー等

自動車メーカーや電装系メーカー等の現役社員・OBを、現調化推進アドバイザーやCASEプロモーターとして配置し、豊富な知識と経験を活かした受注に関する助言指導や取引斡旋等を行い、取引拡大を支援します。

特にCASEプロモーターは、自動車産業における電子・電装系分野に参入可能な県内企業の発掘や取引拡大を目指す企業を把握し、新規参入や取引拡大に係る課題の分析等を行い、CASEプロモーター間（中京と福岡）で連携して取引につながる助言・指導等の支援を行います。

#### (4) 情報発信

地場企業の自動車関連産業への新規参入や取引拡大を目指す取組の一環として、九州に立地する自動車関連企業に関する情報発信のため、「九州の自動車・カーエレクトロニクス関連企業立地マップ」、「九州の自動車・カーエレクトロニクス関連企業データベース」等を作成し、県HP (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/carmap.html>) で掲載しております。



## 活用方法

詳しくは、下記にお問い合わせください。

各種経営相談・  
専門家派遣

金融

ベンチャー・  
創業

販路拡大

新事業展開

設備導入・  
企業立地

技術

事業承継・  
安定化

雇用・人材

労働環境

地場産業・  
商店街

消防保安

商工会議所・  
商工中央会  
団体中央会

資料

お問い合わせ先  
一覧

### お問い合わせ先

(1) については

**先進モビリティ産業総合支援センター**

TEL: 092-402-5001 E-mail: mob@joho-fukuoka.or.jp

(2)、(3) については

**(公財) 福岡県中小企業振興センター 経営支援部 取引支援室 自動車産業支援課**

TEL: 092-622-0040 E-mail: car@joho-fukuoka.or.jp

(4) については

**福岡県商工部自動車・水素産業振興課**

TEL: 092-643-3447 FAX: 092-643-3847 E-mail: jsui@pref.fukuoka.lg.jp



# IT関連分野で事業展開したい

## IT関連企業のビジネス拡大 (未来IT産業振興事業)

先進的なIT技術を使用した製品・サービスの開発支援やビジネスプロデューサーによる支援等を通じて、ビジネス拡大を支援します。

### 対象者

福岡県内において、先進的なIT技術を用いて製品・サービスの開発を行う企業や個人

### 内容

#### (1) 未来IT製品・サービス開発等支援補助金

生成AIやブロックチェーン技術などの先端技術を活用して地域や社会的課題を解決できる先進的な製品・サービスの開発を支援

#### (2) 「福岡県未来ITスタートアップアワード」の実施

福岡県のIT産業をけん引する革新的なIT技術やビジネスプランを一体的に掘り起こすコンテストを開催

#### (3) プロデューサーによるビジネス化の支援

県内企業の有望作品・技術の製品化を重点的に支援するため、国内外へのビジネスプロデュース力を持つ専門家による目利き・アドバイスを実施

#### (4) 福岡県スタートアップキャンプの実施

第一線で活躍する投資家や起業家を講師に招き、県内起業家に対し、資金調達やビジネス展開など経営にまつわるノウハウを学ぶプログラムを実施

#### (5) コミュニティ支援

コミュニティの情報交流を促進するため、インキュベーション施設を活用した民間主催のコミュニティイベントやセミナーを支援

#### (6) 「福岡県ブロックチェーンフォーラム」の開催

ブロックチェーンに係る最新技術動向や活用事例等の情報共有、県内企業におけるブロックチェーン産業への参入促進、意欲醸成を図るためフォーラムを開催

### 活用方法

下記にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

福岡県商工部先端技術産業振興課 IT産業班

TEL : 092-643-3453 FAX : 092-643-3421

<https://digitalfukuoka.jp>



# エネルギー分野で事業展開したい

## 「エコテクノ2026～エネルギー先端技術展～」の開催

エネルギー分野の総合見本市を開催し、企業の取引拡大や新規参入を支援します。

### 対象者

エネルギー分野の取引拡大、新規参入を目指す企業

### 内容

#### (1) 「エコテクノ2026～エネルギー先端技術展～」の開催

エネルギー分野における取引拡大や新規参入を目指す企業に対し、製品や技術力をアピールする場を提供し、ビジネスチャンスの拡大を支援します。

- 出展企業によるセミナーの開催  
出展企業の一層のビジネスチャンス拡大のため、製品や技術力をアピールするプレゼンの場を提供します。
- 専門技術セミナーの開催  
再生可能エネルギー、水素エネルギー・燃料電池、省エネルギーなどの専門セミナーを開催し、最新の技術動向等を紹介します。

#### 【「エコテクノ2026 ～エネルギー先端技術展～」の開催概要（予定）】

- ・開催時期：2026年7月8日（水）～7月10日（金）
- ・開催場所：西日本総合展示場（北九州市小倉北区浅野3丁目8-1）
- ・出展料：有料（入場料は無料）
- ・同時開催：エコテクノ2026～地球環境ソリューション展～  
ベンチャー・メッセ2026  
西日本製造技術イノベーション2026  
西日本DX推進フェア2026  
中小企業テクノフェアin九州2026  
ロボット産業マッチングフェア北九州2026  
ふくおか未来ものづくり技術振興展2026  
2026年度商談会「製造技術マッチングフェア」

### 活用方法

詳しくは下記までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

福岡県環境部 脱炭素社会推進課

TEL：092-643-3148 FAX：092-643-3791 E-mail：zerocarbon@pref.fukuoka.lg.jp

<https://eco-t.solution-expo.jp/index.php>



# リサイクル製品(建設資材)の認定を受けたい

## リサイクル製品認定制度(リサイクル製品活用促進事業)

品質、安全性等について一定の基準を満たすリサイクル製品を県が認定し、その利用促進を図ります。

### 対象者

リサイクル製品の製造又は加工を行う方

### 内容

#### (1) 認定対象品目

再生資源を原材料として製造した建設資材16品目

#### (2) 認定要件

①国内に所在し、かつ生活環境保全措置が講じられている工場で製造されること、②認定基準に適合すること、③関係法令を遵守して製造等がなされること など

#### (3) 認定基準

①対象資材、②品質性能、③再生資源の含有率、④環境安全性、⑤品質管理、⑥環境負荷

#### (4) 認定事業者の義務

①認定要件への常時適合、②製造等の管理、③県への報告 など

### 申請手続き

- 申請受付は年に2回実施する予定です。  
(例年4月、10月)
- 認定申請書に必要な書類を添付して提出していただきます。

### 認定を受けると

- 認定証が交付されます。
- 県が発注する公共工事において、認定リサイクル製品の優先利用を行います。
- 認定マークを、認定リサイクル製品本体、包装紙、印刷物等に表示できます。
- 県ホームページやパンフレット等で認定リサイクル製品を紹介します。
- 環境関連イベントで認定リサイクル製品の紹介を行います。
- その他、事業者、県民、市町村等に対して認定リサイクル製品を積極的に広報します。



RE-CYCLE  
福岡県認定リサイクル製品

### お問い合わせ先

福岡県環境部循環型社会推進課 リサイクル係

TEL : 092-643-3372 E-mail : recycle@pref.fukuoka.lg.jp

<https://www.recycle-ken.or.jp/nintei/index.html>



# リサイクル製品(生活関連用品)の認定を受けたい

## 県産リサイクル製品認定制度(ふくる)

一定の基準を満たす県内で製造等されたリサイクル製品を認定し、その利用促進を図ります。

※ふくる:「県産認定リサイクル製品」の愛称

### 対象者

県内でリサイクル製品の製造・加工・製造委託等を行う方

### 内容

#### (1) 認定対象品目

再生資源を原材料として製造した生活関連用品21分類  
(認定対象品目は順次拡大します。)

#### (2) 認定要件

①県内製造等、②認定基準適合、③関係法令遵守 など

#### (3) 認定基準

認定品目ごとに適用される基準を定めています。

#### (4) 認定事業者の義務

①認定要件への常時適合、②製造等の管理、③県への報告 など

### 申請手続き

- 申請受付は年に2回実施する予定です。  
(例年7月、11月)
- 認定申請書に必要な書類を添付して提出していただきます。



### 活用方法

- 認定証が交付されます。
- 「エコトン」をモチーフとした認定マークを表示できます。
- 県において県産認定リサイクル製品を率先して利用します。
- 県ホームページやパンフレット等で県産認定リサイクル製品を紹介します。
- 市町村、事業者、関係団体、県民等に対する積極的な広報を行い、利用促進を図ります。

### お問い合わせ先

福岡県環境部循環型社会推進課 リサイクル係

TEL : 092-643-3372 E-mail : recycle@pref.fukuoka.lg.jp

<https://www.recycle-ken.or.jp/nintei/kensan/index.html>



# 航空機を利用して貨物を早く輸送したい

## 北九州空港を利用した貨物輸送に係る各種助成制度

北九州空港を活用して貨物を輸送する荷主企業・フォワーダーに対し、輸送費用の一部を助成します。

### 北九州空港のご紹介

北九州空港は、全国でも数少ない24時間利用可能な海上空港です。この特性を活かし、九州・中国四国で唯一、貨物専用便が就航しており、貨物拠点空港として発展を続けています。

○就航路線（貨物専用便） （令和8年4月1日現在）

	路線	航空会社	便数	備考
国内線	成田	ヤマトグループ・ JALグループ (運航会社：スプリング・ジャパン)	2往復/日	
	東京（羽田）		1往復/日	
	新千歳		1往復/日	
国際線	ソウル（仁川）	大韓航空	2往復/週	一部ロサンゼルス経由
	深圳-大阪（関西）	UPS	5往復/週	

### 貨物輸送に関する助成制度

北九州空港を利用して航空貨物を輸送する際には、以下の支援が受けられます。

○荷主企業向け

	助成制度名	助成対象者	助成単価
1	半導体物流ルート構築支援助成	北九州空港から新規に半導体関連貨物を輸出する荷主企業	半導体関連貨物（大型）： 1年目 50円/kg 2年目以降 40円/kg(運賃適用重量) その他半導体関連貨物： 1年目 20円/kg 2年目以降 15円/kg(運賃適用重量)
2	生鮮貨物等輸送支援助成	首都圏等で開催される販売会・商談会等で販売・展示する生鮮・保冷貨物を北九州空港発の国内貨物専用便を利用して輸送する荷主企業	50円/kg（運賃適用重量）

○貨物利用運送事業者（フォワーダー）向け

	助成制度名	助成対象者	助成単価	
3	国際航空貨物集貨促進助成	半導体貨物	北九州空港から半導体関連貨物（大型）を輸出入する貨物利用運送事業者（フォワーダー）	70円/kg（運賃適用重量）
4		国際航空貨物	北九州空港から国際航空貨物を輸出する貨物利用運送事業者（フォワーダー）	欧米向け：80円/kg（運賃適用重量） アジア向け：60円/kg（運賃適用重量）

### 活用方法

詳細については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

北九州空港利用促進協議会事務局（福岡県市町村・地域振興部空港・交通政策局空港事業課）

TEL：092-643-3173 E-mail：kkj-risokukyou@pref.fukuoka.lg.jp

# 新たな事業活動への取組に対して支援を受けたい

## 経営革新支援事業

今日的な経営課題にチャレンジする中小企業の経営革新を全業種にわたって幅広く支援します。

### 対象者

事業内容や経営目標を盛り込んだビジネスプラン「経営革新計画」を作成し、承認を受けた中小企業者、組合等

(注) 経営革新計画は、以下の内容を含むことが必要です。

### (1) 事業内容

新商品の開発や生産等、以下のような新たな取組により、成長・発展を図るものであること。

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入
- ⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

### (2) 経営目標

経営目標として、付加価値額又は従業員一人あたりの付加価値額が年率平均3%以上伸び、かつ、給与支給総額が年率平均1.5%以上伸びる計画となっていること。

※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

※給与支給総額＝役員報酬＋給料＋賃金＋賞与＋各種手当

### 内容

「経営革新計画」の承認を受けると、以下の支援策の対象となります。

(注) 支援策を受ける際には、別途支援機関の審査が必要です。

#### ①政府系金融機関による融資制度

経営革新計画の承認を受けると、政府系金融機関による融資制度の対象となります。

#### ②高度化融資制度

経営革新計画の承認を受けた中小企業者等のグループが共同で利用する研究施設や試験機器等を設置する場合等に高度化融資の対象となります。

#### ③中小企業信用保険法の特例（信用保証の特例）

承認された計画に従って行う事業に必要な資金の融資にかかる信用保証について特例措置を講じます。

- 普通保証等の別枠設定
- 新事業開拓保証の限度額引き上げ

#### ④福岡県中小企業融資制度（経営革新支援資金）

自ら頑張る中小企業に必要な事業資金に対する融資制度です。  
承認された経営革新計画の実施に必要な資金が対象となります。

- 1企業1億円以内
- 運転7年以内、設備10年以内（据置2年以内）
- 担保は必要に応じ徴求、保証人は原則として、法人は代表者のみ、個人は不要
- 融資利率 1.7%
- 保証料率 0.45%～1.62%

#### ⑤販路開拓コーディネーター事業

中小企業の商品・サービスの販路拡大に向けたマーケティング企画の策定・ブラッシュアップ支援、首都圏又は近畿圏でのテストマーケティング支援、新市場進出のための営業体制構築等のフォローアップ支援を実施します。

#### ⑥福岡県競争入札参加資格審査における地域貢献活動評価（加点）制度

経営革新計画の承認は、福岡県が実施する建設工事の請負及び物品・サービス関係の契約に係る競争入札参加資格審査項目における「地域貢献活動評価項目」の一つです。この加点評価を受けるには、あらかじめ「地域貢献活動評価申請書（経営革新）」により、県中小企業経営支援課の確認を受ける必要があります。

#### ⑦スタンドバイ・クレジット制度

〔海外において新たな事業活動等を行うため、現地流通通貨で資金調達を希望する中小企業向け〕  
スタンドバイ・クレジットは、債務の保証と同様の目的のために発行される信用状です。本制度により、海外現地法人等による海外での現地流通通貨の円滑な調達を支援致します。

#### ⑧経営革新計画に基づく新事業活動への補助

経営革新計画に基づく新事業活動に必要な経費の一部に対し、補助を行っています。

※詳細については、県のHPでご確認ください。

トップページ>テーマから探す>しごと・産業・観光>中小企業>経営革新、  
地域産業資源>【令和7年12月補正】福岡県中小企業経営革新・賃上げ緊急支援補助金

## 活用方法

申請書は県内4地域の中小企業振興事務所で随時受け付けております。(※事前に経営革新計画策定指導員によるアドバイスを受けてください。)

計画内容審査後、承認された場合には、県から承認書を送付します。承認書は、各種支援策をご利用する際に必要になります。

### 計画作成でお悩みの方へ

まず、お近くの商工会、商工会議所に、経営革新計画作成の相談をしてください。

県内4地域の地域中小企業支援協議会に配置している経営革新計画策定指導員が、商工会議所、商工会の経営指導員と一緒に、経営革新計画の作成を支援します。

### 申請書の入手方法

申請書様式と記入事例は福岡県ホームページの経営革新ページからダウンロードできます。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/keiei-kakushin-syounin.html>



## お問い合わせ先

### ・福岡中小企業振興事務所

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9番15号 中小企業振興センター1F

TEL:092-622-1040 FAX:092-622-1571

### ・北九州中小企業振興事務所

〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館6F

TEL:093-512-1540 FAX:093-512-1541

### ・久留米中小企業振興事務所

〒830-0022 久留米市城南町15-5 久留米商工会館3F

TEL:0942-33-7228 FAX:0942-31-2171

### ・飯塚中小企業振興事務所

〒820-0040 飯塚市吉原町6番12号 飯塚商工会議所ビル4F

TEL:0948-22-3561 FAX:0948-21-0365

**最寄りの商工会議所・商工会** (巻末「お問い合わせ先一覧」参照)

# 海外ビジネスを行いたい、海外へ進出したい

## 海外ビジネス展開の支援

海外企業とのビジネス(貿易、提携など)や海外への進出(販路拡大、拠点設立等)をご検討の方々に、情報を提供し、相談をお受けします。

### 海外ビジネス展開についてのご相談・サポート

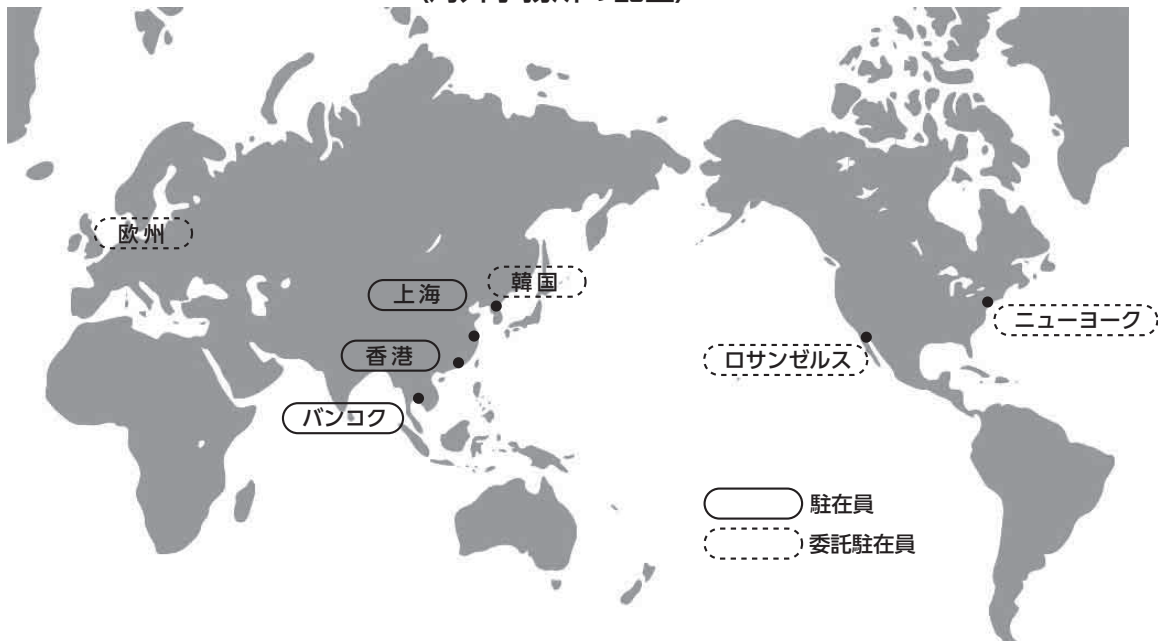
県のスタートアップ支援拠点「グローバルコネクト福岡」において海外ビジネスに関心のある方を対象に海外展開支援アドバイザーによる個別コンサルティングや相談会を行っています。

また、海外における販路拡大、国や地域の市場トレンドを学べる「海外展開オンラインセミナー」や海外に販路を持つバイヤーを招へいした商談会等を開催しています。海外ビジネス展開をご検討の方は、ご活用ください。

### 海外事務所のご活用

香港、上海及びバンコクに海外事務所を配置しているほか、韓国、欧州及び米国では、現地コンサルティング会社等に業務を委託しており、各種海外情報のご提供、現地での商談サポート(アポイントの取得、通訳手配等)をしています。海外ビジネス展開をご検討の方は、ご活用ください。

〈海外事務所の配置〉



### 〈海外事務所及び業務委託の主な所管地域〉

海外事務所・業務委託	主な所管対象国・地域
香港	香港、中国華南地方、台湾、オーストラリア
上海	中国（華南以外）
バンコク	東南アジア、インド
韓国（ソウル）	韓国
欧州（フランクフルト）	欧州
米国（ニューヨーク、ロサンゼルス）	米国

各種経営相談・  
専門家派遣

金融

ベンチャー・  
創業

販路拡大

新事業展開

設備導入・  
企業立地

技術

事業承継・  
安定化

雇用・人材

労働環境

地場産業・  
商店街

消防保安

商工会議所・  
商工会・中小企業  
団体中央会

資料

お問い合わせ先  
一覧

#### お問い合わせ先

##### グローバルコネクト福岡

〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目11-1 ONE FUKUOKA BLDG.7階 CIC Fukuoka内

TEL : 092-401-2029

<https://gcfukuoka.com>



##### 福岡県政策企画部国際局国際政策課（海外事務所に関して）

TEL : 092-643-3214 E-mail : [intpol@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:intpol@pref.fukuoka.lg.jp)

<https://www.joho-fukuoka.or.jp/overseas-office.html>



# 地域の農林水産物を活用した 6次産業化を発展させたい

## ふくおか6次産業化・農商工連携サポートセンター事業

6次産業化・農商工連携に取り組む農林漁業者や中小企業・小規模事業者の活動を支援します。

### 対象者

- ・福岡県内の農林漁業者等

### 内容

#### 1 支援概略

6次産業化等に取り組む農林漁業者の経営全体を踏まえ、全社的な売上や利益、付加価値額の増加につながるような長期的な経営改善計画の策定サポートを行います。

##### ○支援詳細

計画を策定する際には、生産物や加工品などの商品、一般消費者や法人などの販売先、生産や加工の社内体制など、会社全体の現状分析を行った後に、事業者様が直近で取り組む必要がある課題を抽出し、解決策を盛り込んだ計画を策定します。併せて、課題解決に向けて、各分野のエキスパートである地域プランナーを派遣し、課題解決につなげます。

##### ○支援体制

農林漁業のことを熟知し、会社全体の財務分析や経営改善支援のスキルを有する企画推進員が一貫して農林漁業者のサポートを行います。

また、課題に応じて、商品開発や販路拡大、製造体制構築などの専門家である地域プランナーを派遣し、アドバイスをを行います。

#### 2 支援事例について

##### (1) 商品開発

- ・ターゲットを見据えた商品企画をしたい
- ・製造原価と市場を踏まえた売価設定を知りたい
- ・売上につながるパッケージを作りたい
- ・食品表示（一括表示・栄養成分表示）について詳しく知りたい

##### (2) 販路拡大

- ・商品に合った販路先を作りたい
- ・新規法人取引先との商談を成功させたい
- ・一般消費者向けの通販や催事など、小売事業の売上を伸ばしたい

##### (3) 生産体制構築

- ・不良品、生産工程のムダをなくしたい
- ・HACCP
- ・衛生管理の法改正に対応したい

### 活用方法

詳しくは下記にお問い合わせください。

※ご利用は無料です。

#### お問い合わせ先

ふくおか6次産業化・農商工連携サポートセンター((公財)福岡県中小企業振興センター)

TEL:092-622-7575 FAX:092-624-3300 E-mail:fukuoka.6jika@joho-fukuoka.or.jp

<https://fukuoka-fbm.jimdofree.com/>



# 消費者を惹きつける個性的で魅力ある商品の開発・販路を開拓したい

## デザインを活用した商品等の開発・販路開拓支援

中小企業等によるデザインを活用した商品・サービス開発を支援するとともにデザイン性に優れた商品を表彰し、企業の販路開拓を支援します。

### 対象者

中小企業者及び小規模企業者等

### 内容

#### (1) デザイン開発ワークショップ

商品開発の過程（マーケティング、企画、広告等）で生じる様々な課題を持ち寄り、専門家を交えた相互のディスカッションを通じて、デザインの視点から課題解決の糸口をつかんでいきます。

- 開催時期：11月～3月（6回程度）（予定）

#### (2) 福岡デザインアワード

##### ■ 応募対象

企業等が製造または販売している商品・サービス（詳細は下記HPをご確認ください。）

##### ■ 令和8年度スケジュール（予定）

- ・ 出品者募集：5月～7月
- ・ 最終審査会・授賞式：11月5日

##### ■ 応募料：無料



FUKUOKA DESIGN AWARD

福岡デザインアワード  
シンボルマーク

#### (3) ノミネート商品・受賞商品の販路開拓支援

HPでの公開やJR博多駅を中心としたデジタルサイネージ等によりノミネート商品及び受賞商品を広くPRし、その魅力をお伝えします。また、受賞企業に対しては、受賞商品集の制作や展示販売会の開催により、販路開拓を支援します。

### 活用方法

詳しくは下記までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

#### 福岡県産業デザイン協議会

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7(福岡県商工部中小企業振興局中小企業経営支援課)

TEL：092-643-3449 FAX：092-643-3427

E-mail：design-2@fida.jp

<https://award.fida.jp/>



# 宇宙ビジネスで事業展開したい

## 宇宙ビジネス振興事業

産学官で組織する「福岡県宇宙ビジネス研究会」では、宇宙ビジネス分野で事業活動を展開する企業や新たに事業参入を検討する企業に対し、幅広い支援を行っています。

### 対象者

宇宙ビジネス分野での事業展開を目指す県内企業

### 内容

#### (1) 新製品・サービスの開発

- ・開発に向けた可能性試験の段階から、具体的な製品・サービスの開発、その生産の加速化や製品性能等の実証までの取組に必要な経費を助成
- ・「宇宙福岡食」の開発支援事業  
福岡県の名物・特産品を活用した宇宙日本食の開発や認証に必要な費用を助成
- ・SAR衛星データを利用した防災やインフラ管理等のためのシステム開発に必要な経費を助成

#### (2) 普及・展開、参入支援

- ・首都圏でのビジネスマッチングイベントの開催
- ・宇宙ビジネスの専門家による県内企業の新規参入・ビジネス拡大支援
- ・宇宙の各分野をテーマにしたネットワークイベントの開催

### 活用方法

詳細は下記にお問い合わせください。

### お問い合わせ先

福岡県商工部先端技術産業振興課 宇宙ビジネス班

TEL : 092-643-3445

E-mail : info@robot-system.jp

# AIデバイス分野で事業展開したい

## AIデバイス開発・取引拡大推進事業

AIデバイス分野で事業拡大を目指す企業に対し、製品開発や販路拡大を支援します。

### 対象者

AIデバイス分野の事業拡大を目指す県内の企業

※AIデバイス：インターネットを介さず自律的に認識・判断・行動するAIを組み込んだ電子機器

### 内容

#### (1) 製品開発

##### ■ AIデバイス関連製品開発支援事業補助金

- ・ AIデバイスに関連する製品開発を行う県内企業に助成を行い、新製品の創出を支援します。

#### (2) 販路拡大

- ・ 国内の大型展示会への出展支援を行い、県内企業のビジネス展開を支援します。

### 活用方法

- 詳細については、下記にお問合せください。

### お問い合わせ先

(公財) 福岡県産業・科学技術振興財団 (ふくおかIST)

産業技術イノベーションセンター

産業技術イノベーション部半導体・デジタル産業支援グループ

〒814-0001 福岡市早良区百道浜3-8-33

TEL : 092-832-7157 E-mail : lsi-inove@ist.or.jp <https://rais.ist.or.jp>



# SDGsの達成に取り組む事業者とつながりビジネスを発展・拡大したい

## SDGs推進支援事業

企業や団体等の取組状況等に応じた課題に対応する支援施策をポータルサイトで一元的に実施します。また、「ふくおかオープンラボ」を開催し、優良な取組事例を紹介します。

### 対象者

SDGsの達成に向けて社会課題の解決に取り組んでいる、またこれから取り組もうとする企業、団体、個人事業主

### 内容

#### (1) 福岡県SDGs推進ポータルサイト「サステナふくおか」

事業者が抱える課題等を掲載し、解決策を持つ事業者とマッチングするポータルサイトを運営します。また、アドバイザーを派遣し、SDGs推進に向けた産学官連携プロジェクトを支援します。

#### (2) 「ふくおかオープンラボ」

SDGsに積極的に取り組む事業者と大学、専門家等が交流する場として「ふくおかオープンラボ」を開催し、事業者の課題解決を支援するとともに新たなビジネスチャンスの場を創出します。

#### (3) 登録事業者向け特典の提供

福岡県SDGsロゴマークの使用やSDGsの取組を後押しするメールマガジンの配信、金融機関や商工団体による各種伴走支援の提供等を行います。

### 活用方法

各種支援内容を受けるための「福岡県SDGs登録制度」の詳細及び登録手続は、こちらの二次元コード又は下記URLをご覧ください。



### お問い合わせ先

福岡県政策企画部企画総務課 企画広報班

TEL : 092-643-3220

E-mail : kikakusou-kikaku@pref.fukuoka.lg.jp

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sdgs-touroku.html>

# 設備投資に対する税制等の支援を受けたい

## グリーンアジア国際戦略総合特区

本特区は、環境を軸とした産業の国際競争力の強化や、アジアから世界に展開する産業拠点の構築を目指しており、特区事業を行う企業の設備投資を支援します。

### 対象者

特区の指定区域内で設備投資を行う企業（大企業、中小企業を問いません）

#### ■ 指定区域（以下の市町村の一部区域）

北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、筑後市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、大野城市、宗像市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、糸島市、志免町、小竹町、筑前町、大刀洗町、広川町、荻田町、みやこ町、上毛町、築上町

※区域の詳細はお問い合わせください。

### 内容

#### (1) 法人税の軽減措置

設備投資額に応じた法人税の減税措置（税額控除又は特別償却）を受けられます。

	税額控除	特別償却
機械・装置、器具・備品	8%	30%
建物及び附属設備、構築物	4%	15%

設備の取得期限：  
令和10年3月31日

#### ■ 対象事業

・低燃費自動車、産業用ロボット、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギー関連製品、その他環境性能の高い製品（パワー半導体、有機EL、次世代燃料電池、水素ステーション）やその部品に係る研究開発や生産

※ただし、上記対象事業から産業競争力強化法の産業競争力基盤強化商品の生産に関する事業を除く

#### ■ 対象設備

機械・装置は2,000万円以上、開発研究用の器具・備品は1,000万円以上、建物及び附属設備・構築物は1億円以上

#### (2) 地域独自の支援措置

(1) を活用する企業は、次の支援措置も受けられます。

#### ■ 福岡県企業立地促進交付金の5%上乗せ等（詳細はP54~57を参照）

#### ■ 不動産取得税の課税免除

(1) の支援措置の適用がある建物及びその敷地である土地にかかる不動産取得税（税率：土地3%、建物4%）を免除

### 活用方法

この制度の適用を受けるには、特区事業者としての指定を受ける必要があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

#### 福岡県商工部商工政策課 産業特区推進班

TEL: 092-643-3416 FAX: 092-643-3417 E-mail: greenasia@pref.fukuoka.lg.jp  
http://greenasia.jp/



# 設備投資に対する財政支援を受けたい

## グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進補助金 (グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進事業)

グリーンアジア国際戦略総合特区への県内中小企業の積極的な参画を促し、特区事業の効果的な波及を図るため、県内中小企業が特区事業に関連して行う設備投資を支援します。

### 対象者

下記①又は②を満たす者

- ①特区事業者（※1）に部品や素材を供給する、福岡県内で事業を行う中小企業（※2）
- ②①の中小企業を含む複数の中小企業で構成するグループ（知事が認めるものに限る）  
（※1）県等の指定を受けた自動車関連、産業用ロボット・インバータ関連の企業など。個別の企業名は下記までお問い合わせください。  
（※2）中小企業基本法第2条第1項に規定する者

### 内容

#### (1) 要件

以下の要件を全て満たすこと

- ①特区事業に関連した生産又は開発に係る設備投資であること
- ②設備等の減価償却資産の取得額の合計が生産設備の場合は500万円以上、開発設備の場合は250万円以上であること
- ③特区事業者でないこと 等

#### (2) 対象経費

交付決定後に県内で新設又は増設する設備等の購入、設置などに必要な経費（※3）で、令和8年3月末日までに設備の設置（稼働できる状態にあること）及び支払いが完了するもの  
（※3）土地、建物等の取得経費、取引に係る消費税及び地方消費税の額は除く

#### (3) 助成額等

対象経費の合計額の15%以内の額（上限額：400万円）

### 活用方法

予算には限りがありますので、当補助金の活用を希望する方は、お早目に下記までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

福岡県商工部商工政策課 産業特区推進班

TEL: 092-643-3416 FAX: 092-643-3417 E-mail: greenasia@pref.fukuoka.lg.jp  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/greenasia-setsubitousi.html>



# 設備投資に対する税制等の支援を受けたい

## 地域経済牽引事業

産業集積、観光資源、特産物、技術、人材など地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を行う企業を支援します。

### 対象者

福岡県内で地域経済牽引事業を行う企業

### 内容

主な支援措置は下記のとおりです。

#### (1) 法人税の軽減措置

設備投資額に応じた法人税の減税措置（税額控除又は特別償却）を受けられます。

	税額控除	特別償却
機械・装置、器具・備品	4%	35%
※上乗せ要件を満たす場合	5%～6%	50%
建物及び附属設備、構築物	2%	20%

設備の取得期限：  
令和10年3月31日

※上乗せ要件については、地域経済牽引事業の経済産業省ホームページをご覧ください。

#### ■要件

- ・地域経済牽引事業の用に供する施設・設備の新設又は増設
- ・対象施設、設備の取得価額の合計額が1億円以上 等

#### (2) 不動産取得税の課税免除（県）

(1)の支援措置の適用がある建物及びその敷地である土地にかかる不動産取得税（税率：土地3%、建物4%）を免除

#### ■要件

- ・取得した土地建物について取得価額の合計額が1億円を超えるものが対象（農林漁業及びその関連業種は5千万円を超えるもの）

#### (3) 固定資産税の課税免除または不均一課税（市町村）

当該事業の用に供するために取得した固定資産に係る固定資産税の課税免除等

※課税免除等の有無や要件は、市町村によって異なります。

### 活用方法

この制度の適用を受けるには、県による地域経済牽引事業計画の承認を受ける必要があります。

なお、課税の特例措置の適用を受けるためには、県による地域経済牽引事業計画の承認に加えて、国による事業の先進性等の確認が必要です。手続きについては、下記までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

福岡県商工部商工政策課 産業特区推進班

TEL: 092-643-3416 FAX: 092-643-3417 E-mail: greenasia@pref.fukuoka.lg.jp  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/chiikimirai.html>



# リサイクル施設の整備に対して支援を受けたい

## 先導的リサイクル支援事業(リサイクル施設整備費補助事業)

産業廃棄物の減量化や資源の有効利用を図るための、リサイクル施設の整備を支援します。

### 補助を利用できる方

- ① 県内の事業者で、県内で新たに施設を整備（新設又は改造）し、リサイクル事業を行おうとする方
- ② 廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへの各規定に該当しない方
- ③ 県税の滞納等がない方
- ④ 事業を安定かつ継続して実施できる見通しがある方

### 補助の要件

- ① 施設の中核的技術やリサイクルシステム等において先導性を有し、他のモデルとなること  
〔例〕 ・ 従来の技術ではリサイクルが困難であった廃棄物のリサイクル  
・ リサイクル製品の新規用途開拓など
- ② 産業廃棄物のリサイクル、減量化効果が高く、県内への波及効果が見込めるもの
- ③ 焼却施設等廃棄物の処理、処分を主たる目的とするものでないこと
- ④ 施設整備完了後、速やかに事業化できるものであること など

### 補助の内容

- 【補助率】 補助対象経費の1/3以内（3,000万円を限度）
- 【補助対象経費】 ①本工事費 ②付帯工事費 ③機械器具費など
- 【その他】
- ・ 補助事業は補助金の交付決定後に着手し、当該年度末（3月31日）までに完了することが必要です。
  - ・ 補助金の支払いは、補助事業終了後、原則として精算払いとなります。
  - ・ 採択件数 予算の範囲内で1～2件程度

### 募集期間

令和8年度の募集期間（令和8年3月18日から4月10日まで）

### 申請の手続き

補助事業計画書に必要書類を添えて提出していただきます。

※ 廃棄物の種類、施設の規模によって、廃棄物処理法上の許可が必要となる場合がありますので、必ず事前に関係の廃棄物担当部局と相談した上で計画書を提出してください。

※ 計画書等の様式は県のホームページからダウンロードできます。

### お問い合わせ先

#### 福岡県環境部循環型社会推進課 リサイクル係

TEL: 092-643-3372 E-mail: recycle@pref.fukuoka.lg.jp  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shisetu8.html>



# 自動車分野の設備移設・新設や試作・開発に対する財政的支援を受けたい

## 設備移設・新設や試作・開発に対する支援 (北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進事業)

自動車部品サプライヤーの製造拠点への設備移設や新設備導入、試作・開発等を支援します。

### 対象者

県内に製造拠点を有する、または県内に新たに工場等の設置を予定している自動車部品サプライヤー

※ (1) 設備移設・新設支援は大企業も対象、(2) 試作・開発支援は中小企業のみ対象

### 主な要件

- ・ 北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議の会員であること
- ・ 自動車関連産業に携わる（意向を含む）企業であること

### 内容

#### (1) 設備移設・新設支援

増産等に対応するための設備移設や新設を支援します。

【補助率】 補助対象経費の1/2 (補助限度額 大企業：3,000万円、中小企業：2,000万円)

※ 中小企業を対象に事業場内最低賃金の引上げを行った場合に補助率を上乗せ (時給換算)  
30円以上60円未満：2/3 (補助限度額 2,666万円)、60円以上：3/4 (補助限度額 3,000万円)

【補助対象経費】 機械装置購入費、移設費 等

#### (2) 試作・開発支援

新たな部品や技術等の開発に対応するための試作・開発を支援します。

【補助率】 補助対象経費の1/2 (補助限度額 400万円)

※ 中小企業を対象に事業場内最低賃金の引上げを行った場合に補助率を上乗せ (時給換算)  
30円以上60円未満：2/3 (補助限度額 533万円)、60円以上：3/4 (補助限度額 600万円)

【補助対象経費】 機器装置費、原材料費 等

### 活用方法

詳しくは、下記にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

福岡県商工部自動車・水素産業振興課

TEL : 092-643-3447 FAX : 092-643-3847 E-mail : jisui@pref.fukuoka.lg.jp

# 工場等の立地のための財政的支援を受けたい

## 企業立地促進交付金(戦略的企業立地促進事業)

県内における企業の立地を促進し、また地域産業の空洞化を防止するとともに、金融機能の集積・活性化を図るため、企業が県内に工場等を立地しようとする際に交付金を交付しています(製造業の一部及びデータセンターの新設・増設の場合は、別途特例がありますので、詳細につきましては右記問い合わせ先までご相談ください)。

### (1) 製造・事業施設に対する交付金

区分	対象業種	交付要件 (①、②の全てを満たすもの)
新設または増設	製造業	①土地を除く設備投資額5億円以上 (賃借の場合、その固定資産評価額) ②県民の新規雇用5人以上 ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。
	道路貨物運送業 データセンター	①土地を除く設備投資額3億円以上 (賃借の場合、その固定資産評価額) ②県民の新規雇用5人以上 ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。
	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業(コンタクトセンターを除く) デザイン業 機械設計業	①土地を除く設備投資額1千万円以上若しくは 設備機器賃借料年間2百万円以上(業務施設賃借額を除く) ②県民の新規雇用5人以上 ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。
	コンタクトセンター	(北九州市、福岡市以外に立地する場合) ①土地を除く設備投資額1千万円以上若しくは 設備機器賃借料年間2百万円以上(業務施設賃借額を除く) ②県民の新規雇用10人以上 ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。  (北九州市、福岡市に立地する場合) ①土地を除く設備投資額3千万円以上若しくは 設備機器賃借料年間6百万円以上(業務施設賃借額を除く) ②県民の新規雇用50人以上 ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。
移転	製造業 ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業(コンタクトセンターを除く) データセンター デザイン業 機械設計業	①土地を除く設備投資額5億円以上 (賃借の場合、その固定資産評価額) ②建物内の生産または事業用施設の床面積1,000m <sup>2</sup> 以上

### (2) 金融系企業に対する交付金

区分	対象企業	交付要件
新設	外国・外資系金融機関 資産運用業者 FinTech企業	県民の新規雇用1人以上

### 活用方法

この制度の適用に際しましては、事業の概要を伺う必要がありますので、新設・増設及び移転に伴い、当交付金の交付を希望される方は、右記問い合わせ先までご相談ください。

対象・交付要件・交付内容

- 新設・増設：県内に新たに工場等を設置、又は増設する場合
- 移転：県内にある既存工場等を廃止し、県内の他の場所に工場等を移転させる場合

(1) 製造・事業施設に対する交付金

区分	交付金の積算根拠	限度額
新設または増設	1 設備投資額（用地取得費を除く）の2% <small>※なお、特例①の場合は2.5%、特例②の場合は3%に相当する額</small> 2 業務施設等の年間賃借額（敷金、権利金等を除く）の1/2 3 社宅の取得・改修費の2%（社宅を3戸以上取得若しくは改修する場合） 4 社宅の年間賃借額の1/2（社宅を3戸以上賃借する場合） 5 操業開始から3年間に新規に常用雇用した県民1名あたり30万円 上記1～5で算出した額に市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じて得た額 （0.77以上：1/2、0.63以上0.77未満：3/4、0.63未満：×1）	1億5千万円 <small>※設備投資額が50億円以上、かつ県民の新規常用雇用50人以上の場合3億円                      ※設備投資額が50億円以上、かつ県民の新規常用雇用100人以上の場合5億円                      ※特例                      ①設備投資額が100億円以上、かつ県民の新規常用雇用150人以上の場合、最高額は8億円とする                      ②設備投資額が300億円以上、かつ県民の新規常用雇用300人以上の場合、最高額は10億円とする</small>
	※グリーンアジア国際戦略総合特区特例 <small>総合特別区域法に規定する指定法人が、グリーンアジア国際戦略総合特区の区域内で、特定国際戦略事業を実施するために業務施設等を取得する場合、上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に5%を加算する。</small>	
	1 設備投資額（用地取得費を除く）の2% 2 業務施設等の年間賃借額（敷金、権利金等を除く）の1/2 3 社宅の取得・改修費の2%（社宅を3戸以上取得若しくは改修する場合） 4 社宅の年間賃借額の1/2（社宅を3戸以上賃借する場合） 5 操業開始から3年間に新規に常用雇用した県民1名あたり30万円 上記1～5で算出した額に市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じて得た額 （0.77以上：1/2、0.63以上0.77未満：3/4、0.63未満：×1）	1億円
	1 設備投資額（用地取得費を除く）の2% 2 業務施設等の年間賃借額（敷金、権利金等を除く）の1/2 3 社宅の取得・改修費の2%（社宅を3戸以上取得若しくは改修する場合） 4 社宅の年間賃借額の1/2（社宅を3戸以上賃借する場合） 5 操業開始から3年間に新規に常用雇用した県民1名あたり30万円 上記1～5で算出した額に市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じて得た額 （0.77以上：1/2、0.63以上0.77未満：3/4、0.63未満：×1）	
	※グリーンアジア国際戦略総合特区特例 <small>総合特別区域法に規定する指定法人が、グリーンアジア国際戦略総合特区の区域内で、特定国際戦略事業を実施するために業務施設等を取得する場合、上記1に市町村の財政力指数を加味した交付率に5%を加算する。</small>	
1 設備投資額（用地取得費を除く）の2% 2 業務施設等の年間賃借額（敷金、権利金等を除く）の1/2 3 社宅の取得・改修費の2%（社宅を3戸以上取得若しくは改修する場合） 4 社宅の年間賃借額の1/2（社宅を3戸以上賃借する場合） 5 操業開始から1年間に新規に常用雇用した県民1名あたり30万円 上記1～5で算出した額に市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じて得た額 （0.77以上：1/2、0.63以上0.77未満：3/4、0.63未満：×1）		
移転	1 生産または、事業の用に供する施設の床面積1㎡あたり、3,000円 2 社宅の取得・改修費の2%（社宅を3戸以上取得若しくは改修する場合） 3 社宅の年間賃借額の1/2（社宅を3戸以上賃借する場合） 4 操業開始から3年間に新規に常用雇用した県民1名あたり30万円	5億円

※交付額1,000円未満の端数は切り捨て

(2) 金融系企業に対する交付金

区分	交付金の積算根拠	限度額
新設	1 設備投資額に1/2を乗じて得た額 2 設備投資額の対象となる資産の年間賃借額に1/2を乗じて得た額 3 業務施設の賃借に係る初期費用に1/2を乗じて得た額 4 専門家への相談経費に1/2を乗じて得た額 5 操業開始から1年間に雇用した県民新規常用雇用の人材採用経費（国内外の有料職業紹介事業者により、当該拠点で勤務することとなる人材を採用することに伴い当該事業者へ支払う経費）に1/2を乗じて得た額	800万円

※交付額1,000円未満の端数は切り捨て

お問い合わせ先

福岡県商工部企業立地課 立地支援係

TEL: 092-643-3839 FAX: 092-643-3443 <https://www.kigyorichi.pref.fukuoka.lg.jp>



各種経営相談・  
専門家派遣

金融

ベンチャー・  
創業

販路拡大

新事業展開

設備導入  
企業立地

技術

事業承継・  
安定化

雇用・人材

労働環境

地場産業・  
商店街

消防保安

商工会議所  
商工中央会  
中小企業  
団体中央会

資料

お問い合わせ先  
一覧

# 本社機能を移転・拡充するための 財政的支援を受けたい

## (1) 企業立地促進交付金（戦略的企業立地促進事業） (2) 県税の軽減措置

本社機能の移転・拡充により様々な優遇措置を受けることができます。

### 対象者

下表に示す本社機能部門を有する特定業務施設等を県内に整備し、本社機能において、それぞれの優遇措置で定められた従業員数の増加要件を満たす事業者。

■特定業務施設 ※工場や店舗などは対象になりません。

施設形態	本社機能部門及び役割	
事務所	ア 調査及び企画部門	事業、製品の企画・立案や市場調査を行っている部門
	イ 情報処理部門	自社のための社内業務としてシステム開発等の業務を専門的に行っている部門
	ウ 研究開発部門	基礎研究、応用研究、開発研究（設計、デザインを含む新製品の試作等）を行っている部門
	エ 国際事業部門	輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門
	オ その他管理業務部門	総務、経理、人事、その他の管理業務を行っている部門
	カ 商業事業部門	商品の仕入、販売等の営業活動を行っている卸売業、小売業の部門、製造業における原材料の仕入、製品の販売等の営業活動を行っている部門（専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。）
	キ 情報サービス事業部門	ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、映画・ビデオ制作、書籍等の出版等の業務を行っている部門
	ク サービス事業部門	サービスを提供する事業を行っている部門（上記アからオに掲げる部門の業務の受託に関する業務を行うものに限る。）
研究所	事業者の研究開発において重要な役割を担うもの（事務所以外の施設内において研究開発を行う部門を含む。）	
研修所	事業者の人材育成において重要な役割を担うもの	

※キ「ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス」については、「(2) 県税（事業税及び不動産取得税）の軽減措置」のみ対象。

### 内容

#### (1) 特定業務施設に対する交付金（企業立地促進交付金）

##### ①交付要件

本社機能に従事する従業員数が5人以上増加し、そのうち3人以上が県民の新規雇用であること。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する障害者を雇用したとき、合計数を1名につき1.5名で算定する。

##### ②交付金の積算根拠

- (i) 設備投資額（用地取得費を除く）の2%
  - (ii) 業務施設等の年間賃借額（敷金、権利金等を除く）の1/2
  - (iii) 社宅の取得・改修費の2%（社宅を3戸以上取得若しくは改修する場合）
  - (iv) 社宅の年間賃借額の1/2（社宅を3戸以上賃借する場合）
  - (v) 操業開始から3年間に新規に常用雇用した県民1名（移転者含む）あたり30万円
- 上記（i）～（v）の算出額に市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じて得た額

財政力指数	交付率
0.77以上	1/2
0.63以上0.77未満	3/4
0.63未満	1

##### ※グリーンアジア国際戦略総合特区特例

総合特別区域法に規定する指定法人が、グリーンアジア国際戦略総合特区の区域内で、特定国際戦略事業を実施するために業務施設等を取得する場合、上記（i）に市町村の財政力指数を加味した交付率に5%を加算します。

### ③限度額

研究開発部門以外：1億円

研究開発部門：上記(i)～(iv)の合計で1億5千万円

上記(i)～(v)の合計で5億円

## (2) 県税(事業税及び不動産取得税)の軽減措置

### ①適用要件

- (1) 平成27年10月8日から令和8年3月31日(令和10年3月31日に延長予定)までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る知事の認定を受けた事業者であること。
- (2) 認定を受けた日から同日の翌日以降3年(令和4年3月31日以前に事業の用に供した場合は2年)を経過する日までに、以下の用に供する減価償却資産(特別償却設備)を新設又は増設し、事業の用に供すること。

- ・特定業務施設
- ・当該特定業務施設の新設に併せて整備される特定業務児童福祉施設<sup>(注1)</sup>

- (3) 上記(2)の減価償却資産の取得価額の合計額が1,900万円以上であること。

※中小企業<sup>(注2)</sup>以外にあっては3,800万円以上

### ②軽減措置内容

- ・法人事業税(特別償却設備に係る所得又は収入金額が対象)

(令和4年4月1日以後開始事業年度)

種別	標準税率
所得割	7.0%
収入割	1.0%
外形標準課税(所得割)	1.0%

※記載している標準税率は一例です



	【1年目】	【2年目】	【3年目】
標準税率の2分の1	標準税率の2分の1	標準税率の4分の3	標準税率の8分の7
	3.5%	5.25%	6.13%
	0.5%	0.75%	0.88%
	0.5%	0.75%	0.88%

- ・不動産取得税(建物、土地<sup>(注3)</sup>)

種別	標準税率
建物	4%
土地	3%



標準税率の10分の1
0.4%
0.3%

(注1) 特定業務児童福祉施設について

特定業務施設の従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設のことをいいます。

(注2) 中小企業の定義について

県税の軽減措置の対象となる中小企業とは、「本書の利用にあたって」(巻頭ページ)記載の「中小企業の定義」に関わらず、租税特別措置法に定義される中小企業をいいます。

(注3) 土地の取得については、その取得の日の翌日から1年以内に建物の建設の着手があったものに限りま。

## 活用方法

この制度の適用には「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受ける必要があります。当優遇措置を希望される方は、下記問い合わせ先までご相談ください。

### お問い合わせ先

#### ・計画の認定および企業立地促進交付金について

福岡県商工部企業立地課 立地支援係

TEL: 092-643-3839 FAX: 092-643-3443

<https://www.kigyorichi.pref.fukuoka.lg.jp>

#### ・県税について

【事業税】福岡県総務部税務課 直税第一係

TEL: 092-643-3064 FAX: 092-643-3069

【不動産取得税】福岡県総務部税務課 直税第二係

TEL: 092-643-3070 FAX: 092-643-3051



# 工場等の用地に関する情報を入手したい

## 工場等の用地に関する相談受付

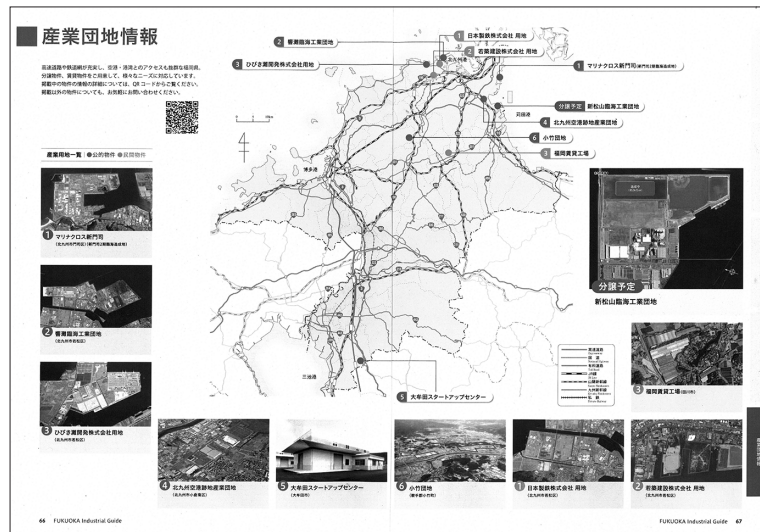
県内の工場等の用地に関する情報提供、企業の立地条件等にそった工場適地等を紹介します。

### 対象者

工場等の立地を検討されている企業で、工場用地、事業所用地等の情報が必要な方。

### 内容

「企業立地のご案内」  
(年1回更新の冊子)に県  
内の事業所用地を掲載し  
ています(上記冊子内  
P66~67)。



### 活用方法

- 「企業立地のご案内」は、ホームページでもご覧になれます。  
(<https://www.kigyorichi.pref.fukuoka.lg.jp>)
- 冊子の配布をご希望の方、工場用地等に関するご質問のある方は下記にご連絡ください。

#### お問い合わせ先

福岡県商工部企業立地課 企業誘致係

TEL : 092-643-3441 FAX : 092-643-3443

<https://www.kigyorichi.pref.fukuoka.lg.jp>



# 再生可能エネルギー・ コージェネレーションを導入したい

## 分散型エネルギーの普及促進

再生可能エネルギーやコージェネレーション(熱電併給システム)など分散型エネルギーの導入を支援します。

### (1) エネルギー対策特別融資制度

省エネ・再エネ設備等を導入しようとする中小企業者等を対象に、必要な資金を融資します。詳細は P23を参照ください。

### (2) 再エネ・省エネ促進セミナー、コージェネレーション導入セミナー

再エネ・省エネの先進事例やコージェネレーション(熱電併給システム)の特長や経済的メリットをはじめ、最新の技術・導入事例、導入支援制度などを紹介します。

・開催日：令和8年7月8日(水) エコテクノ2026内で開催

※エコテクノ2026の詳細はP38を参照ください。

・参加料：無料

### (3) 情報発信・相談対応

再生可能エネルギー・コージェネレーションに関し、エネルギー総合情報ポータルサイト「ふくおかのエネルギー」(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokaenergy.html>)を通じて情報発信を行っているほか、エネルギー政策室内に総合相談窓口を開設し、導入を検討している事業者等からの問い合わせや相談等に応じています。

### (4) 再生可能エネルギー導入支援アドバイザー派遣制度

再生可能エネルギーの導入等を検討している企業等に専門的知見を有するアドバイザーを派遣し、課題の解決を支援します。詳細は P17を参照ください。

お問い合わせ先

福岡県環境部脱炭素社会推進課

TEL: 092-643-3148 FAX: 092-643-3791 E-mail: zerocarbon@pref.fukuoka.lg.jp

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokaenergy.html>



各種経営相談・  
専門家派遣

金融

ベンチャー・  
創業

販路拡大

新事業展開

設備導入  
企業立地

技術

事業承継・  
安定化

雇用・人材

労働環境

地場産業・  
商店街

消防保安

商工会議所  
商工会  
中央会  
中小企業

資料

お問い合わせ先  
一覧

# 太陽光発電設備等を導入したい

## 太陽光発電設備等共同購入推進事業

県と協定を締結した実施事業者が、共同購入のスケールメリットにより、太陽光発電設備等の購入価格を低減し、県内企業の太陽光発電設備等の導入を支援します。

### 対象者

県内に事業所を有する企業・団体(個人事業主含む)

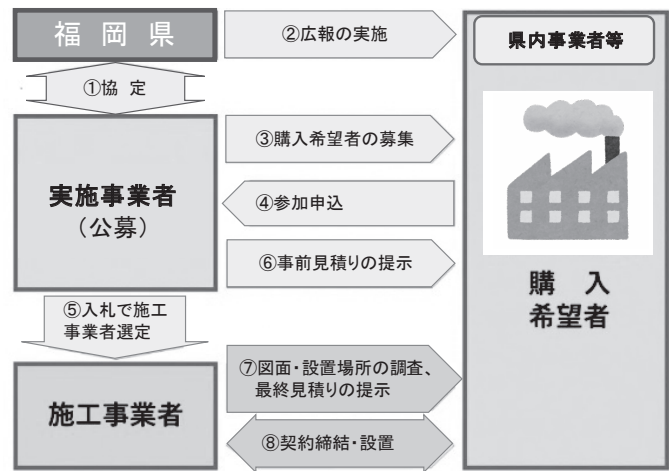
### 内容

○県と協定を締結した実施事業者が、共同購入のスケールメリットにより購入価格を低減し企業等への太陽光設備導入を促進するものです。

○小規模事業者・個人事業主等  
・対象設備：太陽光パネル（10kw未満）  
蓄電池

○中規模以上の事業者等  
・対象設備：太陽光パネル（10kw以上）  
※蓄電池等はオプションで対応可

### <事業スキーム>



### 活用方法

- 下記お問い合わせ先の申込Webページから参加申込を行って下さい。  
↓
- 実施事業者から参加申込者へ、事前見積の連絡をします。  
↓
- 購入の意思がある場合、実施事業者へ調査を依頼します。  
↓
- 施工事業者が調査実施後、最終見積を提示します。
- 両者の合意が得られた場合、契約書を締結し、太陽光設備等を設置します。

### お問い合わせ先

○みんなのうちに太陽光事務局（太陽光パネル（10kw未満））

TEL：0120-752-300 <https://group-buy.jp/solar/fukuoka/home>

○みんなの会社に太陽光事務局（太陽光パネル（10kw以上））

TEL：0120-203-500 <https://group-buy.jp/solar/business-fukuoka/home>



# 太陽光発電・省エネ設備・蓄電池を導入するための資金について補助を受けたい

## 中小企業脱炭素化緊急支援費

中小企業を対象に、太陽光発電・省エネ設備・蓄電池の導入を支援します。

### 対象者

次の要件をいずれも満たす県内中小企業

- ・エコ事業所として登録済みの企業
- ・福岡県脱炭素経営はじめの一步。応援プログラムにおいて「温室効果ガス排出量の削減目標を設定済み」、または「SBT認定（中小企業向けSBT認定を含む）を取得済み」の企業

### 内容

#### (1) 対象経費

次の設備の導入に要する費用（工事及び設備費）

設備①：屋根置き型太陽光発電設備

設備②：設備①に付随して設置する高効率空調機器、高効率給湯機器、コージェネレーションシステム（燃料電池を含む）

設備③：①に付随して設置する蓄電池

#### (2) 補助率、補助上限額

設備①：補助上限額：5万円/kW

設備②：補助率1/3以内、補助上限額：100万円/設備

設備③：補助率1/3以内、補助上限額：533万円/設備（ただし、補助対象経費の上限額は16.0万円/kWhとする）

#### (3) 補助要件

設備①：設備①で発電した電気を同一敷地内に所在する自社の事業所で50%以上自家消費すること

設備②：高効率空調機器、高効率給湯機器については、30%以上の省エネ性能（省CO<sub>2</sub>効果）を有する設備であること

設備③：本事業で導入する屋根置き型太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電し、平常時に利用すること

### 活用方法

詳しくは下記までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

##### ○申請について

福岡県地球温暖化防止活動推進センター（一般財団法人九州環境管理協会内）

TEL：092-674-2360 E-mail：fccca@keea.or.jp

##### ○補助金制度について

福岡県環境部脱炭素社会推進課 地域脱炭素推進係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL：092-643-3356 FAX：092-643-3849 E-mail：chikyu@pref.fukuoka.lg.jp



※エコ事業所の詳細はこちらから

# 技術相談、共同研究等の 技術的支援を受けたい

## 県工業技術センターによる技術開発の支援

県内の中小企業が、新製品・新技術の研究開発を行う場合に、県工業技術センターが技術相談、受託研究、共同研究、設備使用等を実施することにより中小企業の製品開発を支援します。

### 対象者

県内の中小企業者または中小企業者の団体等

### 内容

- 技術相談  
中小企業者が直面している技術課題の解決について相談に応じています。
- 受託研究、共同研究の実施  
中小企業者が抱える技術的課題を解決するために、工業技術センターにおいて受託研究、共同研究を実施いたします。
- 設備使用  
中小企業の技術開発を支援するために、工業技術センターの保有する設備を開放しています。

### 活用方法

- 技術相談と設備使用については下記の工業技術センター各研究所の技術総合支援室へご相談ください。
- 受託研究、共同研究については工業技術センター企画管理部までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

#### 福岡県工業技術センター 企画管理部

筑紫野市上古賀3-2-1  
TEL : 092-925-5977 FAX : 092-925-7724  
<https://www.fitc.pref.fukuoka.jp/>  
E-mail : joho@fitc.pref.fukuoka.jp



#### 福岡県工業技術センター 化学繊維研究所 (技術分野：繊維、ゴム、プラスチック、セラミックス)

筑紫野市上古賀3-2-1  
TEL : 092-925-7402 FAX : 092-925-7724

#### 福岡県工業技術センター 生物食品研究所 (技術分野：食品・バイオ)

久留米市合川町1465-5  
TEL : 0942-30-6213 FAX : 0942-30-7244

#### 福岡県工業技術センター インテリア研究所 (技術分野：木質材料・家具)

大川市上巻405-3  
TEL : 0944-86-3259 FAX : 0944-86-4744

#### 福岡県工業技術センター 機械電子研究所 (技術分野：金属材料・機械及び電子技術)

北九州市八幡西区則松3-6-1  
TEL : 093-691-0231 FAX : 093-691-0252

# 研究開発に対する総合的な支援を受けたい

## 研究開発基盤施設による支援

研究開発支援、人材育成、交流促進、研究開発型企業育成の4機能を通じて、企業の研究開発を支援します。

### 対象者

- 地域内外の企業、大学、試験研究機関等の研究者・技術者
- 地域内外の創造的・研究開発型中小企業

### 内容

県内4か所（北九州市、福岡市、久留米市、飯塚市）の研究開発基盤施設において、下記の4機能を提供しています。

#### (1) 研究開発支援機能

産学官の研究者、技術者が自由に利用できる開放型試験研究施設を備え、必要に応じ共同研究を行います。また、コーディネータを派遣して産学官による研究開発を支援します。

#### (2) 人材育成機能

研修室や各種研究機器を設置し、地域技術者に先端技術の専門的研修を行い、人材の育成を行います。

#### (3) 交流促進機能

地域内外の企業、大学、試験研究機関等の研究者が自由に交流できる場や最新の技術情報に接する機会を提供します。

#### (4) 研究開発型企業育成機能

起業家精神をもつ技術者等の新事業創出や中小企業の新分野進出に際し、低料金で事務所スペース、オープンラボ等の利用供与を行います。

### 活用方法

利用の申し込みは、下記までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

##### (公財) 北九州産業学術推進機構

〒808-0135 北九州市若松区ひびきの2-1  
<http://www.ksrp.or.jp/> E-mail: info@ksrp.or.jp



##### (公財) 福岡県産業・科学技術振興財団

〒814-0001 福岡市早良区百道浜3-8-33 TEL: 092-832-7155  
<https://www.ist.or.jp/> E-mail: ken1@ist.or.jp



##### (株)久留米リサーチ・パーク

〒839-0864 久留米市百年公園1-1 TEL: 0942-37-6111  
<http://www.krp.ktarn.or.jp/> E-mail: krp02@krp.ktarn.or.jp



##### (公財) 飯塚研究開発機構 (飯塚研究開発センター)

〒820-8517 飯塚市川津680-41 TEL: 0948-21-1150  
<http://www.cird.or.jp/>



# 介護現場のDX化に取り組みたい

## 福岡県介護DX支援センター

介護事業所の業務効率化や介護職員の負担軽減を図るため、介護テクノロジー機器の導入や業務見直し等の取組を支援します。

### 対象者

- 県内の介護サービス事業所

### 内容

- 総合相談  
業務効率化や介護テクノロジー機器の選定方法や導入方法に関する相談に応じています。
- 機器展示  
最新の介護テクノロジー機器の展示を行っています。実際に触れて、体験することができます。
- 試用貸出  
介護テクノロジー機器を試用できるよう、短期間の貸出を行っています。
- 研修会  
介護業務の効率化や介護テクノロジー機器の活用に関する研修会を開催しています。
- 伴走支援  
介護現場の業務効率化に向けた業務の見直しや介護テクノロジー機器の導入等について、専門のアドバイザーによる伴走型の支援を行っています。

※費用はいずれも無料です。

### 活用方法

- 福岡県介護DX支援センターにお問い合わせください。

### お問い合わせ先

#### 福岡県介護DX支援センター

〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラザ東棟 2階

TEL : 092-558-1310 FAX : 092-558-1315 <https://www.f-technology-supportcenter.jp/>



# 社員の技術力を向上させるための 人材育成をしたい

## ものづくり生産性向上中核人材育成事業

ものづくりの基盤となる技術講座を開催し、生産性向上に資する中核となる人材を育成します。

### 対象者

講座を受講・活用し、生産性向上、事業拡大を目指す福岡県内企業の従業員

### 内 容

分 野	内 容
ア) 3次元設計	部品組立、衝突回避などのシミュレーションを取り入れた、開発期間を短縮する3次元設計の技術を習得
イ) 金型	IoT機器の活用、難削材の高速切削など、短期間、高品質仕上げの金型技術を習得
ウ) めっき	めっき処理工程におけるセンサーによる数値管理など、生産性向上のための先端技術を習得
エ) 生産・品質管理	設計・製造での技術課題の分析、原因究明、原因究明結果を基に生産性・品質の向上を実現できるカイゼン方法を習得

### 活用方法

受講時期、開催場所等は下記にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

福岡県商工部商工政策課技術人材育成室

TEL : 092-643-3415 FAX : 092-643-3417

# ものづくりに関する技術支援、 人材育成に対して支援を受けたい

## 福岡県ものづくり中小企業推進会議（ものづくり基盤強化事業費）

成長に向けて自主的な取組を行うものづくり中小企業に対し、行政や支援機関、業界団体等が一体となって支援を行い、本県ものづくりリーディング企業を創出します。

### 対象者

県内ものづくり中小企業

### 内容

（主な業務内容）

- ・ものづくりシンポジウムの開催
- ・ものづくり中小企業のリーディング企業の創出支援  
意欲のある県内ものづくり中小企業に対し、成長段階に応じて推進会議と連携支援機関の施策を講じ、リーディング企業創出の後押しをします。
- ・ものづくり関連施策の情報発信  
各支援機関が実施する人材育成事業、知的財産支援事業、セミナー・シンポジウムの開催、国・ものづくり補助金の募集等、会員企業が有効に活用できる事業についてホームページ及びメールで情報発信します。

### 活用方法

詳しくは下記の機関までご相談ください。

### お問い合わせ先

- ・ **福岡県ものづくり中小企業推進会議事務局**  
福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センター11F115号室  
（（一社）福岡県機械金属工業联合会内）  
TEL：092-612-5177 FAX：092-612-5178 <https://www.monodukuri-fukuoka.jp>
- ・ **福岡県商工部中小企業技術振興課 技術支援係**  
TEL：092-643-3433 FAX：092-643-3436



# 建設技術研修を受講したい

## 研修事業

公共事業に携わる建設技術者へ向けて、技術力及び知識の向上を目的とした研修・講習会を実施します。

### 対象者

建設業従事者（建設業者・建設コンサルタント）

### 内容

#### ■ 令和8年度建設業従事者研修

会場：福岡県建設技術情報センター（福岡県糟屋郡篠栗町田中3丁目10番20号）

コース	研修名	研修目的	回数	定員
専門	土木の基礎	土木工事における基礎的な知識を学びます。	1回	30人
	地盤を知って得をしよう	地盤の調査と評価に関する知識を学びます。	1回	30人
	コンクリート	コンクリートに関する知識を学びます。	1回	30人
	i-Construction (ICT活用工事)	i-Construction (ICT活用工事) の概要について学びます。	1回	30人
	i-Construction (ICT建設機器体験)	ICT活用工事に関するICT建設機器操作を体験し、現場で有用な知識を学びます。	1回	20人
	福岡県発注工事における行政手続き	福岡県発注工事に関連する各行政手続きについて学びます。	1回	30人
	橋梁点検	橋梁メンテナンスにおける点検・診断に関する知識を学びます。	1回	30人
	流域治水・環境	流域治水・環境に関する知識を学びます。	1回	30人
	橋梁補修設計	橋梁の補修設計に関する基礎的な知識を学びます。	1回	30人
	インフラメンテDX	デジタル技術を活用した先進的インフラメンテランスに関する知識、事例を学ぶ。	1回	30人
	【新規】インフラDX(生成AI)	インフラ分野におけるDX技術、特に生成AIについての知識や活用等について学習する。	1回	30人
IT	3次元・CIM	3次元データの作成、3次元データを活用した施工管理、CIMに関する知識を習得する。	2回	30人

その他講習会も実施いたしますので、詳細はホームページをご参照ください。

### 活用方法

- 開催日及び申込方法：ホームページをご参照ください。（<http://fcti.jp/>）

### お問い合わせ先

(公財)福岡県建設技術情報センター 試験研究課 調査研修係

TEL：092-947-2643 FAX：092-947-2504

E-mail：kensyu@fcti.jp <http://fcti.jp/>



# 自社のデジタル化を推進したい

## 中小企業デジタル化支援事業

中小企業におけるものづくり技術のデジタル化を支援します

### 対象者

ものづくり技術のデジタル化に取り組む県内中小企業の技術者など

### 内容

#### (1) 「デジタル化実証支援ラボ」による伴走支援

- ・工業技術センター機械電子研究所に設置した「デジタル化実証支援ラボ」が、デジタルものづくり技術（シミュレーション、レーザ加工、IoT、金属 3D 造形）の高度化を目指す中小企業 1社1社に対して、設備の使用方法から技術検証、ノウハウ蓄積、自社への導入まで、職員が伴走支援を行います。
- ・企業の技術者の方に支援ラボの各種機器を活用してもらうためのセミナーを開催します。

#### (2) ものづくり企業デジタル化人材育成

- ・地域での先進企業の協力を得て、生産効率の向上や、現場に直結した実践的なデジタル基礎技術を習得できる現場技術者向けの人材育成を実施します。

事業	概要
現場技術者向けデジタルカイゼンセミナー	中小企業の設計・生産部門の現場技術者を対象に、デジタル化を実践するために必要なデジタル技術の基礎知識を習得するためのセミナー
デジタル設計実践講座	3DCADによる基本設計、CAEによる評価試験・最適構造設計、CAMによる加工までのデジタル設計技術を習得するための講座
IoT導入実践講座	IoTデバイスを各中小企業の現場に実際に導入し、IoTデータによる分析方法や分析に基づくカイゼン方法、また、カイゼンを実現するためのAIの活用方法を習得するための実習講座

### 活用方法

詳しくは下記までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

(1) に関すること

**福岡県工業技術センター 機械電子研究所**

北九州市八幡西区則松 3-6-1

TEL : 093-691-0231 FAX : 093-691-0252

(2) に関すること

**福岡県商工部商工政策課技術人材育成室**

TEL : 092-643-3415 FAX : 092-643-3417

# グリーンデバイス・半導体分野で事業展開したい

## 福岡県グリーンデバイス開発生産拠点推進事業 新生シリコンアイランド九州推進事業

グリーンデバイス・半導体分野への参入や事業拡大を目指す企業に対し、新規参入から、製品化開発、ビジネス化に至るまで一貫した支援を行います。

### 対象者

グリーンデバイス・半導体分野への参入や事業拡大を目指す県内の企業

※グリーンデバイス：省エネルギーに直結するパワー半導体や低消費電力化（高速処理・効率処理）を実現する半導体などの総称

### 内容

#### (1) 新規参入

・企業の半導体産業への新規参入、新分野参入を支援するセミナーを開催するとともに、半導体取引拡大アドバイザーによる個別相談会を実施します。

■ 新規参入・新分野参入セミナー

#### (2) 設計

・ふくおかIST「産業技術イノベーションセンター」において、半導体設計（EDA）ツールを整備しています。令和6年9月からJEDAT社の「SX-Meister」も導入し、安価で提供しています。

詳細：<https://lsi.ist.or.jp/lsideesign>



#### (3) 製品・研究開発、試作、評価・解析、実証

・県内に研究、生産拠点を有する又は県内への具体的な研究、生産拠点設置計画がある企業を対象に、半導体後工程等に関連する開発について支援します。

■ 半導体後工程関連製品開発支援事業補助金

・ふくおかIST「福岡超集積半導体ソリューションセンター」において、半導体関連製品の高密度化を図るため、半導体のチップ等を高度に集積させるために必要な研究開発、試作、評価・解析、実証を支援する実装機器類、評価機器等を整備しています。

・企業版ふるさと納税等を活用して、ふくおかIST「福岡超集積半導体ソリューションセンター」に最先端機器を導入しています。

#### (4) ビジネス化支援

・半導体業界に精通したアドバイザーが企業訪問し、新規参入、新分野参入を希望する企業に助言やビジネスマッチングを行います。

■ 半導体取引拡大アドバイザー

・国内外の大型展示会への出展支援や合同商談会の開催を通じ、県内企業のビジネス展開を支援します。

### 活用方法

■ 詳細については、下記にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

(公財) 福岡県産業・科学技術振興財団（ふくおかIST）

・産業技術イノベーションセンター

産業技術イノベーション部半導体・デジタル産業支援グループ

〒814-0001 福岡市早良区百道浜3-8-33

TEL：092-832-7157 E-mail：lsi-inove@ist.or.jp <https://rais.ist.or.jp>

企画管理部企業支援グループ

TEL：092-832-7151 E-mail：lsik@ist.or.jp <https://lsi.ist.or.jp>

・福岡超集積半導体ソリューションセンター

超集積半導体ソリューション部

〒819-1122 糸島市東1963-4

TEL：092-331-8510 <https://jiss.ist.or.jp>



各種経営相談  
専門家派遣

金融

ベンチャー  
創業

販路拡大

新事業展開

設備導入  
企業立地

技術

事業承継・  
安定化

雇用人材

労働環境

地場産業・  
商店街

消防保安

商工会議所  
団体中央会  
中小企業

資料

お問い合わせ先  
一覧

# バイオ関連の研究開発を行いたい

## バイオスタートアップ等に対する研究開発費支援事業 (福岡バイオ産業創出事業)

県内の中小企業者・組合等及び創業計画を有する個人が、バイオテクノロジー及び関連分野で新製品・新技術の研究開発・事業創出等を行うものに支援を行い、その成果の実用化・事業化を目指すものです。

### 対象者

県内の中小企業等が単独、又は他の企業及び研究機関（大学、高専、公設試験研究機関を含む）と共同で行う研究開発で、次のものを対象とします。

- バイオテクノロジー又は関連分野で新製品、新技術の開発を目指す研究開発であること。
- 技術シーズを基に、それを応用した実用化及び事業化の計画を有するものであること。
- 育成支援型、実用化支援型、機能性食品型では、事業の基盤となる技術シーズが明確であること。

### (1) 可能性試験

- 県内に事業所を有する中小企業及び法人格を有する中小企業者の団体。
- 2年以内に県内においてバイオテクノロジーの応用に関する創業計画を有する個人（大学、公的試験研究機関等の研究機関）。

### (2) 育成支援型

- 県内に事業所を有する中小企業及び法人格を有する中小企業者の団体。

### (3) 実用化支援型

- 県内に事業所を有する中小企業及び法人格を有する中小企業者の団体。

### (4) 機能性食品枠

- 県内に事業所を有する中小企業及び法人格を有する中小企業者の団体。

### 内容

採択件数は、新規、継続をあわせて、可能性試験型10件程度、育成支援型6件程度、実用化支援型4件程度、機能性食品枠1件程度です。委託期間は原則として1～2年です。

### (1) 可能性試験

- 1件あたりの委託額は、年間100万円程度です。

### (2) 育成支援型

- 1件あたりの委託額は、年間400万円程度です。

### (3) 実用化支援型

- 1件あたりの委託額は、年間800万円程度です。

### (4) 機能性食品枠

- 1件あたりの委託額は、年間200万円程度です。

### 活用方法

対象となる経費は、機械装置費、人件費、原材料費、消耗品費、旅費、委託費、共同研究費、その他経費で、研究開発に要する経費です。各支援型により、対象経費が異なります。なお、委託額は、対象となる経費の一部（2/3以内）とします。

### お問い合わせ先

#### 福岡バイオコミュニティ推進会議事務局

〒839-0864 久留米市百年公園1-1

株式会社久留米リサーチ・パーク バイオ事業部

TEL：0942-37-6124 FAX：0942-37-6367 <https://www.fbv.fukuoka.jp>



# 医療福祉機器分野で事業展開したい

## 医療福祉機器関連産業振興事業

医療福祉機器分野への参入に向けた課題解決や機器の開発・実用化を支援します。

### 対象者

「ふくおか医療福祉関連機器開発・実証ネットワーク」の会員企業等  
※ネットワークの詳細、ご加入は、以下のHPをご覧ください。入会金、会費等は無料です。  
<https://fukuoka-kikinet.jp/>

### 内容

#### (1) 情報の提供・発信

国、県、関係機関による支援施策など、必要な情報を提供・発信します。

#### (2) セミナーの開催

医療福祉機器分野への参入を目指す企業等を対象とした各種セミナーを開催します。

#### (3) コーディネータによる支援

各分野の専門家が医療福祉機器分野への参入や機器開発を支援します。

- ・病院等の現場や大学と開発企業のマッチング
- ・機器の開発を行う企業に対するアドバイス など

#### (4) 法規制等への対応支援

医療機器の製造販売業等の業許可や機器の認証取得などを支援します。

- ・「開発相談コンシェルジュ」が相談対応やアドバイスを実施
  - ・医療機器の審査機関であるPMDA(医薬品医療機器総合機構)による薬事戦略相談を実施
  - ・医薬品医療機器等法の制度に関するセミナーを開催
- ※県保健医療介護部薬務課で実施。

#### (5) 医工連携モデル事業の実施

九州大学先端医療オープンイノベーションセンターの支援による企業の機器開発を推進します。

#### (6) 医療福祉関連製品開発支援

飯塚地域の病院や大学等と連携し、県内企業の医療福祉関連製品の開発を支援します。

- ・県内中小企業の医療福祉関連機器の開発や製品化調査に必要な経費を一部助成
- ・医療・福祉施設の現場ニーズの情報提供や製品評価を実施

#### (7) 革新的医療機器開発支援

先端技術を用いた革新的医療機器を開発する県内企業を支援するため、研究開発に必要な経費を一部助成します。

#### (8) 販路開拓支援

医療福祉機器分野の展示会等への出展により、開発機器の販路開拓を支援します。

### 活用方法

下記ネットワーク事務局にお問い合わせください。

### お問い合わせ先

ふくおか医療福祉関連機器開発・実証ネットワーク事務局 (福岡県商工部先端技術産業振興課)  
TEL : 092-643-3543 FAX : 092-643-3421 E-mail : [fukuoka-kikinet@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:fukuoka-kikinet@pref.fukuoka.lg.jp)  
<https://fukuoka-kikinet.jp/>



各種経営相談・  
専門家派遣

金融

ベンチャー・  
創業

販路拡大

新事業展開

設備導入  
企業立地

技術

事業承継・  
安定化

雇用・人材

労働環境

地場産業・  
商店街

消防保安

商工会議所  
団体中央会  
中小企業

資料

お問い合わせ先  
一覧

# 水素関連分野で事業活動を展開したい

## 水素グリーン成長戦略推進事業

水素関連産業への参入・技術導入に関する相談対応や、製品開発助成、展示会出展支援等により、県内企業の水素関連産業への参入や事業拡大を支援します。

### 対象者

水素関連産業への参入や事業拡大を目指す県内企業

### 内容

#### (1) 「福岡県水素グリーンイノベーションサポート窓口」

県と九州大学が連携し、①水素関連産業への参入、②水素技術の導入、③産学官連携による社会実装プロジェクトの企画・調整など、水素関連分野の相談にワンストップで対応しています。

#### (2) 研究会

水素関連産業への新規参入・取引拡大を促進するため、水素の製造、供給、利用で必要となる各部品の構成等に関する研究会を開催します。

#### (3) 製品開発等助成

企業や大学などで構成される研究グループに対し、新製品・サービスの研究開発費を助成します。

①可能性調査枠……………シーズ技術の事業化可能性を調査

助成規模：1年限りで500万円以内

②事業化研究枠……………事業化が期待される製品開発に助成

助成規模：最長3年間で2,500万円以内

#### (4) 販路拡大

水素関連の展示会に共同ブースを設置し、自社技術や製品のPR及びビジネスマッチングを推進します。

#### (5) 人材育成

水素分野の製品開発や事業拡大を目指す企業の技術者の方を主な対象とした講座を実施しています。

### 活用方法

- 事業の活用にあたっては、特定の要件が必要な場合があります。詳細については、下記にお問い合わせください。

### お問い合わせ先

#### 福岡県水素グリーン成長戦略会議事務局

福岡市博多区東公園7-7（福岡県商工部自動車・水素産業振興課内）

TEL：092-643-3448 FAX：092-643-3847

<https://www.f-suiso.jp> E-mail：info@f-suiso.jp



# 有機光エレクトロニクス分野で事業展開したい

## 有機光エレクトロニクス実用化開発センター

有機光エレクトロニクス実用化開発センター(i<sup>3</sup>-opera)において、有機光エレクトロニクス分野の最先端研究シーズの実用化や同分野への企業の参入を支援します。

### 対象者

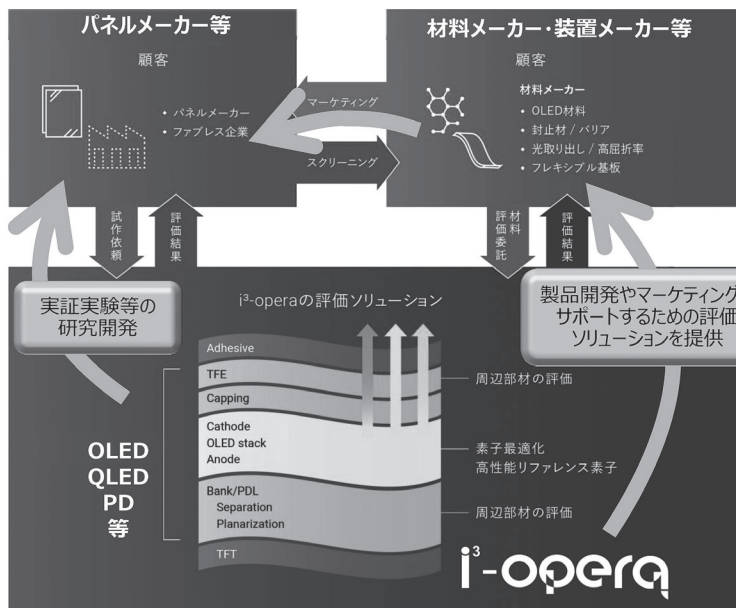
有機光エレクトロニクス関連の新たな製品（材料、製造装置、関連部材等）の開発を行う企業等

### 内容

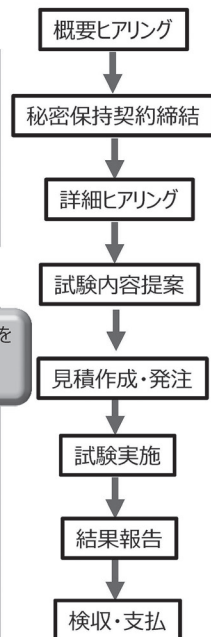
- ・有機光エレクトロニクス実用化開発センターでは、クリーンルーム内の有機ELデバイス製造装置や各種の評価・解析装置により、最先端有機EL材料の試験・評価等を行います。
- ・有機光エレクトロニクス産業化研究会（入会無料）により、最新情報や交流の場を提供し、有機光エレクトロニクス分野への参入を促進します。
- ・有機EL等次世代発光材料分野への参入を目指す県内に事務所を持つ企業の製品開発、販路開拓に必要な経費を一部助成します。
- ・有機光エレクトロニクス分野における人的ネットワークと専門スキルを活かして県内企業の技術的課題解決のサポートをします。

### 評価プラットフォームの提供

お客様の製品開発やマーケティングをサポートするための評価ソリューションを提供



### 受託評価の流れ



### 活用方法

下記の機関にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

(公財)福岡県産業・科学技術振興財団(ふくおか IST)  
有機光エレクトロニクス実用化開発センター(i<sup>3</sup>-opera)  
有機光エレクトロニクス部  
〒819-0388 福岡市西区九大新町5番地14  
TEL : 092-805-1850 <https://www.i3-opera.ist.or.jp>



# 風力発電関連分野で事業展開したい

## 風力発電産業集積促進事業

風力発電産業に関するセミナーや専門家派遣、展示会への出展支援等を通じて、風力発電産業への参入と販路拡大を支援します。

### 対象者

福岡県風力発電産業振興会議の会員であり、福岡県内に活動拠点を有していること。

### 内容

#### (1) セミナー・勉強会の開催

風力発電に関する最新動向や技術情報を提供するセミナーや、会員の関心が高い分野にかかる勉強会を開催します。

- ・参加料：無料

#### (2) 風力発電専門家派遣事業

風力発電に関連する知識の習得を支援するため、風力発電事業者や学術者等の専門家を派遣します。

- ・費用負担：無料
- ・派遣回数：1案件につき同一年度内原則2回以内
- ・派遣期限：毎年度2月末
- ・URL：<https://f-wpa.jp/info/496/>



#### (3) 大型展示会への出展支援

風力発電に関する展示会に共同ブースを設置することで、会員の技術や製品のPR及びビジネスマッチングを図ります。

- ・支援内容：出展料、基本装飾料、検索サイト掲載料を福岡県風力発電産業振興会議が負担します。

#### (4) 福岡県洋上風力発電人材育成支援

洋上風力発電に関する専門知識・能力を培う研修、訓練、講座の受講料を補助します。

- ・対象経費：受講料（税抜）の1/2以内（1者あたりの上限額：75万円）
- ・対象講座：<https://f-wpa.jp/info/support/1654/>



### 活用方法

詳しくは、下記へお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

福岡県風力発電産業振興会議事務局

(福岡県環境部 脱炭素社会推進課内)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL：092-643-3228 E-mail：info@f-wpa.jp

福岡県風力発電産業振興会議HP：<https://f-wpa.jp/>



# リサイクルに関する 研究開発に対して支援を受けたい

## 福岡県リサイクル総合研究事業化センター研究開発支援事業

福岡県における循環型社会の構築に寄与し、実用化が見込まれるリサイクル技術の開発及び社会システムの構築に関する共同研究を支援します。

### 対象者

次のいずれかの共同研究開発チーム

- ・「産」「学」「官」「民」のうち異なる2者以上で構成されたもの
- ・「産」は2者以上で構成されたもの（ただし、構成企業又は団体が互いに資本・人事面において関連がないこと）

### 内容

#### (1) 研究会

本県における循環型社会の構築に寄与し、実用化が見込まれるリサイクル技術の開発及び社会システムの構築に関する共同研究であって、次のようなテーマに取り組むもの。

- ・新規性が認められるリサイクル技術の開発及び社会システムの構築
- ・2R（リデュース、リユース）の推進の取組
- ・既存のリサイクル技術・システムの生産性を向上させる取組
- ・地域循環共生圏の仕組みづくり
- ・IoT、AIを活用し、効率的な資源循環システムを構築するための取組
  - 委託金額：年間 100万円程度
  - 研究期間：最長2年

#### (2) 共同研究プロジェクト

研究会において実用化が見込める段階まで研究が進んだ場合には共同研究プロジェクトへステップアップが可能です。

- 委託金額：年間最大 1000万円
- 期 間：原則2年以内

### 活用方法

（公財）福岡県リサイクル総合研究事業化センターにおいて、提案を受け付けます。

※募集期間があります。（例年1月下旬～2月中旬）

※研究テーマやリサイクルに関する相談は、年間を通じて受け付けていますので、下記にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

（公財）福岡県リサイクル総合研究事業化センター研究開発課

TEL：093-695-3068 <https://www.recycle-ken.or.jp>



# プラスチック代替製品の開発を行いたい

## 先進的プラスチック代替製品開発支援事業

バイオプラスチック等を活用した先進的なプラスチック代替製品の開発を支援します。

### 対象者

先進的なプラスチック代替製品を開発する県内中小企業  
※県税の滞納がない方

### 内容

#### (1)対象製品

素材もしくは製品の種類において従来にない工夫がある、先進的なプラスチック代替製品(※)

※プラスチック代替製品とは次の素材を使用した製品

- ・紙や木など、プラスチック以外の素材
- ・バイオプラスチック
- ・再生プラスチック
- ・その他知事が認める、石油プラスチック使用削減効果のある素材

#### (2)対象経費

原材料費、試作・製造に要する経費、外注費、調査費、事務費 等

#### (3)補助率

補助対象経費の1/2以内

#### (4)補助上限

年間500万円

#### (5)補助期間

2年間

### 申請手続き

○令和8年度の募集期間（令和8年4月1日から5月8日まで）

○交付申請書のほか、必要な書類を添付して提出してください。

○詳細は、県のホームページでご確認ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/pla-product.html>



### お問い合わせ先

福岡県環境部循環型社会推進課 企画係

TEL : 092-643-3371

E-mail : plastic@pref.fukuoka.lg.jp

# 電子・電気機器の電磁ノイズを測定したい

## ADOX福岡 EMCサイト

様々な電子・電気機器は、妨害電磁波を出さない、妨害電磁波を受けても誤動作しない基準を満たした製品しか販売できません。当施設は、この試験が本格的にできる九州唯一の試験所です。

### 対象者

電子・電気機器を開発、製造、販売する事業者等

### 内容

#### 1. EMC試験の概要

項目	内容
自主試験	使用者自身で行う試験で、操作方法等はスタッフをご説明致します
規格試験	当センタースタッフが指定された規格に基づき試験を行います また、試験結果に対する試験報告書を発行致します この試験には、使用規格やテストプラン（使用者が作成・用意）等の事前打合わせが必要です
依頼試験	操作方法や誤動作判定が簡便な物などは、依頼者立会いなしで、当センタースタッフのみの依頼試験の実施ができます（事前確認の簡易試験等で、ご利用が可能です） お客様ご希望の内容に、可能な限り対応します

#### 2. 営業日・時間

平日の9：00～17：00

（土日・祝日・年末年始は休業、営業日外及び営業時間外のご利用はご相談ください）

### 活用方法

予約やご利用等は、当EMCサイトのHP「利用案内」をご参照して下さい  
また、不明な点等があれば、HPの「お問い合わせ」より、ご連絡下さい

#### お問い合わせ先

直轄産業振興センターADOX福岡 EMCサイト

直方市大字植木1245-2

TEL：0949-29-1400 <https://adox-fukuoka.jp/>



各種経営相談  
専門家派遣

金融

ベンチャー  
創業

販路拡大

新事業展開

設備導入  
企業立地

技術

事業承継・  
安定化

雇用・人材

労働環境

地場産業・  
商店街

消防保安

商工会議所  
商工会  
中小企業  
団体中央会

資料

お問い合わせ先  
一覧

# 事業承継(親族承継・第三者承継など)をしたい

## 福岡県事業承継・引継ぎ支援センター

事業承継に関する知識と経験を有する専門家が、中小企業・小規模事業者の親族承継と第三者承継をワンストップで支援します。

### 対象者

- ・親族承継を検討している中小企業の経営者や後継者
- ・第三者(従業員含む)へ事業承継し、継続したい中小企業・小規模事業者
- ・事業の譲り受けにより、事業拡大や新規事業取組みを検討している企業

### 内容

- ・事業承継(親族、従業員、第三者)に関する相談から成約に向けた支援
- ・親族承継における事業承継計画策定支援(事業承継診断、事業の調査分析、計画書の作成)
- ・事業承継セミナーの実施
- ・第三者承継における譲渡者と譲受者のM&Aマッチング支援

知識と経験を有する専門家(弁護士、税理士、中小企業診断士、金融機関OB等)が、事業承継に関するあらゆる相談に無料で対応します。また、第三者承継については、センター内におけるマッチング支援に加え、必要に応じて金融機関やM&A専門業者と連携して対応します。

### 相談窓口 (相談無料・予約制)

地区	相談窓口	相談日・時間
福岡	福岡県事業承継・引継ぎ支援センター	毎週月曜～金曜日(祝日除く) 9:00～17:00
北九州	北九州商工会議所 経営支援部 専門相談センター	毎月第1・第3水曜日 13:00～17:00
北九州	北九州市 産業振興部	毎月第2・第4水曜日 13:00～17:00
筑後	久留米商工会議所 中小企業相談所 経営支援課	毎月第1・第3月曜日 13:00～17:00
筑豊	飯塚商工会議所 中小企業相談所 経営相談課	毎月第2・第4水曜日 13:00～17:00

### 活用方法

最寄りの商工会議所、商工会へご相談いただくか下記ページよりお申込みください。  
<https://fukuoka-hikitsugi.go.jp>

### お問い合わせ先

#### 福岡県事業承継・引継ぎ支援センター

福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号(福岡商工会議所8階)  
TEL: 092-441-6922 <https://fukuoka-hikitsugi.go.jp>  
または、最寄りの商工会議所、商工会



# 後継者となる人材を見つけたい

## 福岡県後継者人材バンク

創業希望者と、後継者不在の会社や個人事業主を引き合わせ、事業引継ぎと創業を支援します。

### 対象者

- ・後継者不在の事業者（法人、個人事業主）
- ・譲渡事業者から、営業資産、技術、ノウハウを引き継いで起業を目指す方

### 内容

承継により起業されたい方に後継者不在の事業者を紹介し、引継ぎを支援

### メリット

#### 【後継者不在の事業者】

- ・従業員の雇用を維持できる
- ・技術やノウハウを伝承することができる
- ・取引先と良好な関係のまま事業からリタイアできる

#### 【承継により起業される方】

- ・人材が確保されている
- ・仕入れ先や販売先等の取引先との関係性を承継できる
- ・経験豊富な前経営者のサポートがある
- ・資金面やリスクが低減される

### 活用方法

下記より登録説明会にご参加ください

<https://jinzaibank.fukuoka-hikitsugi.go.jp>



### お問い合わせ先

#### 福岡県後継者人材バンク（福岡県事業承継・引継ぎ支援センター）

福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号（福岡商工会議所8階） TEL：092-441-6922

<https://jinzaibank.fukuoka-hikitsugi.go.jp/>



各種経営相談・  
専門家派遣

金融

ベンチャー・  
創業

販路拡大

新事業展開

設備導入  
企業立地

技術

事業承継・  
安定化

雇用・人材

労働環境

地場産業・  
商店街

消防保安

商工会議所  
団体中央会  
中小企業

資料

お問い合わせ先  
一覧

# 事業を円滑に引き継ぐための取組を実行したい

## 事業承継に向けた中小企業収益力強化補助金

事業承継計画に基づく取組に必要な経費の一部を支援します。

### 対象者

福岡県事業承継支援ネットワーク構成機関の支援により事業承継計画を策定し、事業承継前の収益力強化に取り組む中小企業・小規模事業者

### 内容

- (1) 要件：下記を満たすもの
  - ・今後5年以内に事業承継をしようとしていること。
  - ・福岡県事業承継支援ネットワーク構成機関による事業承継計画の策定またはブラッシュアップ支援を受けたことがあること。
  - ・中小企業基本法の定義による中小企業者であること。
- (2) 補助対象：事業承継前の収益力強化に必要な取組
- (3) 補助率：1/2（小規模事業者の場合2/3）
- (4) 補助額：50万円以内
- (5) 採択件数：60件程度
- (6) 対象経費：機械装置費、広報費、研修受講料、雑役務費、委託費等

### 活用方法

- ・応募された申込書は福岡県商工部中小企業振興局中小企業経営支援課で審査を行います。
- ・応募条件等は変更する場合がありますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

### お問い合わせ先

福岡県商工部中小企業振興局中小企業経営支援課 経営支援第二係

TEL：092-643-3459

# 事業を円滑に引き継ぎたい

## 中小企業のM&Aによる事業承継支援補助金

中小企業がM&Aによる事業承継を円滑に行うため、仲介業者に支払う手数料や企業価値算定に要する経費等を支援します。

### 対象者

- ・福岡県事業承継・引継ぎ支援センター経由で事業譲渡した県内中小企業又は、県内中小企業から事業を譲り受けた者

### 内 容

- (1) 補助対象：下記に要する経費
  - ・M&A仲介業者に支払う仲介手数料
  - ・企業価値算定など、事業譲渡に伴って発生した諸費用
  - ・デューデリジェンスなど、事業譲受に伴って発生した諸費用
- (2) 補 助 率：1 / 2 (小規模事業者の場合2 / 3)
- (3) 補 助 額：50万円以内
- (4) 採択件数：40件程度

### 活用方法

- ・補助金の申込書は下記へご提出ください。
- ・福岡県事業承継・引継ぎ支援センターを経由したM&Aが対象になるため、まずは福岡県事業承継・引継ぎ支援センター (P.81参照) にご相談ください。

### お問い合わせ先

福岡商工会議所

TEL : 092-441-1146

# 小規模企業の経営者が利用できる退職金制度を知りたい

## 小規模企業共済制度

小規模企業の経営者や役員の方が、廃業や退職に備え、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば「経営者の退職金制度」です。

### 対象者

- (1) 建設業、製造業、運輸業、不動産業、農業、サービス業（宿泊業、娯楽業に限る）等を営む場合は、常時使用する従業員の数が20人以下の個人事業主または会社の役員
  - (2) 商業（卸売業・小売業）、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）を営む場合は、常時使用する従業員の数が5人以下の個人事業主または会社の役員
  - (3) 事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員、常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員
  - (4) 常時使用する従業員の数が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員
  - (5) 常時使用する従業員の数が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員
  - (6) 上記(1) (2)に該当する個人事業主が営む事業の経営に携わる共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）
- ★上記の場合であっても、事業を兼業している給与所得者や中小企業退職金共済制度の被共済者である場合などはご加入いただけません。

### 内容

小規模企業者が掛金を積み立てることで、廃業、死亡、老齢又は役員を退職した場合に掛金月額・納付月数に応じて共済金を受け取れます。

#### (1) 毎月の掛金

掛金月額は1,000円から70,000円の範囲内（500円単位）で自由に選べます。加入後も掛金月額は増額・減額できます。また払込み方法も「月払い」「半年払い」「年払い」からお選びいただけます。

#### (2) 税法上の取扱い

- ①その年に納付した掛金は、その年分の課税対象所得から全額所得控除できます。
- ②一括して受け取られる共済金は退職所得、10年又は15年で支払われる分割共済金は公的年金等の雑所得として取り扱われます。
- ③なお、65歳未満で任意解約等の場合は一時所得として取り扱われます。

#### (3) 契約者貸付制度

共済契約者が納付した掛金から算定した貸付限度額の範囲内で、事業資金等の貸付け（一般貸付け、傷病災害時貸付け、創業転業時・新規事業展開等貸付け、福祉対応貸付け、緊急経営安定貸付け、事業承継貸付け、廃業準備貸付け）が受けられます。

### 活用方法

- (1) 下記お問い合わせ先の担当者から、十分に説明を受けたうえで、契約申込書に必要な事項を記入し申し込んでください。なお、申込時に現金を添えることなく申込手続きができるようになりました。
- (2) 中小企業基盤整備機構（中小機構）の加入審査後、加入が認められた場合は中小機構から共済手帳・加入者のしおり及び約款をお送りします。
- (3) 廃業・死亡、老齢給付あるいは役員を退職した場合、加入手続きを行った委託機関に共済金の請求をしてください。
- (4) 共済金の請求を行った後、中小機構の審査が済み次第、支払決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお受け取りください。

### お問い合わせ先

(公財) 福岡県中小企業振興センター 経営支援部 取引支援室 情報取引推進課

TEL : 092-622-6680 FAX : 092-624-3300 <http://www.joho-fukuoka.or.jp>

最寄りの商工会議所・商工会・福岡県中小企業団体中央会（巻末の「お問い合わせ先一覧」

参照）、金融機関（一部の店舗によっては、小規模企業共済の業務を取り扱っていない場合がありますので、あらかじめ当該金融機関にご確認ください。）



# 従業員に確実に退職金を支給したい

## 中小企業退職金共済制度（略称：中退共制度）

中小企業退職金共済法で定められた社外積み立て型の退職金制度です。国がサポートする中小企業のための退職金制度なので、安全、確実、有利、しかも管理が簡単です。

### 対象者

(1) 加入対象企業（共済契約者）※個人企業や公益法人等の場合は、常用従業員数によります。

業種	常用従業員数		資本金・出資金
一般業種（製造業、建設業等）	300人以下	または	3億円以下
卸売業	100人以下		1億円以下
サービス業	100人以下		5千万円以下
小売業	50人以下		5千万円以下

(2) 加入させる従業員（被共済者）

- 原則、全従業員です。
- 短時間労働者（パートタイマー等）も加入できます。

下記の場合は加入できません

- ①個人企業の事業主及び小規模企業共済制度に加入している方
- ②法人企業の役員（使用人兼務役員等従業員として賃金の支払いを受けている方は加入できません）
- ③特定業種（建設業、清酒製造業、林業）退職金共済制度に加入している従業員（同一従業員の重複加入はできません）

### 内容

制度の特色

- ①初めて加入する事業主と掛金月額を増額する事業主に掛金の一部を国が助成します。
- ②掛金は全額非課税です。
- ③毎月の掛金は口座振替です。なお、掛金は全額事業主負担です。
- ④毎月の掛金は従業員ごとに無理のない掛金月額の選択が可能です。
- ⑤加入前の勤務期間の通算と転職した場合の通算制度があります。
- ⑥退職金は、直接、従業員へ支給されます。

### 活用方法

制度のしくみ

- ①事業主が中小企業退職金共済事業本部と退職金共済契約を結びます。
- ②毎月の掛金を金融機関に納付します。
- ③従業員が退職したときは、その従業員の請求に基づいて中小企業退職金共済事業本部から退職金が直接支払われます。

お問い合わせ先

独立行政法人 勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部  
TEL: 03-6907-1234 <https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



# 取引先の倒産による自社の連鎖倒産を防止したい

## 経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）

取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

### 対象者

1年以上継続して事業を行っている中小企業者です。

### 内容

加入後6か月以上経過して取引先事業者が倒産（注）した場合、売掛金などの回収が困難となった額と、納付した掛金総額の10倍に相当する額のいずれか少ない額（貸付限度額8,000万円）の貸付を受けることができます。（注：倒産には「夜逃げ」は含まれません。）

#### （1）毎月の掛金

- ①掛金月額は5,000円から200,000円の範囲内（5,000円単位）で設定でき、加入後増額・減額することもできます。掛金総額は800万円まで積立てることができます。（減額には一定の要件が必要です。）
- ②掛金総額が掛金月額の40倍に達した後は掛け止めもできます。また40か月以上納付し、任意解約した場合、100%掛金が戻ります。

#### （2）税法上の取扱い

掛金は必要経費（個人事業）または損金（法人）に算入できます。

（注）令和6年10月1日以降に共済契約を解約し、再度共済契約を締結（再加入）する場合、その解約の日から2年を経過する日までの間に支出する掛金については、必要経費または損金に算入できません。

#### （3）共済金の貸付の条件

- ①貸付けにあたっては、担保・保証人は必要ありません。
- ②共済金の貸付けは無利子ですが、貸付けを受けた共済金の10分の1に相当する額が掛金総額から控除されます。
- ③償還期間は貸付額に応じて償還期間（5年、6年、7年）がかわります。（償還期間には6か月の据置期間が含まれます。）
- ④早期償還手当金は貸付けを受けた共済金を当初の約定償還期限より早期に完済して、一定の条件を満たす場合に支給されます。

#### （4）一時貸付金制度

臨時に事業資金を必要とする時は、解約手当金の95%の範囲内で貸付けを受けることができます。※貸付限度額は、掛金納付月数に応じて変わります。

### 活用方法

- （1）下記お問い合わせ先の担当者から、十分に説明を受けたうえで、申し込んでください。（申込金は不要です。）
- （2）中小企業基盤整備機構（中小機構）の加入審査後、加入が認められた場合は中小機構から共済契約締結証書・加入者必携をお送りします。
- （3）掛金の初回の引き落としは、原則として加入申込月の翌々月となります。（加入申込月の当月分と翌月分、翌々月分の3か月分の掛金が請求され、その後は毎月請求されます。この他、加入時のみ振込みによる前納もございます。）
- （4）取引先が倒産し、回収が困難となった売掛金債権等が生じましたら、加入手続きを行った委託機関に共済金の貸付請求をしてください。貸付請求の期限は、取引先倒産日から6ヶ月以内です。
- （5）共済金の請求を行った後、中小機構の審査が済み次第、共済金貸付決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお借り入れください。

### お問い合わせ先

（公財）福岡県中小企業振興センター経営支援部 取引支援室 情報取引推進課

TEL：092-622-6680 FAX：092-624-3300 <http://www.joho-fukuoka.or.jp>

最寄りの商工会議所・商工会・福岡県中小企業団体中央会（巻末の「お問い合わせ先一覧」

参照）、金融機関（一部の店舗によっては、経営セーフティ共済の業務を取り扱っていない場合がありますので、あらかじめ当該金融機関にご確認ください。）



# 価格交渉を行いたい

## 価格交渉に役立つツール

価格交渉に関するお悩みを解決するのに役立つツールを紹介します。

### 対象者

事業者

### 内容

#### ○ 価格交渉スキルアップセミナー動画（福岡県）

取引先と価格交渉を行う上で準備しておくといふツールや、押さえておくといふポイントなど、価格転嫁につなげるコツを中小企業診断士がわかりやすく解説した動画を公開しています。

【詳細】

<https://www.joho-fukuoka.or.jp/kakaku-kosho.html>



#### ○ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（公正取引委員会）

急激な物価上昇が続く中、賃上げ原資を確保できる取引環境の整備の一環として、労務費の転嫁に係る価格交渉における発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる12の行動を取りまとめた指針が策定されました。

【詳細】

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>



#### ○ 価格交渉支援ツール（埼玉県）

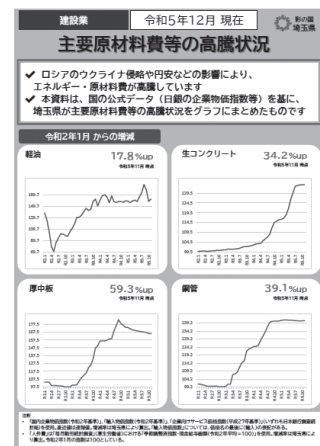
主要な原材料価格（1,422 品目）の推移が可視化された資料が作成できます。

実用的な様々な特徴があり、価格設定が適切であることの根拠資料として活用できます。

- ・一般的な表計算ソフトを使用しており、誰でも簡単に作成可能
- ・公表データを基に作成しており、信頼性が高い
- ・頻繁にデータを更新するため、常に最新の状態を維持 等

【詳細】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/library-info/kakakukoush-outool.html>



#### ○ 中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック（中小企業庁）

価格交渉の準備段階での確認事項や、交渉を行う上で押さえておくといふポイントなどを、中小企業等の協力を得てわかりやすくまとめています。

【詳細】

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/pamflet/kakaku\\_kosho\\_handbook.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/pamflet/kakaku_kosho_handbook.pdf)



※その他、価格交渉に役立つツールは福岡県ホームページで紹介しています。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kakakutenka.html#negotiation>



# 雇用に関する助成金について知りたい

## 福岡労働局で取扱う各種助成金制度

雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上、生産性向上に向けた取組などに助成金を活用できます。

### 内容

1 従業員の雇用維持を図る場合の助成金		お問い合わせ先
休業、教育訓練や出向を通じて従業員の雇用を維持する	雇用調整助成金	福岡助成金センター 第二庁舎 092-402-0537
令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた場合に労働者の雇用を在籍型出向により維持する	産業雇用安定助成金 (災害特例人材確保支援コース)	
2 離職者の円滑な労働移動を図る場合の助成金		お問い合わせ先
離職を余儀なくされる労働者に対し再就職支援（民間職業紹介事業者への支援の委託、休暇付与、職業訓練）を行う	早期再就職支援等助成金 (再就職支援コース)	福岡労働局職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 092-411-4701
離職を余儀なくされた労働者を早期に雇い入れ、当該労働者の賃金を上昇させる	早期再就職支援等助成金 (雇入れ支援コース)	
3 従業員を新たに雇い入れる場合の助成金		お問い合わせ先
高齢者・障害者・母子家庭の母などの就職困難者を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース)	福岡労働局職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 092-411-4701
ハローワークまたは自治体において、3ヶ月を超えて支援を受けている生活保護受給者等を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発コース)	
正規雇用の機会を逃した事等により十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者としての就業が困難な方を正規雇用労働者として雇い入れる。	特定求職者雇用開発助成金 (中高年層安定雇用支援コース)	
障害者を試行的・段階的に雇い入れる	トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース) (障害者短時間トライアルコース)	
発達障害者や難治性疾患患者を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)	
雇用情勢が特に厳しい地域で、事業所を設置整備して従業員を雇い入れる	地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)	
職業経験・技能・知識の不足などにより安定した就職が困難な求職者を試行的に雇い入れる	トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース)	
事業再構築補助金またはものづくり補助金の交付決定を受けた事業に対し、当該事業に必要なコア人材を雇い入れる。	産業雇用安定助成金 (産業連携人材確保等支援コース)	
4 従業員の処遇や職場環境の改善を図る場合の助成金		
雇用管理制度賃金規定制度（諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度や業務負担軽減機器等（従業員の直接的な作業負担を軽減する機器・設備等））の新たな導入・実施を通じて、離職率の低下を図る	人材確保等支援助成金	福岡労働局職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 092-411-4701 (テレワークコースは下記) 福岡労働局雇用環境・均等部企画課 092-411-4717

事業主団体等が中小企業の人材確保や労働者の職場定着を支援するための事業を実施する	人材確保等支援助成金	福岡労働局職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 092-411-4701 (テレワークコースは下記) 福岡労働局雇用環境・均等部企画課 092-411-4717
外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を通じて、外国人労働者の職場定着を図る		
若年者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を実施する		
良質なテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善を図る(テレワークコース)		
有期雇用労働者等の正社員・多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)への転換、賃金テーブルの改善を行う	キャリアアップ助成金	
5 仕事と家庭の両立に取り組む場合の助成金		お問い合わせ先
男性従業員の育児休業取得を促進させる	両立支援等助成金 (出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)) ・男性労働者の育児休業取得 ・男性労働者の育児休業取得率の上昇等	福岡労働局雇用環境・均等部企画課 092-411-4717
介護休業の取得・復帰や介護両立支援制度、有給の介護休暇制度の制度利用者を支援	両立支援等助成金 (介護離職防止支援コース) ・介護休業 ・介護両立支援制度 ・業務代替支援 ・介護休暇制度有給化支援	
育児復帰支援プランに基づき、育児休業の円滑な取得・職場復帰を支援	両立支援等助成金 (育児休業等支援コース) ・育休取得時 ・職場復帰時	
事業所内保育施設の設置、運営を行う *平成27年度末までに計画認定を受けた事業主が対象	両立支援等助成金 (事業所内保育施設コース)	
不妊治療、月経、更年期の課題に対応する両立支援制度を利用させる	両立支援等助成金 (不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース)	
育児休業・育児短時間勤務中の業務代替者の手当支給や新規雇用を実施する	両立支援等助成金 (育休中等業務代替支援コース) ・手当支給等(育児休業) ・手当支給等(短時間勤務) ・新規雇用(育児休業)	
育児期の柔軟な働き方に関する制度や有給の子の看護等休暇制度を導入し、制度利用者を支援する	両立支援等助成金 (柔軟な働き方選択制度等支援コース) ・柔軟な働き方選択制度 ・子の看護等休暇制度有給化支援	
6 従業員等の職業能力の向上を図る場合の助成金		お問い合わせ先
従業員のスキルアップを在籍型出向で行い、出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させる(出向元事業主に対して助成)	産業雇用安定助成金 (スキルアップ支援コース)	福岡労働局職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 第二庁舎 092-402-0537
従業員に対して職業訓練を行う、教育訓練を受けるための教育訓練休暇を与える、労働時間の短縮等を行う	人材開発支援助成金 ・人材育成支援コース ・教育訓練休暇等付与コース ・人への投資促進コース (長期教育訓練休暇等制度)	福岡労働局職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 092-411-4701

各種経営相談・  
専門家派遣

金融

ベンチャー・  
創業

販路拡大

新事業展開

設備導入  
企業立地

技術

事業承継・  
安定化

雇用人材

労働環境

地場産業・  
商店街

消防保安

商工会議所・  
商工中央会  
団体中央会

資料

お問い合わせ先

従業員に対してデジタル人材・高度人材の育成、労働者の自発的な能力開発の促進、定額制の訓練を行う	人材開発支援助成金 ・人への投資促進コース	福岡労働局職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 092-411-4701
新規事業の立ち上げなどの事業展開や企業内のDX化に伴い、従業員に対して職業訓練を行う	人材開発支援助成金 ・事業展開等リスティング支援コース	
建設労働者の人材育成を行う	人材開発支援助成金 ・建設労働者認定訓練コース ・建設労働者技能実習コース	
7 労働時間・賃金・健康確保・勤労者福祉関係の助成金		お問い合わせ先
建設業、運送業及び病院等の業種で時間外労働の上限規制に円滑に対応するための環境整備に取り組む	働き方改革推進支援助成金 (業種別課題対応コース)	福岡労働局雇用環境・均等部企画課 092-411-4717
労働時間の縮減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む	働き方改革推進支援助成金 (労働時間短縮・年休促進支援コース)	
勤務間インターバルの導入に取り組む	働き方改革推進支援助成金 (勤務間インターバル導入コース)	
荷主等の集団が荷待ち、荷役時間の削減に取り組む	働き方改革推進支援助成金 (取引環境改善コース)	
事業主団体等が時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施する	働き方改革推進支援助成金 (団体推進コース)	
生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金の労働者の賃金を50円以上引き上げる ※事業場内最低賃金が令和8年度地域別最低賃金未満の事業場を対象を拡充	業務改善助成金	
職場での受動喫煙を防止するための対策を行う (健康増進法で定める既存特定飲食施設が対象です)	受動喫煙防止対策助成金	福岡労働局労働基準部健康課 092-411-4798
8 転職・再就職拡大を図る場合の助成金		お問い合わせ先
中途採用者の雇用管理制度を整備したうえで、中途採用率の拡大を図る	早期再就職支援等助成金 (中途採用拡大コース)	福岡労働局職業安定部職業対策課 福岡助成金センター 092-411-4701

## お問い合わせ先

## 厚生労働省福岡労働局「福岡助成金センター」

TEL：092-411-4701

## 厚生労働省福岡労働局「福岡助成金センター」第二庁舎

TEL：092-402-0537

## 福岡労働局ホームページ

(https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/) から、  
「各種助成金制度のご案内」→「福岡労働局で取扱う助成金制度の一覧」

## 福岡労働局雇用環境・均等部企画課

TEL：092-411-4717

# 高齢者の雇用環境等を整備したい

## 65歳超雇用推進助成金

生涯現役社会の実現に向けて、高齢者の雇用の安定に取り組む事業主に対し、助成します。

### 対象者

雇用保険適用事業所の事業主

※要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

### 内容

#### (1) 65歳超継続雇用促進コース

##### ■ 助成内容

高齢者の安定した雇用の確保のため①65歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止、②希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入、③他社による継続雇用制度の導入を実施した事業主に対して助成します。

##### ■ 支給額

##### ①定年引上げ又は定年の定め廃止

措置内容 (引上げた年齢)	65歳	66～69歳		70歳以上	定年の定め廃止
		5歳未満	5歳以上		
60歳以上 対象被保険者数					
1～3人	15万円	25万円	40万円	45万円	60万円
4～6人	20万円	32万円	65万円	70万円	120万円
7～9人	25万円	39万円	110万円	115万円	180万円
10人以上	30万円	46万円	135万円	140万円	240万円

##### ②希望者全員又は対象基準に該当した者を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入

措置内容 (引上げた年齢)	66～69歳		70歳以上	
	希望者全員	対象者基準あり	希望者全員	対象者基準あり
60歳以上 (対象被保険者数)				
1～3人	22万円	20万円	40万円	36万円
4～6人	37万円	32万円	65万円	60万円
7～9人	60万円	50万円	105万円	95万円
10人以上	90万円	75万円	130万円	120万円

##### ③他社による継続雇用制度の導入

措置内容 (引上げた年齢)	66～69歳		70歳以上	
	希望者全員	対象者基準あり	希望者全員	対象者基準あり
60歳以上 (対象被保険者数)				
1～3人	20万円	16万円	32万円	30万円
4～6人	30万円	26万円	50万円	45万円
7～9人	50万円	40万円	85万円	75万円
10人以上	70万円	60万円	105万円	100万円

※1 当コースは、令和6年度から申請受付期間が変更になりました。申請は、定年引上げ等の実施日が属する月の翌月から起算して4か月以内の各月月初から15日（土日祝に当たる場合は翌開庁日）までに、必要な書類を添えて提出してください。

※2 令和3年3月31日までに支給申請を行い70歳未満の取組みにより本コースを受給した事業主が、70歳以上の措置を導入した場合は、上記助成額から既受給額を差し引いた額を助成します。

※3 複数の取組みを実施した場合であっても支給額はいずれか高い額のみとなります。

※4 ③の表の支給額を上限に、他社における制度の導入に要した経費の2分の1の額を助成します。

## (2) 高齢者評価制度等雇用管理改善コース

### ■ 助成内容

雇用管理整備計画に基づき高齢者雇用管理整備措置を実施した事業主に対して、措置に要した費用の一部を助成します。

### ■ 支給額

高齢者雇用管理整備措置の種類	助成額
①高齢者に係る賃金・人事処遇制度の導入・改善	60万円（中小企業以外は45万円）
②労働時間制度の導入・改善 在宅勤務制度の導入・改善 研修制度の導入・改善 健康管理制度の導入・改善	30万円（中小企業以外は23万円）
③雇用管理制度の整備に伴う機器等導入	①～②の措置導入経費（上限50万円）× 60%（中小企業以外は45%）

## (3) 高齢者無期雇用転換コース

### ■ 助成内容

無期雇用転換計画に基づき、当該無期雇用転換計画期間内に、有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、その人数に応じ助成します。（制度を就業規則等に規定する必要があります。）

### ■ 支給額

・対象労働者1人あたりの助成額は以下のとおりです。

	【助成単価】 中小企業	【助成単価】 中小企業以外
高齢者無期雇用転換コース	40万円	30万円

### 活用方法

制度の詳細については、下記の機関へお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福岡支部高齢・障害者業務課

TEL：092-718-1310 <https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/index.html>



# 障がいのある方の雇用助成制度等について知りたい

## 「障害者雇用納付金制度」に基づく各種助成金等

「障害者雇用納付金制度」は、障がいのある方を雇用することは事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会連帯責任の理念に立って、事業主間の障がい者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障がいのある方を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障がいのある方の雇用の促進と職業の安定を図るため「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設けられた制度です。事業主から徴収した障害者雇用納付金を財源として、障害者雇用調整金等及び各種助成金の支給を行います。

### 対象者

事業主

### 内容

#### (1) 障害者雇用調整金等

##### ① 障害者雇用調整金（申請期間は、令和8年4月1日～5月15日）

常用雇用労働者数が100人を超える事業主で法定雇用障害者数を超える場合、障害者雇用調整金を支給します。支給額は、雇用障害者の年間合計数が120人分までは1人当たり29,000円、120人分を超えると一人当たり23,000円となります。

##### ② 報奨金（申請期間は、令和8年4月1日～7月31日）

常用雇用労働者数が100人以下の事業主で、各月の雇用障害者の年間合計者数が一定数（「各月の常用雇用労働者数に4%を乗じた年間合計数」または「72人」のいずれか多い数）を超える場合、その超過人数に対して報奨金を支給します。支給額は、超過人数が420人分までは1人当たり21,000円、420人分を超えると一人当たり16,000円となります。

##### ③ 特例給付金（経過措置）の終了

令和6年4月1日に特例給付金が廃止され、令和7年3月31日に1年の経過措置が終了しました。これに伴い、週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度以外の身体障害者または重度以外の知的障害者である特定短時間障害者については、常用雇用労働者数及び雇用障害者数のカウント対象外となります。

なお、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間障害者については、常用雇用労働者数には含まれませんが、雇用障害者数のカウント対象となります。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者は除きます。

#### (2) 各種助成金

##### ① 障害者作業施設設置等助成金

支給対象となる障がい者を雇い入れ、または継続して雇用している事業主が、障がい者を克服し作業を容易に行えるよう配慮された作業施設や作業設備、就労を容易にするために配慮されたトイレ・スロープ等の附帯施設の設置や整備を行う場合、加齢に伴う就労上の課題を克服・軽減し、雇用の継続に必要な措置を行う場合に支給します。

##### ② 障害者福祉施設設置等助成金

支給対象となる障がい者を現に雇用している事業主等が、障がい者の福祉の増進のために障がい特性に配慮した休憩室等の福祉施設の設置や整備を行う場合に支給します。

### ③障害者介助等助成金

支給対象となる障がい者を雇い入れ、または継続して雇用している事業主が、障がいの種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置や、加齢に伴う心身の変化により生じる課題の解消のために必要な介助等の各種措置を行う場合に支給します。

### ④重度障害者等通勤対策助成金

支給対象となる障がい者を労働者として雇い入れ、または継続して雇用している事業主等が、障がい者の通勤を容易にするための措置を行う場合に支給します。

### ⑤重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度障がい者を多数継続して雇用するために必要となる事業施設等の設置または整備を行うことと併せて、障がい者を雇用する事業所としてのモデル性が認められる場合に支給します。

### ⑥職場適応援助者助成金

職場適応に課題を抱える障がい者への対応や、加齢に伴い生ずる心身の変化により職場への適応が困難となったため職場への適応を容易にするために、職場適応援助者による支援を行う場合に助成します。

### ⑦障害者雇用相談援助助成金

対象障がい者の雇い入れおよびその雇用の継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する援助の事業（障害者雇用相談援助事業）を、当該援助事業の利用事業主に対して行う事業者に支給します。

### ⑧障害者能力開発助成金

障がい者の能力開発訓練の事業を行うための施設または設備の設置や整備等を行う場合やその能力開発訓練事業を運営する場合に支給します。

詳細な内容は下記の機関にお問い合わせください。

## 活用方法

下記の機関へお問い合わせください。

### お問い合わせ先

独立行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 高齡・障害者業務課

TEL：092-718-1310 <https://www.jeed.go.jp/disability/index.html>



# 高年齢者の継続雇用等について相談したい

## 高年齢者雇用に関する事業主への支援

高年齢者の継続雇用等に関する相談・助言等を実施しています。

### 対象者

事業主

### 内容

#### (1) 高年齢者雇用アドバイザー・70歳雇用推進プランナーによる相談・助言（無料）

高年齢者の継続雇用に伴う賃金・退職金、人事管理制度の見直しや職場の改善・開発等について専門的な立場から具体的かつ実務的な相談・助言を行います。

#### (2) 企業診断システム（無料）

企業における高年齢者の雇用環境の整備を援助するために各種の企業診断システムを開発し運用しています。簡単な質問票にご記入いただくだけで、高年齢者を活用するための課題を見つけ出し、高年齢者雇用アドバイザー・70歳雇用推進プランナーがその課題解決策についてわかりやすくアドバイスします。

#### (3) 企画立案サービス（事業主負担1／2）

高年齢者雇用アドバイザー・70歳雇用推進プランナーによる相談・助言によって明らかになった条件整備のために必要な個別・具体的課題について、人事処遇制度や職場改善等条件整備についての具体的な改善策を企業からの要請に基づき、高年齢者雇用アドバイザー・70歳雇用推進プランナーが作成し提案します。

#### (4) 就業意識向上研修（事業主負担1／2）

中高年齢従業員及び職場の活性化を支援するために、高年齢者雇用アドバイザー・70歳雇用推進プランナーが職場の管理者又は中高年齢従業員向けに企業の実情や要望に合った研修プランを提案し、研修を実施します。

### 活用方法

下記の機関にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 高齢・障害者業務課

TEL：092-718-1310

[https://www.jeed.go.jp/elderly/employer/advisary\\_services.html](https://www.jeed.go.jp/elderly/employer/advisary_services.html)



# 人材を確保・育成したい、人材を定着させたい

## 福岡県中小企業雇用環境改善支援センター事業

社会保険労務士等による人材確保・定着・育成に関する助言を無料で受けることができます。  
また、雇用環境の改善に関するセミナーや合同会社説明会も実施しています。

### 対象者

人材の確保・定着・育成に悩む企業

### 内容

#### (1) 個別相談

- ・人手不足や早期離職等でお悩みの企業を対象に雇用環境の改善を支援するため、専門のアドバイザーが人材採用、就業規則や賃金体系など雇用管理の見直し、人材育成、雇用管理改善に資する各種助成金制度の紹介と活用等をアドバイスします。
- ・企業の課題に応じ、支援機関の紹介も行います。

#### (2) 企業向けセミナー

- ・多様な人材の活用や社員満足度の向上、人事評価制度の運用等、人材に関する課題の解決に資するセミナーを開催します。
- ・また、参加企業同士で交流できるよう、グループワークを併せて実施します。

#### (3) 支援企業向け合同会社説明会

- ・個別相談等支援企業を対象とした合同会社説明会を開催し、人材採用ノウハウを発揮する機会を提供します。

### 活用方法

ご相談内容に応じて適切な支援メニューをご紹介しますので、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

#### お問い合わせ先

#### 福岡県中小企業雇用環境改善支援センター

〒810-0001 福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィス11階

TEL : 092-739-8733 FAX : 092-725-1776 <https://www.koyo-kaizen.fukuoka.jp>



# 人材を確保したい

## 福岡県若者就職支援センター事業

若者と企業の出会い・交流・相互理解の場を提供します。

### 対象者

若手人材を募集している企業や、今後募集する可能性がある企業

### 内容

#### (1) 求人掲載及び職業紹介

- ・企業の皆さまの人材確保を支援するため、センターでは、求人の受理を行っています。
- ・センターに求人を提出いただくと、センターのホームページに無料で求人情報を掲載し、広くPRすることができます。
- ・さらに、県が行っている求職者とのマッチング支援に関する情報等を提供しています。

#### (2) 学校と企業との交流会

- ・高校教員や大学等の就職指導担当者と企業が相互理解を深める交流会を開催しています。

#### (3) 地元企業紹介事業

- ・地元企業への理解を深め、企業規模にとらわれない学生の職業選択を促進するため、高校生や大学生等に対して、身近な地元企業の経営者等による講演会、企業見学会、座談会を実施しています。

#### (4) 合同会社説明会

- ・多数の求人企業と求職者が一堂に集まる合同会社説明会を実施しています。

#### (5) 県内技術系中小企業へのインターンシップ

- ・県内技術系企業の人材確保のため、県内外の学生や求職者に技術系企業の魅力を知ってもらうインターンシップを実施します。

#### (6) 未経験就職応援のための合同企業説明会及びOff-JT

- ・未経験者の採用や採用後の育成に意欲的な企業（ものづくり、IT、農業、建設、警備分野）と、当該分野での就職経験がない求職者を対象に、マッチングから就労開始後の Off-JT までを一貫して支援します。

※「福岡県若者就職支援センター」では、

おおむね 39 歳までの若者を対象に、職業観の形成から進路選択、就職活動、職場定着に至るまでのサービスをワンストップで提供しています。

### 活用方法

まずはセンターにご連絡ください。担当者から支援メニューをご案内いたします。

#### お問い合わせ先

##### 福岡県若者就職支援センター

TEL：①092-715-7171（企業登録・求人掲載関係）

②092-720-8832（イベント関係）

<https://www.ssc-f.net>



# 人材を確保したい

- (1) 障害者就業・生活支援センター
- (2) 障がい者雇用開拓事業
- (3) 福岡県障がい者テレワークオフィス
- (4) 障がい者が働きやすい職場改善事業

- (1) 障がいのある人の雇用に関する御相談に応じます。
- (2) 障がい者雇用について、事前準備から採用・定着までワンストップでサポートします。
- (3) 共同利用型オフィスにおいて、企業等に雇用される障がいのある社員をサポートします。
- (4) 障がいのある人の働きやすい職場づくりをサポートします。

## 対象者

福岡県内の企業等

## 内容

### (1) 障害者就業・生活支援センター

県内13か所にある障害者就業・生活支援センターでは、障がいのある人の採用や職場定着に関する企業等の御相談に応じます。

(相談例)

- ・障がいのある人の雇用を検討しており、採用について相談したい
- ・合理的配慮の内容について相談したい
- ・障がいのある人の職場定着のため、職場でのコミュニケーションの取り方や働きやすい職場づくりについて相談したい
- ・障がいのある人の実習を受け入れてみたい など

### (2) 障がい者雇用開拓事業

県では、障がいのある人を雇用する、または雇用を検討している企業等に対して、以下の支援を行っています。

- ・障がいのある人を雇用していない企業に対するコンサルティング
- ・重度障がい・精神障がいのある人のための短時間求人開拓
- ・求人受付・人材紹介・企業内での職場実習（必要に応じて1～2週間）
- ・支援員の派遣による就職後の定着支援
- ・特例子会社の設立相談
- ・企業と障がいのある人をつなぐ就職相談会の開催など

### (3) 福岡県障がい者テレワークオフィス

共同利用型の障がい者テレワークオフィス「こといろ」（福岡市）及び「Beyond Office」（北九州市）では、テレワークでの障がい者雇用を検討する企業に対し、コーディネーターがテレワークが可能な業務の切り出しや障がいのある人の採用などを幅広くサポートします。また、採用後は、常駐の支援員が障がいのある利用者の相談対応や体調管理など、障がい特性に合わせた支援を行います。

### (4) 障がい者が働きやすい職場改善事業

職場定着に課題を抱える企業に対し、障がいのある人の長期雇用を実現している企業の見学ツアーと、職場の受け入れ環境改善について助言するアドバイザー派遣を一体的に実施します。

## お問い合わせ先

福岡県人材育成・活躍推進部労働政策局就業支援課 障がい者支援係

TEL：092-643-3593 E-mail：syugyoshien@pref.fukuoka.lg.jp

# 人材を確保したい

## 福岡県中高年就職支援センター事業

おおむね40歳から64歳までの中高年求職者に対する就職支援をハローワークと一体で行っており、人材確保に関する事業主向けの個別相談も実施しています。

### 対象者

人材を募集している企業や、今後募集する可能性がある企業

### 内容

#### (1) 職業体験付きの合同会社説明会及び有償インターンシップ

- 求職者の身近な地域での就職と地元企業の人材確保を支援するため、職業体験付きの合同会社説明会（24社程度）を年間4回開催するとともに、様々な職種において有償のインターンシップを実施し、企業と求職者の出会いの場を提供しています。

#### (2) 人材確保に関する事業主向け個別相談

- 人材確保に苦慮している事業主に対し、中高年の雇用状況、中高年を採用するメリット、有効活用事例等の提供を行っています。

### 活用方法

まずはセンターにご連絡ください。担当者から支援メニューのご案内をいたします。

### お問い合わせ先

福岡県中高年就職支援センター運営事務局  
(受託事業者) 株式会社アソウ・ヒューマニーセンター

〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-41 福岡朝日会館

TEL : 092-733-8293 FAX : 092-725-3622 <https://www.tsc-f.net>



各種経営相談・  
専門家派遣

金融

ベンチャー・  
創業

販路拡大

新事業展開

設備導入  
企業立地

技術

事業承継・  
安定化

雇用人材

労働環境

地場産業・  
商店街

消防保安

商工会議所・  
商工会・中小企業  
団体中央会

資料

お問い合わせ先  
一覧

# 経験豊かな即戦力人材を確保したい 中高年従業員に元気で長く働いてもらいたい

## 福岡県生涯現役チャレンジセンター (定年退職後などの高齢者の人材紹介、セミナーの開催)

- 生涯現役チャレンジセンターに登録されている、経験豊かで即戦力となる方や高い労働意欲のある方など、多様な人材を無料でご紹介します。
- 企業経営者・人事担当者向けセミナー、従業員セミナーを無料で実施します。

福岡県生涯現役チャレンジセンターは、年齢に関わりなく、それぞれの意思と能力に応じて、働いたり、NPO・ボランティア活動等に参加し、活躍し続けることができる選択肢の多い「生涯現役社会」の実現に向けた取組を進めています。

### 対象者

企業経営者・人事担当者

### 内容

#### (1) 定年退職後などの高齢者の人材紹介

生涯現役チャレンジセンター職員が皆様の事務所を訪問し、多様な人材をご紹介します。

- 明るく元気で、働く意欲の溢れる方
- 専門資格や技能を持った方
- 豊富な経験・人脈を持った方 など

#### (2) セミナーの開催 (参加・実施無料)

- 企業向けセミナー  
企業経営者・人事担当者を対象に、高齢者雇用のメリットや優良事例、助成制度などを説明
- シニア人材活用セミナー  
企業経営者・人事担当者を対象に、高齢者雇用のための人事・給与制度の具体的な見直し方を説明
- 従業員向けセミナー  
中高年従業員を対象に、自分の得意分野や能力の再認識（能力の棚卸）、職場や地域で必要とされる能力の維持・向上方法について説明（企業・団体への出前方式で実施）

#### (3) 70歳以上まで働ける制度（継続雇用制度、定年延長、定年廃止）導入の提案

- 「70歳以上まで働ける制度」を導入している企業に対し、県入札参加資格審査において、建設工事業は5点、物品・サービス業は3点を加点

### お問い合わせ先

福岡県生涯現役チャレンジセンター <https://www.geneki-f.net/>

ご利用時間 月曜～金曜 9:30～18:00 (祝日、年末年始を除く)

(飯塚オフィスは 9:30～12:00 13:00～18:00)

- ・福岡オフィス 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目1-33 はかた近代ビル5階  
TEL: ①092-432-2577 (求人受付、相談)  
②092-432-2512 (企業相談、セミナー)  
FAX: 092-432-2513
- ・北九州オフィス 〒802-0007 北九州市小倉北区船場町2-10 近藤会館4階  
TEL: 093-513-8188 FAX: 093-513-8190
- ・久留米オフィス 〒830-0033 久留米市天神町8番地 フラッグ久留米サウス4階  
TEL: 0942-36-8355 FAX: 0942-36-8356
- ・飯塚オフィス 〒820-0042 飯塚市本町7-25 三協木村ビル1階 (本町商店街)  
TEL: 0948-21-6032 FAX: 0948-21-6033



# 人材を確保したい

## シルバー人材センター及び高齢者能力活用センター

豊かな知識と経験を持つ高齢者が、丁寧に仕事をを行います。

### 対象者

事業者

### 内容

#### (1) シルバー人材センター

県内41のシルバー人材センター（53市町村）は、企業や家庭などから臨時的・短期的な就業を請負・委任・派遣により受注し、会員（60歳以上）に仕事を提供するとともに、地域社会において高齢者が活躍する社会参加活動の推進等、様々な就労支援を行っています。

【令和7年度実績】

・高齢者の会員数	23,427人
・受注件数	91,809件
・就業延べ人数	2,017,078人

#### (2) (公社) 福岡県高齢者能力活用センター

おおむね60歳以上の高齢者に就業の機会を提供することを目的とし、県内企業向けに高齢者の派遣や有料職業紹介を行う公益法人です。

様々な資格や豊かな経験を持つ高齢者が多数在籍しており、企業のニーズに応え、即戦力となる経験豊富な高齢者を派遣・紹介します。

【令和7年度実績】

・高齢者の登録人数	11,402人
・企業の会員登録数	539社
・就業延べ人数	10,738人

### 活用方法

下記の機関にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

##### ・シルバー人材センター

県内には41のセンターがあります。添付の一覧表を参照ください。

##### ・(公社) 福岡県高齢者能力活用センター

TEL：092-451-8621（福岡） TEL：093-881-6699（北九州）

TEL：0942-35-0520（久留米）

<https://www.hatsu-ratsu.com/>



# シルバー人材センター一覧

ブロック名	団体名	所在地	電話番号
福	(公社)福岡市シルバー人材センター	812-0044 福岡市博多区千代1丁目25-15 福岡県交通安全協会2階	092-643-8200
	東出張所	812-0061 福岡市東区筥松2-1-27	092-624-4680
	博多出張所	812-0893 福岡市博多区那珂2丁目5-1 山浦第3ビル4号室	092-414-4680
	中央出張所	810-0022 福岡市中央区薬院4丁目1-27 薬院大通センタービル3階	092-526-4680
	城南出張所	814-0103 福岡市城南区鳥飼6丁目1-18 豊原ビル1階	092-845-4680
	南出張所	815-0033 福岡市南区大橋3丁目17-3	092-551-4680
	早良出張所	814-0006 福岡市早良区百道2丁目1-35	092-821-4680
	西出張所	819-0002 福岡市西区姪の浜4丁目8-28	092-881-4680
	(公社)大野城市シルバー人材センター	816-0931 大野城市筒井5丁目15番5号 大野城市高齢者生きがい創造センター内	092-582-0221
	(公社)春日市シルバー人材センター	816-0843 春日市松ヶ丘1-5	092-596-1826
(公社)太宰府市シルバー人材センター	818-0134 太宰府市大字大佐野30番地1	092-921-4222	
(公社)筑紫野市シルバー人材センター	818-0013 筑紫野市岡田3丁目11番地1 ほほえみタウンC棟	092-919-7755	
岡	(公社)古賀市シルバー人材センター	811-3113 古賀市千鳥2-21-3	092-942-6994
	(公社)糸島市シルバー人材センター	819-1105 糸島市潤1丁目21番1号	092-322-5111
	(公社)宗像市シルバー人材センター	811-4146 宗像市赤間4-2-1	0940-33-1151
	(公社)福津市シルバー人材センター	811-3218 福津市手光南2-1-1 ふくとびあ いきいき交流館内	0940-43-6541
	(公社)那珂川市シルバー人材センター	811-1223 那珂川市上梶原1-2-2	092-953-4165
	(公社)粕屋町シルバー人材センター	811-2309 糟屋郡粕屋町鷲与丁3丁目2番21号	092-938-3300
	(公社)志免町シルバー人材センター	811-2202 糟屋郡志免町大字志免451番地1	092-936-8012
	(公社)篠栗町シルバー人材センター	811-2417 糟屋郡篠栗町中央4丁目20番26号	092-947-5199
	(公社)新宮町シルバー人材センター	811-0111 糟屋郡新宮町大字三代1095ふれあい交流館内	092-963-4890
	(公社)須恵町シルバー人材センター	811-2221 糟屋郡須恵町大字旅石72番地353	092-936-3201
北九州	(一社)久山町シルバー人材センター	811-2501 糟屋郡久山町大字久原1080番地3	092-976-1498
	(公社)北九州市シルバー人材センター 西部出張所	802-0062 北九州市小倉北区片野新町1-1-6 806-0021 北九州市八幡西区黒崎3丁目1番3号 菅原第1ビル4階	093-922-4801 093-482-6112
	(公社)岡垣町シルバー人材センター	811-4234 遠賀郡岡垣町大字高倉598-1いこいの里内	093-282-4688
	(公社)中間市シルバー人材センター	809-0003 中間市大字上底井野59-1	093-246-4528
	(公社)遠賀町シルバー人材センター	811-4331 遠賀郡遠賀町大字別府3113番地の2	093-293-8007
	(公社)豊前・上毛シルバー人材センター	828-0051 豊前市大字吉木955番地住民交流センター	0979-83-0677
	(公社)行橋市シルバー人材センター	824-0005 行橋市中央1-10-67	0930-26-3355
	(公社)築上町シルバー人材センター	829-0102 築上郡築上町大字築城1728番地	0930-57-4800
	(公社)苅田町シルバー人材センター	800-0314 京都郡苅田町幸町6-91	093-435-3221
	(公社)みやこ町シルバー人材センター	824-0121 京都郡みやこ町豊津2174番地10	0930-33-6060
筑豊	(公社)飯塚市シルバー人材センター	820-0071 飯塚市忠隈382-9	0948-28-1212
	(公社)宮若・小竹シルバー人材センター	823-0011 宮若市宮田118番地1	0949-32-2400
	(公社)田川地区シルバー人材センター	826-0042 田川市大字川宮1474-1	0947-44-8925
	(公社)直方市シルバー人材センター	822-0031 直方市大字植木849番地1 直鞍産業振興センター別館2階	0949-25-0511
筑後	(公社)嘉麻・桂川広域シルバー人材センター	821-0012 嘉麻市上山田528番地35	0948-52-2715
	(公社)久留米市シルバー人材センター	830-0038 久留米市西町873-7	0942-35-5229
	(公社)大牟田市シルバー人材センター	836-0016 大牟田市北磯町81-2 大牟田市高齢者生きがい創造センター内	0944-53-2319
	(公社)大川市シルバー人材センター	831-0041 大川市大字小保614-6	0944-87-1025
	(公社)八女広域シルバー人材センター	834-0063 八女市大字本村402-1	0943-22-7430
	(公社)朝倉市シルバー人材センター	838-0061 朝倉市菩提寺480-2	0946-22-4085
	(公社)小郡大刀洗広域シルバー人材センター	838-0137 小郡市福童688番地1	0942-73-1881
	(公社)柳川市シルバー人材センター	832-0035 柳川市東魚屋町17番地3	0944-73-4585
	(公社)筑後市シルバー人材センター	833-0032 筑後市大字野町423-2	0942-52-0722
	(公社)みやま市シルバー人材センター	839-0221 みやま市高田町下楠田480番地 高田濃施山公園管理事務所内	0944-22-6636
後	(公社)筑前町シルバー人材センター	838-0816 朝倉郡筑前町新町421番地5	0946-22-8099
	(公社)うきは市シルバー人材センター	839-1321 うきは市吉井町347-1 うきは市総合福祉センター2階	0943-75-5544
	(公社)福岡県シルバー人材センター連合会	812-0046 福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル8階	092-623-5656

各種経営相談、  
専門家派遣

金融

創業、  
ベンチャー

販路拡大

新事業展開

設備導入  
企業立地

技術

事業承継、  
安定化

雇用人材

労働環境

地場産業、  
商店街

消防保安

商工会、中小企業  
団体中央会

資料

お問い合わせ先  
一覧

# 人材を確保したい

## ママと女性の就業支援センター

子育て中の女性や非正規・求職中の女性を対象とした職業紹介を行っています。

### 対象者

福岡県内の企業・事業所

### 内容

県内4か所（福岡、北九州、筑後、筑豊）のママと女性の就業支援センターで、子育て中の女性や非正規・求職中の女性を対象に、就職相談・情報提供、セミナーの開催、就職あっせん、定着支援までの一貫した支援を行っています。

人材紹介・マッチングや合同会社説明会、新たな職業分野へ挑戦したい女性との交流会を無料で実施し、企業の人材確保を支援しています。

#### 〈子育て女性や非正規・求職中の女性を採用するメリット〉

- 優秀な人材の確保：結婚や出産等を機に離職した優秀な人材を確保できます。
- 企業イメージの向上：仕事と子育ての両立支援に積極的な企業としてPRできます。
- 生産性の向上：仕事の進め方や仕事内容を見直し、業務改善や効率化を進めるきっかけとなります。

### 活用方法

- ご利用は全て無料です。
- 事業の説明と手続きのご案内をいたしますので、下記までお問い合わせください。
- 求人に当たっては、「働きたい女性応援サイト」から登録してください。

「働きたい女性応援サイト」<https://www.hataraku-mama.jp>

#### 〈センター利用のメリット〉

- 効率的な採用選考：企業の希望に応じ、適した人材の紹介から面接日時の設定、採用後のフォローなどを行いますので、選考に費やす時間や経費を軽減できます。
- 採用後のフォロー：入社から1か月後まで、状況確認などのフォローを行います。
- 助成金の活用：センターを通じて特定求職者（母子家庭の母等）を雇い入れた場合、国の助成金の対象となる場合があります。

### お問い合わせ先

#### 福岡県ママと女性の就業支援センター

- ・ 福岡センター 〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-8-8 福岡西総合庁舎5階  
福岡労働者支援事務所内 TEL：092-725-4034
- ・ 北九州センター 〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 A1Mビル2階  
ウーマンワークカフェ北九州内 TEL：093-533-6637
- ・ 筑後センター 〒839-0861 久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎1階  
筑後労働者支援事務所内 TEL：0942-38-7579
- ・ 筑豊センター 〒820-0004 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎別館2階  
筑豊労働者支援事務所内 TEL：0948-22-1681  
<https://www.hataraku-mama.jp>



# 女性人材を確保したい

## 未来の働く女性のキャリア形成支援事業

女子学生に県内でのキャリア形成を考えてもらうため、企業見本市を開催します。

### 対象者

県内女子学生（大学・短大・専門学生）

### 内容

#### 企業見本市「福岡ジョブ・コレクション」

県内女子学生を対象に、県内でのキャリア形成を考えてもらうため、県内企業の見本市を開催します。

### 活用方法

詳しくは下記へお問い合わせください。

### お問い合わせ先

福岡県人材育成・活躍推進部女性活躍推進課人材育成係

TEL：092-643-3342 <https://joseikatsuyakuoentai.pref.fukuoka.jp/>



# 女性が活躍しやすい職場にしたい

## 女性の活躍推進に取り組む企業への支援

専門家派遣やポータルサイトによる情報提供など、女性が活躍しやすい職場づくりに向けた企業の取組を支援します。

### 対象者

人材確保や仕事と家庭の両立、働き方の見直しなどに取り組みたい企業等

### 内容

#### (1) 専門家による個別支援（無料）

- ・ 専門家（社会保険労務士、中小企業診断士等）を派遣し、企業の取組を個別に支援（1企業あたり訪問支援3回程度）
- ・ 支援例  
一般事業主行動計画策定等の支援、女性のキャリアアップの取組への支援、柔軟な働き方ができる環境整備への支援、職場の意識改革のためのセミナーの開催

#### (2) 女性の活躍推進ポータルサイト

取組の参考となる県内企業の取組事例、セミナーやイベントの開催情報、中小企業が活用できる県や国の支援施策、アンコンシャス・バイアスの特設ページなど、様々な情報を発信します。

女性がリードするフクオカのミライ

**D&I** and You



▲ポータルサイトはこちら

### 活用方法

詳しくは、HPをご覧ください。下記へお問い合わせください。

### お問い合わせ先

福岡県人材育成・活躍推進部女性活躍推進課社会環境整備係

TEL：092-643-3399 <https://joseikatsuyakuontai.pref.fukuoka.jp/>

# 女性が活躍しやすい職場にしたい

## 女性特有の健康課題に取り組む企業への支援

企業の実情に応じたコンサルティングで、女性が健康で長く働き、活躍できる職場づくりに向けた企業の取組を支援します。

### 対象者

人材確保や仕事と家庭の両立、働き方の見直しなどに取り組みたい企業等

### 内容

企業向けに無料のコンサルティングを実施しています。専門家（健康経営アドバイザー、キャリアコンサルタント、助産師等）を派遣し、女性特有の健康課題に対する企業の取組を、組織の実情に応じて個別に支援します。（1企業あたり訪問支援4回）

#### 〈支援の流れ〉

事前ヒアリング→コンサルティング2回（例：社内意識調査の支援、社内研修の実施、制度設計の支援など）→アフターフォロー

### 活用方法

詳しくは、HPをご覧ください。下記へお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

福岡県人材育成・活躍推進部女性活躍推進課社会環境整備係

TEL：092-643-3399 <https://joseikatsuyakuontai.pref.fukuoka.jp/>



# 女性人材を育成したい

## 女性活躍のための企業人材育成事業(WOMEN'S BUSINESS CAMP)

階層別(若手、係長相当、課長相当)の総合的な研修を実施し、企業の女性人材育成を支援するとともに、女性社員がやりがいをもって働き続けられる職場環境整備を促進します。

### 対象者

- (1) 県内企業に勤務する女性で、企業の推薦を受けた者
- (2) 社員に階層別研修を受講させている企業の経営層や人事担当者

### 内容

#### (1) 階層別の女性人材育成研修

職層ごとの成長課題や悩みに応じたスキルとマインドの習得を目指す階層別(若手、係長相当、課長相当)の人材育成研修を実施します。

〈課長相当〉組織マネジメント、ファイナンス、課題解決力などの強化

〈係長相当〉対人面の課題克服、部下育成力、リーダーシップ力などの強化

〈若手〉キャリア意欲の喚起、コミュニケーション力、業務遂行力などの強化

#### (2) 経営層・人事担当者向け研修

階層別研修を修了した女性社員が、やりがいをもって働き続けられる職場環境整備を促すための研修を実施します。

## 働く女性のキャリア形成支援事業

県内の働く女性を対象に、将来の目標となるロールモデルとの出会いや交流の場を提供します。

### 対象者

県内の働く女性

### 内容

#### (1) 働く女性とロールモデルとの交流の場「福岡キャリア・カフェ」

①日時：毎週水曜日 18:30~20:30

②場所：コワーキングスペースQ (アミュプラザ博多 地下1階)

※子育て中や遠方の方も参加できるよう、オンラインとのハイブリッド型で開催します。

③内容：将来の目標となるロールモデルとの出会いや交流の場を提供します。

#### (2) 「福岡キャリア・ラウンジ」

女性トップリーダーや多くのロールモデルと交流できる機会を提供します。

### 活用方法

- ・詳しくは下記へお問い合わせください。

### お問い合わせ先

福岡県人材育成・活躍推進部女性活躍推進課人材育成係

TEL: 092-643-3342 <https://joseikatsuyakuoentai.pref.fukuoka.jp/>



# 人材を確保したい

## 外国人材受入企業等支援事業

外国人労働者が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮し、適正に就労できるよう、県内企業を対象に、窓口等での相談対応や講習会を実施します。

### 対象者

外国人材の活用を検討する企業

### 内容

#### (1) 福岡県外国人材受入企業相談窓口

- ・外国人材を受け入れる場合の様々な疑問点や、雇い始めてからの雇用管理・職場環境づくりなどについての相談に応じます。
- ・相談内容や相談者の地域を勘案して、適任者が相談対応に当たり、必要に応じて、適切な専門機関をご紹介します。
- ・ご相談は、「福岡県外国人材活用サポートページ」のお問い合わせフォームのほか、電話、FAX、来所にて受け付けます。
- ・県内4地域での出張相談会を定期的実施するほか、出張相談員による企業訪問を行います。

#### (2) 福岡県外国人材受入企業講習会

- ・外国人材を受け入れるにあたって事業主が遵守すべき法令や努めるべき雇用管理等についての講習動画をオンデマンドで配信します。

#### (3) 福岡県外国人材活用サポートページ

- ・県内企業等に向けて外国人材の活用に必要な情報を発信します。

##### 【主なコンテンツ】

分野別外国人材の受入方法、外国人材受入企業講習会（オンデマンド配信）、外国人材受入ガイドブック、チャットボットによるサイト内関連ページや関係機関への案内など

##### 【URL】

<https://hello.gyosei-fukuoka.or.jp/>



### 活用方法

福岡県外国人材受入企業相談窓口にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

##### 福岡県外国人材受入企業相談窓口

〒812-0045 福岡市博多区東公園2番31号 福岡県行政書士会館内

TEL：0120-86-2905 FAX：092-631-0580

<https://hello.gyosei-fukuoka.or.jp/contact/>

※受託者：福岡県行政書士会



# 外国人技能実習生を受け入れたい

## 外国人材受入企業支援補助金

技能実習生の受入に向けた、企業の魅力発信や居住環境の整備に要する経費等を支援します。

### 対象者

以下の全てを満たす企業

- ①福岡県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業
- ②パートナーシップ構築宣言を行っていること
- ③技能実習生を1人以上受け入れていること  
又は実績報告書提出日までに新たに受け入れる具体的な計画があること
- ④技能実習生の就業先が福岡県内であること

### 内容

#### (1) 補助対象経費

- ・ 仕事内容や居住環境など企業の魅力発信に要する経費  
(技能実習生の獲得に向けた PR 動画、採用パンフレットの作成費 等)
- ・ 技能実習生の居住環境の整備に要する経費  
(エアコン、ロッカー等の設備備品 (生活用品や汎用性のあるものを除く) 等)

#### (2) 補助率

1 / 2 以内

#### (3) 補助上限額

30万円

### 活用方法

受付期間、申請方法、申請書類は、福岡県中小企業団体中央会ホームページをご確認ください。  
(URL : <https://www.chuokai-fukuoka.or.jp/>)



### お問い合わせ先

福岡県中小企業団体中央会

TEL : 092-622-8794

# 人材を確保したい

## 福岡県建設産業雇用促進プロジェクト

建設分野において、DXの推進による建設産業の労働環境の改善や、多様な人材・働き方に対応した組織力・採用力の向上に資する支援を行うとともに、企業と多様な求職者のニーズを合わせた企業説明会や相談窓口の開設等のマッチング支援を行い、企業の人材確保・定着を促進します。

### 対象者

福岡県内の建設産業分野の企業

### 内容

#### (1) セミナー・研修

##### ・DX化に向けた経営者向け研修会

経営層を対象として、DX化や分業体制の必要性、導入効果、好事例、各種助成制度への理解を深めるための研修会を実施しています。

##### ・組織力強化セミナー

経営層や管理層を対象として、従来の建設産業の労働環境の特性と求職者のニーズを踏まえた採用活動全体の改善や採用後の離職防止を目的とした労働環境の見直しを促すセミナーを実施しています。

##### ・DX化に向けた新技術体験会（施工会社）

ICT施工等の最新技術の導入が進んでいない施工会社の技術者を対象として、遠隔臨場体験会やICT建機を用いた施工現場体験会を実施し、実体験を通じた普及支援を行っています。

##### ・DX化に向けた新技術体験会（コンサルタント等）

コンサルタントや測量・調査会社の技術者を対象として、3次元設計や3次元測量に実際に触れることで、技術者の抵抗感をなくし、技術の導入を支援しています。

#### (2) 人材確保

##### ・学生、一般向け合同企業説明会

学生や一般の求職者に対して、合同企業説明会を開催し、求職者と企業のマッチングを行い、新たな雇用を促進します。

### 活用方法

- ・ご利用はすべて無料です。
- ・ご相談内容に応じて適切な支援メニューをご紹介しますので、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

### お問い合わせ先

福岡県県土整備部県土整備企画課 企画広報係

TEL : 092-643-3696 E-mail : dokikaku-koho@pref.fukuoka.lg.jp

# 新たな事業展開をするための 即戦力人材を確保したい

## 福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点事業

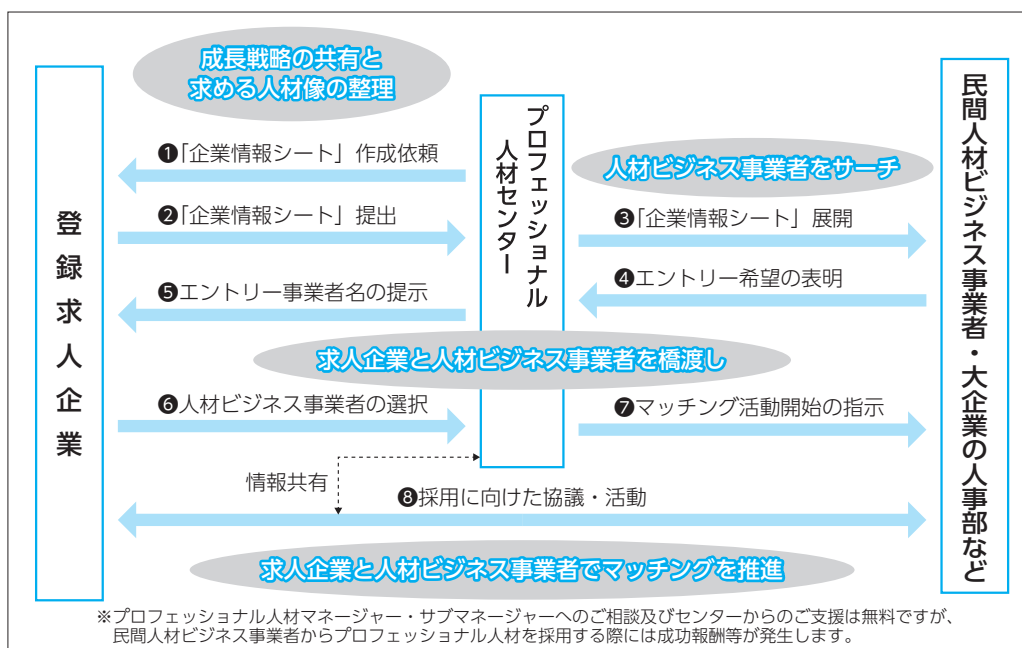
技術開発・販路開拓・海外展開など新たな事業展開を目指す企業に対し最適な人材探しをサポートします。

### 対象者

県内中堅・中小企業等

### 内容

福岡県は、県内の中堅・中小企業が新たに事業を展開する際に必要となる、技術開発、販路開拓、海外展開などに精通したプロフェッショナル人材の確保を支援する拠点を設置し、運営しています。本拠点では、新たな事業展開に意欲のある企業の人材ニーズを具現化し、民間人材ビジネス事業者へつなぎます。



福岡県は県内中小企業における副業・兼業人材の活用を進めるため、トヨタ自動車九州株式会社及び、株式会社安川電機と「人材活用の推進に関する協定」を締結しました。この協定に基づき、同社の実務経験豊富な人材を県内中小企業に派遣することによって、県内中小企業の課題解決に向けた伴走型支援を行い、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

### 活用方法

詳しくは下記の機関までご相談ください。

#### お問い合わせ先

##### ・福岡県プロフェッショナル人材センター

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センター9階（福岡県中小企業団体中央会内）  
TEL: 092-622-8822 FAX: 092-622-8188 <https://www.projinzai-fukuoka.jp/>

##### ・福岡県商工部商工政策課技術人材育成室

TEL: 092-643-3415 FAX: 092-643-3417



# 副業・兼業人材を活用したい

## 福岡県副業・兼業人材活用促進事業費補助金

県内中小企業が、初めて副業・兼業の形態でプロフェッショナル人材を受け入れる際に要する費用を助成します。

### 対象者

県内中小企業

### 内容

#### (1) 要件

- ・福岡県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者
- ・福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点を活用して、初めて副業・兼業プロフェッショナル人材を活用する者

#### (2) 補助対象経費

- ・県内中小企業が副業・兼業プロフェッショナル人材を受け入れる際に発生する①～③の経費
  - ①人材紹介事業者へ払う紹介手数料
  - ②副業・兼業人材に支払う報酬、交通費、宿泊費
  - ③副業・兼業プロフェッショナル人材を派遣する企業へ支払う業務委託料

#### (3) 補助金額：上限50万円／件

#### (4) 補助率：8／10以内

### 活用方法

詳しくは下記までお問合せください。

#### お問い合わせ先

##### ・福岡県プロフェッショナル人材センター

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9番15号

福岡県中小企業振興センター9階(福岡県中小企業団体中央会内)

TEL：092-622-8822 FAX：092-622-8188 <https://www.projinzai-fukuoka.jp/>

##### ・福岡県商工部商工政策課技術人材育成室

TEL：092-643-3415 FAX：092-643-3417



# 奨学金返還支援による人材確保に取り組みたい

## 奨学金返還助成による中小企業人材確保支援事業補助金

若手人材の確保のため、従業員の奨学金代理返還や手当等支給を行う中小企業への補助を実施します。

### 対象者

明文化された規定に基づき、従業員の奨学金返還支援に取り組んでいる福岡県内に本店がある中小企業

### 内容

- [企業要件] ・明文化された規定に基づき、従業員の奨学金返還支援に取り組んでいること  
・県内に本店があること
- [従業員要件] 県内の事業所に勤務する正社員であること
- [対象経費] 中小企業が対象従業員へ支払う手当等の額又は代理返還額
- [補助率] 1 / 2 以内
- [補助上限] 500 千円 / (年・社)
- [補助期間] 補助申請年度の最初の補助事業を行う月から最後の補助事業を行う月まで

### 活用方法

現在、申請受付の準備中であり、受付を開始しましたら、県公式ホームページ等でご案内します。

### お問い合わせ先

福岡県商工部中小企業振興局中小企業経営支援課管理指導係

TEL : 092-643-3423 E-mail : chuukei@pref.fukuoka.lg.jp

各種経営相談・  
専門家派遣

金融

ベンチャー・  
創業

販路拡大

新事業展開

設備導入  
企業立地

技術

事業承継・  
安定化

雇用人材

労働環境

地場産業・  
商店街

消防保安

商工会議所  
商工会・中小企業  
団体中央会

資料

お問い合わせ先  
一覧

# 人材を確保したい

## 働き方改革実行企業（よかばい・かえるばい企業）登録制度

若者・女性・高齢者などの多様な人材が多様な働き方を選択でき、その意欲と能力を発揮できる魅力ある職場づくりに取り組む企業を支援しています。

### 対象者

福岡県内の事業所

### 内容

○登録制度の内容

- 企業・事業所が自社の働き方を見直すための取組を宣言し、実行するもの。  
(登録企業数：1,932社 令和8年3月31日現在)

○登録のメリット

- 登録企業・事業所は「福岡県働き方改革推進事業ポータルサイト」でよかばい・かえるばい企業として紹介します。  
※福岡県働き方改革推進事業ポータルサイト「働き方かえるばい！」  
<https://hatarakikatakaeru.pref.fukuoka.lg.jp/>
- 登録後、県内4地域にある労働者支援事務所が、最新の助成金や無料相談会、セミナーの情報を提供など、フォローアップを実施します。
- 働き方改革に取り組むことで従業員の意欲が向上し、労働生産性アップや優秀な人材の確保・職場への定着につながります。



### 活用方法

ポータルサイト、またはFAXにてお申し込みください。

### お問い合わせ先

福岡県人材育成・活躍推進部労働政策局就業支援課 雇用環境係

TEL：092-643-3592 FAX：092-643-3588

# 若者の採用・育成を支援してほしい

## ユースエール認定企業

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

### 対象者

認定基準を満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）

【主な認定基準】 ※この他にも認定基準があります。

1	学卒求人など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
3	右の要件をすべて満たしていること
	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
	・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※1
	・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと
	・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上
	・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上

※1 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば可とします。

### 支援内容

ユースエール認定企業になると、以下のメリットがあります。

ハローワーク  
などで重点的  
PRを実施

労働局主催の  
就職面接会などへの  
優先参加が可能

自社の商品、広告  
などに認定マークの  
使用が可能



日本政策緊急公庫による  
融資制度

公共調達における  
加点評価

一部地方公共団体における  
優遇措置

### 認定企業になるには

ユースエール認定企業になるには、福岡労働局へ申請が必要です。

認定基準を満たしていることを確認した後、福岡労働局から認定通知書を交付します。

詳しい認定基準、手続き方法などについては、福岡労働局のホームページをご覧ください。

（福岡県内のユースエール認定企業も、福岡労働局ホームページで確認できます。）

© [https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/jirei\\_toukei/shokugyou\\_shoukai/newpage\\_00414.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/jirei_toukei/shokugyou_shoukai/newpage_00414.html)



### お問い合わせ先

厚生労働省福岡労働局 職業安定部職業安定課 若年雇用対策係

TEL : 092-434-9802

# 人材を確保したい、人材を定着させたい

## 東京圏等からの移住・就業支援事業

令和元年に開設した「福岡県移住・就業マッチングサイト」では、人材を確保したい県内中小企業の皆さまと、東京圏等から福岡県への移住を考えている方のマッチングを支援しています。また、魅力ある求人票の作成等に関するセミナーを開催しています。

### 対象者

県の成長産業分野（自動車・航空機関連産業、バイオ・メディカル・有機 EL 関連産業、ロボット関連産業、IoT・ソフトウェア関連産業、水素・燃料・再生可能エネルギー関連産業、食品製造関連産業、半導体、DX、宇宙ビジネス、ブロックチェーン等）及び運輸業に属する業種の中小企業等が対象です。詳しくは「福岡県移住・就業マッチングサイト」をご覧ください。

### 内容

#### (1) 福岡県移住・就業マッチングサイト

- ・令和元年から、「福岡県移住・就業マッチングサイト」を運営しています。このサイトは東京圏等からの移住支援金事業と連動していますので、東京圏等からの移住を検討している求職者からの注目度は特に高くなっています。
- ・また、本サイトは大手求人サイトとデータ連携を行っており、本サイトに求人情報を掲載すると大手求人サイトへも求人情報を掲載することができ、人材確保のチャンスが広がります。
- ・本サイトへの求人掲載は無料です！（本サイトのデータ連携による大手求人サイトへの求人情報掲載についても無料です。）

#### (2) 魅力ある求人票の作成等に関するセミナー

- ・企業の魅力や求める人材像を分かりやすく伝えるためのセミナーを開催します。
- ・人口減少、求人市場の動向や求職者のニーズ等をお伝えするとともに、費用対効果の優れた情報伝達手法等をマッチングサイトへの求人広告の作成などの実践を通じて学びます。

### 活用方法

詳しくは、下記へお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

(受託事業者) パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社

TEL : 03-4376-5593

E-mail : fukuoka-job@persol.co.jp

<https://fukuoka.saiyo-job.jp/vsxx/recruit/>



# 従業員を職業訓練に参加させたい

## 在職者の方を対象にした受託生訓練のご案内

県立高等技術専門学校(7校)では、働く皆様の自己啓発や企業における社員教育の一助となるよう、在職者の方を対象にした受託生訓練を実施します。

### 対象者

- 対象事業者 (①～②に該当する方)
  - ①福岡県内に事業所を有する、自ら職業訓練を実施することが困難な事業者
  - ②新入社員教育や資格取得教育等を目的とし、各訓練コースの受講を希望する事業者
- 訓練受講対象者  
上記事業者本人並びに従業員

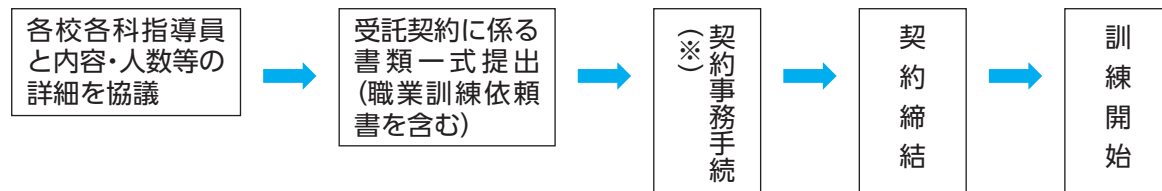
### 内容

- 受託生訓練とは、県立高等技術専門学校で実施する職業訓練において、事業者との契約のもと、在職者の方が一般の訓練生と一緒に受講する訓練です。  
そのため、受託生訓練は、平日の昼間に行います。
- 各訓練コースは、下記ホームページでご確認いただけます。  
[福岡県の職業訓練で検索](https://www.fukuoka-kunren.ac.jp/) <https://www.fukuoka-kunren.ac.jp/>
- 受講料 無料 (但し教科書代や作業服代のほか、一部材料費が必要となることがあります。)



### 活用方法

訓練開始までの流れ



- (※) 本訓練受講には、事前に福岡県受託生訓練実施契約の締結が必要となります。  
契約事務手続には、2～3週間かかります。希望される訓練コース日程を事前に確認の上、ご依頼ください。

### お問い合わせ先

- ①申し込み手続き等：福岡県人材育成・活躍推進部労働政策局職業能力開発課（公共訓練係）  
TEL：092-643-3602（直通）
- ②訓練の内容等：各高等技術専門学校へ直接お問い合わせください。

校名	所在地	問い合わせ先(連絡先)	担当課
福岡高等技術専門学校	福岡市東区千早4丁目24-1	092-681-0261	訓練課
戸畑高等技術専門学校	北九州市戸畑区東大谷2丁目1-1	093-882-4306	訓練課
小倉高等技術専門学校	北九州市小倉南区横代東町1丁目4-1	093-961-4002	訓練課
久留米高等技術専門学校	久留米市合川町1786番地の2	0942-32-8795	訓練課
大牟田高等技術専門学校	大牟田市大字歴木475番地	0944-54-0320	訓練課
田川高等技術専門学校	田川市大字糶2059番地	0947-44-1676	訓練課
小竹高等技術専門学校	鞍手郡小竹町大字新多514番地の2	0949-62-6441	訓練課

# 職業訓練について、知事の認定を受けたい

## 職業訓練の認定（職業訓練振興対策）

事業主等が実施する職業訓練が、国が定める基準に適合することを知事が認定することにより支援する制度です。

### 対象者

実施する職業訓練について、国が定める基準に適合することの認定を受けたい事業主等

### 内容

事業主等が、実施する職業訓練のうち、職業能力開発促進法に定められた一定の基準（教科、訓練期間、指導員、設備等）に適合する職業訓練については、申請により知事の認定を受けることができます。

この認定を受けて事業主等が行う職業訓練を認定職業訓練といい、令和8年2月現在、県内で27事業所・団体が認定職業訓練を実施しています。

### 活用方法

知事の認定を受けて職業訓練を実施する場合は、下記のメリットがあります。

- 一定の要件を満たす認定職業訓練施設については、「職業能力開発校」等の名称を用いることができます。
- 認定訓練の修了者は、技能検定及び職業訓練指導員免許の取得に当たって、試験の一部免除や、必要な実務経験年数の短縮等が受けられます。
- 認定職業訓練実施者及び優秀修了者に対する知事の表彰制度を実施しています。
- 中小企業の事業主またはその団体が雇用保険被保険者である在職者等を対象として実施する認定職業訓練に対しては、予算の範囲内で運営費の一部が県から補助されます。

### お問い合わせ先

福岡県人材育成・活躍推進部労働政策局職業能力開発課 技能振興係  
TEL：092-643-3603

# 技能の水準を認定してほしい

## 技能検定試験の実施

働く人々の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度です。

### 対象者

133ある技能検定職種に関する職業に携わる方、もしくは職業訓練施設、工業高校等で学ばれている方。

※等級ごとに受験に必要な要件が定められており、受験していただくためにはそれらの要件を満たす必要があります。

### 内容

技能検定制度は、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。

職種ごとに実技試験と学科試験が行われます。各職種の内容に応じ、特級、1級、2級などに区分して行われるものと、単一等級として区分しないで行われるものがあります。

それぞれの試験の程度は次のとおりです。

等級区分	試験の程度
特 級	管理者または監督者が通常有すべき技能及び知識の程度
1 級	上級技能者が通常有すべき技能及び知識の程度
2 級	中級技能者が通常有すべき技能及び知識の程度
3 級	初級技能者が通常有すべき技能及び知識の程度
単 一 等 級	上級技能者が通常有すべき技能及び知識の程度

### 活用方法

- 技能検定の合格者には、厚生労働大臣（特級、1級、単一等級）又は都道府県知事名（2級、3級）の合格証書が交付され、「技能士」と称することができます。
- 建築系職種によっては、官公庁の発注する公共工事に一定数以上の1級技能検定合格者の常駐を求められることがあります。
- 職業訓練指導員試験を受験する場合、1級及び単一等級の技能検定合格者は実技試験及び学科試験（関連学科のみ）が免除されます。
- 職業訓練指導員試験を受験する場合、2級の技能検定合格者は実技試験が免除されます。

### お問い合わせ先

試験に関すること：福岡県職業能力開発協会

TEL：092-671-1238

合格証書に関すること：福岡県人材育成・活躍推進部労働政策局職業能力開発課 技能振興係

TEL：092-643-3603

# 社内検定を認定してほしい

## 福岡県技能評価認定制度

事業主等が独自に行う国家技能検定以外の技能評価(社内検定)のうち、その取組が技能振興上奨励すべきものと認められるものを、申請に基づき県が認定します。

### 対象者

- ・県内に住所を有する事業主又は事業主の団体が行うもの
- ・国家技能検定(133職種)の対象となっていない職種

### 内容

#### (1) 評価基準

対象職種ごとに、県の基準を定めて公表します。

#### (2) 認定要件

- ①技能評価が、従業員の有する職業に必要な技能及び知識について行われるものであること
- ②技能評価の試験基準が、県が定める評価基準に適していること
- ③技能評価が、直接営利を目的としないこと
- ④技能評価が、定期的に実施されるものであること
- ⑤技能評価の実施方法が、公平であること

#### (3) 認定の方法

- ①認定を受けようとする事業主等は、所定の申請書類を県に提出してください。
- ②県は、申請書類を受付後、第三者機関である技能評価認定審査会の意見を聴取します。
- ③県は、申請事業主等に認定の可否を通知します。

### 活用方法

- ・認定証が交付されます。
- ・認定を受けた技能評価は、「福岡県認定技能評価」の表示をすることができます。
- ・事業者等が交付する合格証書に、福岡県知事が認定した技能評価である旨の証明を受けることができます。

### お問い合わせ先

福岡県人材育成・活躍推進部労働政策局職業能力開発課 技能振興係  
TEL：092-643-3603

# 優秀な技能をもった社員を 表彰してもらいたい

## 優秀技能者の表彰(技能振興推進事業)

県は、技能労働者の社会的・経済的地位の向上と技能尊重という観点から、毎年優秀な技能者を表彰しています。自社の優秀な技能者を推薦してください。

### 推薦者

市町村、業界団体又は原則として従業員500人以上の企業の代表者

### 対象者

次の各項の要件のいずれにも該当する県内就業者又は県内居住者

- ①その者の有する技能の程度が卓越しており、県全体を通じて当該技能において第一人者と目されていること。
- ②その者の有する卓越した技能を要する職業に関して、表彰の日現在において、20年以上の経験を有し、かつ、当該職業に就業していること。
- ③技能検定関連職種については、一級技能検定に合格した者又は技能検定委員の経験がある者若しくはこれと同等以上と認められる者。
- ④その者の有する技能を通じ、後進技能者の指導育成に尽力し、かつ、技能に関する創意工夫、改善等により、生産性の向上に役立ったこと等により、産業の発展に寄与した者であり、その功績が特に顕著であると認められる者。
- ⑤勤務状況、日常行為において他の模範になると認められる者。
- ⑥成年被後見人、又は被保佐人でない者。
- ⑦過去において禁錮以上の刑に処せられたことのない者。

### 内容

本県の「優秀技能者表彰」に選出されますと、県内就業者については、「現代の名工」と呼称される厚生労働大臣表彰「卓越した技能者」の本県推薦候補者としての資格を得ることになります。

### 活用方法

推薦者は、必要書類を添えて令和8年7月24日（金）までに推薦してください。

### お問い合わせ先

福岡県人材育成・活躍推進部労働政策局職業能力開発課技能振興係

TEL：092-643-3603

# 半導体に関する人材育成を行いたい

## 福岡半導体リスキリングセンター

半導体分野やデジタル産業分野の重要技術に精通した人材を育成するため、全国の大学教授や企業技術者を講師とする講座を開催しています。

福岡県をはじめ九州・全国で活躍する人材の育成を支援しており、福岡県内中小企業には講座受講料(法人向け研修を除く)の補助制度もごございます。

### 対象者

福岡県をはじめ九州・全国の半導体人材  
(技術者等の社内研修を行いたい事業者、技術研修を受講したい企業技術者等)

### 内容

半導体の全体像を学ぶ講座や生産工程で分類した講座など「半導体を作る側」の講座と、電気・電子回路、通信ネットワーク、プログラミング・組込み、自動車・MBD(モデルベース開発)・モータ・モータ制御、画像処理・AI・データサイエンスといった「半導体を使う側」の講座を、初歩から学べるものから高度な技術を習得するものまで様々なレベルの講座を提供しています。

#### (1) 公開講座 ※県内中小企業受講料補助の対象

「福岡半導体リスキリングセンター」(福岡市早良区百道浜)での対面と全国から参加できるオンラインのハイブリッド形式の講座を随時開催しています。(対面のみの講座もごございます。)開催の際は、「福岡半導体リスキリングセンター」のホームページやメーリングリストでお知らせいたします(下記、活用方法参照)。

#### (2) 「ふくおかIST e-learning」によるe-learning講座 ※県内中小企業受講料補助の対象

いつでもどこでも自分の好きなタイミングで学習できる「e-learning講座」を提供しています(下記、活用方法参照)。

#### (3) 法人向け研修

新人研修やスキルアップ研修など、ご希望に沿った講座への対応が可能です。開催日程や開催場所、講座の内容など、具体的なご希望を伺いながら、実施内容を検討します。「福岡半導体リスキリングセンター」での対面開催のほか、出張による対面開催、オンライン開催も可能ですので、お気軽にご相談ください。(実習中心の講座など、一部オンライン対応不可の場合もごございます。)

#### (4) パソコンルームのレンタル

プロジェクタやスクリーン、マイク等を完備したパソコンルーム(最大定員45名)をレンタルしています。

### 活用方法

- ・お問い合わせは、「福岡半導体リスキリングセンター」のホームページ(<https://reskilling.ist.or.jp/>)からお願いいたします。
- ・(1) 公開講座や(2) e-learning講座を受講されたい場合は、「ふくおかIST e-learning」(<https://e-learning.ist-college.org/>)に会員登録していただいた後、各講座にお申し込みください。
- ・(1) 公開講座及び(2) e-learning講座の受講料の支払いには、銀行振込の他、オンライン決済(クレジットカード決済/コンビニ決済)もご利用いただけます。
- (3) 法人向け研修及び(4) パソコンルームのレンタルは、銀行振込のみとなります。



### お問い合わせ先

公益財団法人 福岡県産業・科学技術振興財団(ふくおかIST)  
産業技術イノベーション部 人材育成グループ(福岡半導体リスキリングセンター)  
〒814-0001 福岡県福岡市早良区百道浜 3 丁目 8 -33  
TEL : 092-822-1550 FAX : 092-832-7158  
<https://reskilling.ist.or.jp/>



# 脱炭素に関する人材を育成したい

## 福岡県企業向け脱炭素講座等の開催 脱炭素社会推進費(中小企業支援)

経営者を対象に脱炭素経営や各種省エネ手法に関する講座を開催します。  
設備管理者や技術者等を対象に各種機器・設備の運用改善手法等に関する講座を開催します。  
省エネ補助金活用に向けた講座を業種別に開催します。

### 対象者

脱炭素経営や省エネ手法について知りたい、脱炭素による経営改善を図りたい、国の省エネ補助金を活用したいと考えている県内企業等

### 内容

#### (1) 経営者向け省エネ講座の開催

- 脱炭素経営に取り組むメリット、各種省エネ手法のポイント 等

#### (2) 省エネ・節電講座の開催

- 各種機器・設備の運用改善手法、優良な省エネ取組事例の紹介、現地見学会 等

#### (3) 省エネ補助金講座の開催

- 補助金申請準備のポイント、事例紹介、現地見学会 等

#### (4) ZEB見学会の開催

- ZEBの現場視察、ZEBの補助金活用に向けた見学会 等

### 活用方法

詳しくは、下記へお問い合わせください。

### お問い合わせ先

福岡県環境部脱炭素社会推進課 地域脱炭素推進係

TEL: 092-643-3356 FAX: 092-643-3849 E-mail: chikyu@pref.fukuoka.lg.jp

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/eco-seminar.html>

※講座等の日程が決まり次第、随時情報を掲載します。



## 県内ハローワーク(公共職業安定所)等の所在地・電話番号一覧

地区名	名 称 (ハローワーク)	所 在 地	電話番号	備 考
福岡地区	福岡中央 (赤坂駅前庁舎)	〒810-8609 福岡市中央区赤坂1-6-19	092-712-8609	事業所の雇用保険 手続を行う窓口です
		〒810-0041 福岡市中央区大名2-4-22 新日本ビル2階	092-712-8609	
	福岡東	〒813-8609 福岡市東区千早6-1-1	092-672-8609	
	福岡南	〒816-8577 春日市春日公園3-2	092-513-8609	
北九州地区	八幡 (黒崎駅前庁舎)	〒806-8509 北九州市八幡西区岸の浦1-5-10	093-622-5566	事業所の雇用保険の 適用関係・求人募集・ 助成金の相談・公共事業 関係・新規学卒関係・マ ザーズコーナー  職業相談・職業訓練・ 障害のある方の職業相 談・雇用保険給付の窓 口です。  事業主の方の雇用保険 適用手続・求人申込手 続窓口は八幡です。  事業主の方の雇用保険 適用手続・求人申込手 続窓口は八幡です。
		〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎3-15-3 コムシティ6階	093-622-5566	
	(若松出張所)	〒808-0034 北九州市若松区本町1-14-12	093-771-5055	
	(戸畑分庁舎)	〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた8階	093-871-1331	
	小倉 (門司出張所)	〒802-8507 北九州市小倉北区菟崎町1-11	093-941-8609	
		〒800-0004 北九州市門司区北川町1-18	093-381-8609	
		行橋 (豊前出張所)	〒824-0031 行橋市西宮市5-2-47	
〒828-0021 豊前市大字八屋322-70	0979-82-8609			
筑豊地区	飯塚 直方 田川	〒820-8540 飯塚市芳雄町12-1	0948-24-8609	
		〒822-0002 直方市大字頓野3334-5	0949-22-8609	
		〒826-8609 田川市弓削田184-1	0947-44-8609	
筑後地区	大牟田 久留米 (大川出張所)	〒836-0047 大牟田市大正町6-2-3	0944-53-1551	
		〒830-8505 久留米市諏訪野町2401	0942-35-8609	
	〒831-0041 大川市大字小保614-6	0944-86-8609		
	八女	〒834-0023 八女市馬場514-3	0943-23-6188	
	朝倉	〒838-0061 朝倉市菩提寺480-3	0946-22-8609	

# 勤労者福祉施設(会議室やホール等)

福岡県立北九州勤労青少年文化センター(愛称:北九州パレス)は、働く青少年を中心にひろく勤労者及び地域住民の皆様に教養の向上、健康の増進、レクリエーション等の便宜を総合的に提供し、より豊かな生活を送っていただくための施設です。

## 施設概要

【施設名】福岡県立北九州勤労青少年文化センター

【所在地】北九州市小倉北区井堀5-1-3

【開館時間】午前9時～午後9時

【休館日】月曜日・年末年始

※月曜日が祝日の場合は、翌日が休館日となります。

## 施設内容

- 研修会やセミナーの開催に便利な貸会議室・研修室(収容人数24名～90名)や、音響設備も完備し各種会合や演奏会等に適した小ホール(収容人数300名)のほか、茶室や音楽室、美術室等をご用意しています。
- 体育施設として、体育館(バレー、バスケット各1面、バドミントン4面)や、柔・剣道場、卓球場に加え、屋外にテニスコート(3面)、プール(25m、7コース)をご用意しています。
- その他、本格的なうどんが楽しめるレストラン(60席)や、約200台収容可能な駐車場(身障者用有り)を設置しています。



## 文化・体育講座

- 各種講座やスポーツ大会等のイベントを実施しています。  
※講座の内容、募集時期は年度によって異なります。

### 【職業的自立支援講座】

行政書士講座、傾聴講座等

### 【文化教養講座】

語学学習、書道・ペン習字、デッサン等

### 【健康増進講座】

ヨガ、バドミントン、卓球等



バレーボール大会 ステンドグラス制作講座

## 交通アクセス

- バスでお越しの方  
西鉄バス「北九州パレス前」(26番経由):砂津-小倉駅前-三萩野-上到津四丁目-北九州パレス前
- 電車でお越しの方  
JR小倉駅から車で約20分、JR南小倉駅から車で約10分、JR戸畑駅から車で約15分
- 車でお越しの方  
都市高速「下到津ランプ」から戸畑バイパス3号線「井堀5丁目」交差点左折すぐ  
都市高速「山路ランプ」から、総合体育館方面約10分 到津の森公園・交通公園横  
※土、日、祝日は駐車場が混雑しますので、出来るだけ乗り合わせの上、お越し頂きますようお願いいたします。

## お問い合わせ先

福岡県立北九州勤労青少年文化センター

TEL: 093-651-4600

<https://kitakyushu-palace.com/>



各種経営相談  
専門家派遣

金融

ベンチャー  
創業

販路拡大

新事業展開

設備導入  
企業立地

技術

事業承継  
安定化

雇用人材

労働環境

地場産業  
商店街

消防保安

商工会議所  
団体中央会  
中小企業

資料

お問い合わせ先  
一覧

# 従業員の健康づくりを推進したい

## ふくおか健康づくり県民運動事業

従業員やその家族、県民の健康づくりに取り組むことを宣言する事業所を登録、公表します。また、宣言を行った事業所に保健師などの健康に関する専門家を無償で派遣します。

### 対象者

- ふくおか健康づくり団体・事業所宣言…県内において事業活動を行う法人その他の団体（個人事業主及び主たる事務所の所在地が県外に存する法人その他の団体の県内事業所を含む。）
- 健康づくり実践アドバイザー派遣…「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」を行っている従業員数がおおむね50人未満の事業所

### 内容

#### (1) ふくおか健康づくり団体・事業所宣言

従業員やその家族又は県民一般を対象に、健康づくりに関する次の7分野から1つ以上の取組について宣言登録をしていただくと、「ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイト」で宣言企業として公表します。

また、取組が優良で他の模範となるものについては、ふくおか健康づくり県民会議において表彰します。

（7つの分野）

- 特定健診の受診率向上
- 特定保健指導の利用率向上
- がん検診の受診率向上
- 食生活の改善
- 運動習慣の定着
- 禁煙（受動喫煙対策を含む）
- 歯科口腔保健その他健康づくり

#### (2) 健康づくり実践アドバイザーの派遣

「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」に登録している従業員数がおおむね50人未満の事業所に、保健師、管理栄養士などの専門家を無償で派遣し、健康づくりについてのアドバイスを行います。

【アドバイスの内容】

健（検）診受診率の向上、特定保健指導の利用率向上、運動習慣の定着、食生活・食習慣の改善、禁煙、メンタルヘルスのための取組など

【アドバイザー】

保健師、管理栄養士、健康運動指導士、公認心理師など

【派遣回数】

1事業所あたり2回まで

#### (3) 宣言企業対抗ウォーキングラリーの開催

(1)の宣言登録をしていただいた企業向けに「ふくおか健康ポイントアプリ」を活用して、年1回（10～12月頃）ウォーキングラリーを開催します。

目標（福岡県健康増進計画の目標値1日平均8,000歩）

達成企業にロゴマークの付与や上位の企業等には賞品を贈呈

### 活用方法

- ふくおか健康づくり団体・事業所宣言…下記URLから登録を申請。申請受付け後、登録証を送付します。

<https://www.kenko.pref.fukuoka.lg.jp/companies/>



- 健康づくり実践アドバイザーの派遣…下記URLをご参照のうえ、申込を行ってください。

<https://www.kenko.pref.fukuoka.lg.jp/articles/detail/3cfdecb7-8bc8-4d19-a68d-a2a26a9e2214>



### お問い合わせ先

福岡県保健医療介護部健康増進課 健康づくり第一係 TEL：092-643-3269  
健康づくり第二係 TEL：092-643-3598

# 従業員をがんから守りたい

## 福岡県働く世代をがんから守るがん対策サポート事業 (がん検診受診率向上対策事業)

がん検診の受診を促進していただく事業所に参加登録していただき、がん検診の重要性の理解やがん検診を受診しやすい環境づくりに取り組んでいただきます。

### 対象者

福岡県内にある全ての事業所です。

### 内容

従業員の方に「がん検診推進員」になっていただき、他の従業員やご家族の皆様により市町村等が実施する「がん検診」の受診を勧めさせていただきます。

登録事業所には、登録証・がん検診推進員証を交付するとともに、県のホームページ等で「福岡県働く世代をがんから守るがん対策サポート事業」の登録事業所であることを紹介します。また、効果的な取組に対する知事表彰を行っています。

(登録事業所数：7,651事業所 令和8年3月31日現在)

### 活用方法

#### (1) 豊かな知識や経験を持つ従業員の健康を守ることができます。

がんは、医療技術の進歩等により、治療しながら働き続けられる病気になりつつあります。がん検診による早期発見・早期治療により、これまで培った知識や経験を有する従業員の健康を守ることができます。

#### (2) がん検診の受診を含め、健康づくりの取組みが進めやすくなります。

がん検診の啓発に関する情報冊子・啓発グッズの無料配布やがんに関する情報提供などを行いますので、従業員に対するがん検診の受診促進を含め、健康づくりの取組が進めやすくなります。

#### (3) 事業所の取組みを広く周知します。

登録事業所名を福岡県ホームページで公表します。

また、「福岡県働く世代をがんから守るがん対策推進大会」において、知事表彰の受賞やその取組を報告することにより、従業員の健康を大切に考えている事業所の皆さんの取組を広く周知します。

#### (4) 福岡県の競争入札参加資格審査において加点の対象となります。

当該事業に登録し、がん検診推進の取組について県へ報告することにより、地域貢献活動を行っているとして評価されますので、入札参加資格審査の加点対象となります。

### お問い合わせ先

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課 がん対策係

TEL：092-643-3317 FAX：092-643-3331

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gankoujou.html>



# 従業員のがんの治療・介護と仕事の両立を支援したい

## 福岡県がんの治療・介護と仕事の両立支援事業

がんは、医療の進歩により、治療しながら働き続けることができる病気となりつつあります。がんになり患された方の治療と仕事の両立を支援します。

### 対象者

福岡県内にある全ての事業所です。

### 内容

#### (1) 「福岡県働く世代をがんから守るがん対策サポート事業所」への支援

がんの治療と仕事の両立に取り組む事業所に参加登録いただき、下記の支援を行います。

- がんの啓発に関する情報冊子・啓発グッズの無料配布やがんに関する情報提供
- 登録事業所名を福岡県ホームページで公表、事業所の取り組みを広く周知 等

#### (2) アドバイザーによる両立支援制度導入に向けた個別相談

事業所に出向き、業務の内容、従業員の勤務体系、就業規則等に応じ、具体的なアドバイスを行います。

#### (3) がんの治療と仕事の両立にかかる経費に対する助成

在宅勤務環境の整備やがん患者の新規雇用、がんの治療のため休職する従業員の代替職員の雇用に取り組む事業所に対し、がんの治療と仕事の両立にかかる経費を助成します。

##### 【対象】

下記のいずれも該当する事業所が対象です。

- ①従業員数50人未満の事業所
- ②県の「福岡県働く世代をがんから守るがん対策サポート事業所（がん検診、がんの治療と仕事の両立）」「介護応援宣言企業」の両方を登録している事業所又は登録予定の事業所

##### 【経費】

- ①テレワーク等の在宅勤務に係る環境整備
- ②がん患者の新規雇用及び職場定着の支援
- ③がん治療のために休職する従業員の代替職員の雇用
- ④①～③と合わせた就業規則の見直し

##### 【補助額】

1事業所あたり最大 ①20万円 ②30万円 ③30万円 ④5万円

### 活用方法

詳しくは、下記にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課 **がん対策係**

TEL：092-643-3317 FAX：092-643-3331

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shuurouhojyo.html>



# 従業員の飲酒運転を防止したい

## 飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣事業・飲酒運転撲滅宣言企業登録事業

事業所としての従業員への啓発など、飲酒運転撲滅に向けた取組を支援します。

### 対象者

福岡県内にあるすべての事業所です。

### 内容

#### 1 飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣事業

従業員に対して飲酒運転防止の研修会を実施する場合などに、飲酒運転事故の現状やアルコール問題に関する専門家を講師として派遣します。(講師への謝金、講師の交通費は福岡県が負担します)

また、講話を収録したDVDの貸し出しも行っています。

※開催に必要な機材(プロジェクターなど)は申し込まれる事業所で手配をお願いします。

※派遣条件：①飲酒運転撲滅活動の推進に資するものであること、②概ね30名以上の参加見込みであること、③営利目的、政治目的、宗教目的ではないこと、④実施時間が10:00～20:00の間であること

※派遣希望日の概ね1か月前までに申し込んでください。申請の詳細は県ホームページ(URL①)から御確認ください。

※DVDの貸し出しについては、生活安全課交通安全係まで問合せください。

#### 2 飲酒運転撲滅宣言企業登録事業

事業所として飲酒運転撲滅活動に取り組むことを宣言していただき、従業員への啓発など飲酒運転撲滅の取組を進めていただきます。

登録事業所へは、登録証や飲酒運転撲滅に関する啓発資材を発送するとともに、県ホームページ(URL②)で「飲酒運転撲滅宣言企業」として事業所名等を掲載します。

### 活用方法

#### 1 飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣事業

(1) 従業員の飲酒運転撲滅に係る取組が進めやすくなります。

飲酒運転事故の現状やアルコール問題に関する研修会を行うことで、従業員の飲酒運転防止に役立ちます。

#### 2 飲酒運転撲滅宣言企業登録事業

(1) 従業員の飲酒運転防止に係る取組が進めやすくなります。

登録後送付する啓発資料を従業員の飲酒運転防止の啓発に御活用いただけます。

(2) 事業所のイメージアップが期待できます。

登録事業所名等の県ホームページへの掲載や、特に優れた取組を行う事業所への知事表彰・優良取組事例紹介などにより、事業所のイメージアップ・PRになります。

(3) 福岡県の競争入札参加資格審査において加点の対象になります。

### お問い合わせ先

福岡県市町村・地域振興部生活安全課 交通安全係

TEL : 092-643-3167 FAX : 092-643-3169

URL① : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/insyuuntentbokumetsu-adviser.html>

URL② : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/insyuuntentbokumetusengen.html>



# 従業員に向けて、消費者教育をしたい

## 消費者教育に関する研修講師の派遣、研修教材の貸出

企業や商工関係団体等が行う従業員向けの研修等に消費生活センターの職員を派遣するとともに、研修教材の貸し出しを行うことで、企業等における消費者教育を支援します。

従業員が消費生活に関する知識を習得することで、消費者目線を活かした商品・サービスの開発・向上につなげることが期待できます。

### 対象者

企業、事業者、各種商工関係団体

### 内容

福岡県消費生活センターから研修講師を派遣します。

また、企業等が自社従業員に消費者教育を行う際に有用な消費者教育教材DVDを貸し出します。

\*本事業での講師派遣については、企業等の費用負担はありません。

### 活用方法

#### (1) 研修講師派遣

ふくおか県政出前講座申込書に、①希望日時、②開催場所、③参加予定数等、必要事項を記入のうえ、福岡県庁広報課広聴班に提出してください（FAX可）。

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/demaekouza.html>



#### (2) 研修教材（DVD）の貸し出し

消費者教育啓発資料借用申請書様式に、①研修テーマ、②使用場所、③使用期間、④借用DVDのタイトル等、必要事項を記入のうえ、福岡県消費生活センターに提出してください。

### お問い合わせ先

#### 福岡県消費生活センター相談啓発課

TEL：092-632-1600 FAX：092-632-0322

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shouhiseikatsu.html>



# 犯罪被害に遭った従業員への配慮について 相談したい

## 犯罪被害者総合相談事業

事業者として、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について理解を深める取組を支援するとともに、雇用する犯罪被害者等が受けた被害の回復若しくは軽減、又はその被害に係る法的手続に適切に関与できるよう支援します。

### 対象者

福岡県内にあるすべての事業者です。

### 内 容

#### ■ 犯罪被害者総合相談事業

- ①事業者に対して、犯罪被害者等<sup>(※)</sup>が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性の理解促進をはじめとした、職場における二次的被害を防ぐための支援を行います。
  - ②犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むため、犯罪被害者等の立場に配慮した適切、かつ、きめ細やかな支援を途切れなく提供します。
- ※犯罪被害者等…犯罪等により被害を受けた方及びその家族又は遺族

### 活用方法

詳しくは、下記にお問い合わせください。

#### ■ 福岡犯罪被害者総合サポートセンター

連絡先：(福 岡)092-409-1356  
(北九州)093-582-2796  
(筑 後)0942-39-4416  
(筑 豊)0948-28-5759

### お問い合わせ先

福岡県市町村・地域振興部生活安全課 性暴力・犯罪被害対策係

TEL：092-289-9395 FAX：092-289-9397

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/1/2/10/>



# セクシュアル・ハラスメント等の性暴力対策について 相談したい

## 性暴力対策アドバイザー派遣事業 性暴力被害者支援事業 性暴力加害者対策事業

セクシュアル・ハラスメント等の職場における性暴力対策について、従業員への研修実施の支援、被害者となった従業員の回復のための相談・支援、加害者となった従業員の再犯防止のための相談・支援を行います。

### 対象者

福岡県内にあるすべての事業者です。

### 内容

- 性暴力対策に係る啓発事業  
従業員向けの研修に活用できる動画「いま知っておくべき 性暴力のこと。」を公開しています。
- 性暴力対策アドバイザー派遣事業  
従業員に対して、セクシュアル・ハラスメント等の性暴力に関する研修会を実施する場合などに、性暴力対策に精通した専門家（性暴力被害者支援機関の支援員等）を講師として派遣します（講師への謝金、講師への交通費は福岡県が負担します）。
- 性暴力被害者支援事業  
性暴力被害直後の相談から各種支援までをワンストップで担う相談窓口（性暴力被害者支援センター・ふくおか）を設置し、面接支援、カウンセリング、法的支援、医療費の公費支出（※）等の支援を提供します。
- 性暴力加害者対策事業  
性暴力加害者の再犯防止及び社会復帰を支援するための相談窓口を設置し、再犯・加害行為防止のための専門プログラムの実施、社会復帰のための就労等の生活自立支援、問題行動を是正するための専門医療機関の紹介等を行います。  
※公費支出には一定の要件があります。

### 活用方法

- 性暴力対策アドバイザー派遣事業  
連絡先：092-289-9395
- 性暴力被害者支援事業  
性暴力被害者支援センター・ふくおか  
相談専用電話：092-409-8100
- 性暴力加害者対策事業  
性暴力加害者相談窓口  
連絡先：092-289-9398



### お問い合わせ先

福岡県市町村・地域振興部生活安全課 性暴力・犯罪被害対策係  
TEL：092-289-9395 FAX：092-289-9397  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/1/2/388/>



# 人権・同和問題に係る研修を実施したい

## 同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修 講師団講師あっせん事業

企業等において人権・同和問題に係る研修を実施する場合に、県の講師団講師の中から講師をあっせんします。

### 対象者

人権・同和問題に係る研修を実施する企業、個人事業主、企業団体等

### 内容

企業等で行われる人権・同和問題に係る啓発及び研修の推進を図ることを目的として、本事業を実施しています。

企業等が本事業を活用して研修を実施した場合、講師への謝金及び旅費は福岡県で負担します。（企業等の負担はありません。）

※この事業により実施した研修は、福岡県入札参加資格審査における地域貢献活動評価項目（人権・同和問題啓発研修）の対象となっています。

### 活用方法

講師あっせんの手順は、次のとおりです。

- (1) 研修日時、場所、研修のテーマ、講師の候補者を決めて、研修開催予定日の60日前までに県に事前相談票をメール又はFAXで送付してください。
- (2) 県で日程調整の上、決定した講師を企業等にお知らせします。
- (3) 研修実施日の40日前までに県にあっせん依頼書を提出の上、決定した講師と研修の打合せを行ってください。
- (4) 研修を実施します。
- (5) 研修終了後、研修結果報告書を10日以内に、アンケート集計票を30日以内に県に提出してください。

※講師あっせんに必要な資料は「同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修情報誌 すばる」に掲載されており、次のURLからダウンロードできます。

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryō/subaru.html>

### お問い合わせ先

福岡県福祉子ども政策部人権・同和対策局調整課 管理係

TEL：092-643-3324 FAX：092-643-3326 E-mail：[jinken-chosei@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:jinken-chosei@pref.fukuoka.lg.jp)  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryō/subaru.html>



# LGBTQの方が働きやすい職場づくりのために

## 性の多様性に関する理解促進事業

福岡県では、LGBTQの方が働きやすい職場環境づくりに向けた取組を行っています。

### 対象者

福岡県内の事業所

### 内 容

#### 1 性の多様性への理解促進セミナー

##### ■ 人権啓発指導者セミナー

当事者の立場から、職場などでの悩みや困りごと、また具体的な対応の仕方などについて講演を行います。これを機に、企業における性の多様性を尊重する職場づくりを進めていきましょう。

開催日時・場所：11月18日（水）クローバープラザ クローバーホール（春日市原町）  
14時～16時（受付は13時15分から）

講演者：NPO法人 ReBit 事務局長兼キャリア事業部シニアマネージャー 中島 潤 氏  
申込：（公財）福岡県人権啓発情報センターのHPから  
<https://www.fukuokaken-jinken.or.jp/>



\*先着200名程度

\*定員を超えた場合は申込みを締め切ります

#### 2 LGBTQ電話相談

LGBTQの当事者はもちろん、その周りの家族・友人、当事者が勤務する事業者等から性的指向や性自認に関する悩みや不安の相談に無料で応じます。お気軽にご相談ください。

##### ■ 弁護士による電話相談（LGBTQ電話相談）

相談日時：第2木曜日・第4土曜日 12：00～16：00  
電話番号：070-7655-1698

##### ■ 専門相談員による電話相談（ふくおかレインボーホットライン）

相談日時：毎月第1・第3火曜日 17：00～21：00  
電話番号：090-7493-3487

\*通話料は自己負担

\*相談時間は概ね30分



### 3 「ALLY (アライ) \*になろう！」性の多様性を認め合う事業者の登録

福岡県が実施する『性の多様性』に関わる取組にご賛同いただき、事業所内で取組を推進する事業者には、「性の多様性を認め合い、たくさんの笑顔で暮らしていける福岡県へ」を表したミニのぼり旗及びステッカーをお渡ししています。

また、事業者名は、県のホームページに掲載します。

\*ALLY (アライ) …性的少数者の方のことを理解し、自分にできることは何かを考えて行動する支援者のこと



お問い合わせ先

福岡県福祉こども政策部人権・同和対策局調整課

TEL : 092-643-3325 FAX : 092-643-3326 E-mail : jinken-chosei@pref.fukuoka.lg.jp

【人権啓発指導者セミナー】(公財)福岡県人権啓発情報センター 事業課  
センターHPから <https://www.fukuokaken-jinken.or.jp/>



各種経営相談・  
専門家派遣

金融

ベンチャー・  
創業

販路拡大

新事業展開

設備導入  
企業立地

技術

事業承継・  
安定化

雇用・人材

労働環境

地場産業・  
商店街

消防保安

商工会議所・  
商工会・中小企業  
団体中央会

資料

お問い合わせ先  
一覧

# 男性従業員の育児と仕事の両立を支援したい

## 福岡県よかパパ育休応援事業

男性従業員の育児休業取得を促進するため、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する事業者を支援します。

### 対象者

常時雇用する従業員の数が1人以上100人以下であって、「子育て応援宣言企業」に登録している県内企業

### 内容

#### (1) 助成額

10万円

#### (2) 受給の主な要件

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、計画目標に以下の2つを掲げること
  - ① 育児休業の対象となる男性従業員の育児休業取得率を100%にする
  - ② 育児休業の対象となる男性従業員に2週間以上の育児休業を取得させる
- ・以下の(a)～(d)のいずれかの措置を取っていること

(a)	・育児・介護休業法で定める雇用環境整備の措置を2つ以上実施 ・育児休業取得者の業務を代替する労働者の業務見直しに関する規定を策定
(b)	・育休復帰支援プランにより、育児休業取得者の職場復帰を支援する方針を社内へ周知
(c)	・育児休業取得者を原職に復帰させる旨を就業規則等に規定 ・育児休業取得者の業務を引き継ぐ代替者に対応する賃金制度を就業規則等に規定
(d)	・育児休業取得者を原職に復帰させる旨を就業規則等に規定

### 内容

申請方法や提出書類の詳細は、福岡県両立支援ポータルサイトをご覧ください。

#### <福岡県両立支援ポータルサイト>

トップページ ≫ お役立ち情報 ≫ 福岡県よかパパ育休助成金  
<https://f-ryoritsu.pref.fukuoka.lg.jp/useful/yokapapa>



### お問い合わせ先

よかパパ育休助成金事務局 TEL：092-627-7134

# 商店街を元気にしたい

## 地域商品券による地域経済活性化支援事業

魅力ある商店街づくりや地域の消費を喚起する取組などを積極的に支援します。

### 対象者

商店街、商工会議所、商工会等

### 内容

#### プレミアム付き地域商品券の発行支援

プレミアムの一部及び商品券の発行に係る事務経費を支援します。

##### ■ 補助対象事業

商品券発行事業、共通利用商品券発行事業、デジタル地域商品券発行事業

##### ■ 支援内容

次の①～④の合計金額を支援します。

##### ① プレミアムの一部助成

商品券販売額の100分の10（ただし、プレミアム率が20%未満の場合、商品券販売額の100分の3）

##### ② 発行に係る事務経費

発行冊数に応じて定めた標準額を上限（補助率10/10）

※ 共通利用商品券発行事業の場合、標準額に20万円を加算

※ デジタル地域商品券発行事業の場合、750万円が上限

##### ③ 事務経費の特例

・ 商品券の券面分けにより大型店制限を実施する場合、事務経費を嵩上げ

・ デジタル地域商品券の普及・啓発に関する取組を実施する場合、70万円を上限に助成（補助率10/10）

##### ④ デジタル地域商品券を活用した地域事業者のデジタル化促進支援

デジタル地域商品券を活用した独自の集客策や売上向上策などの取組を実施する場合、150万円を上限に助成（補助率10/10）

##### ■ 補助対象となる発行規模

商品券発行事業、共通利用商品券発行事業 販売金額 500万円以上

デジタル地域商品券発行事業 販売金額 1,000万円以上

### 活用方法

下記にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

福岡県商工部中小企業振興局中小企業経営支援課 地域経済係

TEL：092-643-3420

# 商店街を元気にしたい

## がんばる商店街若手人材育成支援事業

商店街の次代を担う若手経営者を育成するため、市町村・商工団体と連携し、若手経営者グループによる地域の商店街振興に向けた活動を支援します。

### 対象者

商店街（複数商店街も可）の若手経営者グループ

- ① 商店街次世代育成事業の参加者が商店街で活躍していること
- ② 複数のやる気のある若手経営者がいること
- ③ 市町村や商工団体が積極的に商店街の支援に取り組んでいること

### 内容

商店街（複数商店街も可）の若手経営者グループが「新たな賑わいの創出」や「商店街を中心とした地域づくり」などの課題をテーマとして実施する勉強会や活動などを支援します。

- ・ イベントの企画・運営に係る専門家派遣によるサポート
- ・ 勉強会実施に係る会場借上げ料に対する助成
- ・ デジタルを活用した広報経費に対する助成 など

※ 1グループあたりの助成額は50万円を上限とします。

### 活用方法

下記にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

福岡県中小企業団体中央会 商業流通課

TEL：092-622-8780 FAX：092-622-6884

# 商店街を元気にしたい

## がんばる商店街応援事業

商店街が抱える課題を解決するための取組を支援します。

### 対象者

商店街、商工会議所、商工会 等

### 内 容

下記に該当する取組を支援します。

- (1) 商店街の地域力向上  
後継者対策、空き店舗への出店者募集など
- (2) 商店街の安全確保対策  
老朽化した商店街共同施設の改修、防災機能の強化など
- (3) 商店街の賑わい創出  
集客のための取組、商店街の情報発信など

### 補助率等

- ・補助率 1 / 3 以内  
※市町村から補助を受けることが条件で、市町村からの補助額を超えない範囲での補助となります。
- ・補助限度額 500万円

### 活用方法

下記にお問い合わせください。

### お問い合わせ先

福岡県商工部中小企業振興局中小企業経営支援課 地域経済係

TEL：092-643-3420

各種経営相談・  
専門家派遣

金  
融

ベンチャー・  
創業

販路拡大

新事業展開

設備導入  
企業立地

技  
術

事業承継・  
安定化

雇用・人材

労働環境

地場産業・  
商店街

消防保安

商工会議所・  
商工会・中小企業  
団体中央会

資  
料

お問い合わせ先  
一覧

# 移動スーパーに取り組みたい

## 移動スーパー参入促進費

移動販売車で買い物が困難な地域を巡回し、地元スーパーの食品や日用品の販売を行う、「移動スーパー」に取り組む事業者を支援します。

### 対象者

中小企業者（地元スーパー、移動販売事業者）

### 内容

「移動スーパー」に取り組む事業者に対し、事業参入に必要な経費の一部を補助します。

#### ■ 補助対象事業

##### ①直営型

地元スーパーが自社で車両購入し、自社の商品を移動販売。

##### ②連携型

移動販売事業者が車両購入し、地元スーパーの商品を引き受け移動販売。

#### ■ 補助率等

・補助率 1 / 3 以内

・補助限度額 150万円

※市町村から補助を受けることが条件で、市町村からの補助額を超えない範囲での補助となります。

例えば、補助対象経費が300万円の場合、補助率から計算すると、県の補助額は100万円以内となりますが、市町村の補助額が50万円の場合、県の補助額は50万円以内となります。

#### ■ 補助対象経費

車両購入費・改造費、借料・損料、備品費、委託費、広報費、雑役務費 ほか

### 活用方法

下記にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

福岡県商工部中小企業振興局中小企業経営支援課 地域経済係  
TEL：092-643-3420

# 自転車による観光(サイクルツーリズム)に取り組みたい

## サイクルスタンド整備等補助金

本県を訪れたサイクリストの利便性を向上し、快適なサイクリング環境を整備する事業や、サイクルツーリズムを推進する事業を支援します。

- (1) サイクルステーション整備事業
- (2) サイクリストに優しい宿整備事業
- (3) サイクルゲートウェイ整備事業
- (4) サイクルツーリズムを通じた新たな旅行需要創出支援事業

### 対象者

- (1) 県内の市町村・観光協会・飲食店をはじめとした観光関連事業者  
(サイクルステーション整備事業)
- (2) 県内(政令市を除く)の宿泊事業者・民泊事業者  
(サイクリストに優しい宿整備事業)
- (3) 県内(政令市を除く)の市町村・観光協会・飲食店をはじめとした観光関連事業者  
(サイクルゲートウェイ整備事業)
- (4) 県内(政令市を除く)の市町村、観光協会・飲食店をはじめとした観光関連事業者  
(主たる事業実施場所が政令市にあるものを除く)  
(サイクルツーリズムを通じた新たな旅行需要創出支援事業)

### 内容

#### (1) サイクルステーション整備事業

観光関連事業者が以下の対象設備を設置するために必要な経費を支援します。

- ・サイクルスタンド
- ・フロアポンプ(空気入れ)
- ・自転車専用工具

#### (2) サイクリストに優しい宿整備事業

宿泊事業者等が、宿泊者が持ち込んだ自転車を施錠ができる場所や客室に保管できるようにするための整備等に必要な経費を支援します。

#### (3) サイクルゲートウェイ整備事業

観光関連事業者等が、更衣室等の着替えスペースやコインロッカー等の荷物預かりサービスを提供するための設備を設置するために必要な経費を支援します。

#### (4) サイクルツーリズムを通じた新たな旅行需要創出支援事業

観光関連事業者が、以下の事業を実施するために必要な経費を支援します。

- 1 バス(観光バスを含む)、タクシー、鉄道、船舶等の公共交通機関において、自転車を車内外又は船内外に積載して移動可能とする事業の新規実施又は事業拡大
- 2 レンタサイクル・シェアサイクル事業の新規実施又は事業拡充
- 3 レンタサイクル・シェアサイクルを活用した新たなサービスの提供(貸出場所以外での返却や、返却された自転車の再配置を行うサービスの提供等)
- 4 その他知事が必要と認めるもの

### お問い合わせ先

福岡県商工部観光局観光振興課 観光地域づくり係

TEL: 092-643-3446

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/cycle-hojo.html>  
(サイクルスタンド整備等補助金)



# 宿泊施設のコスト削減、 売上向上等の経営課題を解決したい

## 宿泊事業者生産性向上支援事業

個々の経営課題に応じて、福岡県中小企業“稼ぐ力”応援センターのアドバイザー等が、宿泊事業者が行う生産性の向上や、ユニバーサルツーリズム推進の取組を支援します。

### 対象者

宿泊事業者、民泊事業者

### 内容

- ・P9の「福岡県中小企業“稼ぐ力”応援センター」を活用して、経営課題を持つ宿泊事業者に対して、企業診断から業務プロセスの改善や設備導入まで一貫した伴走支援を実施し、宿泊事業者の生産性の向上や、ユニバーサルツーリズム推進の取組を支援します。
- ・また、アドバイザー等による支援を受け、生産性の向上や、ユニバーサルツーリズム推進の取組を行う宿泊事業者向けに、補助金による支援を行います。

### 活用方法

- ・詳細は、県HPでご確認ください。  
トップページ>組織から探す>商工部>観光局観光政策課
- ・補助金による支援は、政令市内に所在する宿泊施設は対象外となります。

### お問い合わせ先

#### 福岡県中小企業“稼ぐ力”応援センター

TEL：092-292-8890 FAX：092-292-8688

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル5階

<https://www.f-seisanseikojo.jp/>

#### 福岡県商工部観光局観光政策課 観光産業係

TEL：092-643-3456 FAX：092-643-3431

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/4/43/196/>



# 観光施設のユニバーサルデザイン化に取り組みたい

## ユニバーサルツーリズム推進事業

県内観光施設のユニバーサルツーリズムの取組を支援するため、観光施設の段差解消や案内設備の充実などユニバーサルデザイン化のための設備整備を支援します。

### 対象者

県内観光施設（博物館、観光農園、土産物店など）において、下記補助対象事業を実施する者  
ただし、次の施設は補助対象外です。

- (1) 国及び地方公共団体が管理又は運営する施設
- (2) 北九州市又は福岡市に所在する施設
- (3) 県内に所在する宿泊施設

### 内容

ユニバーサルツーリズムの取組として、観光施設におけるユニバーサルデザイン化の整備に資する施設改修や機器導入に対し補助金による支援を行います。

#### (1) 補助対象事業

- ①ユニバーサルデザイン化のための施設改修
- ②ユニバーサルデザイン化に資する機器導入

#### (2) 補助率

1/2

(参考) 補助対象例

- ①ユニバーサルデザイン化のための施設改修  
手すりやスロープの設置、出入口や廊下幅の拡幅、開き戸から引き戸への改修、段差解消、多機能・多目的トイレの設置 等
- ②ユニバーサルデザイン化に資する機器導入  
車いす、可動式スロープ、おむつ交換台、筆談式タブレット 等

### 活用方法

- ・詳細は県HPでご確認ください。  
トップページ>組織から探す>商工部>観光局観光政策課

### お問い合わせ先

福岡県商工部観光局観光政策課 観光産業係  
TEL : 092-643-3456 FAX : 092-643-3431  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/4/43/196/>



# 観光施設等に「福岡の伝統工芸品」を取り入れたい

## 伝統工芸魅力発信事業

観光施設等への内装・建築工事における「福岡の伝統工芸品」を組み込んだ部材の使用や「福岡の伝統工芸品」の導入を支援し、伝統工芸品産地への誘客を推進します。

### 対象者

観光施設、商業施設、公共施設等において、下記事業を実施する者

### 内容

#### (1) 補助対象事業

- ①内装工事（デザイン、設計を含む）
  - ②伝統工芸品の購入
  - ③伝統工芸品産地への誘客推進に係る情報発信
- ※③は必須項目とする（例：①+③、②+③、①+②+③）

#### (2) 補助率

1 / 2

（参考）福岡の伝統工芸品

- 経済産業大臣指定伝統的工芸品  
博多織、博多人形、久留米絣、小石原焼、上野焼、八女福島仏壇、八女提灯
- 福岡県知事指定特産民工芸品  
小倉織、博多曲物、籃胎漆器、八女すだれ、大川組子、高取焼など

### 活用方法

- 詳細は、県HPでご確認ください。
- トップページ > 組織から探す > 商工部 > 観光局観光政策課

### お問い合わせ先

福岡県商工部観光局観光政策課 物産振興係

TEL：092-643-3454

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/4/43/198/>



# 砂利を採取したい

## 砂利採取に関する県知事等への登録、認可等の手続き

砂利採取業をはじめするには、知事の登録を受けることが必要です。また、砂利を採取しようとするときには、採取計画の認可申請を行い、知事又は指定都市の長の認可が必要です。

### 対象者

砂利を採取しようと考えている方

### 内容

#### ■ 登録

砂利採取業を行おうとする者は、砂利採取法の規定に基づき、砂利採取業者の登録を受けなければなりません。この制度は、災害の防止を図るために砂利採取業を行おうとする者の資質面を審査するものです。

登録申請は、事業を行おうとする区域を管轄する都道府県で行ってください。また、登録の際には「砂利採取業務主任者」の資格を持った者を事務所ごとに配置しなければなりません。

#### ■ 認可

実際の砂利の採取を行うには、この登録を受けた後、「砂利採取計画の認可」を受ける必要があります。

事業を行おうとする区域が北九州市、福岡市である場合は、北九州市、福岡市の認可、それ以外は福岡県の認可が必要です。

#### ■ 砂利採取業務主任者試験

各都道府県が実施する砂利採取業務主任者試験に合格すると「砂利採取業務主任者」の資格が取得できます。試験は、毎年11月上旬に実施しています。

### お問い合わせ先

#### 登録、試験について

・福岡県県土整備部河川管理課 管理係 TEL：092-643-3666

#### 認可（海砂利）について

・福岡県県土整備部港湾課 管理係 TEL：092-643-3674

・北九州市港湾空港局港営部港営課（港湾区域のみ） TEL：093-321-5932

・福岡市港湾空港局港湾振興部港湾管理課（港湾区域のみ） TEL：092-282-7118

#### 認可（海砂利以外）について

・福岡県県土整備部河川管理課 管理係 TEL：092-643-3666

・北九州市建設局河川部水環境課 TEL：093-582-2491

・福岡市道路下水道局建設部河川課 TEL：092-711-4497

#### 認可（漁港区域）について

・福岡県農林水産部水産局水産振興課 施設管理係 TEL：092-643-3565

・北九州市産業経済局農林水産部水産課 TEL：093-582-2086

・福岡市農林水産局水産部漁港課 TEL：092-711-4372

# 岩石を採取したい

## 採石に関する県知事等への登録、認可等の手続き

採石業をはじめするには、知事の登録を受ける必要があります。また、岩石を採取しようとするときは、採取計画の認可申請を行い、知事又は指定都市の長の認可が必要です。

### 対象者

岩石を採取しようと考えている方

### 内容

#### ■ 登録

採石業を行おうとする者は、採石法の規定に基づき、採石業者の登録を受けなければなりません。この制度は、災害の防止を図るために採石業を行おうとする者の資質面を審査するものです。登録申請は、事業を行おうとする区域を管轄する都道府県で行ってください。また、登録の際には「採石業務管理者」の資格を持った者を事務所ごとに配置しなければなりません。

#### ■ 認可

実際の岩石の採取を行うには、この登録を受けた後、「岩石採取計画の認可」を受ける必要があります。事業を行おうとする区域が北九州市、福岡市である場合は、北九州市、福岡市の認可、それ以外は福岡県の認可が必要です。

#### ■ 採石業務管理者試験

各都道府県が実施する採石業務管理者試験に合格すると「採石業務管理者」の資格が取得できます。試験は、毎年10月上旬に実施しています。

### お問い合わせ先

- 福岡県県土整備部砂防課  
TEL：092-643-3678
- 北九州市産業経済局農林水産部農林課  
TEL：093-582-2078
- 福岡市農林水産局総務農林部森づくり推進課  
TEL：092-711-4846

# 高圧ガスを取り扱いたい

## 高圧ガスに関する県知事等への許可、届出等の手続きや基準遵守義務

高圧ガスの製造、貯蔵、販売、消費等の高圧ガスを取り扱うことは、高圧ガス保安法により規制されています。高圧ガスの取り扱いには、知事又は指定都市の長の許可等が必要です。

### 対象者・内容

#### (1) 高圧ガスの製造をする者

- ①高圧ガスの「製造」とは、圧縮、液化、その他の方法により高圧ガスの状態にすることをいいます。
- ②規制、手続き
  - 製造する高圧ガスの種類と量により規制が異なります。
  - 高圧ガスの製造をしようとするものは事業所ごとに知事又は指定都市の長の許可を受ける、又は事業開始（又は製造開始）の日の20日前までに知事又は指定都市の長に届け出なければなりません。

#### (2) 高圧ガスを貯蔵するとき

- ①高圧ガスの「貯蔵」とは、通常「容器」または「貯槽」により貯蔵することをいいます。
- ②規制、手続き
  - 貯蔵する高圧ガスの種類と量により異なります。
  - 高圧ガスの貯蔵をしようとするものは貯蔵所ごとに知事又は指定都市の長の許可を受ける、又はあらかじめ届け出なければなりません。

#### (3) 高圧ガスの販売の事業を営もうとする者

販売所ごとに、事業開始の日の20日前までに知事又は指定都市の長に届け出なければなりません。

#### (4) 高圧ガスの消費

- ①「消費」とは、高圧ガスを減圧、燃焼、反応、溶解等により「一定の目的のために使用する」ことをいいます。
- ②規制、手続き
  - 高圧ガスの種類と量により異なります。
  - 特定高圧ガス（特に保安の確保を要するものとして定められたガス）は、事業所ごとに、消費開始の日の20日前までに、知事又は指定都市の長に届け出なければなりません。

#### (5) その他

- ①高圧ガスの輸入、移動、廃棄等や容器の製造及び容器の取り扱い等についての規制があります。
- ②高圧ガスを取り扱う場合、製造保安責任者免状、販売主任者免状等の資格を有する者を選任しなければならない施設、事業等があります。
- ③前述（1）から（4）や上記①②の手続き等においては、定められた書類が必要です。
- ④高圧ガスの取り扱い（コンビナート事業所等を除く）が北九州市、福岡市内である場合は、それぞれの市長の、それ以外は県知事の許可が必要です。

### お問い合わせ先

福岡県総務部防災危機管理局消防保安課 産業保安係	TEL：092-643-3439
福岡中小企業振興事務所	TEL：092-622-1040
久留米中小企業振興事務所	TEL：0942-33-7228
北九州中小企業振興事務所	TEL：093-512-1540
飯塚中小企業振興事務所	TEL：0948-22-3561
北九州市消防局予防部規制課	TEL：093-582-3851
福岡市消防局予防部指導課	TEL：092-725-6615

# 電気工事業を営みたい

## 電気工事業に関する県知事への登録、届出等の手続きや基準遵守義務

電気工事業は電気工事業の業務の適正化に関する法律により規制され、電気工事業を営もうとする者は登録、届け出等を行わなければなりません。

### 対象者

「電気工事業」とは電気工事を行う事業をいい、「電気工事」とは一般用電気工作物等、自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいいます。

「電気工事業」を営もうとする者は、次の手続きが必要です。

### 内容

#### (1) 建設業者（建設業法第2条第3項に規定する者）以外の者

①一般用電気工作物等、自家用電気工作物の電気工事業

■福岡県の区域内のみに営業所を設置してその事業を営もうとするときは、福岡県知事の登録を受けなければなりません。

■登録を受けた者を、「登録電気工事業者」といいます。

■登録電気工事業者の登録の有効期間は、5年です。

②自家用電気工作物のみの電気工事業

■福岡県の区域内のみに営業所を設置してその事業を営もうとするときは、事業を開始しようとする日の10日前までに福岡県知事へその旨を通知しなければなりません。

■通知をした者を、「通知電気工事業者」といいます。

#### (2) 建設業者（建設業法第2条第3項に規定する者）

①一般用電気工作物等、自家用電気工作物の電気工事業

■福岡県の区域内のみに営業所を設置してその事業を開始したときは、福岡県知事に届け出なければなりません。

■届け出た者を、「みなし登録電気工事業者」といいます。

②自家用電気工作物のみの電気工事業

■福岡県の区域内のみに営業所を設置してその事業を開始したときは、福岡県知事に通知しなければなりません。

■通知した者を、「みなし通知電気工事業者」といいます。

### 電気工事業者としての要件

#### (1) 業務を行う営業所ごとに、

①第一種電気工事士、第二種電気工事士（定められた実務経験が必要）の資格を有する者を主任電気工事士として置かなければなりません。

②検査器具、帳簿の備付け等

#### (2) 標識の掲示、電気用品の使用制限、その他等

### お問い合わせ先

福岡県総務部防災危機管理局消防保安課 産業保安係  
TEL：092-643-3439

# 火薬類を取り扱いたい

## 火薬類に関する県知事等への許可、届出等の手続きや基準遵守義務

火薬類の製造、貯蔵、販売、消費等の火薬類を取り扱うことは、火薬類取締法により規制されています。火薬類の取り扱いには、知事又は指定都市の長の許可が必要です。

### 対象者・内容

#### (1) 火薬類の製造をする者

- ①火薬類の「製造」とは、物理的、化学的な物質の変化を通じて火薬類をつくり出すことですが、火薬類でない物質から火薬類をつくり出すことはもちろん、すでに火薬類である物質から他の火薬類をつくり出すこともいいます。
- ②規制、手続き
  - 火薬類の製造は経済産業大臣の許可を受けなければなりません。
  - ただし、特定の火工品（たとえば、煙火等）を製造する場合は、知事又は指定都市の長の許可を受けなければなりません。

#### (2) 火薬類を貯蔵する者

火薬類の貯蔵は、許可を受けた火薬庫等で貯蔵しなければなりません。

#### (3) 火薬類の販売の業を営もうとする者

火薬類の販売は、許可を受けなければなりません。

#### (4) 火薬類の所有権を移転する場合

火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、許可を受けなければなりません。

#### (5) 火薬類の消費をする場合

- ①火薬類の消費とは、火薬類を廃棄以外の目的で爆発または燃焼させることです。
- ②規制、手続き  
火薬類の消費は、許可を受けなければなりません。

#### (6) その他

- ①火薬類の輸入、廃棄等を行うときも許可を受けなければなりません。
- ②火薬類を運搬する場合は、公安委員会に届け出なければなりません。
- ③火薬類を取り扱う場合は、保安責任者免状等の資格を有する者を選任しなければなりません。
- ④火薬類の取り扱いが北九州市、福岡市内である場合は、それぞれの市長の、それ以外は県知事の許可が必要です。

### お問い合わせ先

福岡県総務部防災危機管理局消防保安課 産業保安係	TEL：092-643-3439
福岡中小企業振興事務所	TEL：092-622-1040
久留米中小企業振興事務所	TEL：0942-33-7228
北九州中小企業振興事務所	TEL：093-512-1540
飯塚中小企業振興事務所	TEL：0948-22-3561
北九州市消防局予防部規制課	TEL：093-582-3851
福岡市消防局予防部指導課	TEL：092-725-6615

# 計量関係事業や計量器を使用して取引・証明を行いたい

## 届出・登録義務、検定・検査義務

計量に関する事業をはじめするには、県に届出、登録が必要です。また、計量器を使用して取引・証明を行う際には、一定期間毎に特定計量器\*の検定や検査の義務が課せられます。

### 対象者・内容

#### (1) 届出が必要な事業

- ・ 特定計量器の製造の事業を行おうとする者は、あらかじめ県を經由して国（経済産業大臣）に届出。
- ・ 特定計量器の修理の事業を行おうとする者は、あらかじめ県に届出
- ・ 特定計量器のうち非自動はかりの販売の事業を行おうとする者は、あらかじめ県に届出（遵守義務）。

#### (2) 登録が必要な事業（計量証明事業）

- ・ 一般計量証明事業  
運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行う、その貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明の事業を行おうとする者は、あらかじめ県に登録。
- ・ 環境計量証明事業  
濃度、音圧レベルその他の物象の状態の量のうち政令で定めるものの計量証明の事業を行おうとする者は、あらかじめ県に登録。  
また、登録後、事業の実施方法を記載した事業規程を作成し、遅滞なく県に届出が必要です。

#### (3) 特定計量器の検定・検査義務

##### 特定計量器を使用して取引や証明を行う者

商店、事業所、病院、薬局、及び郵便局などで使用されるはかりや、タクシー、ガソリンスタンド、電気・ガス・水道事業者等の計量器で計量した値で取引や証明を行う場合、使用される計量器は原則として検定に合格したことを示す検定証印等が付された特定計量器でなければなりません。

取引や証明に使用される特定計量器のうち非自動はかり等は、県又は特定市（県等が指定する指定定期検査機関を含む）が実施する定期検査を受検する義務が課せられています。

非自動はかりの使用場所が特定市（北九州市・福岡市・久留米市）の方のお問い合わせは各特定市へ。

なお、検定の有効期限のある特定計量器で有効期限を過ぎたものは、県等が実施する更新検定を受検する必要があります。

※特定計量器：計量法では、取引若しくは証明に使用され、一般消費者の生活の用に供される計量器のうち適正な計量の実施を確保するため、その構造又は器差に係る基準を定めた18種を「特定計量器」として定めています。

### お問い合わせ先

#### 福岡県計量検定所

TEL：092-939-1543 FAX：092-939-1542

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tetsuduki-main.html>



# お近くの商工会議所・商工会をご利用下さい

商工会議所・商工会は伴走型の支援を行います。

商工会議所・商工会は、法律で定められた公的な経営支援機関で、福岡県内には71ヶ所(商工会議所19ヶ所、商工会52ヶ所)に設置されています。

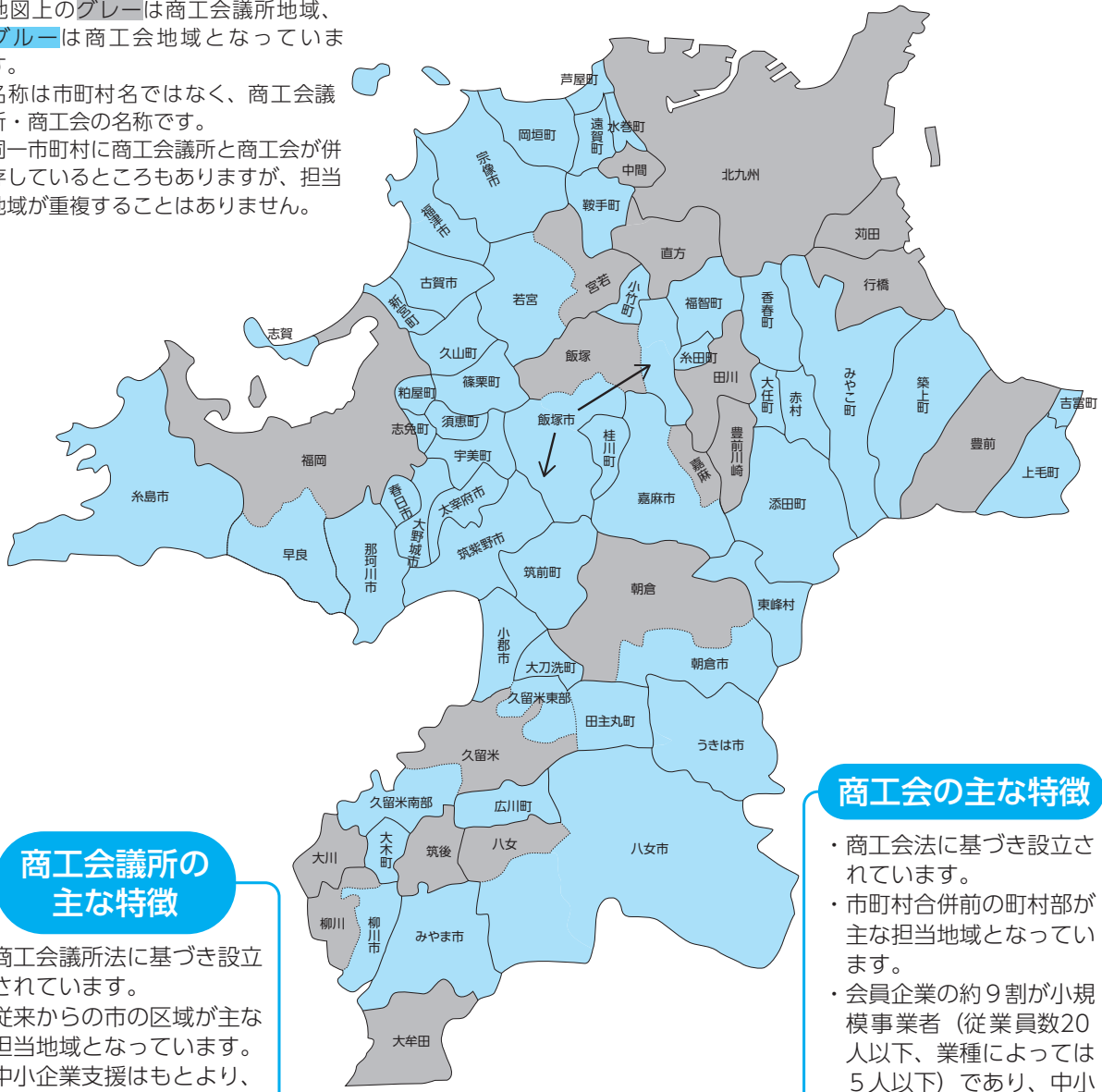
中小企業・小規模事業者の方を中心として、巡回相談・窓口相談などにより、さまざまな分野の経営相談と、地域経済活性化のための事業を行っています。

商工会議所・商工会はそれぞれ担当地域が分かれていますので、ご相談の際は事業所所在地の商工会議所・商工会へお問い合わせ下さい。

また、全ての商工会議所・商工会で共通的に実施する事業とそれぞれの地域に応じて独自に実施する事業があります。

## 商工会議所・商工会の所在地図

- ※地図上のグレーは商工会議所地域、ブルーは商工会地域となっています。
- ※名称は市町村名ではなく、商工会議所・商工会の名称です。
- ※同一市町村に商工会議所と商工会が併存しているところもありますが、担当地域が重複することはありません。



### 商工会議所の主な特徴

- ・商工会議所法に基づき設立されています。
- ・従来からの市の区域が主な担当地域となっています。
- ・中小企業支援はもとより、国際的な活動を含めた幅広い事業を実施しています。
- ・福岡商工会議所内に福岡県商工会議所連合会の事務局を置いています。

### 商工会の主な特徴

- ・商工会法に基づき設立されています。
- ・市町村合併前の町村部が主な担当地域となっています。
- ・会員企業の約9割が小規模事業者(従業員数20人以下、業種によっては5人以下)であり、中小企業支援のうち、特に小規模事業施策に重点を置いています。
- ・本部組織として福岡県商工会連合会があります。

# 商工会議所・商工会共通の事業

## 経営改善普及事業

中小企業・小規模事業者（法人・個人）、創業予定者のさまざまな経営面に関する問題の改善及び向上を図るため、各地区の商工会議所・商工会の経営指導員が経営に必要な税務・金融などあらゆる分野にわたり、きめ細かい相談に対応すると同時に、巡回・窓口による相談及び指導、講習会開催など各種事業を実施しています。

### 対象者

・福岡県内の中小企業・小規模事業者（法人・個人）、創業予定者

### 内容

#### (1) 経営に関する巡回・窓口相談

各地区の商工会議所・商工会にて相談窓口を設置するとともに、多忙な小規模事業者のために巡回訪問し、さまざまな経営面に関する相談対応を行っています。

#### (2) 各種講習会・講演会の開催

必要な経営知識や技術などに関する情報提供を行うため、講習会や講演会を開催しています。

#### (3) 小規模事業者経営改善資金（通称「マル経資金」）他、制度融資に関する相談、指導

商工会議所・商工会の経営指導を6カ月以上受けている小規模事業者を対象に、商工会議所・商工会の推薦により、日本政策金融公庫の無担保・無保証人融資（マル経資金）をご利用頂けます。この他、県・市町村などの各種制度融資に関する相談対応、受付等を行っています。

#### (4) 創業、経営革新、事業継続力強化、事業承継に関する相談、支援

創業予定者や経営革新、事業継続力強化、事業承継など課題を有する事業者に対し、相談窓口の開設や、セミナーなどを行っています。

#### (5) 各種補助金申請支援

小規模事業者持続化補助金、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、事業承継・M&A補助金など国や県、各市町村の補助金活用についての相談をお受けしたり、申請手続や計画書作成のためのアドバイスなど、補助金申請に関する支援を行っています。

#### (6) 税務、経理に関する相談、支援

帳簿のつけ方、決算申告の仕方などの相談対応や記帳指導を行っています。

#### (7) 労務、社会保険に関する相談、支援

従業員の福利厚生のために社会保険、労働保険、退職金などの相談対応や労働保険など一部の労働事務代行を行います。

#### (8) IT・ICT（ホームページ、ソーシャルメディア、各種クラウドサービス等）の活用に関する相談・デジタル化支援

IT・ICTを活用した生産性アップ、経営力アップのための各種セミナーの開催や個別指導を行っています。

#### (9) 経営・技術強化のための専門家派遣

経営や技術に関するさまざまな課題や問題について、中小企業診断士等の各分野の専門家を事業所に原則無料で派遣し、専門家の立場で具体的かつ実践的な指導やアドバイスを行います。

#### (10) 消費税等制度改正に関する相談、セミナー

消費税インボイス制度や改正電子帳簿保存法への対応や留意点など、個別相談やセミナーによる各種制度改正への対策に関する支援を行っています。

## (11) 倒産の未然防止及び再建の円滑化に関する相談、支援

倒産の危機に直面した事業者の相談窓口を開設しています。事業者の再建や債務整理、場合によっては、廃業に関する相談をお受けしています。

## (12) プレミアム付き地域商品券の発行

地域の消費を喚起するため、プレミアム付き地域商品券を発行しています。

プレミアムの内容、発行期間、商品券の取り扱い方法などは、商工会議所・商工会により異なる部分がありますので、詳細については、各商工会議所・商工会へお問い合わせ下さい。

## (13) 商談会・物産展等による販路開拓・販路拡大に関する支援

地域事業者の新たな販路の開拓、取引拡大を目指し、商談会・展示会・物産展等を開催するとともに、商品改良や営業力向上などの個別支援を行っています。

## (14) 地域のつながり、活力再生のための取り組み促進

まちづくりや地域おこしイベントの開催、商店街活性化、地域資源を活用した特産品開発など地域活性化のための事業に取り組んでいます。

## (15) 小規模企業共済、経営セーフティ共済に関する相談、支援

### ①小規模企業共済

小規模企業の個人事業主、個人事業主に属する共同経営者（2名まで）、会社の役員の方を対象に、事業を廃止したり、譲渡等した場合、生活の安定を図るための資金を予め準備しておく制度です。掛金は全額を課税対象所得から控除することができます。

### ②経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）

取引事業者が倒産し、売掛債権等が回収困難となった場合に共済金の貸付を受けられます。

法人・個人事業主でも加入でき、連鎖倒産から自社を守る制度です。

上記制度は独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務委託団体として行っています。

## (16) 青年部、女性部、壮青年部による活動支援

企業の後継者、女性経営者等を対象に、勉強会などにより人材育成を図るとともに、ネットワークづくりのための場を提供しています。

また、青年部や女性部、壮青年部による地域貢献活動の支援も行っています。

## 活用方法

事業を営んでいる地区の商工会議所・商工会へご相談下さい。

地域により、法律相談窓口や知的財産権の相談窓口、事業承継（事業の売却、買収等）の相談窓口が開設されています。

また、共通の事業であっても、地域により詳細が異なる場合もありますので、まず担当地域の商工会議所・商工会へお気軽にご相談下さい。

### お問い合わせ先

**最寄りの商工会議所・商工会**（「担当地域別商工会議所・商工会一覧」参照）

**福岡県商工会議所連合会**（「担当地域別商工会議所・商工会一覧」参照）

**福岡県商工会連合会**（「担当地域別商工会議所・商工会一覧」参照）

# 担当地域別商工会議所・商工会一覽

## 商工会議所・商工会

担当地域	商工会等名	TEL (窓口代表)	担当地域	商工会等名	TEL (窓口代表)
福岡市 (下記地区以外)	福岡商工会議所	092-441-1110	朝倉市 (旧甘木市)	朝倉商工会議所	0946-22-3835
// (志賀島・西戸崎)	志賀商工会	092-603-0112	// (旧朝倉町・旧杷木町)	朝倉市商工会	0946-52-0021
// (旧早良町)	早良商工会	092-804-2219	朝倉郡筑前町	筑前町商工会	0946-22-3724
古賀市	古賀市商工会	092-942-4061	朝倉郡東峰村	東峰村商工会	0946-74-2121
糟屋郡宇美町	宇美町商工会	092-932-0443	小郡市	小郡市商工会	0942-72-4121
糟屋郡篠栗町	篠栗町商工会	092-947-4141	三井郡大刀洗町	大刀洗町商工会	0942-77-2182
糟屋郡志免町	志免町商工会	092-935-1337	大川市	大川商工会議所	0944-86-2171
糟屋郡須恵町	須恵町商工会	092-932-6700	三潯郡大木町	大木町商工会	0944-32-1336
糟屋郡新宮町	新宮町商工会	092-963-4567	筑後市	筑後商工会議所	0942-52-3121
糟屋郡久山町	久山町商工会	092-976-1024	八女市 (下記地区以外)	八女商工会議所	0943-22-5161
糟屋郡粕屋町	粕屋町商工会	092-938-2456	// (旧黒木町・旧上陽町・旧立花町・旧星野村・旧矢部村)	八女市商工会	0943-42-0153
宗像市	宗像市商工会	0940-36-2268	八女郡広川町	広川町商工会	0943-32-0344
福津市	福津市商工会	0940-42-0315	うきは市	うきは市商工会	0943-77-2239
筑紫野市	筑紫野市商工会	092-922-2361	柳川市 (下記地区以外)	柳川商工会議所	0944-73-7000
春日市	春日市商工会	092-581-1407	// (旧三橋町・旧大和町)	柳川市商工会	0944-73-5400
大野城市	大野城市商工会	092-581-3412	みやま市	みやま市商工会	0944-63-8000
太宰府市	太宰府市商工会	092-922-4345	大牟田市	大牟田商工会議所	0944-55-1111
那珂川市	那珂川市商工会	092-952-2949	直方市	直方商工会議所	0949-22-5500
糸島市	糸島市商工会	092-322-3535	宮若市 (旧宮田町)	宮若商工会議所	0949-32-1200
北九州市	北九州商工会議所	093-541-0181	// (旧若宮町)	若宮商工会	0949-52-0640
中間市	中間商工会議所	093-245-1081	鞍手郡小竹町	小竹町商工会	0949-62-0315
遠賀郡芦屋町	芦屋町商工会	093-222-2111	鞍手郡鞍手町	鞍手町商工会	0949-42-0357
遠賀郡水巻町	水巻町商工会	093-201-7551	飯塚市 (下記地区以外)	飯塚商工会議所	0948-22-1007
遠賀郡岡垣町	岡垣町商工会	093-282-0294	// (旧穂波町・旧筑穂町・旧穎田町・旧庄内町)	飯塚市商工会	0948-22-5382
遠賀郡遠賀町	遠賀町商工会	093-293-0165	嘉麻市 (旧山田市)	嘉麻商工会議所	0948-52-0855
行橋市	行橋商工会議所	0930-25-2121	// (旧稻築町・旧嘉穂町・旧碓井町)	嘉麻市商工会	0948-42-1400
京都郡苅田町	苅田商工会議所	093-436-1631	嘉穂郡桂川町	桂川町商工会	0948-65-0020
京都郡みやこ町	みやこ町商工会	0930-33-2086	田川市	田川商工会議所	0947-44-3150
豊前市	豊前商工会議所	0979-83-2333	田川郡川崎町	豊前川崎商工会議所	0947-73-2238
築上郡吉富町	吉富町商工会	0979-22-0228	田川郡香春町	香春町商工会	0947-32-2070
築上郡上毛町	上毛町商工会	0979-72-3195	田川郡添田町	添田町商工会	0947-82-0244
築上郡築上町	築上町商工会	0930-56-0353	田川郡糸田町	糸田町商工会	0947-26-0041
久留米市 (下記地区以外)	久留米商工会議所	0942-33-0211	田川郡大任町	大任町商工会	0947-63-2241
// (善導寺・大橋・旧北野町)	久留米東部商工会	0942-47-1231	田川郡赤村	赤村商工会	0947-62-3333
// (大善寺・安武・荒木・旧三潯町・旧城島町)	久留米南部商工会	0942-64-3649	田川郡福智町	福智町商工会	0947-28-5055
// (旧田主丸町)	田主丸町商工会	0943-72-2816			

## 本部組織

担当地域	商工会等名	TEL (窓口代表)	担当地域	商工会等名	TEL (窓口代表)
商工会議所地域	福岡県商工会議所連合会 (福岡商工会議所内)	092-441-1112	商工会地域	福岡県商工会連合会	092-622-7708

各種経営相談  
専門家派遣

金融

創業  
ベネッセ

販路拡大

新事業展開

設備導入  
企業立地

技術

事業承継  
安定化

雇用人材

労働環境

地場産業  
商店街

消防保安

商工会議所  
団体中央会  
中小企業

資料

お問い合わせ先  
一覧

# 商工会議所の施策

## 販売先を拡げたい(販路拡大)




### 福岡・久留米商工会議所が実施する各種商談会

国内・海外のバイヤーに直接商品を売り込むチャンス!

#### 対象者

九州・山口の食品、生活関連企業（生産者、メーカーなど）

#### 内容

- Food EXPO Kyushu 2026（Food EXPO Kyushu 実行委員会主催）  
九州・山口の食品を国内外のバイヤーにPRする「展示会」と「予約制個別商談会」を10月6、7日に開催します。【食品】
- 商談マッチングシステム「Food Biz Kyushu」を活用した販路開拓支援事業（福岡商工会議所主催）  
オンラインを活用した通年商談が出来るプラットフォームを提供するものです。【食品】
- 国内・海外向け商談会事業（福岡商工会議所主催）  
国内外バイヤーとの個別商談の機会を提供します。【食品】
- ちくごバイヤー求評会（久留米商工会議所主催）  
新商品を求める大手流通業者（百貨店、専門店等）に、参加企業が自慢の商品を個別に売り込むスタイルです。日頃アポイントをとるのも難しい大手企業のバイヤーに直接提案できる大きなチャンスです。【食品・雑貨など】

#### 活用方法

- ・各地商工会議所ホームページ等を通じて申し込みください。

#### お問い合わせ先

福岡商工会議所 産業・貿易振興部 産業振興グループ TEL：092-441-1119  
久留米商工会議所 経営支援課 TEL：0942-33-0213

各種経営相談・  
専門家派遣

金融

ベンチャー  
創業・  
バイヤー

販路拡大

新事業展開

設備導入  
企業立地

技術

事業承継・  
安定化

雇用・人材

労働環境

地場産業・  
商店街

消防保安

商工会議所  
団体中央会  
中小企業

資料

お問い合わせ先  
一覧

# 賠償責任の補償に入りたい

## ビジネス総合保険制度

事業活動における賠償リスク、事業休業リスク、財物損壊リスクを総合的に補償する保険

### 対象者

県内の中小企業など

### 内容

事業者が受ける、賠償責任（PL、リコール、情報漏えい、施設・事業遂行等）のリスク、事業休業・財産・工事に関するリスクを総合的に補償する保険制度です。

### 活用方法

賠償責任（PL、リコール、情報漏えい・サイバー、施設、業務遂行等）リスクの補償、事業休業の補償、財産・工事に関わる補償を一本化して加入できます。「補償内容の重複や漏れがないか心配」「どの保険に入ったらいいかわからない」「保険ごとの契約手続きが面倒」等の保険に関する不安や疑問を解決することができます。

- ①事業者を取り巻くリスクに対する補償のモレ・ダブリを解消し、一本化して加入可能
  - ②賠償責任（PL、リコール、情報漏えい・サイバー、施設・事業遂行等）のリスクを総合的に補償
  - ③災害（火災、風災、水災、雪災、地震等）に遭った際の休業損失を補償
  - ④情報漏えいの補償に加え、サイバー攻撃の際の対応費用も補償
- ※商工会議所会員限定の割引プランあり

### お問い合わせ先

各地商工会議所 共済制度担当部門

福岡商工会議所 会員サービス部 会員組織・共済グループ TEL：092-441-2845

# 人材を確保したい

## 福岡ビジネスヒーローズ

福岡で採用活動を行う企業の魅力を、代表者の顔写真とともに発信します。  
企業の採用に関する思いや取り組みを紹介することで、求職者が地元企業をより身近に感じられる機会をつくり、地元就職の促進につなげます。

### 対象者

福岡で採用活動をしている事業所

### 内容

採用活動を中心とした企業 PR を代表者の顔写真とともにウェブサイトへ掲載

### 〈掲載料〉

福岡商工会議所会員：無料、非会員：33,000 円（税込）／年度

### 活用方法

- ・ 求職者が「この会社で働くイメージ」を持ちやすくなるように、求職者に向けた企業 PR ができます。
- ・ 求人票だけでは伝わらない社風・価値観を可視化できます。
- ・ 採用活動で活用できる PR コンテンツとして再利用することができます。

### お問い合わせ先

福岡商工会議所 会員サービス部 人材開発グループ

TEL：092-441-2189

福岡ビジネスヒーローズ

[https://www.fukunet.or.jp/contact/contact\\_other/f-heroes/](https://www.fukunet.or.jp/contact/contact_other/f-heroes/)



各種経営相談・  
専門家派遣

金融

ベンチャー・  
創業

販路拡大

新事業展開

設備導入・  
企業立地

技術

事業承継・  
安定化

雇用・人材

労働環境

地場産業・  
商店街

消防保安

商工会議所  
団体中央会  
中小企業

資料

お問い合わせ先  
一覧

# 人材を育てたい・資格を取らせたい

## 福商実務研修講座

福岡商工会議所では企業経営の改善や人材育成の支援のために、「福商実務研修講座」を開催しており、階層ごとに必要なスキルを習得できる多彩な講座をご用意しております。

### 対象者

中小企業の経営者・従業員等

### 内容

- ◆講座会場：福岡商工会議所 会議室（一部別会場） ◆定員：20名程度
- ◆研修時間：1日講座（10：00～16：00）・半日講座（13：00～16：30）

### 〈講座の特長〉

1. 全階層の基礎から応用までのスキルをカバー
2. 福岡商工会議所および共催団体の会員は、より割安な受講料での利用が可能
3. 業界を超えて学びあうことで、新たな気づきを提供
4. 個人ワークやグループワークを中心とした実践的なカリキュラムで知識の定着を促進
5. 原則、講座終了後の交流の時間を設け、受講者間のネットワークづくりを支援

## 福商出前講座

研修テーマや開催日など依頼企業のニーズに合わせて、福商実務研修講座で実績のある講師を派遣するサービスです。

### 対象者

福岡商工会議所会員企業

### 内容

1. 企業ニーズに合わせ、課題解決に直結するプログラムを提供
2. 福商実務研修講座において実績のある講師（講師企業）を派遣
3. 社内の予定に合わせて研修日程の調整が可能

## 東京商工会議所主催 オンライン講座

受講者参加型のオンライン講座でグループ討議はもちろんのこと、チャットや投票機能等、Zoomミーティングの機能を活用した双方向性が特徴です。

### 対象者

中小企業の経営者・従業員等

### 内容

経営者・経営幹部から新入社員に至る階層別研修や、実務に活かせる知識・スキルを習得することができる実務直結型の講座など、「多彩なテーマ」のオンライン研修講座です。

### お問い合わせ先

福岡商工会議所 会員サービス部 人材開発グループ  
TEL：092-441-2189

福商実務  
研修講座HP



# 人材を育てたい・資格を取らせたい

## 商工会議所の検定試験

商工会議所の検定試験は、ビジネス実務に直結する知識・技能を重視し、企業が必要とする人材育成を目的に実施しています。企業規模や業種・業態などに関係なく、必要とする知識・スキルの習得を目指す内容となっています。

### 対象者

学歴、年齢、性別、国籍は一切問いません。誰でも受験できます。

### 内容

各検定試験の実施日、申込方法は各商工会議所ホームページをご参照ください。

#### 日商簿記【統一試験・ネット試験】㊤

企業の活動を適切、かつ正確に情報公開するとともに、経営管理能力を身につけるために必須の知識です。

#### リテールマーケティング（販売士）【ネット試験】㊤

業種・業態に関わらず、販売・接客技術をはじめとして、販売促進に向けた企画立案や在庫管理、マーケティング、店舗の管理まで幅広く実践的な知識が身につきます。

#### 日商珠算（そろばん）【統一試験】㊤

そろばんを学習することで、計算力・暗算力のもとより、記憶力や集中力、思考力なども養われ、習熟してくると脳を高速に働かせるため、学習全体を伸ばすことができます。

#### カラーコーディネーター【ネット試験】㊤

仕事に役立つ実践的な色彩の知識を学ぶことができ、色の持つ効果をビジネスシーンに活かすことができます。

#### ビジネス実務法務【ネット試験】㊤

ビジネスに必要な不可欠な法律知識をバランスよく効率的に学ぶことができ、業務上のリスクを的確に回避できるようになります。

#### ビジネスマネジャー【ネット試験】㊤

「あらゆるマネジャーが共通して身につけておくべき重要な基礎知識」を効率的に習得できます。

#### 福祉住環境コーディネーター【ネット試験】㊤

高齢者や障がいのある人が住みやすい福祉住環境を整えるために必要な、福祉・医療・建築の幅広い知識を身につけることができます。

#### eco 検定（環境社会）【ネット試験】㊤

多様化・複雑化する環境問題を幅広く体系的に学ぶことができ、環境に関する知識を身に付けることでビジネスと環境の関係などを的確に理解することができます。

#### メンタルヘルス・マネジメント【統一試験】㊤

働く人の心の不調の未然防止をめざし、職場内での役割に応じて必要なメンタルヘルスケアに関する知識や対処方法を習得できます。

#### ビジネス会計【統一試験】㊤

財務諸表の理解力を養い、財務諸表が表す項目・数値を理解し、財務諸表に関する知識・分析方法を身につけることができます。

### お問い合わせ先

試験の実施方法については、各ホームページにてご確認ください。

㊤日本商工会議所検定HP <https://www.kentei.ne.jp>

㊤東京商工会議所検定HP <https://kentei.tokyo-cci.or.jp/>

㊤大阪商工会議所検定HP <https://www.osaka.cci.or.jp/Jigyou/Kentei/>

統一試験⇒筆記試験

ネット試験⇒会社や自宅、テスト会場のパソコンを使用し、インターネットを介して受験

福岡商工会議所  
検定試験情報HP



# 商工会連合会の主な事業

商工会議所・商工会のうち、商工会組織にあつては、職員の人事も含め県内52商工会及び商工会連合会において統一的な運営がなされています。この中で、本部組織である商工会連合会においては、特に専門分野の相談対応や国・県の重点施策の窓口相談事業、広域的な事業を実施しています。

## 対象者

- ・福岡県の商工会地域の中小企業・小規模事業者（法人・個人）、創業予定者  
ただし、事業によっては商工会議所地域の方が利用可能なものもあります。

## 内容

### (1) 専門分野・重点施策に関する経営支援

広域連携拠点コーディネーターや登録専門家の派遣、弁護士定例法律相談会などを通じて、各種専門分野の経営相談をお受けしています。

また、事業承継、消費税制度改正、働き方改革、生産性向上など、国や県が推進する重点施策に関する相談窓口などを設置しています。

### (2) 新たな販路開拓の取り組みに関する支援

福岡都市圏での商談会の開催や小売店舗でのテストマーケティングの実施、首都圏での大型展示商談会や物産展への出展など、商工会単独では取り組みが難しい広域的な販路開拓事業を実施しています。

特に博多マルイ2Fに「DOCORE（どおこれ）ふくおか商工会ショップ」を運営しており、県内事業者のこだわりの商品を販売しています。この事業では商品の販売だけでなく、お客様の声を活かした商品改良やブランドづくり、販売方法の改善など、販路開拓に取り組む事業者の育成に力を入れています。

### (3) 各種メディアを活用した広報活動

商工会連合会では、広報誌「福岡県商工会ニュース」やメールマガジン「ふくおか商工会☆通信」の発行や、LINE 公式アカウントの情報発信により、各種施策情報やセミナー・商談会等の案内、企業紹介等を行います。また、テレビやラジオ等のマスメディアと連携した特産品や地域情報の発信・事業所紹介を行っています。

### (4) 商工会クラウド MA1 の普及促進

「商工会クラウド MA1」は、AI 機能を搭載し簡単に帳簿入力や集計ができる中小企業向けのクラウド型会計システムです。商工会の担当支援員と同じ画面を見ながら、記帳や操作等のきめ細やかなサポートを受けられます。お近くの商工会にお申込み下さい。

### (5) 地域経済動向などの調査事業、施策要望活動

県内中小企業の景況調査や各地区商工会経営指導員による小規模企業景気動向調査など、経済動向等に関する各種調査を実施するとともに、その分析結果をもとに国や県に対する中小企業・小規模事業者施策に関する要望活動も行っています。

## 活用方法

詳細については、事業を営んでいる地区の商工会へご相談下さい。

## お問い合わせ先

### 福岡県商工会連合会 経営支援課

TEL : 092-622-7708 FAX : 092-622-7798 E-mail : keiei@shokokai.ne.jp

<https://shokokai.ne.jp>



# 中小企業団体中央会の事業

同業種での組合設立による経営合理化、異業種連携による新製品開発・新事業展開など中小企業組合制度を通じた支援、中小企業者にとって有益な情報を提供するための研修会開催支援、企業間の連携支援を中心に、中小企業連携支援機関として各種事業を実施しております。

## 対象者

福岡県内の事業協同組合、協同組合連合会、企業組合、商工組合、協業組合、商店街振興組合、中小企業・小規模事業者（法人、個人）等

## 内容

### (1) 中小企業組合制度

経営資源の限られた中小企業は、近代化・合理化への遅れや取引面において不利な立場に立たされることなど、経営上多くの制約があり、個々の企業努力だけでさまざまな課題を解決することは困難です。

そこで、厳しい経営環境の変化に対応して、中小企業が経営基盤を強化していくためには、中小企業組合制度を活用することで企業同士が連携し、それぞれが保有するノウハウ、経営資源を補完し合うことが効果的です。

中小企業組合では、「原材料等の仕入コストを削減するためにまとめて仕入れる」「市場を開拓するため共同で新たな販路の開拓を行う」「共同で新技術の開発を行う」「イベントを開催して地域の人々との連携を深める」「研修会を開催して組合員企業の人材の育成を図る」等、さまざまな事業活動が行われており、こうした取組みを通じて経営基盤の強化を図っています。

本会では、中小企業組合の設立及び管理運営支援を行っております。

#### ■ 中小企業組合による主な効果

中小企業組合の事業活動により、以下のような多くの効果を期待することができます。

##### ① 組合員の経営安定・基盤強化への寄与

- ・生産性の向上
- ・技術力の向上
- ・情報の活用
- ・人材の確保、育成
- ・取引条件の改善 等々

##### ② 新たな分野への挑戦

- ・新製品、新技術開発
- ・新市場、新販路開拓
- ・地域資源の活用 等々

##### ③ 業界全体の改善発達

- ・業界全体の技術水準の向上
- ・業界の地位向上
- ・取引条件の改善 等々
- ・業界内外の実態把握と対策の策定

##### ④ 要望・意見等の実現

- ・建議、陳情による政策面からの環境改善
- ・新たな支援施策の実現 等々

## (2) 支援事業（研修会開催事業）

各種法律や税制改正等の、中小企業者にとって必要な知識や情報を発信するため下記の研修会をはじめ様々なテーマで研修会を開催します。

※テーマ

- ①経営ガバナンス向上やコンプライアンスに関する研修会 ほか
- ②中小企業組合の法律・経理・税務等に関する研修会
- ③中小企業の経営力向上のための研修会

## (3) その他支援事業

### ①コンサルティング事業

・中小企業組合における諸問題について専門家の助言を受けることができます。

### ②地域貢献事業

・中小企業組合が営利を目的としない地域に対する貢献事業（ボランティア活動等）として実施したイベントに対する助成を受けることができます。

### ③組合チャレンジ支援事業

・中小企業組合が組合員のために行う共同事業の改善・強化・活性化を図るため、新たに行う取組みに対する支援を受けることができます。

### ④情報資料収集事業

- ・本会ホームページやメールマガジン配信（月2回）、機関誌（月1回）により広く最新の情報を収集・加工し提供をいたします。
- ・メールマガジンは本会ホームページより登録できます。

## (4) 国・県の施策を活用した企業・連携支援事業

### ①価格交渉に係る業界向け講習会

県内中小企業及びその業界団体が、取引適正化や価格転嫁に関する理解を深め、価格交渉力の向上を図ることを目的として講習会を開催します。

### ②連携事業継続力強化計画の策定支援

複数事業者が連携をして策定する事業継続力強化計画です。単独企業では対応できないリスクに対応するものであり、複数の企業が集まり、災害時の相互協力体制を計画するものです。連携事業継続力強化計画には、主に三つの類型（組合等を通じた水平的な連携、サプライチェーンにおける垂直的な連携、地域における面的な連携）があります。

本会では、計画認定のために個別説明会や専門家の派遣等を行い、その策定を支援します。

## (5) その他

全国中小企業団体中央会が実施する組合等への助成事業として、中小企業組合等課題対応支援事業があります。

- ①中小企業組合等活路開拓事業（展示会等出展・開催事業を含む）
- ②組合等情報ネットワークシステム等開発事業
- ③連合会（全国組合）等研修事業

いずれも中小企業単独では解決困難なテーマ（生産性向上、取引力の強化、海外展開、既存事業分野の活力向上、情報化促進、技術・技能の継承等）について、取り組む事業となります。

## 活用方法

上記の各種事業につきましては、主に中小企業組合を対象としております。詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

### お問い合わせ先

#### 福岡県中小企業団体中央会

本 所 TEL：092-622-8780 北九州支所 TEL：093-531-0181  
 筑後支所 TEL：0942-38-1563 筑豊支所 TEL：0948-22-1159  
<https://www.chuokai-fukuoka.or.jp/>



# 福岡県中小企業振興条例について

公布・施行日 平成27年10月16日

福岡県の中小企業は、県内企業の99.8%を占め、雇用の約8割を担っており、本県経済の発展と活力の原動力となっています。

しかしながら、経済のグローバル化や情報化の進展等による企業間競争の激化、人口減少や高齢化の進展等による市場規模の縮小など、県内の中小企業は厳しい経営環境に直面しています。

このような中、地域の活性化を図っていくためには、中小企業の多様で活力ある成長発展が不可欠です。

県では、平成27年10月、中小企業の振興を県政の重要課題と位置付け、中小企業の振興を総合的かつ計画的に推進するため、「福岡県中小企業振興条例」を制定しました。

福岡県中小企業振興条例には、次のような内容を定めています。

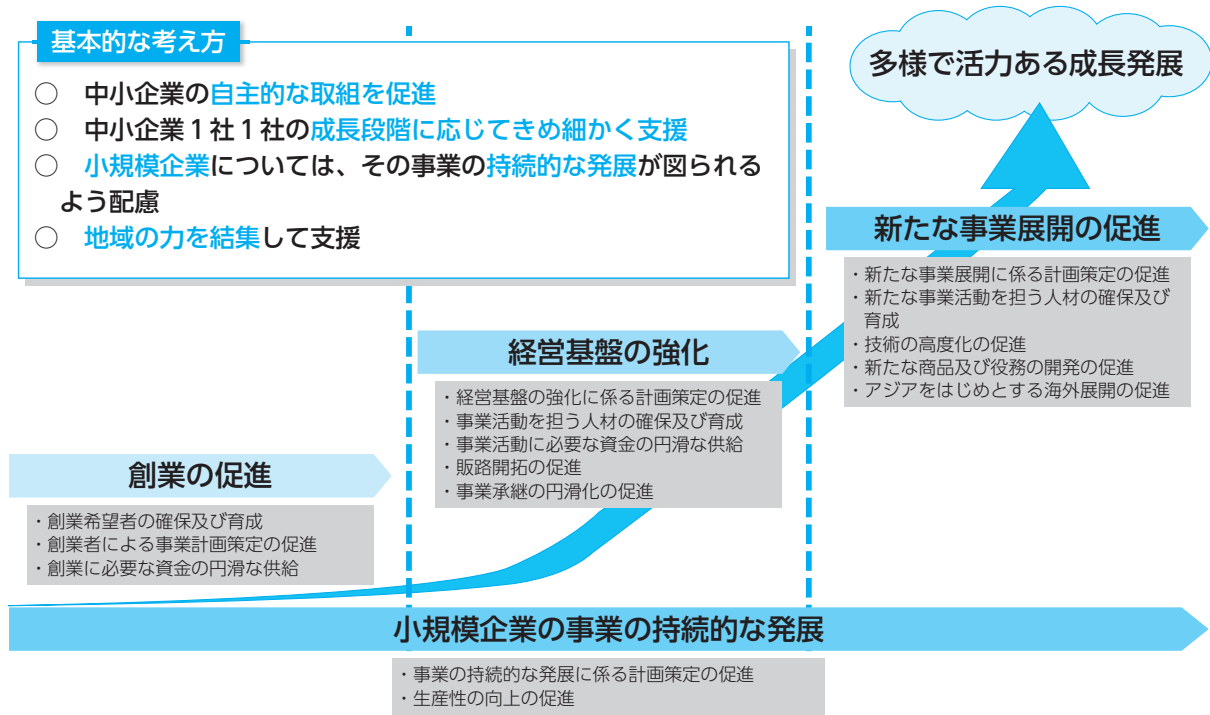
## 1 目的

中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本県経済の健全な発展及び県民生活の向上を図ること。

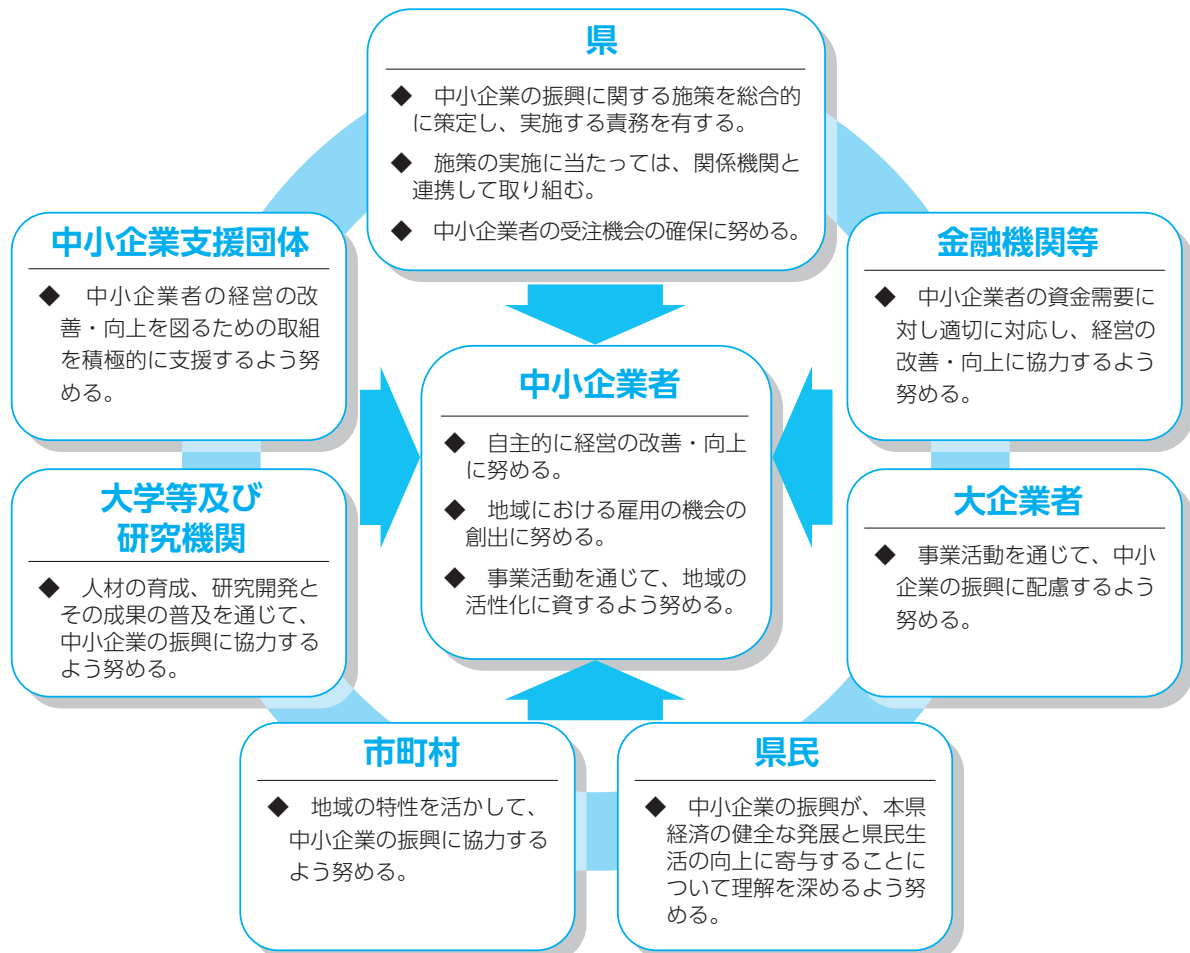
## 2 基本理念

- 中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な取組が促進されること。
- 県、中小企業者、中小企業支援団体、金融機関等、大学等及び研究機関、大企業者、市町村その他の関係機関並びに県民が相互に連携し、協力することにより推進されること。
- 多様な産業の集積、豊富な人材、高品質な農林水産物その他の本県の有する特性が活かされること。
- 小規模企業の振興については、その事業の持続的な発展が図られるよう十分な配慮がなされること。

### 3 基本的施策



### 4 県の責務や関係者の役割



# 福岡県中小企業振興基本計画について

「福岡県中小企業振興条例」に基づき、本県経済の発展と活力の原動力である県内中小企業のさらなる成長発展を図るため、令和7年3月、「第4次福岡県中小企業振興基本計画」を策定しました。

本基本計画では、福岡県中小企業振興条例に定める4つの柱の基本的施策のもと、今後3年間で推進する施策と主な取組を示し、中小企業に関係する全ての者が連携、協力して計画を推進していきます。さらに、3つの「重視する視点・目指す姿」のもと各取組を展開していきます。

## 1. 計画期間

令和7年4月から令和10年3月までの3年間

## 2. 推進する施策

### (1) 4つの柱

- ・中小企業の創業の促進
- ・中小企業者の経営基盤の強化の促進
- ・中小企業者の新たな事業展開の促進
- ・小規模企業者の事業の持続的な発展

### (2) 重視する視点・目指す姿

- ・地域経済を支える中小企業等の持続的発展
- ・成長産業への参入など新たな事業展開への挑戦
- ・中小企業・小規模企業者の人材の確保・育成

## 3. 施策を効果的に推進するための取組

県内4地域の地域中小企業支援協議会を、地域における支援体制の拠点として位置付け、中小企業振興事務所を核に関係機関が連携・協力し、地域の力を結集して中小企業を支援することで、計画に示す取組を効果的に推進します。

## 4. 計画の実効性の確保

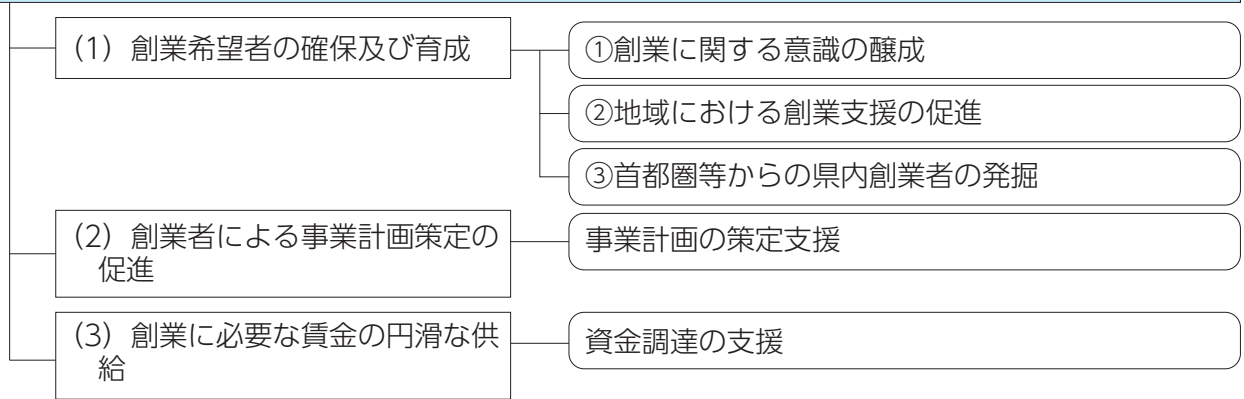
毎年、県内中小企業の動向、施策の実施状況及び施策の効果について、検証し、公表します。その検証結果を踏まえ、施策の見直しを図ることで計画の実効性を確保します。

本計画の詳細は、県ホームページをご参照ください。

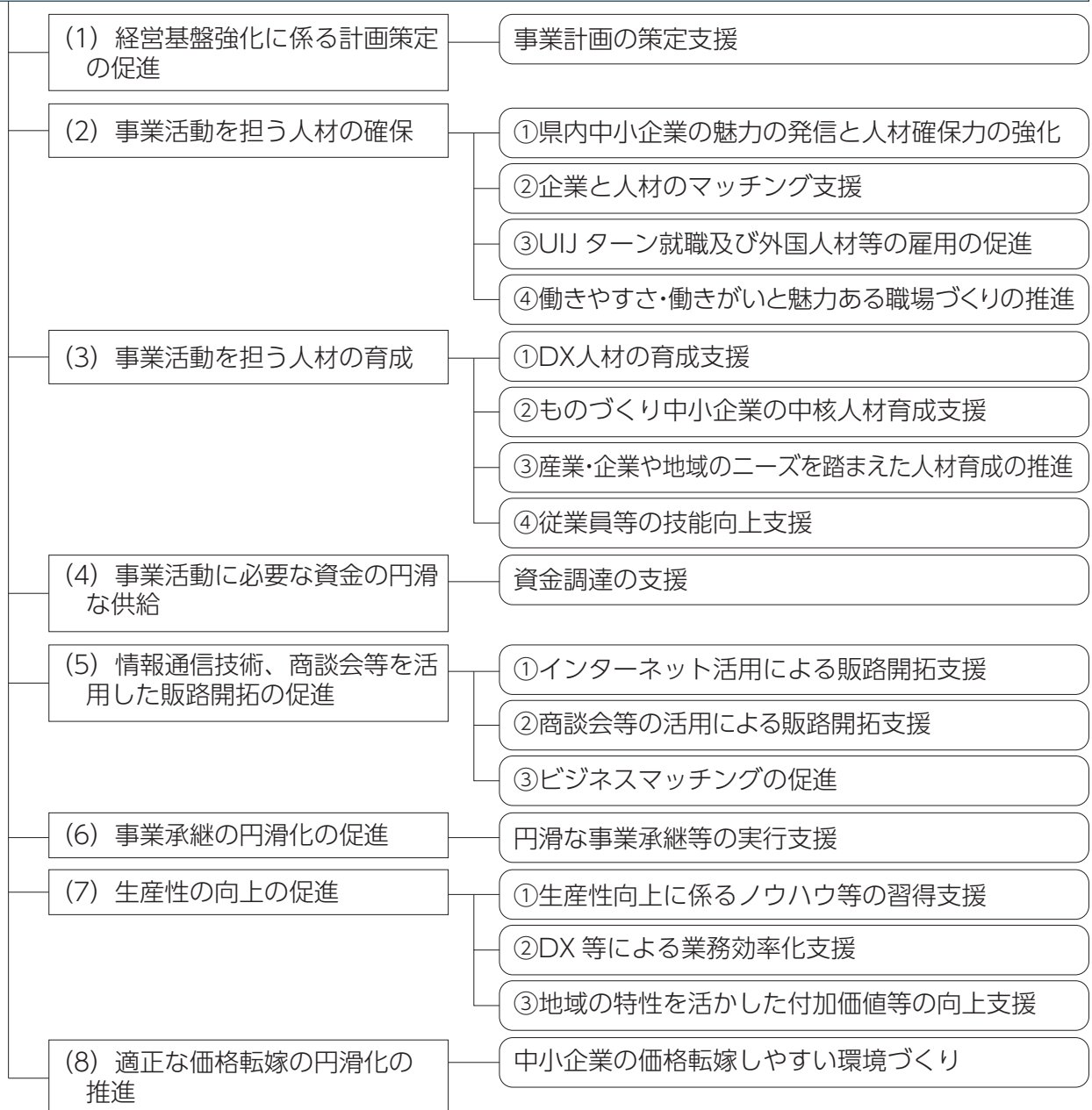
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/smepromotion-4thbasicplan.html>



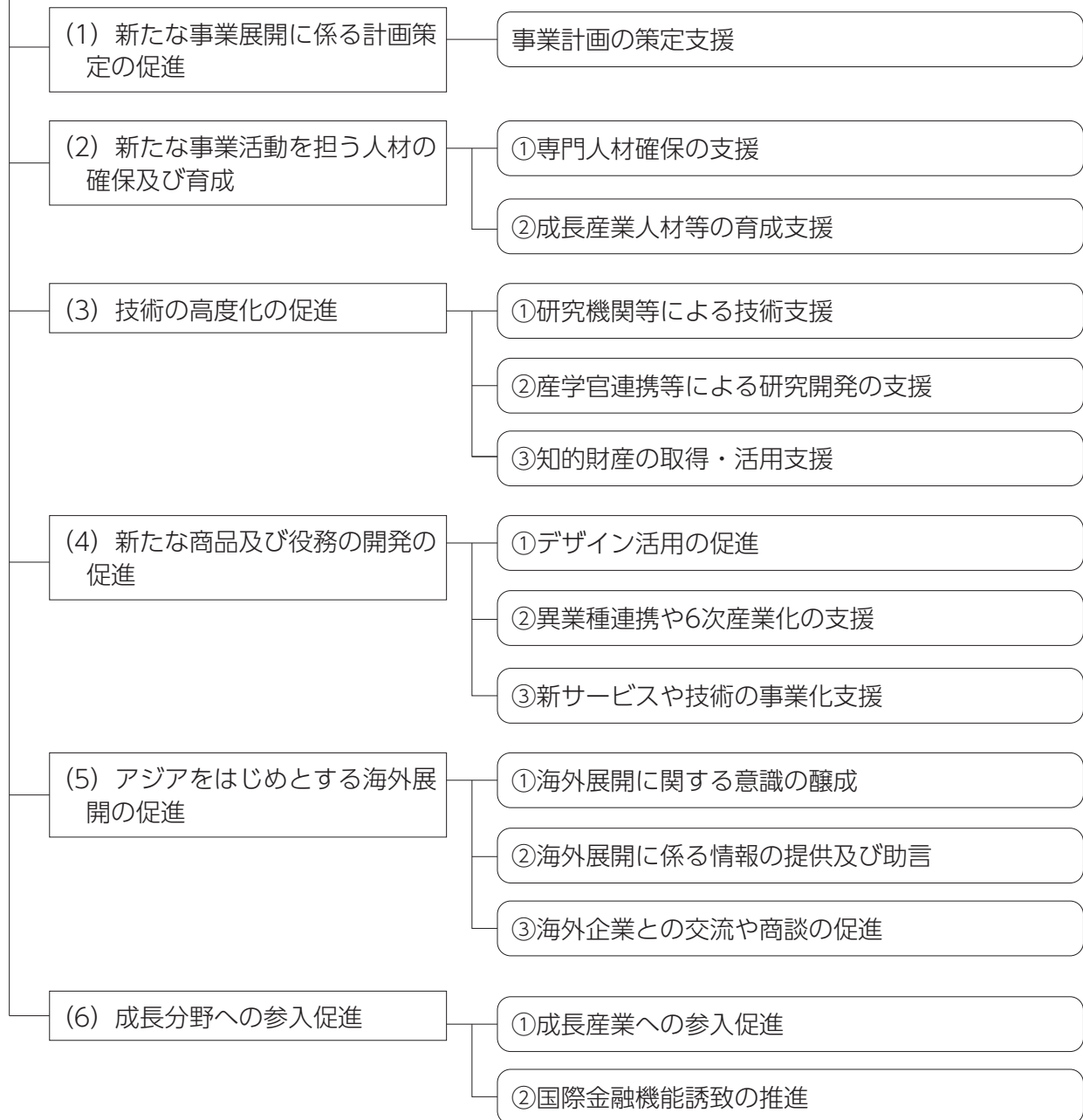
## 1. 中小企業の創業の促進を図るための施策



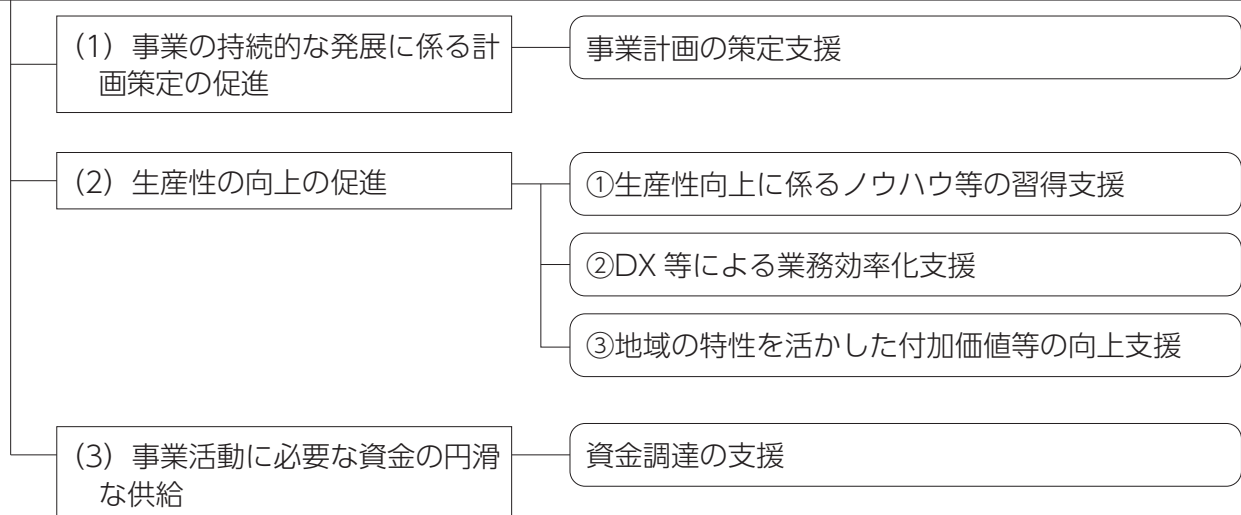
## 2. 中小企業者の経営基盤の強化の促進を図るための施策



### 3. 中小企業者の新たな事業展開の促進を図るための施策



### 4. 小規模企業者の事業の持続的な発展を図るための施策



各種経営相談・  
専門家派遣

金融

ベンチャー・  
創業

販路拡大

新事業展開

設備導入  
企業立地

技術

事業承継・  
安定化

雇用・人材

労働環境

地場産業・  
商店街

消防保安

商工会・中小企業  
団体中央会

資料

お問い合わせ先

# 地域中小企業支援協議会について

## 1 目的

地域において雇用を創出し、地域経済の活性化を図るためには、地域に根差した中小企業の振興が重要。

このため、平成27年4月に県内4地域に設立した地域中小企業支援協議会を、地域における支援体制の拠点(プラットフォーム)として位置付け、県の中小企業振興事務所を核に関係機関が連携・協力し、地域の力を結集して、地域の中小企業支援に取り組むもの。

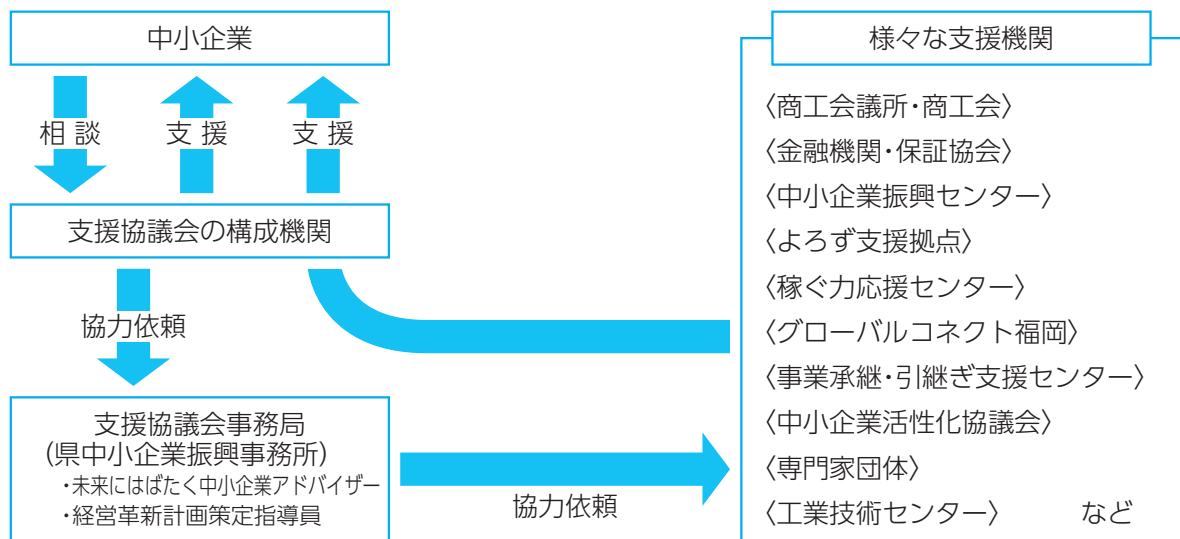
## 2 構成

〈事務局〉 各中小企業振興事務所(北九州、福岡、久留米、飯塚)

〈構成機関〉 商工会議所・商工会、福岡県中小企業団体中央会、(公財)福岡県中小企業振興センターなど中小企業支援団体、市町村、金融機関、信用保証協会、日本政策金融公庫、商工中金、専門家団体

## 3 支援スキーム

中小企業振興事務所が案件に応じて適切な支援機関につなぐハブ機能を果たす。



## 4 具体的な取組内容(2026年度)

【企業の成長段階に応じた支援】

創業の促進	経営基盤の強化の促進	新たな事業展開の促進
<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の創業支援プログラムの策定支援</li> <li>創業セミナー、支援機関向け創業支援研修会の開催</li> <li>ビジネスプランコンテストの開催など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画策定セミナーの開催</li> <li>未来にはばたく中小企業アドバイザーの配置</li> <li>中小企業の販路開拓支援を行う常設店舗「DOCORE」を活用した県内の地域特産品や隠れた逸品の販路開拓及びテストマーケティングの場の提供</li> <li>170の関係機関が参加する事業承継支援ネットワークを構築し、事業承継を一貫して支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営革新計画策定指導員による事業計画策定支援</li> <li>経営革新補助金などによる実行支援</li> <li>事業者向け各種支援施策の促進</li> </ul>

## 【重点支援企業に対する集中支援】

### 事業の概要

- 各地域中小企業支援協議会において、構成機関が意欲ある中小企業を推薦し、重点支援企業として集中的に支援

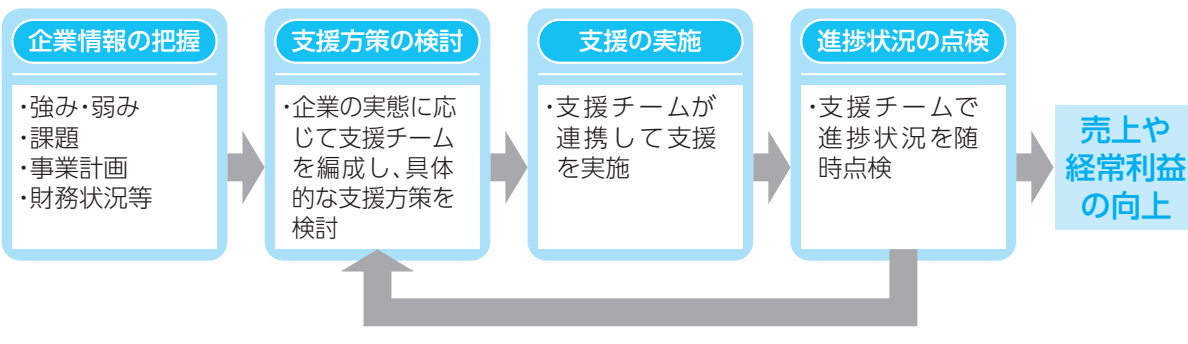
### 重点支援企業とは

- 経営者が経営の改善及び向上に対する強い意欲を有している
- 現在の経営状況や経営資源等を前提に事業成功の可能性がある
- モデル企業の成功により地域の他企業への波及効果が見込まれる

### 現在の選定状況

594社(令和7年度中に支援した重点支援企業数)

### 支援の流れ



### お問い合わせ先

#### ○各地域の協議会に関すること

##### ・福岡地域中小企業支援協議会(事務局:福岡中小企業振興事務所)

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9番15号 中小企業振興センター1F

TEL:092-622-1040 FAX:092-622-1571

##### ・北九州地域中小企業支援協議会(事務局:北九州中小企業振興事務所)

〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館6F

TEL:093-512-1540 FAX:093-512-1541

##### ・筑後地域中小企業支援協議会(事務局:久留米中小企業振興事務所)

〒830-0022 久留米市城南町15-5 久留米商工会館3F

TEL:0942-33-7228 FAX:0942-31-2171

##### ・筑豊地域中小企業支援協議会(事務局:飯塚中小企業振興事務所)

〒820-0040 飯塚市吉原町6番12号 飯塚商工会議所ビル4F

TEL:0948-22-3561 FAX:0948-21-0365

#### ○協議会全般に関すること












福岡県商工部中小企業振興局中小企業経営支援課 経営支援第二係

TEL:092-643-3459

## 福岡県の宣言・参加登録事業

福岡県では、子育てや地産地消、エコなどさまざまな参加・登録事業を行っており、事業者・団体の皆さまの応援・参加をお待ちしています。登録は全て無料です。一部事業は、登録することで入札参加資格審査における加点対象となります。

事業名	概要	申し込み方法	問合せ先	入札加点
 福岡県 SDGs 登録制度	SDGs に積極的に取り組む福岡県内の企業や団体を県が広く公表し、SDGs への貢献を「見える化」することで支援する制度です。 (HP) <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sdgs-touroku.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sdgs-touroku.html</a> 	申請 フォーム から申し 込み	福岡県 SDGs 推進サポ ート事務局 (株式会社セレス ポ福岡支店内) 電話：092-663-5558 政策企画部 企画総務課 電話：092-643-3220 ファクス：092-643-3160 メール： kikakusou-kikaku@pref. fukuoka.lg.jp	加点対象
ふくおかよかとこ 移住応援企業 (福岡県移住・ 定住促進事業)	県移住相談窓口「ふくおかよかとこ移住相談セン ター」への登録者(ふくおか住みたか会員)に対し、 移住に関する割引や特典サービスをご提供いただ ける事業者を募集・登録しています。 (HP) <a href="https://ijuu-teijuu.pref.fukuoka.lg.jp/news/detail/33">https://ijuu-teijuu.pref.fukuoka.lg.jp/news/detail/33</a> 	メール・ ファクス で申し込 み	市町村・地域振興部 市町村政策支援課 電話：092-643-3179 ファクス：092-643-3164 メール： ijuu-teijuu@pref.fukuoka. lg.jp	
 地域づくりネットワー ク 福岡県協議会事業	行政とNPOなどの地域づくり団体間の連携・交 流を深め、協働による地域振興を促進するため、団 体に対する情報提供、団体相互の交流推進により、 地域づくり活動の活性化を図り、自主的・主体的な 地域づくりの取り組みを推進しています。 (HP) <a href="https://chiikinet-fuku.org">https://chiikinet-fuku.org</a> 	メール・ ファクス・ 郵送・ 市町村窓 口へ申込 書提出	市町村・地域振興部 市町村政策支援課 電話：092-643-3210 ファクス：092-643-3164 メール： seisakus@pref.fukuoka. lg.jp	
 飲酒運転撲滅宣言企業・ 宣言の店登録事業	飲酒運転の撲滅を宣言し、飲酒運転の撲滅に取り 組んでいただける事業者および飲食店営業者を、募 集・登録しています。 登録後は、登録証・ステッカーを発行し、県ホー ムページで取り組み内容の紹介などを行います。 (HP) <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/insyuuntennbokumetusengen.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/insyuuntennbokumetusengen.html</a> 	メール・ 電子申 請・ファ クス・郵 送で申し 込み	市町村・地域振興部 生活安全課 電話：092-643-3167 ファクス：092-643-3169 メール： anzen@pref.fukuoka. lg.jp	宣言企業のみ 加点対象
 みんなで防犯応援隊運 動の推進事業	地域の犯罪を抑止し、住民が安全で安心して生活 できるまちづくりを推進するため、「ながら防犯」 に取り組んでいただける企業・団体を「みんなで防 犯応援隊」として募集・登録しています。 登録後は、登録証・ステッカーを発行し、県ホー ムページで取り組み内容の紹介などを行います。 (HP) <a href="https://anzen-fukuoka.jp/bouhanouentai/">https://anzen-fukuoka.jp/bouhanouentai/</a> 	メール・ 郵送・電 子申請で 申し込み	市町村・地域振興部 生活安全課 電話：092-643-3124 ファクス：092-643-3169 メール： anzen@pref.fukuoka. lg.jp	加点対象
「ふくおかアスリート キャリア応援企業」 登録制度	県内に事業所を有し、アスリートの雇用を希望す る企業に対して、「ふくおかアスリートキャリア応 援企業」として登録しています。 (HP) <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/athlete-ouenkigyoku.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/athlete-ouenkigyoku.html</a> 	ファクス・ メール・ 郵送 で申し込 み	人材育成・活躍推進部 スポーツ局スポーツ振興課 電話：092-643-3991 ファクス：092-643-3408 メール： sposhinko@pref.fukuoka. lg.jp	加点対象

事業名	概要	申し込み方法	問合せ先	入札加算
 <p>世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 守り伝える活動</p> <p>世界遺産「神宿る島」 宗像・沖ノ島と 関連遺産群を守り伝える 活動団体認定制度</p>	<p>世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群を守り伝える活動に協力いただける企業や団体を「守り伝える活動団体」として認定します。 守る活動：世界遺産周辺の海岸や道路のごみ拾いなど。 伝える活動：広報誌や社内誌による世界遺産の価値の発信など。 (HP) <a href="https://www.okinoshima-heritage.jp/protects/about">https://www.okinoshima-heritage.jp/protects/about</a></p> 	メールで申し込み	<p>市町村・地域振興部 文化局九博・世界遺産・文化施設課 電話：092-643-3162 ファクス：092-643-3163 メール： sekaiisan@pref.fukuoka.lg.jp</p>	
 <p>FUKUOKA ONE HEALTH</p> <p>ワンヘルス宣言事業者登録制度</p>	<p>県内におけるワンヘルスの取り組みを広げることが目的として、ワンヘルスの理念に賛同の上、ワンヘルスに関する活動に取り組み、その活動を発信することを宣言する事業者・団体を募集しています。 (HP) <a href="https://onehealth.pref.fukuoka.lg.jp/registrations/">https://onehealth.pref.fukuoka.lg.jp/registrations/</a></p> 	ファクス・郵送・ポータルサイトから電子申請	<p>保健医療介護部 ワンヘルス総合推進課 電話 092-643-3622 ファクス 092-643-3697 メール： onehealth-business@pref.fukuoka.lg.jp</p>	加算対象
 <p>働く世代をがんから守る がん対策サポート事業</p>	<p>がん検診の普及啓発・受診促進やがんの治療と仕事の両立に取り組む事業所に参加登録していただき、検診の重要性への理解や受診しやすい環境づくり、がんの治療と仕事の両立をしやすい環境づくりに取り組んでいただきます。 (HP) <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gankoujou.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gankoujou.html</a></p> 	メール・ファクス・郵送・電子申請で申し込み	<p>保健医療介護部 がん感染症疾病対策課 電話：092-643-3317 ファクス：092-643-3331 メール： gantaisaku@pref.fukuoka.lg.jp</p>	加算対象
 <p>「ふくおか健康ポイントアプリ」特典協力店</p>	<p>県が配信している「ふくおか健康ポイントアプリ」では、アプリで貯めたポイントに応じてサービスをご提供いただける特典協力店を募集しています。ポイントは、歩行など、日々の健康づくりによって貯まります。 県民の皆さまの健康づくりの推進のため、ご協力をよろしくお願いいたします。 (HP) <a href="https://www.fukuoka-kenko.biz/entry">https://www.fukuoka-kenko.biz/entry</a></p> 	HPから申し込み	<p>保健医療介護部 健康増進課 電話：092-643-3598 ファクス：092-643-3271 メール： kenkodukuri@pref.fukuoka.lg.jp</p>	
 <p>「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」登録制度</p>	<p>県民の健康寿命の延伸を図ることを目的として、県民の健康づくりに関する取り組みを行う、または行おうとする団体・事業所がその取り組み内容を宣言する「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」として登録しています。 (HP) <a href="https://www.kenko.pref.fukuoka.lg.jp/companies/">https://www.kenko.pref.fukuoka.lg.jp/companies/</a></p> 	HPから電子申請・郵送で申し込み	<p>保健医療介護部 健康増進課 電話：092-643-3269 ファクス：092-643-3271 メール： kenko@pref.fukuoka.lg.jp</p>	加算対象
 <p>ふくおか食の健康サポート店 ふくおか食の健康サポート店</p>	<p>外食を利用する方が健康的な食事を選択できる環境を整えることで、自主的健康づくりを支援するため、県の基準を満たしたヘルシーメニューを提供する飲食店や弁当店を「ふくおか食の健康サポート店」として登録しています。 (HP) <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/healthy.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/healthy.html</a></p> 	保健福祉（環境）事務所を申し込み	<p>保健医療介護部 健康増進課 電話：092-643-3269 ファクス：092-643-3271 メール： kenko@pref.fukuoka.lg.jp</p>	
 <p>福岡県働きやすい 介護職場認証制度</p>	<p>労働環境改善や人材育成、処遇改善などに一定の達成基準を設定し、その基準を満たして事業を行う介護事業者に対して認証を付与する制度です。 (HP) <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaigo-ninsyou.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaigo-ninsyou.html</a></p> 	申請フォームから申し込み	<p>保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課 介護人材確保対策室 電話：092-643-3237 ファクス：092-643-3253 メール： k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp</p>	

- 各種経営相談・  
専門家派遣
- 金融
- ベンチャー  
創業
- 販路拡大
- 新事業展開
- 設備導入  
企業立地
- 技術
- 事業承継・  
安定化
- 雇用・人材
- 労働環境
- 地場産業・  
商店街
- 消防保安
- 商工会議所・  
団体中央会
- 資料
- お問い合わせ先

事業名	概要	申し込み方法	問合せ先	入札対象
福岡県身体拘束ゼロ宣言	介護サービスの質の向上を図ることを目的として、身体拘束ゼロに向けた取り組みを行うことを宣言した事業所などを登録し、公表するものです。登録された事業所などでは、県で作成した「福岡県身体拘束ゼロ宣言ポスター」を掲示します。 (HP) <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/zerosengen.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/zerosengen.html</a> 	郵送で申し込み	保健医療介護部 介護保険課 電話：092-643-3322 ファクス：092-643-3309 メール： k-unei@pref.fukuoka.lg.jp	
 福岡県出会い・結婚応援事業	若者の出会い・結婚を応援するため、出会いの場の提供などを行っていただける企業・団体を「出会い応援団体」として募集・登録しています。 (HP) <a href="https://kekkon-ouen.pref.fukuoka.lg.jp/fukuoka/bosyu/">https://kekkon-ouen.pref.fukuoka.lg.jp/fukuoka/bosyu/</a> 	ファクス・メール・郵送・HPから電子申請で申し込み	福祉子ども政策部 子ども未来課 電話：092-643-3013 ファクス：092-643-3765 メール： kodomomirai@pref.fukuoka.lg.jp	加点对象
 よかばい・かえるばい企業 (働き方改革実行企業)	若者・女性・高齢者など多様な人材が多様な働き方を選択でき、その意欲と能力を發揮できる「魅力ある職場づくり」を目指して、県内企業が働き方を見直すための取り組みを宣言して実行する事業所を募集しています。 (HP) <a href="https://hatarakikatakaeru.pref.fukuoka.lg.jp/campaign/">https://hatarakikatakaeru.pref.fukuoka.lg.jp/campaign/</a> 	HPから申し込み	人材育成・活躍推進部 労働政策局 就業支援課 電話：092-643-3592 ファクス：092-643-3619 メール： koyokankyo@pref.fukuoka.lg.jp	加点对象
 福岡県「子育て応援の店」 推進事業	社会全体で子育てを応援する機運を高めるため、18歳未満の子どもがいる子育て家庭を対象に、商品の割引や粗品のプレゼントなどさまざまなサービスを提供いただける店舗などを「子育て応援の店」として募集・登録しています。 (HP) <a href="https://kosodate-mise.pref.fukuoka.lg.jp/bosyu">https://kosodate-mise.pref.fukuoka.lg.jp/bosyu</a> 	メール・ファクス・郵送・HPから申し込み	福祉子ども政策部 子育て支援課 電話：092-643-3311 ファクス：092-643-3260 メール： kosodate@pref.fukuoka.lg.jp	加点对象
 「子育て応援宣言企業」 登録制度	従業員が子育てをしながら、その能力を生かして働き続けることができる社会の実現のため、企業・事業所のトップ自らが従業員の仕事と子育ての両立を応援する取り組みを宣言する企業を「子育て応援宣言企業」として募集・登録しています。 (HP) <a href="https://f-ryoritsu.pref.fukuoka.lg.jp/">https://f-ryoritsu.pref.fukuoka.lg.jp/</a> 	ポータルサイトから申し込み	人材育成・活躍推進部 労働政策局 就業支援課 電話：092-643-3592 ファクス：092-643-3619 メール： info@k-sengen.pref.fukuoka.lg.jp	加点对象
 「未来子どもチャレンジ 応援事業者」登録制度	こどもたちに様々な体験・交流の機会を提供することを目的として、福岡県内の企業等が行う体験活動の情報を収集し、応援事業者として登録及び広く紹介するものです。 (HP) <a href="https://fukuokakenminkaigi.jp/challenges">https://fukuokakenminkaigi.jp/challenges</a> 	応援事業者登録申請フォームから申請	人材育成・活躍推進部 私学振興・青少年育成局 青少年育成課 電話：092-643-3615 ファクス：092-643-3389 メール： ikusei01@pref.fukuoka.lg.jp	加点对象
 「介護応援宣言企業」 登録制度	従業員が仕事と介護の両立を図りながら、引き続きその能力を生かして働き続けることができる社会の実現のため、企業・事業所のトップ自らが従業員の仕事と介護の両立を応援する取り組みを宣言する企業を「介護応援宣言企業」として募集・登録しています。 (HP) <a href="https://f-ryoritsu.pref.fukuoka.lg.jp/">https://f-ryoritsu.pref.fukuoka.lg.jp/</a> 	ポータルサイトから申し込み	人材育成・活躍推進部 労働政策局 就業支援課 電話：092-643-3592 ファクス：092-643-3619 メール： info@k-sengen.pref.fukuoka.lg.jp	加点对象
 「福岡県障がい者応援 まごころ企業」認定制度	働く障がいのある人を応援するため、障がいのある人が作った製品やサービスを企業が積極的に購入することで、障がいのある人の所得向上を図る「障がい者応援まごころ企業」認定制度を実施しています。 (HP) <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/magokorokigyuu.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/magokorokigyuu.html</a> 	ファクス・メール・郵送で申し込み	人材育成・活躍推進部 労働政策局 就業支援課 電話：092-643-3593 ファクス：092-643-3619 メール： syugyoshien@pref.fukuoka.lg.jp	



事業名	概要	申し込み方法	問合せ先	入札加算
 ふくおか地産地消 応援の店	県産農林水産物を年間を通じて使用する飲食店、総菜店などを「ふくおか地産地消応援の店」として募集しています。 (HP) <a href="https://f-ouen.com/ouen/shop/">https://f-ouen.com/ouen/shop/</a> 	メール・ファクス・郵送・HPから申し込み	農林水産部 食の安全・地産地消課 電話：092-643-3575 ファクス：092-643-3573 メール： ouendan@pref.fukuoka.lg.jp	
 ふくおか地産地消応援 ファミリー (法人登録)	県産農林水産物を積極的に購入するなど、本県農林水産業を応援する「ふくおか地産地消応援ファミリー(法人登録)」を募集しています。県から届くメールマガジンを社員などに対し、転送や掲示などにより情報提供していただくものです。 特典として応援ファミリー限定で、農林水産業体験ツアーにご案内します。 (HP) <a href="https://f-ouen.com/ouen/family">https://f-ouen.com/ouen/family</a> 	ファクス・メール・郵送・HPから申し込み	農林水産部 食の安全・地産地消課 電話：092-643-3575 ファクス：092-643-3573 メール： ouendan@pref.fukuoka.lg.jp	
 ふくおか農林漁業 応援団体	県産農林水産物の消費拡大につながる活動や、農山漁村地域での社会貢献活動など、ふくおかの農林水産業を応援する取り組みをしていただける県内の企業や団体を「ふくおか農林漁業応援団体」として募集しています。 (HP) <a href="https://f-ouen.com/ouen/orga/">https://f-ouen.com/ouen/orga/</a> 	メール・ファクス・郵送・HPから申し込み	農林水産部 食の安全・地産地消課 電話：092-643-3575 ファクス：092-643-3573 メール： ouendan@pref.fukuoka.lg.jp	加算対象
 ふくおかの地魚応援の店	県では、県産水産物を積極的に取り扱っている飲食店や直売所などを「ふくおかの地魚応援の店」として認定し、県産水産物の魅力を県のホームページや冊子などで情報発信することで、県産水産物の認知度向上や消費拡大を図っています。 (HP) <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seanet-27.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seanet-27.html</a> 	メール・ファクス・郵送で申し込み	農林水産部 水産振興課 電話：092-643-3563 ファクス：092-643-3567 メール： suisan@pref.fukuoka.lg.jp	
 さわやか道路美化 促進事業	県が管理する国道や県道の美化・清掃などのボランティアを行っていただける団体を募集しています。 県からは清掃用具などの支給や実施団体名の表示板の設置、傷害保険の加入などを行います。 (HP) <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sawayaka-miyata.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sawayaka-miyata.html</a> 	県土整備事務所への申込書の提出が必要	各県土整備事務所用地課管理係(支所の場合は庶務課)、県庁道路維持課 ※リンク先に掲載のパンフレットでご確認ください。	加算対象
企業参加型河川愛護活動 促進事業 (1) 河川愛護企業 (2) 河川愛護活動支援企業	県が管理する河川の愛護活動にご協力いただける企業を募集しています。 (1) 河川愛護企業(アダプト企業) 活動区間(左右岸合わせて250メートル以上)を決めて、除草・清掃などの「河川愛護活動」を年2回以上行う企業・団体を募集しています。 県からは、清掃用具などの支給や傷害保険等の加入などの支援を行います。 (2) 河川愛護活動支援企業(アシスト企業) 河川愛護団体、河川愛護企業(アダプト企業)の活動が容易になるよう、重機や特殊車両などにより指定した支援対象河川の整地・抜根などの作業を行っていただける企業・団体を募集しています。 (HP) <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kasenaigoo.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kasenaigoo.html</a> 	県土整備事務所との事前協議が必要	各県土整備事務所用地課管理係(支所の場合は庶務課)、県庁河川管理課 ※リンク先に掲載のパンフレットでご確認ください。	加算対象

事業名	概要	申し込み方法	問合せ先	入札加算
 福岡県空き家活用 応援事業者	<p>空き家所有者自身が容易に専門事業者の情報を得られるよう、空き家対策に積極的な専門事業者を「福岡県空き家活用応援事業者」として登録します。 (HP) <a href="https://www.fkjc.or.jp/housing/iekatsu/#anc_iekatsude">https://www.fkjc.or.jp/housing/iekatsu/#anc_iekatsude</a></p> 	HP から電子申請で申し込み	福岡県空き家活用サポートセンター 電話：092-726-6210 ファクス：092-715-5230 メール： iekatsu@fkjc.or.jp	
 「住まいの健康診断」 応援宣言事業者	<p>中古住宅の売買における不安を解消するための建物状況調査「住まいの健康診断」を応援することを宣言した福岡県内の不動産事業者（宅建業者）事業者を登録します。 (HP) <a href="https://www.fkjc.or.jp/housing/sumai/#anc_ouen">https://www.fkjc.or.jp/housing/sumai/#anc_ouen</a></p> 	メール・ファクス・郵送で申し込み	住宅市場活性化協議会事務局 一般財団法人福岡県建築住宅センター 電話：092-781-5169 ファクス：092-715-5230 メール： kikaku@fkjc.or.jp	
 ふくおかプラごみ削減 協力店	<p>プラスチックごみの削減の取り組みを促進するため、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用削減などに取り組む福岡県内の事業所を「ふくおかプラごみ削減協力店」として募集・登録しています。登録後は、県ホームページで紹介し、ポスター、ステッカーなどの啓発資材の提供及び本県競争入札参加資格審査で「加算」を受けることができます。 (HP) <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/puragomi.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/puragomi.html</a></p> 	HP から電子申請で申し込み	環境部 循環型社会推進課 電話：092-643-3371 ファクス：092-643-3377 メール： recycle@pref.fukuoka.lg.jp	加算対象
 ふくおかジビエの店	<p>県産ジビエを使用した料理を年間を通して提供する飲食店を「ふくおかジビエの店」として認定し、料理と飲食店を一体的にPRしています。「ふくおかジビエの店」については、県ホームページをご参照ください。 (HP) <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokagibier-bosyuu.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokagibier-bosyuu.html</a></p> 	ファクス・メール・郵送で申し込み	農林水産部 経営技術支援課 電話：092-643-3560 ファクス：092-642-3516 メール： kshien@pref.fukuoka.lg.jp	
 福岡の地酒・焼酎 応援の店	<p>県では県産酒※を積極的に提供している飲食店を「福岡の地酒・焼酎応援の店」として認定し、消費者にPRするとともに、飲食店に県産酒の使用促進を図る取り組みにより、県産酒の消費拡大を図っています。 ※福岡県酒造組合に加盟している蔵元が製造している日本酒、焼酎、リキュールなど (HP) <a href="https://fukuokasake.com/entry/">https://fukuokasake.com/entry/</a></p> 	申請フォームから申し込み	農林水産部 福岡の食販売促進課 電話：092-643-3514 ファクス：092-643-3531 メール： fukushoku@pref.fukuoka.lg.jp	
 性の多様性を認め合う 事業者	<p>福岡県が実施する『性の多様性に関わる取組』に賛同し、事業所内で取組を推進する事業者には、ミニのぼり旗・ステッカーを配付します。 また、性の多様性を認め合う事業者として事業者名を県ホームページに掲載します。 (HP) <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seinotayousei.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seinotayousei.html</a></p> 	ファクス・郵送・メール・HP から電子申請で申し込み	福祉こども政策部 人権・同和対策局調整課 電話：092-643-3325 ファクス：092-643-3326 メール： chosei@pref.fukuoka.lg.jp	
 パートナーシップ 構築宣言	<p>事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言する取組です。 (HP) <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/partnership.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/partnership.html</a></p> 	ポータルサイトから申し込み	商工部 中小企業振興局 中小企業経営支援課 電話：092-643-3425 ファクス：092-643-3427 メール： keieishien@pref.fukuoka.lg.jp	加算対象

- 各種経営相談・専門家派遣
- 金融
- ベンチャー・創業
- 販路拡大
- 新事業展開
- 設備導入・企業立地
- 技術
- 事業承継・安定化
- 雇用・人材
- 労働環境
- 地場産業・商店街
- 消防保安
- 商工会・中小企業
- 資料
- お問い合わせ先一覧

# 【お問い合わせ先一覧】

## 1 福岡県商工部


部署名	電話番号	FAX番号	主な所掌事務
商工政策課	092-643-3413	092-643-3417	部の人事・予算の総括、部の総合企画調整、経済交流グリーンアジア国際戦略総合特区ほか産業関連特区、地域経済牽引事業の推進
技術人材育成室	092-643-3415	092-643-3417	半導体分野やものづくり分野の技術人材の育成
スタートアップ推進課	092-643-3430	092-643-3226	創業・ベンチャー・スタートアップ支援、海外展開支援
先端技術産業振興課	092-643-3343	092-643-3421	半導体・デジタル産業、IoT、有機EL、IT産業、バイオ・メディカル、宇宙ビジネスの振興
自動車・水素産業振興課	092-643-3447	092-643-3847	自動車・水素産業の振興
企業立地課	092-643-3441	092-643-3443	企業誘致の推進、航空機産業の振興、工業団地の開発支援
中小企業振興局中小企業経営支援課	092-643-3423	092-643-3427	商工会・商工会議所、商店街振興、地域商品券、制度融資、高度化資金、経営革新支援、産業デザインの振興
中小企業技術振興課	092-643-3435	092-643-3436	中小企業の技術高度化支援、生産性向上支援
観光局観光政策課	092-643-3419	092-643-3431	観光振興施策の総合企画、通訳案内士法・旅行業法に関する業務、観光産業の振興、伝統的工芸品産業の振興
観光振興課	092-643-3429		国内・外国人観光客の来訪・周遊促進、観光地域の魅力向上

部署名	電話番号	FAX番号	所在地
福岡中小企業振興事務所	092-622-1040	092-622-1571	〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センター1階
久留米中小企業振興事務所	0942-33-7228	0942-31-2171	〒830-0022 久留米市城南町15-5 久留米商工会館3階
北九州中小企業振興事務所	093-512-1540	093-512-1541	〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1-35 北九州市立商工貿易会館6階
飯塚中小企業振興事務所	0948-22-3561	0948-21-0365	〒820-0040 飯塚市吉原町6-12 飯塚商工会議所ビル4階
計量検定所	092-939-1541	092-939-1542	〒811-2302 糟屋郡粕屋町大字大隈188-2
グローバルコネクト福岡	092-401-2029		〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目11-1 ONE FUKUOKA BLDG. 7階 CIC Fukuoka内
関西・中京事務所	06-6341-3627	06-6341-3622	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1丁目3-1-900 (大阪駅前第一ビル9階)
東京事務所	03-3261-9861	03-3263-7474	〒102-0083 東京都千代田区麹町1丁目12-1 住友不動産ふくおか半蔵門ビル2階
工業技術センター	092-925-7721	092-925-7724	〒818-8540 筑紫野市上古賀3丁目2-1
化学繊維研究所	092-925-7721	092-925-7724	〒818-8540 筑紫野市上古賀3丁目2-1
生物食品研究所	0942-30-6644	0942-30-7244	〒839-0861 久留米市合川町1465-5
インテリア研究所	0944-86-3259	0944-86-4744	〒831-0031 大川市大字上巻405-3
機械電子研究所	093-691-0260	093-691-0252	〒807-0831 北九州市八幡西区則松3丁目6-1

## 2 (公財) 福岡県中小企業振興センター

部署名	電話番号	主な所掌事務
総務地域経済部(総務課)	092-622-6230	財団の運営管理、総務・経理、中小企業振興センタービルの管理・運営
総務地域経済部 (経営力再構築課)	092-622-6322	設備貸与、設備資金貸付事業にかかる債権管理回収 (平成26年度末で新規貸与・貸付は終了)
	092-622-5432	経営サポートデスク(専門家派遣)、福岡よかところ起業支援金
	092-612-5003	中小企業経営革新・賃上げ緊急支援補助金
経営支援部(企画調整課)	092-622-7575	6次産業化・農商工連携
	092-260-6014	経営強化改善提案
よろず支援拠点ワンストップ相談窓口	092-622-7809	経営相談、セミナー開催
よろず支援拠点生産性向上支援センター	092-622-5930	中小企業・小規模事業者の生産性向上に係る支援
経営支援部(情報取引推進課)	092-622-6680	取引あっせん、展示会・商談会の開催、インターネット活用等による販路開拓支援、取引の適正化
経営支援部(自動車産業支援課)	092-622-0040	自動車産業アドバイザー等による取引支援、展示会・商談会の開催
知的財産支援センター	092-622-0035	知的財産に係る相談・指導及び専門家派遣、実務者育成セミナー開催、開放特許の移転
先進モビリティ産業総合支援センター (九州地域支援拠点)	092-402-5001	専門家等を活用した先進モビリティに関する経営課題分析、事業転換に向けた戦略策定、技術開発等の各種相談

## 3 九州経済産業局

局・部・課室名	電話番号	ホームページURL	
国際部	092-482-5423	<a href="https://www.kyushu.meti.go.jp/">https://www.kyushu.meti.go.jp/</a> 	
地域経済部	国際課		092-482-5430
	地域経済課		092-482-5430
	競争環境整備室		092-482-5492
	産業人材・デジタル経済室		092-482-5504
	企業成長支援課		092-482-5435
	産業技術革新課		092-482-5464
	知的財産室		092-482-5463
	情報政策課		092-482-5440
製造産業課	092-482-5442		
ヘルスケア・バイオ産業室	092-482-5438		
産業部	産業課		092-482-5432
	流通・サービス産業課		092-482-5455
	中小企業課		092-482-5449
	経営支援・金融課		092-482-5444
	経営力向上室	092-482-5550	
資源エネルギー環境部	環境・資源循環経済課	092-482-5471	

## 4 中小企業庁

局・部・課室名	電話番号	ホームページURL	
長官官房	広報相談室(広報室)	03-3501-5161	<a href="https://www.chusho.meti.go.jp/">https://www.chusho.meti.go.jp/</a> 
	広報相談室(相談室)	03-3501-5171	
事業環境部	企画課	03-3501-5231	
	調査室	03-3501-5241	
	金融課	03-3501-5271	
	財務課	03-3501-5281	
	取引課	03-3501-5291	
	取引課取適法相談窓口	03-3501-5293	
	消費税転嫁対策窓口	03-3501-4821	
経営支援部	経営支援課	03-3501-5331	
	小規模企業振興課	03-3501-5382	
	経営安定対策室	03-3501-5251	
	創業・新事業促進課	03-3501-5341	
	技術・経営革新室	03-3501-5351	
	商業課	03-3501-5361	

各種経営相談・  
専門家派遣

金融

ベンチャー・  
創業

販路拡大

新事業展開

設備導入  
企業立地

技術

事業承継・  
安定化

雇用・人材

労働環境

地場産業・  
商店街

消防保安

商工会議所・  
中小企業  
団体中央会

資料

お問い合わせ先  
一覧

## 5 (独) 中小企業基盤整備機構

	電話番号	FAX番号	ホームページURL
中小企業基盤整備機構九州本部	092-263-1500	092-263-1514	<a href="https://www.smrj.go.jp/regional_hq/kyushu/index.html">https://www.smrj.go.jp/regional_hq/kyushu/index.html</a> 

## 6 政府系金融機関

金融機関名	支店名	電話番号	ホームページURL
全国信用保証協会連合会		03-6823-1200	<a href="https://www.zensinhoren.or.jp/">https://www.zensinhoren.or.jp/</a> 
株式会社 日本政策金融公庫	福岡支店中小企業事業	092-431-5296	<a href="https://www.jfc.go.jp/">https://www.jfc.go.jp/</a> 
	北九州支店中小企業事業	093-531-9191	
	福岡支店国民生活事業	0570-089-302(ナビダイヤル)	
	福岡西支店国民生活事業	0570-089-806(ナビダイヤル)	
	北九州支店国民生活事業	0570-091-236(ナビダイヤル)	
	八幡支店国民生活事業	0570-092-501(ナビダイヤル)	
	久留米支店国民生活事業	0570-092-580(ナビダイヤル)	
株式会社 商工組合中央金庫	福岡支店	092-712-6551	<a href="https://www.shokochukin.co.jp/">https://www.shokochukin.co.jp/</a> 
	北九州支店	093-533-9567	
	久留米支店	0942-35-3381	

## 7 商工会議所

※各商工会議所のHPへは、<https://www.fukunet.or.jp/about/kenren/> よりアクセスしてください。

名称	電話番号	FAX番号	所在地	
福岡県商工会議所連合会	092-441-1112	092-474-3200	福岡市博多区博多駅前2-9-28	
福岡	福岡商工会議所	092-441-1110	092-474-3200	福岡市博多区博多駅前2-9-28
北九州	北九州商工会議所	093-541-0181	093-531-1799	北九州市小倉北区紺屋町13-1
	豊前商工会議所	0979-83-2333	0979-83-2976	豊前市大字八屋2013-2
	行橋商工会議所	0930-25-2121	0930-25-3488	行橋市中央1-9-50
	苅田商工会議所	093-436-1631	093-436-0268	京都郡苅田町富久町1-22-14
	中間商工会議所	093-245-1081	093-245-6166	中間市長津1-7-1
筑後	久留米商工会議所	0942-33-0211	0942-33-0933	久留米市城南町15-5
	大牟田商工会議所	0944-55-1111	0944-55-1114	大牟田市不知火町1-4-2
	八女商工会議所	0943-22-5161	0943-22-5164	八女市本村425-22-2
	柳川商工会議所	0944-73-7000	0944-73-3030	柳川市本町117-2 柳川商工会館
	大川商工会議所	0944-86-2171	0944-88-1144	大川市大字酒見221-6
	筑後商工会議所	0942-52-3121	0942-53-6508	筑後市大字和泉118-1
	朝倉商工会議所	0946-22-3835	0946-22-5166	朝倉市甘木955-11 朝倉商工会議所会館
筑豊	飯塚商工会議所	0948-22-1007	0948-22-0007	飯塚市吉原町6-12
	直方商工会議所	0949-22-5500	0949-25-0471	直方市殿町7-50
	田川商工会議所	0947-44-3150	0947-45-6073	田川市大黒町3-11
	豊前川崎商工会議所	0947-73-2238	0947-73-4301	田川郡川崎町大字川崎351-10
	嘉麻商工会議所	0948-52-0855	0948-52-0856	嘉麻市上山田502-3
宮若商工会議所	0949-32-1200	0949-32-1205	宮若市宮田3673-3	

## 8 商 工 会

※各商工会のHPへは、<https://shokokai.ne.jp/map-2/>よりアクセスしてください。

	名 称	電話番号	FAX番号	所 在 地
福 岡	志 賀 商 工 会	092-603-0112	092-603-1305	福岡市東区西戸崎1-5-18
	古 賀 市 商 工 会	092-942-4061	092-942-4062	古賀市天神2-1-10
	宇 美 町 商 工 会	092-932-0443	092-932-7563	糟屋郡宇美町宇美5-2-14
	篠 栗 町 商 工 会	092-947-4141	092-947-4451	糟屋郡篠栗町中央1-1-17
	志 免 町 商 工 会	092-935-1337	092-935-1349	糟屋郡志免町志免中央1-14-10
	須 恵 町 商 工 会	092-932-6700	092-932-8084	糟屋郡須恵町上須恵1167須恵町カルチャーセンター内
	新 宮 町 商 工 会	092-963-4567	092-962-4355	糟屋郡新宮町下府3-17-1
	久 山 町 商 工 会	092-976-1024	092-976-0071	糟屋郡久山町大字久原1064-11
	粕 屋 町 商 工 会	092-938-2456	092-938-2500	糟屋郡粕屋町若宮2-3-1
	宗 像 市 商 工 会	0940-36-2268	0940-36-7822	宗像市東郷1-3-10
	福 津 市 商 工 会	0940-42-0315	0940-43-6502	福津市中央2-10-6
	筑 紫 野 市 商 工 会	092-922-2361	092-921-1029	筑紫野市湯町3-2-5
	春 日 市 商 工 会	092-581-1407	092-575-0702	春日市伯玄町2-24
	大 野 城 市 商 工 会	092-581-3412	092-581-3703	大野城市瓦田2-6-12
	太 宰 府 市 商 工 会	092-922-4345	092-922-4579	太宰府市観世音寺1-2-1
	筑 後	那 珂 川 市 商 工 会	092-952-2949	092-952-9101
早 良 商 工 会		092-804-2219	092-804-4455	福岡市早良区東入部2-14-10
糸 島 市 商 工 会		092-322-3535	092-322-1113	糸島市前原北1-1-1
朝 倉 市 商 工 会		0946-52-0021	0946-52-3019	朝倉市宮野2053-2
筑 前 町 商 工 会		0946-22-3724	0946-24-1047	朝倉郡筑前町久光1045-1
東 峰 村 商 工 会		0946-74-2121	0946-74-2284	朝倉郡東峰村大字小石原941-1
小 郡 市 商 工 会		0942-72-4121	0942-72-4122	小郡市祇園1-6-2
大 刀 洗 町 商 工 会		0942-77-2182	0942-77-5599	三井郡大刀洗町大字富多819
久 留 米 東 部 商 工 会		0942-47-1231	0942-47-0823	久留米市善導寺町飯田424-1
田 主 丸 町 商 工 会		0943-72-2816	0943-73-0313	久留米市田主丸町田主丸510-4
久 留 米 南 部 商 工 会		0942-64-3649	0942-64-4850	久留米市三瀧町玉満2779-1
大 木 町 商 工 会		0944-32-1336	0944-33-0303	三瀧郡大木町大字八町牟田255-1
柳 川 市 商 工 会		0944-73-5400	0944-73-0892	柳川市三橋町今古賀56
み や ま 市 商 工 会		0944-63-8000	0944-63-8344	みやま市瀬高町下庄2208-1
八 女 市 商 工 会 (本 所)		0943-42-0153	0943-42-0209	八女市黒木町今1314-1
北 九 州		広 川 町 商 工 会	0943-32-0344	0943-33-1068
	う き は 市 商 工 会	0943-77-2239	0943-77-7509	うきは市浮羽町朝田582-1うきは市民センター2階
	芦 屋 町 商 工 会	093-222-2111	093-222-1201	遠賀郡芦屋町中ノ浜9-52
	水 巻 町 商 工 会	093-201-7551	093-202-9699	遠賀郡水巻町頃末北1-9-7
	岡 垣 町 商 工 会	093-282-0294	093-283-0198	遠賀郡岡垣町海老津駅前9-36
	遠 賀 町 商 工 会	093-293-0165	093-293-7196	遠賀郡遠賀町遠賀川2-6-18
	み や こ 町 商 工 会 (本 所)	0930-33-2086	0930-33-2819	京都郡みやこ町豊津1108
州	吉 富 町 商 工 会	0979-22-0228	0979-23-4741	築上郡吉富町広津424-1
	上 毛 町 商 工 会	0979-72-3195	0979-72-4740	築上郡上毛町大字垂水1321-1
	築 上 町 商 工 会	0930-56-0353	0930-56-1849	築上郡築上町椎田1755

各種経営相談  
専門家派遣

金 融

ベンチャー  
創業

販路拡大

新事業展開

設備導入  
企業立地

技 術

事業承継・  
安定化

雇用・人材

労働環境

地場産業・  
商店街

消防保安

商工会  
団体中央会  
中小企業

資 料

お問い合わせ先  
一覧

	名称	電話番号	FAX番号	所在地	
筑	若宮商工会	0949-52-0640	0949-52-1765	宮若市福丸250-1	
	小竹町商工会	0949-62-0315	0949-62-5163	鞍手郡小竹町大字勝野3519-6	
	鞍手町商工会	0949-42-0357	0949-42-4468	鞍手郡鞍手町大字中山2768	
	飯塚市商工会(本所)	0948-22-5382	0948-29-5416	飯塚市忠隈494	
	嘉麻市商工会(本所)	0948-42-1400	0948-43-0402	嘉麻市鴨生392-1	
	桂川町商工会	0948-65-0020	0948-65-0137	嘉穂郡桂川町土師2158-3	
	香春町商工会	0947-32-2070	0947-32-7397	田川郡香春町大字香春751	
	添田町商工会	0947-82-0244	0947-82-3084	田川郡添田町大字添田2062-2	
	豊	糸田町商工会	0947-26-0041	0947-26-2504	田川郡糸田町3657-1
		大任町商工会	0947-63-2241	0947-63-4019	田川郡大任町大字大行事3042-1
赤村商工会		0947-62-3333	0947-62-3544	田川郡赤村大字内田1166-1	
	福智町商工会	0947-28-5055	0947-28-2195	田川郡福智町赤池968	
	福岡県商工会連合会本所	092-622-7708	092-622-7798	福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センター7階	

## 9 福岡県中小企業団体中央会

※福岡県中小企業団体中央会 HPへは、<https://www.chuokai-fukuoka.or.jp/>よりアクセスして下さい。

名称	電話番号	FAX番号	所在地
本所	092-622-8780	092-622-6884	福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センター9階
北九州支所	093-531-0181	093-531-0469	北九州市小倉北区古船場町1-35 北九州市立商工貿易会館6階
筑後支所	0942-38-1563	0942-39-7882	久留米市城南町15-5 久留米商工会館3階
筑豊支所	0948-22-1159	0948-29-5493	飯塚市吉原町6-12 飯塚商工会議所3階

## 10 主要商工団体

	名称	電話番号	FAX番号	所在地
商 工 政 策 課	(一社)九州経済連合会	092-761-4261	092-724-2102	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通2丁目1-82 電気ビル共創館6階
	(公財)九州経済 調査協会	092-721-4900	092-721-4906	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通2丁目1-82 電気ビル共創館5階
	九州経済同友会	092-721-4901	092-721-4902	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通2丁目1-82 電気ビル共創館5階
	福岡経済同友会	092-721-4901	092-721-4902	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通2丁目1-82 電気ビル共創館5階
	福岡県経営者協会	092-715-0562	092-781-4149	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通2丁目1-82 電気ビル共創館6階
	(公財)九州生産性本部	092-771-6481	092-771-6490	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通2丁目1-82 電気ビル共創館6階
	(一社)九州ニュービジネス 協議会	092-833-3097	092-833-3088	〒814-0001 福岡市早良区百道浜2丁目1-22 福岡SRPセンタービル5階
	(一社)福岡県計量協会	092-939-2912	092-939-2912	〒811-2302 糟屋郡粕屋町大字大隈188-2 (福岡県計量検定所内)
	(公社)福岡県 トラック協会	092-451-7878	092-472-6439	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目18-8
(一社)福岡県バス協会	092-431-9704	092-452-3761	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3丁目10-17 陸運会館5階	
ス タ ー ト ア ッ プ 推 進 課	(一財)福岡コンベン ションセンター	092-262-4111	092-262-4701	〒812-0032 福岡市博多区石城町2-1
	(公財)北九州観光 コンベンション協会	093-511-6848	093-521-8845	〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3丁目8-1
	日本貿易振興機構 (ジェトロ)北九州 貿易情報センター	093-541-6577	093-551-2685	〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3丁目8-1 AIMビル8階
	日本貿易振興機構 (ジェトロ)福岡貿易 情報センター	092-471-5635	092-471-5636	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号 福岡商工会議所ビル7階
	(公社)福岡貿易会	092-452-0707	092-452-0700	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号 博多区役所庁舎9階
	(公社)北九州貿易 協	093-541-1969	093-522-5120	〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3丁目8-1 AIMビル8階
	(株)北九州輸入促進 センター	093-551-8828	093-551-8826	〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3丁目8-1 AIMビル5階
	グローバルコネク ト福岡ネットワーク	092-643-3430	092-643-3226	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県スタートアップ推進課内
先 端 技 術 産 業 振 興 課	(公財)北九州産業学術 推進機構	093-695-3111	093-695-3010	〒808-0135 北九州市若松区ひびきの2-1
	(公財)福岡県産業・ 科学技術振興財団	092-832-1301	092-832-1309	〒814-0001 福岡市早良区百道浜3-8-33
	(株)久留米 リサーチ・パーク	0942-37-6111	0942-37-6118	〒839-0864 久留米市百年公園1-1
	(公財)飯塚研究開発 機構	0948-21-1150	0948-21-2150	〒820-8517 飯塚市川津680-41
	(一社)福岡県情報 サービス産業協会	092-832-1344	092-845-1003	〒814-0001 福岡市早良区百道浜2丁目1-22 福岡SRPセンタービル3階

各種経営相談  
専門家派遣

金融

ベンチャー  
創業

販路拡大

新事業展開

設備導入  
企業立地

技術

事業承継・  
安定化

雇用・人材

労働環境

地場産業・  
商店街

消防保安

商工会議所  
団体中央会  
中小企業

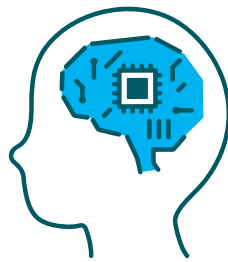
資料

お問い合わせ先  
一覧

	名称	電話番号	FAX番号	所在地
先端技術産業振興課	(株)福岡ソフトウェアセンター	0948-21-1281	0948-21-0173	〒820-0066 飯塚市幸袋526-1
	福岡バイオコミュニティ推進会議	0942-37-6124	0942-37-6367	〒839-0864 久留米市百年公園1番1号 (株)久留米リサーチ・パーク内
	福岡県半導体・デジタル産業振興会議	092-643-3445	092-643-3421	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県先端技術産業振興課内
	福岡県未来ITイニシアティブ	092-643-3453	092-643-3421	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県先端技術産業振興課内
自動車・水素産業振興課	福岡県水素グリーン成長戦略会議	092-643-3448	092-643-3847	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県自動車・水素産業振興課内
	北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議	092-643-3447	092-643-3847	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県自動車・水素産業振興課内
企業立地課	(株)久留米ビジネスプラザ	0942-31-3104	0942-31-3107	〒839-0801 久留米市宮ノ陣4丁目29番11号
中小企業経営支援課	福岡県商工会連合会	092-622-7708	092-622-7798	〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル7階
	福岡県商工会議所連合会	092-441-1112	092-474-3200	〒812-8505 福岡市博多区博多駅前2丁目9-28 福岡商工会議所ビル
	福岡県商店街連合会	092-622-8780	092-622-6884	〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル9階
	福岡県商店街振興組合連合会	092-622-8780	092-622-6884	〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル9階
	福岡県中小企業団体中央会	092-622-8780	092-622-6884	〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル9階
	(一社)福岡県中小企業経営者協会連合会	092-409-1425	092-409-1420	〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル11階
	(一社)福岡県中小企業家同友会	092-686-1234	092-686-1230	〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル11階
	福岡県火災共済協同組合	092-622-8071	092-622-8838	〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル8階
	福岡県繊維産業協議会	092-622-8780	092-622-6884	〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル9階
	福岡県建設関連産業協議会	092-477-6808	092-477-6740	〒812-0013 福岡市博多区博多駅前3丁目14-18 (一社)福岡県建設業協会内
	福岡県食品産業協	092-622-8780	092-622-6884	〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル9階
	(公財)福岡県中小企業振興センター	092-622-6230	092-624-3300	〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル6階
	福岡県信用保証協	092-415-2611	092-415-2620	〒812-8555 福岡市博多区博多駅前2丁目2-1
	日本貸金業協会福岡県支部	092-721-0117	092-721-0308	〒812-0013 福岡市博多区博多駅前1-18-25 第五博多借成ビル3階
	(一社)福岡県中小企業診断士協会	092-710-7781	092-710-7782	〒812-0013 福岡市博多区博多駅前2-9-25 アバンダント84-203号
	福岡県産業デザイン協	092-643-3449	092-643-3427	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 商工部中小企業経営支援課内
中小企業技術振興課	(一財)九州オープンイノベーションセンター	092-411-7391	092-472-6609	〒812-0013 福岡市博多区博多駅前2丁目13-24
	(公社)九州機械工業振興会	093-861-3003	093-861-3007	〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町1-1
	(一社)福岡県発明協会	092-409-5480	092-409-5485	〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル10階106号

	名称	電話番号	FAX番号	所在地
中小企業技術振興課	(株)福岡ソフト リサーチパーク	代表092-852-3400 オフィス賃貸/ホール会議室 092-852-3489	092-852-3500	〒814-0001 福岡市早良区百道浜2丁目1-22
	(一社)福岡県機械 金属工業連合会	092-612-5155	092-612-5178	〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル11階115号
	(一財)直鞍情報・産業 振興協会(ADOX 福岡)	0949-22-0575	0949-22-2700	〒822-0031 直方市大字植木849-1
	福岡県ものづくり 中小企業推進会議	092-612-5177	092-612-5178	〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル11階115号 (一社)福岡県機械金属工業連合会内
観光政策課	(公社)福岡県物産 振興会	092-651-7288	092-631-3674	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁11階
	福岡県伝統的工芸品 振興協議会	092-622-8780	092-622-6884	〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル9階
	(公財)久留米地域地場 産業振興センター	0942-44-3700	0942-43-1020	〒839-0809 久留米市東合川5丁目8-5
	(一財)大川インテリア 振興センター	0944-87-0035	0944-87-0056	〒831-0016 大川市大字酒見256-1
	(公社)福岡県観光連盟	092-645-0019	092-645-0020	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁7階
	福岡県観光 土産品協会	092-645-0019	092-645-0020	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁7階
	福岡県観光 温泉地協会	092-645-0019	092-645-0020	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁7階
	(公財)福岡観光コン ベンションビューロー	092-733-5050	092-733-5055	〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目5番31号
	(公財)久留米観光コン ベンション国際交流協会	0942-31-1717	0942-31-3210	〒830-0031 久留米市六ツ門町3-11 くるめりあ六ツ門6階
	(一社)福岡県 旅行業協会	092-452-1222	092-452-1224	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前4丁目8-15 博多鳳城ビル9階
福岡県旅館ホテル 生活衛生同業組合	092-737-5050	092-752-0117	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5丁目13-12 セントラルビル202	





編集・発行

(公財)福岡県中小企業振興センター

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9番15号 TEL.092-622-6230 FAX.092-624-3300

<https://www.joho-fukuoka.or.jp/>